

目 次

(平成 28 年)

第 1 回定例会

第 1 日目 (3 月 7 日)

| | |
|--|----|
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期の決定 | 3 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 行政報告 | 4 |
| 平成28年度 施政方針 | 7 |
| 議案第 1 号 中城村行政不服審査会条例 | 26 |
| 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 27 |
| 議案第 3 号 中城村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例 | 28 |
| 議案第 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | 30 |
| 議案第 5 号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 | 48 |
| 議案第 6 号 中城村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 | 49 |
| 議案第 7 号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | 50 |
| 議案第 8 号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 51 |
| 議案第 9 号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | 58 |
| 議案第10号 中城村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 | 59 |
| 議案第11号 中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 | 60 |
| 議案第12号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更 | 62 |
| 議案第13号 中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 64 |
| 議案第14号 中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例 | 65 |
| 議案第15号 中城村道路線の認定について | 67 |
| 議案第16号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更 | 68 |
| 報告第 1 号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について | 72 |

| | | |
|-------|-------------|----|
| 報告第2号 | 専決処分の報告について | 73 |
| 報告第3号 | 専決処分の報告について | 74 |
| 報告第4号 | 専決処分の報告について | 74 |
| 報告第5号 | 専決処分の報告について | 75 |

第2日目(3月8日)

| | | |
|--------|---|----|
| 議案第17号 | 平成27年度中城村一般会計補正予算(第6号) | 79 |
| 議案第18号 | 平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | 85 |
| 議案第19号 | 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) | 88 |
| 議案第20号 | 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号) | 90 |
| 議案第21号 | 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) | 92 |
| 同意第1号 | 監査委員の選任について | 94 |
| 同意第2号 | 教育委員会委員の任命について | 95 |
| 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて(中城村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例) | 96 |

第3日目(3月9日)

| | | |
|--------|---------------------------|-----|
| 議案第22号 | 平成28年度中城村一般会計予算 | 101 |
| 議案第23号 | 平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算 | 108 |
| 議案第24号 | 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算 | 111 |
| 議案第25号 | 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計予算 | 113 |
| 議案第26号 | 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算 | 115 |
| 議案第27号 | 平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算 | 118 |
| 議案第28号 | 平成28年度中城村水道事業会計予算 | 120 |

第4日目(3月10日)

| | | |
|-------|--|-----|
| 議案第1号 | 中城村行政不服審査会条例 | 127 |
| 議案第2号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 128 |
| 議案第3号 | 中城村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例 | 128 |
| 議案第4号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | 128 |
| 議案第5号 | 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 | 129 |
| 議案第6号 | 中城村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 | 129 |
| 議案第7号 | 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | 130 |

| | | |
|--------|--------------------------------------|-----|
| 議案第8号 | 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 130 |
| 議案第9号 | 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | 131 |
| 議案第10号 | 中城村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 | 131 |
| 議案第11号 | 中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 | 131 |
| 議案第12号 | 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更 | 133 |
| 議案第13号 | 中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 133 |
| 議案第14号 | 中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例 | 134 |
| 議案第15号 | 中城村道路線の認定について | 138 |
| 議案第16号 | 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更 | 138 |
| 議案第17号 | 平成27年度中城村一般会計補正予算(第6号) | 139 |
| 議案第18号 | 平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | 142 |
| 議案第19号 | 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) | 143 |
| 議案第20号 | 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号) | 143 |
| 議案第21号 | 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) | 144 |

第5日目(3月11日) 休 会(金) 災害避難訓練(添石・屋宜)

第6日目(3月12日) 休 会(土)

第7日目(3月13日) 休 会(日)

第8日目(3月14日)

| | | |
|--------|---------------------------|-----|
| 議案第22号 | 平成28年度中城村一般会計予算 | 147 |
| 議案第23号 | 平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算 | 172 |
| 議案第24号 | 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算 | 172 |
| 議案第25号 | 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計予算 | 172 |
| 議案第26号 | 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算 | 172 |
| 議案第27号 | 平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算 | 173 |
| 議案第28号 | 平成28年度中城村水道事業会計予算 | 173 |

第9日目(3月15日) 委 員 会(火) 委員会審議

第10日目(3月16日) 委 員 会(水) 委員会審議

第11日目（3月17日） 委員会（木） 委員会審議

第12日目（3月18日） 委員会（金） 委員長取りまとめ

第13日目（3月19日） 休 会（土）

第14日目（3月20日） 休 会（日）

第15日目（3月21日） 休 会（月） 春分の日

第16日目（3月22日） 委員会（火） 委員会審議（連合審査）

第17日目（3月23日） 委員会（水） 委員会審議（連合審査）

第18日目（3月24日）

一般質問

| | | |
|-------------|-------|-----|
| 3番 大城 常良 議員 | | 177 |
| 13番 仲座 勇 議員 | | 188 |
| 1番 石原 昌雄 議員 | | 194 |
| 8番 伊佐 則勝 議員 | | 199 |

第19日目（3月25日）

一般質問

| | | |
|---------------|-------|-----|
| 5番 仲松 正敏 議員 | | 207 |
| 10番 安里 ヨシ子 議員 | | 217 |
| 15番 宮城 重夫 議員 | | 225 |
| 12番 新垣 博正 議員 | | 235 |

第20日目（3月26日） 休 会（土）

第21日目（3月27日） 休 会（日）

第22日目（3月28日）

一般質問

| | | |
|--------------|-------|-----|
| 9番 新垣 徳正 議員 | | 247 |
| 14番 新垣 善功 議員 | | 257 |
| 7番 金城 章 議員 | | 266 |
| 6番 新垣 貞則 議員 | | 274 |

第23日目（3月29日）

| | | |
|--------|--|-----|
| 議案第1号 | 中城村行政不服審査会条例 | 289 |
| 議案第3号 | 中城村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例 | 289 |
| 議案第14号 | 中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例 | 290 |
| 議案第22号 | 平成28年度中城村一般会計予算 | 291 |
| 議案第23号 | 平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算 | 306 |
| 議案第24号 | 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算 | 307 |
| 議案第25号 | 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計予算 | 308 |
| 議案第26号 | 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算 | 309 |
| 議案第27号 | 平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算 | 310 |
| 議案第28号 | 平成28年度中城村水道事業会計予算 | 311 |
| 陳情第1号 | 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情 | 312 |
| 意見書第4号 | 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書 | 312 |
| 発議第1号 | 専決処分事項の指定について | 317 |
| 決議第1号 | 閉会中の所管事務調査について | 318 |
| 決議第2号 | 閉会中の議員派遣について | 322 |
| 意見書第1号 | 日米地位協定の見直しに関する意見書 | 323 |
| 意見書第2号 | 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書 | 325 |
| 意見書第3号 | 米軍人による女性暴行事件に関する意見書 | 328 |
| 決議第3号 | 米軍人による女性暴行事件に関する抗議決議 | 328 |

第1回 定例会

平成28年第1回中城村議会定例会会期日程表

開 会 平成28年3月7日

会 期 23 日間

閉 会 平成28年3月29日

| 日 次 | 月 日 | 曜日 | 開議時刻 | 会議名 | 事 項 |
|------|-------|----|-------|-----|---|
| 第1日 | 3月7日 | 月 | 午前10時 | 本会議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告、施政方針 議案第1号、2号、3号、4号、5号、6号、 7号、8号、9号、10号、11号、12号、13号、 14号、15号、16号に対する説明 報告第1号、2号、3号、4号、5号に対する 説明 |
| 第2日 | 3月8日 | 火 | 午前10時 | 本会議 | 議案第17号、18号、19号、20号、21号に対する 説明 同意第1号、2号及び、承認第1号に対する説 明、質疑、討論、採決 |
| 第3日 | 3月9日 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 議案第22号、23号、24号、25号、26号、27号、 28号に対する説明 |
| 第4日 | 3月10日 | 木 | 午前10時 | 本会議 | 議案第1号、2号、3号、4号、5号、6号、 7号、8号、9号、10号、11号、12号、13号、 14号、15号、16号、17号、18号、19号、20号、 21号に対する質疑、討論、採決 |
| 第5日 | 3月11日 | 金 | | 休 会 | 災害避難訓練（添石・屋宜） |
| 第6日 | 3月12日 | 土 | | 休 会 | |
| 第7日 | 3月13日 | 日 | | 休 会 | |
| 第8日 | 3月14日 | 月 | 午前10時 | 本会議 | 議案第22号、23号、24号、25号、26号、27号、 28号に対する質疑（委員会付託） |
| 第9日 | 3月15日 | 火 | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議 |
| 第10日 | 3月16日 | 水 | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議 |
| 第11日 | 3月17日 | 木 | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議 |
| 第12日 | 3月18日 | 金 | 午前10時 | 委員会 | 委員長取りまとめ |
| 第13日 | 3月19日 | 土 | | 休 会 | |
| 第14日 | 3月20日 | 日 | | 休 会 | |
| 第15日 | 3月21日 | 月 | | 休 会 | 春分の日 |
| 第16日 | 3月22日 | 火 | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（連合審査） |
| 第17日 | 3月23日 | 水 | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（連合審査） |
| 第18日 | 3月24日 | 木 | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 |
| 第19日 | 3月25日 | 金 | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 |
| 第20日 | 3月26日 | 土 | | 休 会 | |
| 第21日 | 3月27日 | 日 | | 休 会 | |
| 第22日 | 3月28日 | 月 | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 |
| 第23日 | 3月29日 | 火 | 午前10時 | 本会議 | 委員長報告、質疑、討論、採決及び陳情・発議 等採決 閉会 |

平成28年第1回中城村議会定例会（第1日目）

| | | | | |
|------------------------|--------------|---------------------|------------------|-------|
| 招集年月日 | 平成28年3月7日（月） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開会 | 平成28年3月7日（午前10時00分） | | |
| | 散会 | 平成28年3月7日（午後2時18分） | | |
| 応招議員 （出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | 1番 | 石原昌雄 | 9番 | 新垣徳正 |
| | 2番 | 外間博則 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | 3番 | 大城常良 | 11番 | 新垣光栄 |
| | 4番 | 欠員 | 12番 | 新垣博正 |
| | 5番 | 仲松正敏 | 13番 | 仲座勇 |
| | 6番 | 新垣貞則 | 14番 | 新垣善功 |
| | 7番 | 金城章 | 15番 | 宮城重夫 |
| | 8番 | 伊佐則勝 | 16番 | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | 12番 | 新垣博正 | 13番 | 仲座勇 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 知名勉 | 議事係長 | 比嘉保 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長 | 浜田京介 | 企画課長 | 與儀忍 |
| | 副村長 | 比嘉正豊 | 企業立地・観光推進課長 | 屋良朝次 |
| | 教育長 | 呉屋之雄 | 都市建設課長 | 新垣正 |
| | 総務課長 | 新垣親裕 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之 |
| | 住民生活課長 | 仲村盛和 | 上下水道課長 | 仲村武宏 |
| | 会計管理者 | 比嘉義人 | 教育総務課長 | 名幸孝 |
| | 税務課長 | 稲嶺盛昌 | 生涯学習課長兼生涯学習係長 | 新垣一弘 |
| | 福祉課長 | 仲松範三 | 教育総務課長主幹 | 伊波正明 |
| | 健康保険課長 | 比嘉健治 | | |

議 事 日 程 第 1 号

| 日 程 | 件 名 |
|------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸般の報告 |
| 第 4 | 行政報告 |
| 第 5 | 平成28年度 施政方針 |
| 第 6 | 議案第 1号 中城村行政不服審査会条例 |
| 第 7 | 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 8 | 議案第 3号 中城村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例 |
| 第 9 | 議案第 4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 第 10 | 議案第 5号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 11 | 議案第 6号 中城村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 12 | 議案第 7号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 13 | 議案第 8号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 14 | 議案第 9号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 15 | 議案第10号 中城村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 16 | 議案第11号 中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 17 | 議案第12号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更 |
| 第 18 | 議案第13号 中城村汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 19 | 議案第14号 中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例 |
| 第 20 | 議案第15号 中城村道路線の認定 |
| 第 21 | 議案第16号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更 |
| 第 22 | 報告第 1号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について |
| 第 23 | 報告第 2号 専決処分の報告について |
| 第 24 | 報告第 3号 専決処分の報告について |
| 第 25 | 報告第 4号 専決処分の報告について |
| 第 26 | 報告第 5号 専決処分の報告について |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。ただいまより平成28年第1回中城村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

休憩します。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時02分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番 新垣博正議員及び13番 仲座 勇議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日3月7日から3月29日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、本議会の会期は本日3月7日より3月29日までの23日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成27年12月4日より、平成28年3月6日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

#### 記

##### 1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成27年12月、平成28年1月、2月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。また、11月9日から19日までの間実施された平成27年度定期監査報告書が1月25日に提出されております。

##### 2 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、後期高齢者医療広域連合議会の報告につい

て

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

##### 3 請願・陳情等の処理について

期間中に受理した請願・陳情等は5件受理し、3月4日の議会運営委員会で協議した結果、

『軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性及び予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情』は文教社会常任委員会に付託します。他4件は資料配布にとどめることにします。

##### 4 沖縄県町村議会議長会関係について

1月22日(金)町村議会広報研修会が自治会館で開催されております。

2月15日(月)沖縄県議会議員及び市町村議会議員交流会が自治会館で開催され、議長、副議長が参加しております。

2月16日(火)定例理事会及び定期総会が自治会館で開催され、議長、事務局長が出席しております。

2月18日(木)町村議会議員・事務局職員研修会が那覇市で開催されております。

この中におきまして、2月16日の件を2点ほど報告したいと思います。この町村議会議長会の明細、議案案件がついてはいますけれども、この2月16日の議案第1号、真ん中よりちょっと下のほうですが、(1)日米地位協定の見直しに関する要望決議、(2)沖縄県の道路網の整備促進に関する要望決議、その他決議がありましたけれども、この2点に関しまして改めて県の町村議会議長会より、これは前回でほとんど決議は済んでおりますが、去年の11月に全国議長大会において特別決議ということで、この地位協定に関する決議の件ですけれども、九州の議長会の審査を経て東京の全国大会で発表され

ております。これは全国で今回が初めてということで、特筆すべきもので、これをさらに再度議決していただいて、一步でも二歩でも前進させたいという意向がありまして、再度、各市町村に決議をお願いしておりますので、よろしくお願いたします。それから道路網整備に関する決議も、MICE（マイス）関係で西原町、中城村も関連が出てきております。内容的にはまだ詰めるところがありますので、後日、全協で協議して文言は決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

4 番目にもう1点、2月18日に飯綱町の議会における議会改革と議員報酬・議員定数についてという研修、皆さん全員受講しておりますが。その中で非常に斬新な、新しい議会改革ということであわせて全協で諮って、議員等の申し合わせ事項を作成し、執行部とこれを調整していきたいと思っております。内容的には、一般会計の予算・決算は款別に質疑するという向こうからのアドバイスがありまして、このほうが質疑はやりやすいんじゃないかということで議員同士で話し合いをしております。中身をまとめて執行部と調整したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

#### 5 中部町村議会議長会関係について

1月22日（金）1月定例会が読谷村で開催され、議長と事務局長が出席しております。詳細については別紙をご参照下さい。

#### 6 その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。まず最初に1枚ずりのほうを御参照いただきたいと思っております。行政報告、平成27年12月から平成28年2月にかけてを抜粋して御報告いた

します。

まず12月1日、子どもの貧困に関する内閣府との意見交換会に参加をして、これも昨今、新聞等で取り沙汰されております子どもの貧困に関する問題を全市町村で解決をしていこうということで、会議が行われております。

12月5日には、中城産業まつりが行われております。5日と6日にかけてでございます。

12月19日、クリスマス音楽花火フェスティバルがメインパークのほうで行われました。これは初めての試みで、東海岸サンライズ協議会として参加をしております。

12月20日には、わかていだを見る集いが城跡で行われております。

12月23日にも、城跡にてツワブキまつりが開催されております。

1月に入りまして、4日から10日にかけてはそれぞれハチウクシー（初興し）、出初式、新春の集い、成人式と参加をしております。

1月18日、ガンバ大阪の歓迎式。こしはガンバ大阪、川崎フロンターレ、横浜マリノス、J1の3チーム。それとなでしこジャパン、そして2月までの間にそれぞれ歓迎式を行っております。

1月22日には、子ども・子育て会議。これは県の町村会の代表として参加をしております。

2月に入りまして、2月1日には、沖縄振興会議及び市町村協議会。これも全41市町村がそろいまして、平成28年度の一括交付金の割り振り、その説明の協議が行われました。本村にとりましても例年どおりの、多少の小さな数字の変動はありますが、例年どおりでございます。

2月12日には、AED覚書締結式を行いました。これは本村内のコンビニエンスストア、それプラス北上原の新栄石油が協力をしていただきまして、AED設置の覚書締結式が行われております。

2月2日、沖縄のヤギ振興における6次産業

化への期待ということで、総合事務局においてシンポジウムが開かれて参加をしております。はごろも牧場を中心としたヤギの6次産業化についての議論が交わされております。同じく22日は、火葬場首長会議、これは宜野湾市役所におきまして、新聞等でも報道がありましたとおりですが、本村も含めて5市町村の協議会の解散という結論に至っております。

2月25日には、20数年ぶりに本村の社会福祉大会が開催をされまして、参加をしております。

2月28日、これはグスクの響き、北中城と中城の青年会を中心とした中城城跡におけるイベントでございますが、5,000人以上の方が見られて、大いに盛り上がっていたところでございます。

以上、行政報告を終わります。

続きまして、主要施策の執行状況調書（第4・四半期分）でございます。読み上げて御報告をいたします。

まず1ページのほうから。1ページ、総務課。事業名、契約年月日、契約方法、契約金額、契約の相手方の順に御報告いたします。11節、平成27年度災害対策本部消耗品整備事業、平成28年1月14日、随意契約、55万4,500円、株式会社トーエイ。13節、平成27年度災害関係表示板作成業務、平成28年1月27日、随意契約、66万9,600円、株式会社リック。18節、平成27年度AED購入事業、平成27年12月28日、指名競争入札、688万9,320円（99.4%）、株式会社プロアライアンス。

続いて企画課のほうでございます。11節、村勢要覧増刷業務、平成28年2月18日、随意契約、92万6,100円、有限会社サン印刷。18節、総合行政ネットワーク関連機器更改業務、平成28年2月10日、指名競争入札、291万6,000円（73%）、株式会社富士通エフサス。18節、バックアップNAS機器更改業務、平成28年2月17日、随意契約、60万2,640円（84.9%）、株

式会社オキジム。19節、中間サーバー・プラットフォーム負担金、平成28年2月10日、補助金、558万6,000円、これは100%でございます。地方公共団体情報システム機構。

続いて税務課でございます。13節、土地システム評価委託業務、平成27年12月1日、随意契約、358万9,704円、協同組合沖縄県システム評価センター。

農林水産課。13節、中城農業振興地域整備計画基礎調査委託業務、平成27年12月9日、随意契約、540万円（89.9%）、株式会社リック。15節、中城村緑化推進施設整備事業（肥料小屋整備）でございます。平成28年2月18日、指名競争入札、561万6,000円（95.4%）、三善建設株式会社。16節、中城村緑化推進施設整備事業（原材料購入）でございます。平成28年2月15日、指名競争入札、117万6,120円（99%）、有限会社ピース造園土木。

企業立地・観光推進課。19節、中城村歴史文化振興発信事業実行委員会補助金、平成28年1月7日、補助金、1,700万円、中城村歴史文化振興発信事業実行委員会。同じく19節、中城村グスクの響き実行委員会補助金、平成28年1月19日、補助金、804万円、中城村グスクの響き実行委員会。

都市建設課。13節、平成27年度市町村道未買収用地測量業務委託、平成27年12月11日、指名競争入札、81万円（98.6%）、株式会社双葉測量設計。13節、道路反射鏡・防犯灯設置工事、平成27年12月11日、指名競争入札、127万4,400円（65.5%）、沖縄道路興業株式会社。同じく13節、久場前浜原線調査業務、平成28年1月15日、指名競争入札、85万3,200円（97.5%）、株式会社沖縄ランドコンサルタント。13節、平成27年度調査業務（その5）、平成27年12月8日、随意契約、583万2,000円（89.1%）、株式会社与那嶺測量設計。同じく13節、平成27年度調査業務（その6）、平成27年12月15日、随意契約、

677万1,600円（90.2%） 有限会社MUI景画。

13節、平成27年度南上原地区出来形確定測量委託業務、平成28年2月1日、随意契約、577万8,000円（89.9%） 株式会社与那嶺測量設計。13節、平成27年度南上原産業廃棄物収集運搬処理委託業務（その3）平成28年2月19日、随意契約、73万80円（96.6%） 裕起リサイクル。15節、南上原地区築造（27-5工区）平成27年12月22日、指名競争入札、3,571万7,760円（92.9%） 喜舎場石材。15節、南上原地区築造（27-6工区）平成28年1月25日、指名競争入札、4,055万4,000円（92.9%） 株式会社内間土建。15節、南上原地区築造（27-7工区）平成28年2月26日、指名競争入札、3,483万円（93.4%） 有限会社仲真設備工業。

17節、久場前浜原線用建設事業用地費、平成27年12月15日他、これは随意契約で3,795万509円、6筆でございます。22節、物件補償、平成27年12月24日他、随意契約、2,773万7,200円、これは6件でございます。

教育総務課。15節、普天間飛行場周辺中城村立中城南小学校防音工事（除湿換気）でございます。平成28年1月8日、指名競争入札、1,857万6,000円（97.9%） 株式会社沖縄エンジニア。18節、平成27年度中城中学校デジタル教科書購入、平成28年2月10日、随意契約、155万3,000円、沖縄県教科書供給株式会社。18節、平成27年度小学校用デジタル教科書購入業務、平成28年2月18日、指名競争入札、197万5,860円（92.4%） 有限会社沖縄教育サイエンス。18節、平成27年度中城南小学校校舎増築に伴う備品購入業務、平成28年2月18日、指名競争入札、270万円（92.6%） 株式会社オキジム。

生涯学習課。13節、平成27年度中城城跡出土金属製品保存処理委託業務、平成27年12月8日、随意契約、86万4,000円（91.2%） 株式会社文化財サービス沖縄営業所。13節、平成27年度中城城跡岩盤動態状況解析委託業務、平成27年12

月9日、随意契約、81万円（88.8%） 株式会社真南風。13節、平成27年度中城城跡測量図化委託業務、平成28年1月28日、指名競争入札、1,300万3,200円（99.5%） 株式会社琉球サーベイ。13節、平成27年度歴史の道整備工事監理委託業務、平成27年12月22日、随意契約、118万8,000円（95.7%） 株式会社真南風。15節、平成27年度中城城跡整備工事、平成28年1月28日、指名競争入札、324万円（83.3%） 有限会社ピース造園土木。

15節、平成27年度歴史の道整備工事、平成27年12月22日、指名競争入札、1,627万200円（94.7%） 喜舎場石材。18節、中城村郷土図書購入、平成27年12月1日、指名競争入札、1,109万4,624円（81.5%） 株式会社紀伊國屋書店九州営業部。18節、中城村郷土AV資料購入、平成28年2月1日、指名競争入札、139万9,680円（88.8%） 株式会社図書館流通センター。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 続いて教育行政報告を行います。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。平成27年12月から平成28年2月までの教育行政報告をいたします。

12月5日、中城村産業まつりに参加。JAを初め、多くの村内産業から出品があり、賑わっておりました。

13日、海外短期留学実行委員会とアメリカのコミュニティカレッジとの調印式に参加。将来の留学先ワシントン州、ショーライン・コミュニティカレッジの学長と南城市、東村、中城村、北中城村間で調印式がありました。

18日、定例教育委員会会議。成人式及びCG運動について話し合っております。

20日、わかてだを見る集いに参加。特別企画として、結婚誓いの議が行われました。参加者

は約1,000名と報告を受けております。同じ日、C G G運動に参加。その運動は字行事と一体のため、参加者が1,493名との報告を受けております。

22日、イルミネーション並びに点灯式に参加。電照文字「結」点灯で歓声があり、子供たちへのプレゼントもありました。

1月4日、中城村ハチウクシー（初興し）に参加。村長の挨拶の後、全課長から抱負の発言がありました。

6日、中北消防出初式に参加。管理者訓示後、人命救助功労及び永年勤続表彰、それから消防訓練がありました。

7日、新春の集いに参加。商工会員事業所、それから行政等が会し、夢や希望を語り合う集いでした。

10日、中城村成人式に参加。中城ジュニアオーケストラによる演奏、お祝いの演奏、それから祝辞、新成人の恩師のビデオレター、津覇の獅子舞の演舞がありました。

15日、海外短期留学実行委員会総会に参加。大宜味村がこれまで参加しておりましたけれども、大宜味村が脱会するというので、1市3村になっております。

17日、ごさまるトリムマラソン大会開会式に参加。体育振興により、健康づくり、生きがいづくりを図るための事業であります。

22日、第1回定例教育委員会会議。新しい交通モデル事業（中型バス購入）及び郷土図書購入契約等について話し合っております。

2月3日、文化財防災訓練に参加。文化財を火災から守る訓練で、中村家及び中城城跡で行われております。

8日、市町村教育委員及び教育長研修会に参加。県教育委員会と市町村教育委員会の共通理解を図ることにより、教育行政運営に資するのが目的であります。

13日、中頭地区学力向上実践推進大会に参加。

10市町村の児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育委員会の成果等を検証し、その改善に努めるのが目的であります。

19日、教職員の定期人事異動内示がありまして、教諭の人事異動内示がありまして、本村では本務の転出教諭が16名、転入教諭が20名です。

21日、おきなわマラソン大会に参加。県スポーツ振興に貢献するとともに、中部圏域の地域活性化に寄与するのが趣旨であります。

22日、第2回定例教育委員会会議に参加。平成28年度管理職の人事異動内示についてありました。

25日、中城村社会福祉大会に参加。住民が支え合えるまちづくりのため、村民や行政等が地域福祉に取り組む確認大会でありました。

以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時30分）

~~~~~

再開（10時38分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 平成28年度 施政方針を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは平成28年度 施政方針を行います。

平成28年度 施政方針

1. はじめに

本定例会は、平成28年度一般会計予算をはじめとする議案をご審議いただきますが、諸議案の説明に先立ちまして、村長としての施政方針を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

早いもので、村長就任2期目も最終年度を迎えておりますが、これまで村民の皆様思いを胸に各種施策や事業に取り組んでまいり

ました。

昨年2月の日本経済新聞に掲載されました、人口増加率、合計特殊出生率などのデータをもとにした、子育てしやすいまちランキングで全国第2位の称号をいただきました。

一丁目一番地の政策として就任から一貫して掲げております子育てに優しい村づくりが、花開いたことを実感するとともに喜びを感じております。

新年度は、これまで取り組んでまいりました8年間の集大成の年として「住みたい村・住みよい村・住み続けたい村」づくりに邁進してまいります。

さて、我が国の状況は、本格的な人口減少時代を迎え、今後、さらなる少子高齢化が進み人口減少に向かうことが予測されております。

加えて、地方と大都市圏の経済格差の拡大が、若い世代の地方から大都市への流出へと繋がり、さらなる地方の人口減少を招いております。

地方の人口減少は、地域経済に消費市場の規模縮小や人手不足を生み出し、さらには地域住民の経済力の低下と地域社会の様々な基盤の維持を困難にしており、地方の衰退へと繋がっております。

地方衰退の連鎖は、いずれ大都市圏へと展開し、国の競争力が弱まることは必至であることから、国はこれまでにない危機感を持って、人口減少克服と地方創生に取り組んでおります。

全国各地地方自治体においても地方版総合戦略を策定して、人口減少克服と地方への好循環拡大に向けた取り組みが行われております。

本村におきましては、平成27年国勢調査として、平成28年2月26日付第1回速報値ではございますが、平成22年10月1日国勢調査人口17,680人（確定値）から平成27年10月1日

国勢調査人口19,452人（速報値）と人口で1,772人の増加、全国20位の人口増減率10%として公表されております。

全国平均のマイナス0.7%、県平均の3%の増加率と比較してもわかる著しい人口増加は、これまでの本村の取り組みとして南上原区画整理事業をはじめとする、各種施策の事業展開が成功している結果だと認識しております。

現在、本村においても、人口増加が南上原へ集中している現状と人口構成や人口動向の分析を行い、目指すべき人口推計をまとめた「中城村人口ビジョン」と、その計画人口の達成へ向けた今後5年間で行うべき施策をまとめた「中城村総合戦略」の策定に取り組んでおります。

これからも継続した人口増加を維持するために中城村の魅力と個性を飛躍させ、さらなる村の繁栄・発展へ導く中城村の創生に取り組んでまいります。

昨年の取り組みとして、村のポテンシャルと地名度のさらなる向上を目指し、世界遺産「中城城跡」や「護佐丸公」の歴史文化遺産と観光資源を活用した「プロジェクションマッピング」など様々なイベントを継続して実施いたしました。

引き続き3月には、「世界遺産劇場」として歌舞伎の特別公演、4月にも若者を集客出来るイベントを立て続けに誘致しております。

ごさまる陸上競技場においては、国内トップクラスのガンバ大阪をはじめとしたJ1の3チームの他、なでしこジャパンのキャンプを誘致し、1万8千人余の観戦者が訪れております。

イベント、キャンプとも全国ネットのテレビ放映をはじめ、各種メディアにて取り上げていただきましたおかげで、話題の絶えない活気と魅力あふれるまちづくり事業として展

開する事ができました。

昨年の9月からは護佐丸バスの本格運行もスタートし、1月末現在の累積利用者数として11,771人の方が乗車され、村民の新たな生活支援交通として定着しはじめております。

また、本村の念願でありました護佐丸歴史資料図書館の建設工事も完了し、平成28年5月30日（護佐丸の日）の開館に向けた最終準備に取り組んでおります。

開館後は、沖縄や中城村の歴史、文化、世界遺産をはじめとして、村民が学び憩える快適な施設として、利用しやすく愛される施設運営に取り組んでまいります。

平和行政への取り組みとしては、昨年の戦後70年の節目にあたり、犠牲となった多くの命と失ったものの大きさを考えたとき、改めて平和の大切さを痛感した年でした。

これまでも沖縄戦の尊い犠牲の上に、私たちは平和の歩みを進めてまいりましたが、先の大戦で犠牲になられた方々の御霊を慰めるとともに世界の恒久平和を願い、平成27年11月7日に村として平和宣言を行いました。

これからも、戦争のない平和な社会に暮らせるよう、平和なむらづくりの一環として、「建白書を実現する中城村民会議」と連帯して翁長知事の取り組みへの支援を行い、知事と連携した辺野古の新基地建設反対と普天間飛行場の県外移設を訴え続けてまいります。

子育て支援の政策として「第3子以降保育料無料化事業」、「第3子以降給食費助成事業」、「待機児童世帯助成事業」、「ひとり親家庭学童クラブ利用料助成事業」、「母子及び父子家庭等医療費助成事業」、「ファミリーサポートセンター事業」、「病児病後児保育委託事業」と様々な施策を展開してまいりましたが、本村においても、全国的に問題となっております子どもの貧困問題を喫緊の最重要課題と位置づけ取り組んでいかなければなりま

せん。

国、県の施策と連携した支援策として、家庭や学校及び地域との情報共有を図りながら、貧困の実態調査や相談事業を行う子ども支援専門嘱託員を配置します。

小学校へは、子どもに寄り添う支援として、放課後の行き場がない子どもたちのための居場所づくりと食事の提供を実施し、問題を抱えている児童への支援を行ってまいります。

中学校へは、学校支援員を配置し、授業に臨めない課題のある生徒に学習環境の提供を行います。同時に放課後学習支援として、手厚い学習指導を実施し学力向上につとめてまいります。

すべての子どもたちが、自分で思い描く理想の未来を持てるよう、子どもを取り巻く環境の改善を図ってまいります。

また、不妊に悩む夫婦への助成事業も継続し「妊娠・出産・子育て・教育」を包括的政策として展開し、子育て世代に最適な環境構築につとめてまいります。

2. 本年度の重点施策

子どもの貧困対策

沖縄県の子どもの貧困率は、全国平均の2倍を越す現状から、喫緊の最重要課題として、子ども支援専門嘱託員を配置し実態調査及び相談事業を実施、子どもに寄り添う支援として、対象の子どもの居場所づくりと食事の提供を行い、子どもの貧困対策に取り組んでまいります。

準要保護児童生徒援助費の拡充

経済的な理由により就学困難な児童生徒に対し、教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように、準要保護児童生徒就学援助事業の拡充を行います。

40歳記念総合がん検診及びがん検査助成

働き盛り世代の生活習慣病予防、がん予防並びに健康に対する意識の啓発を目的に、平成28年度から特定健診とがん検診を組み合わせた「40歳記念総合がん検診」及び身体に負担の少ない血液検査によるがん検診「アミノインデックスがん検診助成」を新たに実施いたします。

東海岸地域サンライズ推進協議会

M I C E 施設の建設決定を受け、平成28年度は県と4町村で連携し、交通体系の拡充及び(仮称)M I C E 街づくりビジョンなど土地利用の基本計画の策定業務を実施いたします。

第12回中城護佐丸まつり事業

村民意識の高揚と親睦による地域活性化及び観光の振興と伝統文化・芸能の振興を目的として「第12回中城護佐丸まつり」を開催いたします。

農業振興地域整備計画策定業務

優良農地の確保・有効利用及び土地需要の動向を勘察し、調和のとれた農業振興地域整備計画の策定に取り組んでまいります。

中城村第四次総合計画後期基本計画の策定業務

村の最上位計画である、第四次総合計画の前期基本計画が最終年度を迎えており、これまで前期基本計画の検証、評価を行うとともに、地域及び社会情勢の変化を踏まえ、各施策を総合的かつ体系的に整理した後期基本計画の策定に取り組んでまいります。

護佐丸歴史資料図書館の活用推進

歴史展示室、資料図書室、防災施設の3つの機能を有する護佐丸歴史資料図書館を村民の学び舎として利用しやすい施設運営に取り組んでまいります。

観光振興地盤強化整備事業

中城城跡を中心とした各種イベントの充実に伴う、さらなる観光客誘客のため、公営

駐車場の整備を検討してまいります。

3. 部門別主要施策

(1) 教育・文化の振興

幼児教育と学校教育の充実

幼児・学校教育においては、幼稚園教育要領や小学校及び中学校学習指導要領を踏まえ、幼児・児童・生徒に「生きる力」の構成要素である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成するため、家庭や地域と連携を密に取り学校の教育力の向上を図り、信頼される学校づくりにつとめてまいります。

学力向上推進の一環として、対米請求権地域振興助成事業を活用し、小中学校における「学力向上推進事業」及び中学校における「学習支援事業」を継続し、児童生徒の「確かな学力」の向上を目指してまいります。

また、「外国語指導助手」を引き続き小中学校に配置し、国際理解教育の推進とこれからの教育に不可欠なICTについても専門員を配置し、情報教育の推進も図ってまいります。

個性豊かな児童生徒の育成のため、人材育成基金を活用した児童生徒の活動支援も継続して実施いたします。

子ども・子育て支援制度のスタートに伴い、幼稚園では一時預かりの時間延長、土曜日預かりを引き続き継続し、安心して子どもを育てられる環境づくりにつとめてまいります。

地域特性を活かした教育の推進として、本年度も各小学校にて、教育課程特例校の認可を受けました「中城ごさまる科」の授業を実施し、郷土の歴史・文化の授業をとおして、幼児児童が自然や地域を愛し大切にする心を育ててまいります。中学校にお

いては、地域・歴史を学ぶ探求的な学習を想定した副読本が作成され、総合的学習の時間や社会科の中でその活用を図ってまいります。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達のために、新鮮で安心安全な食材の確保と使用につとめ、積極的に地域の特産物を生かした献立を増やし、子どもたちが地元で取れた農産物を食べることをとおして、郷土に対する愛着、誇りを持つことを目指す情操教育を推進してまいります。

平成28年度は地産地消コーディネーターを調理場に配置し生産者や農林水産課と連携し、地産地消を推進してまいります。

教育に係わる各種支援の充実

経済的な理由により、就学困難な児童生徒に対し、教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように、要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業を継続して実施するとともに、平成28年度から、準要保護児童生徒就学援助事業を拡充いたします。

さらに、村内に住所を有する世帯で、小学校1年生から中学3年生までの範囲に3名以上の児童生徒が在籍している世帯に対し、3人目以降の給食費を5割助成する給食費助成事業も継続実施いたします。

また、平成28年度より貧困対策事業で中学校に学校支援員を配置し、高校への進学率アップ、学力の向上につとめてまいります。

中城小学校のグラウンドと民地との境界に擁壁及びフェンスを設置するハブの侵入防止工事を実施し教育環境の充実を図ります。

生涯学習・人材育成の推進

住民の自発的な学習活動の援助と社会教育行政の企画・実施の強化を行い、村婦人連合会や村青年連合会、村PTA連合会な

どの各種団体並びに村子ども育成連絡協議会の諸活動を支援し、育成を図ってまいります。

住民ニーズが高い生涯学習教室・講座も継続して開催してまいります。

近年の少子化や核家族化、就労形態の多様化、家庭や地域の子育て機能の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、平成28年度から「子どもの居場所の確保（貧困対策支援事業）」を実施し、今後必要とされている子どもへの支援策として実施いたします。また、これまでの「放課後子ども教室推進事業」、「学校支援地域本部事業」、「中城ジュニアオーケストラ育成支援事業」も継続して実施いたします。

中高校生を対象とした、「海外短期留学派遣事業」、「小・中学生ESLキャンプ事業」も引き続き派遣し、「福岡県福智町子ども交流事業」、「千葉県旭市交流事業」につきましても事業の継続を図り人材育成につとめます。

護佐丸歴史資料図書館の活用推進

歴史展示室、資料図書室、防災施設の3つの機能を有する護佐丸歴史資料図書館は、平成28年5月30日の開館に向け準備を進めております。

歴史展示室では、護佐丸が活躍した時代を中心に小中学生にも分かり易い琉球史や中城村の歴史に関する展示を行っており、資料図書室では郷土資料を中心とした図書を配架し、学習スペースを設けることで、より郷土の歴史を学習できる環境の整備となり、ニーズに沿った構成となっております。

今後は郷土資料の充実を図りながら、同施設を学力向上と人材育成を推進する施設として活用してまいります。

また、災害発生時の避難所としての目的

も有していることから、防災物資の備蓄も行ってまいります。

スポーツ・レクリエーション活動

スポーツ・レクリエーション活動は、単に体力や健康の増進に限らず、地域や家族のコミュニケーションを深め、子どもたちの健全育成にも役立つものです。誰でも、いつでも、気軽にスポーツが行える環境整備につとめるとともに、村民のライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動の推進を図るため、各種団体・スポーツ推進委員・中学校部活動指導者への支援を継続し、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ってまいります。

平成27年度においても、「サッカー」1のガンバ大阪などプロ3チームとなでしこジャパンがキャンプを実施し、今後、ベガルタ仙台レディースもキャンプを予定しております。

継続してごさまる陸上競技場の適正な芝管理を行ってきたことと、クラブハウスを開設したことで県内屈指のサッカー仕様のキャンプ地として好評価を得ており、今後も適正な芝管理を行い受入体制の強化を図り、引き続きスポーツキャンプの誘致を行なってまいります。

また、シーズンオフには村民、村内各種育成団体に開放し健康づくりや交流の場として多様な利用方法を検討してまいります。

中城城跡等文化財整備事業の推進・文化振興

世界遺産『中城城跡』は現在、国・県の補助を受け、保存整備を行っており、平成28年度も引き続き、修復工事、発掘調査を行ってまいります。

また、村内外の方々が平和教育に活用できるよう村指定文化財である「161.8高地陣地（戦争遺跡）」の整備事業を平成28年

度から行ってまいります。

平成25年度から実施している村内文化財悉皆調査事業では、各字の拝所や戦前の各集落の姿を民俗調査員が調査を行い、これまでに泊・屋宜・奥間・添石・和宇慶・新垣・伊舎堂の文化財パンフレットを発刊することができました。平成28年度は、伊集・津覇・当間の調査とパンフレットの発刊を行います。

また、悉皆調査事業と並行して、新たに村内の沖縄戦に関する調査事業も行ってまいります。

文化振興の面では、中城村文化協会や文化団体への助成、児童生徒への文化芸術公演の公募、さらに中城村文化協会やグスクの会の協力を得て、毎年12月の冬至の前後に開催している「わかていだを見る集い」も継続して実施いたします。

(2) 保健・福祉の充実

母子保健の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、妊娠初期から専門職による保健相談や助産師による出産後の家庭訪問、母子保健推進員によるこんにちは赤ちゃん訪問事業の育児支援並びに乳幼児の健康診査事業を引き続き実施し、妊産婦からの切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

また、平成28年度はこんにちは赤ちゃん訪問事業及び健康診査未受診者対策を強化し、母と子の健康管理、支援が必要な家庭の把握につとめ、子育てしやすい環境整備に取り組んでまいります。さらに「個別歯科健康診査事業」を新たに実施し、保護者への虫歯予防に対する意識啓発及び歯磨きの習慣化並びに虫歯の早期発見・早期治療へ繋げ、虫歯のある子の減少、将来に向けた虫歯予防へ取り組みます。

成人保健の充実

高齢者の健康寿命を伸ばすことはもちろんのこと、若い働き盛りの世代の受診率向上及び健康意識の啓発が必要となります。平成28年度は特定健診とがん検診を組み合わせた「40歳記念総合がん検診」及び身体に負担の少ない血液検査によるがん検診「アミノインデックスがん検診助成」を新たに実施し、生活習慣病予防、がん予防並びに健康に対する意識の啓発を図ることにより、病気の早期発見につとめ、医療費の抑制へ繋げていきます。

また、集団健診及び婦人健診の回数を増やし受診しやすい体制の整備を行うとともに、特定健康診査の未受診者に対しては、個別ハガキによる再受診勧奨を行い、受診率向上を図ってまいります。

生活習慣病の予防においては、健診結果により改善が必要な方々へ保健師及び管理栄養士による保健指導、栄養教室、二次健診の実施により重症化予防につとめます。

高齢者福祉・介護保険の充実

現在、人口の年齢構成は大きく変化しており、老年人口の割合も高く、超高齢化社会が進行しております。

平成28年4月から要支援認定者の訪問介護、通所介護が総合事業へ移行することにより、介護予防事業の重要性が高まっております。村民に対し介護予防の知識普及を行い、介護予防教室「とよむちよ筋教室、ちゃーがんじゅう教室及び認知症予防教室」を拡充し各公民館や吉の浦会館で実施するとともに、村老人クラブ事業とのタイアップによる「ヨガ教室」、脳トレとなる「大正琴サ・クル」を実施し、要介護にならないような取り組みを推進してまいります。

また、未利用の要介護認定者へは、訪問指導でサービスの利用を周知し、本人や家

族の負担軽減を図ります。

認知症サポーターキャラバンメイト事務局の設置に伴い、認知症サポーター養成講座、認知症予防講演会を実施し、認知症サポーターの育成につとめます。

また、地域における高齢者支援として、老人クラブ活動補助金や地域敬老会事業補助金、敬老祝い金や記念品の支給を継続してまいります。

さらに地域と連携し実施している「ふれあい事業」は、新たに北浜自治会が加わり、13地区となります。村としては保健師による保健相談を継続するとともに、平成28年度から補助金の算定方法の見直しを行い、地域及び参加者の負担軽減を図り、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう連携強化を図ってまいります。

こころの健康づくりの推進

社会環境がめまぐるしく変化する中、「健康問題」や「経済・生活問題」、「家族問題」が原因で心の病を引き起こし苦しむ方々が多くなっております。その原因によってうつ症状を発症するケースも全国的に増加しています。

予防対策事業として、相談員の配置、いのちの電話の周知を行い、心のケア支援に取り組んでまいります。

障がい児（者）福祉の充実

障がい児（者）数は、年々増加傾向にあり、障がいの内容も様々で、ニーズも多様化しています。サービス利用計画作成の基盤整備を強化し、障がい福祉制度に関する知識の普及を図りつつ相談支援体制の充実につとめます。

障がい児とその家族への支援の取組として、障がい福祉サービスによる支援及びごさまるキッズ事業を継続し、地域で安心して楽しく過ごせるよう取り組んでまいりま

す。また、障がい者地域活動支援センター事業を充実させ、障がい者が地域で自立した生活を送るための支援を進めていきます。

発達が気になる子の支援については、引き続き相談員を配置し、未就学児からの早期の支援を実施いたします。

国民健康保険・後期高齢者医療の充実

国民健康保険及び後期高齢者医療制度は、安心して医療が受けられる国民皆保険制度の根幹を担う、社会保障及び国民保険の向上に欠かせない重要な制度であります。しかし、少子高齢化の進展、医療技術の進歩に伴う医療費の増加により厳しい財政状況が続いております。今後は、特定健康診査の受診率向上を図るとともに、健診データを活用したデータヘルス計画を策定し、生活習慣病の発症予防・重症化予防のための保健指導を強化し、医療費の削減と制度の健全な運営に取り組んでまいります。さらに安定した事業運営を行っていくため、口座振替の推進及びコンビニ納付による納期内納付を促し、保険税（料）の収納向上につとめてまいります。

国民年金の充実

年金受給者は年々増加傾向にあり、村民生活の安定と福祉の向上に大きく貢献しております。年金受給権の確保は村民の経済的な支えであるという観点から極めて重要であるため、関係機関と協力連携のもと、ねんきんネットや村広報紙を活用した保険料免除勧奨、無年金者対策につとめてまいります。

子育て支援の充実

平成27年4月にスタートした「中城村子ども・子育て支援事業計画書」を基本に、子育て支援の拡充や質の向上を進めてまいります。

安心して子育てができる環境づくりとし

て、村立保育所、法人認可保育園、認定こども園、小規模保育事業、放課後子どもプラン推進事業、病児病後児保育事業に加え、法人認可保育園の移転による定員増、新たに事業所内保育事業をスタートさせ、待機児童対策、子育てしやすい環境整備に取り組んでまいります。

法人認可保育園においても、特別に支援を要する保育の実施及び延長保育事業、運営補助金の支援も継続してまいります。

3箇所の地域子育て支援センターでは、多くの子育て中の親子を支援するとともに、毎月1回のわくわくクラブを継続し、発達面で気になる子への支援も継続してまいります。

児童生徒の健全な遊びの場を提供するなかよし児童館は、児童生徒の利用も増加しており、さらなる内容の充実を図ります。

また、平成28年度も待機児童世帯助成事業、第3子以降保育料無料化事業を継続し、認可外保育施設への安全対策事業、すこやか保育事業に加え、ファミリーサポートセンター事業の一時的な預かりや送迎ができる育児支援も継続してまいります。

社会問題化している児童虐待の件数は毎年増加しています。

防止策につきましては、継続して要保護児童対策協議会を設置し、家庭環境に支援の必要な児童のために、生活相談や指導及び支援策を行いながら、関連機関と連携して早期発見・早期対応につとめるとともに、児童相談員の増員を図り、通報への対応、訪問、検診未受診児への対応、関係機関及び民生委員児童委員との対策会議への対応による要保護児童やその家族の支援を行なってまいります。

安心して医療が受けられるようにこども医療費助成事業及び未熟児養育医療事業を

継続して実施し、こどもの医療費による経済的負担の軽減を図る育児支援を行ってまいります。

平成27年度より実施しました「特定不妊治療費助成事業」については、少子化対策並びに不妊治療による妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減を支援するため継続して実施いたします。

地域支え合い活動の推進

村民の地域福祉に対する意識の高揚や取り組みは、集落コミュニティにおける安心して暮らせる地域づくりになります。

多様な福祉ニーズや地域防災、要配慮者支援は、民生委員や社会福祉協議会、福祉団体に加え、地域が自主的に取り組む自治会活動とも連携を密にして取り組みながら、災害時要配慮者については、引き続き状況把握の充実を図り、民生委員など関係者との連携体制の強化につとめてまいります。

保険・福祉に係わる各種支援の充実

沖縄の子どもの貧困率が、全国平均の2.7倍と深刻な状況が改めて浮き彫りとなりました。

子どもの貧困対策に対応するため子ども支援専門嘱託員を配置し、家庭・地域及び学校・学習支援施設との情報共有を図りながら、貧困の実態調査や相談事業を行い、安心して過ごせる子どもの居場所の確保や、食事の提供及び共同での調理、生活指導、学習支援を行い児童生徒やその家族の支援を図ってまいります。

また、中学校においては、学校支援員を配置し、授業に臨めない課題のある生徒に学習環境を提供するとともに、高校受験対策を図るために放課後の時間を活用した学習支援に取り組むなど、庁内を横断した包括的施策として子どもの貧困対策に取り組んでまいります。

ひとり親家庭は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱え、経済的支援や生活の様々な相談支援を必要としていると考えられます。

母子及び父子家庭等医療費助成事業の支援や児童扶養手当制度の活用促進、母子家庭の母の就業支援、ひとり親家庭学童クラブ利用料助成事業、ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業も継続し、母子寡婦福祉貸付金など生活相談の充実を図ってまいります。

近年の経済構造や雇用環境の変化は、生活や将来への不安を増すとともに、生活困窮世帯の増加を招いております。

平成27年度より生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の段階で早期の支援を進めるなど早期対策に努めておりますが、失業などにより経済面や健康面からの生活保護制度の活用を余儀なくされる世帯に対して、最低限の生活を営むためにも制度の周知と申請などの相談も進めてまいります。

また、村民税が課税されていない者に対して臨時福祉給付金支給事業を実施いたします。

(3) 産業の振興

農業の振興

農業の振興を図るため、生産施設の導入推進による生産の安定化及び機械化体系の整備による農作業の省力化、生産組織育成への支援、国の農業政策である「人・農地プラン」の積極的な活用により、農業の担い手の確保と育成、新規就農者への青年就農給付金による支援につとめてまいります。

また、農業指導員の配置により、農業経営の改善及び栽培技術向上の指導を行い、農業経営の安定化につとめてまいります。

基幹作物であるさとうきびについては、

病害虫防除、優良種苗の安定確保及び普及による生産の確保を図り、伝統野菜である島にんじん、島大根の品質向上に向けた研究及び生産促進や出荷体制の強化に取り組み、特産品としてのブランド化を目指してまいります。また、新たな特産品についても継続して検討するとともに、地域で生産される農産物を学校給食で活用する地産地消の推進にも取り組んでまいります。

農業用水確保のための水利施設（井戸、ボーリング施設）の設置者に対し補助金を交付し支援いたします。

農業用廃プラスチックの処理費用の補助を行い、プラスチックの不法投棄の防止やリサイクルの促進と環境保全に取り組みます。

耕作放棄地対策として、土地所有者へ働きかけ、農地貸し手の確保を行い、農地中間管理事業を活用することにより、担い手への農地利用集積につとめてまいります。

優良農地の確保・有効利用及び土地需要の動向を勘案し、調和のとれた整備計画として、農業振興地域整備計画の見直しに取り組んでまいります。

新垣地区の土砂崩壊防止事業につきましては、新規事業採択に向けて、土地改良法に基づく受益者同意作業につとめてまいります。

水産業の振興

水産業の振興を図るため、漁業者への支援として、漁業組合育成補助金とともに、漁具購入費の補助を実施いたします。また、安全な漁業活動のために漁港の維持管理につとめるとともに、水産資源の保全、確保のため稚貝の放流など、漁業組合や関係機関と連携した取り組みを行ってまいります。

畜産業の振興

家畜の伝染性疫病の予防及びまん延を防

ぐため、家畜飼養箇所の把握、ワクチン注射、検査の予防を行い、畜産の振興を図ります。

商工業の振興

多種多様な産業が調和を図りながら発展し、豊かに暮らせる村づくりの実現を目指し、村内の中小企業の経営基盤強化、創業者の育成、女性の起業を総合的に支援するため、中城村商工会に補助金を交付いたします。

また、沖縄県が実施する地域ビジネス力強化支援事業、商工会員が各支援事業を活用しやすくするため、村商工会と連携を図ります。

中小企業で働く勤労者及び事業主を支援するため、財団法人沖縄中部勤労者福祉サービスセンターが提供する総合的な福祉事業が受けられる環境を整えたことにより、中小企業勤労者の福利厚生の上昇を図るとともに、生活の安定と勤労意欲の上昇及び中小企業の振興、地域社会の活性化につとめてまいります。

観光の振興

平成27年の沖縄県入域観光客数は776万3,000人で対前年度比70万4,700人増、率にして10%の増加（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課、平成28年1月発表）となり3年連続で過去最高を更新しました。

中城城跡入客数は、各種イベントの開催により、対前年比2%増の121,978人に上り、来場者が初めて12万人を超えました。

これは主要事業である「世界遺産中城城跡プロジェクトマップング事業」が2年連続来場者数1万人を超えたことが要因であることから、引き続き開催いたします。

中城城跡の課題であった中高年者及び交通弱者対策として、コミュニティービークル電気自動車を導入し、バリアフリーやコ

ニバーサルデザイン化した人に優しい安全・安心で快適な観光地づくりに取り組んでまいります。

今後とも県内観光市場は堅調に推移していくことが見込まれる中、那覇空港滑走路増設事業、海外航空路線の拡充、大型クルーズ船の寄港回数の増、さらには大型MICE施設の建設による外国人観光客の増加が期待されることから、ICTを活用したアプリケーションの利用促進と外国語版観光パンフレットを増刷し外国人に対する案内サービスの充実を図ってまいります。

平成28年度も、各種補助事業を活用して観光客誘客に向けたイベント事業の開催やごさまる陸上競技場を活用したプロスポーツキャンプ誘致と連動した観光客誘致、また、新たな取り組みとして、世界遺産中城城跡に民間主催のイベント開催の誘致活動を展開してまいります。

特産品の開発・販売

好評を得ました島人参ドーナツのように、今後も村内の食材を利用した新たな商品開発につとめるとともに、特産品開発に取り組む個人や組織に対して継続的なサポートを行ってまいります。

また、マスコットキャラクター「護佐丸」を活用し、特産品の普及販売活動につとめてまいります。

企業誘致の促進

沖縄電力吉の浦火力発電所の立地に伴い、発電所の維持管理のため電力関連会社の進出が図られております。今後も電力関連の事業所や新たな企業の進出が期待できることから、これからの土地利用の動向を踏まえ、企業誘致に取り組んでまいります。

また、税制上の優遇措置が受けられる「産業イノベーション制度」の地域指定や「沖縄中南圏域産業活性化基本計画」に基

づき、観光リゾート・物流関連・情報関連・地域資源の活用関連産業の誘致につとめてまいります。

雇用対策

県経済は、入域観光客数の好調な推移により、観光リゾート産業の伸びや個人消費が対前年を上回る数値になっています。また、平成27年12月の月間有効求人倍率が復帰後最高値を示しております。

しかし、県内の完全失業率は依然として全国平均より高く、若年者を中心に厳しい状況が続いております。

そのため、平成28年度も沖縄県や関係機関と連携し、「みんなでグッジョブ運動」の展開や就業機会創出を図るための広報啓発活動に取り組んでまいります。

また、定年退職後の高齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実や高齢者の社会参加の促進を図るため、「中城村シルバー人材センター」の運営を支援します。

吉の浦火力発電所との連携

吉の浦火力発電所の運営においては、地域住民の安全対策を最優先に考えるとともに、地元企業の活用と地域雇用の創出を図るよう、沖縄電力及び関連会社に要請してまいります。

また、地元住民の安全・安心な生活環境が図られるよう、村・地元・沖縄電力において円滑な連絡体制の構築を図ってまいります。

(4) 都市基盤・生活環境の整備

南上原土地区画整理事業の推進

南上原土地区画整理事業は、平成4年から事業を開始し、補助幹線(3路線)が供用開始されております。平成28年度は、琉球大学側の既成市街地の築造工事、物件の移転補償など約6億円の事業を予定してお

ります。

現在の土地利用としては70%が利活用されており、人口については、6,620人と既に事業計画人口の6,300人を上回っております。

残りの未利用地も住宅建築が予定されていることから事業完了までには、さらなる人口増加が見込まれます。

保留地処分状況については平成28年2月現在、全体の90%、56億6千万円を処分し、販売状況は良好に推移しております。平成29年度内には保留地処分を終えて、平成30年度からは換地計画・換地処分業務を進めてまいります。

観光振興地盤強化整備

近年、中城城跡を中心とした各種イベントや吉の浦周辺でのイベントが充実してきておりますが、イベント来場者（観光客集客）専用の大型駐車場がないため、複数の近隣施設の駐車場を利用または、借用している状況ではあるものの、必要台数の確保が出来ない状況や来場者への利便性の悪さの問題を抱えておりました。これらの課題を解決し、観光客のさらなる受入体制強化のため、観光誘客駐車場の整備を検討してまいります。

住宅政策

本村は地形的に台地地域と平坦地域に分断されており、台地地域におきましては南上原土地区画整理事業により人口が増加しております。

一方、南上原以外の地域は全てが市街化調整区域となっており、人口増加が鈍化していましたが、都市計画法第34条第11号及び第12号による緩和区域が拡大することによって大幅に住宅建築が可能となり人口増加が見込まれます。

また、様々な周辺環境、土地利用の変化

を見据え、村の都市計画のマスタープランの策定に取り組んでまいります。

公園の整備

吉の浦公園をはじめ、村内の都市公園施設を公園長寿命化計画に基づき維持、管理につとめてまいります。

新たに形成される居住環境の向上、地域コミュニティの憩いの場として、南上原土地区画整理地内の街区公園7ヶ所中、未整備の2ヶ所を整備してまいります。

道路、河川、排水路の整備

道路や集落環境の整備は、年次的に進めておりますが、平成28年度につきましても、引き続き登又地内における村道中城城跡線改良事業の用地買収、物件補償を実施いたします。平成28年度2月末現在での用地買収及び物件補償につきましては約93%、工事につきましては約80%の進捗となっております。平成30年度事業完了を目指してまいります。

道路整備として、久場前浜原線整備事業、村道中城城跡線道路改良舗装事業、村道若南線道路改良整備事業を引き続き取り組んでまいります。

村道、農道、河川、排水路の維持管理、安全で快適な環境づくりにつとめるため、集落内の道路・排水路など地域が共同で整備できる部分に資材を提供する地域支援事業も継続して行ってまいります。

農道、農業用排水路の整備につきましては、平成25年度に採択しました農業基盤整備促進事業により、平成28年度も継続して当間土地改良地区の農道舗装整備及び新たに久場地区の農業用排水路の整備を実施いたします。

上水道の整備

上水道の整備につきましては、南上原土地区画整理事業の進捗状況に合わせ、配水

管布設工事を実施いたします。また、中城跡線の道路整備工事に伴う配水管新設工事や配水管老朽化に対応した更新工事を実施いたします。

配水管の整備による水回りの改善や老朽管の更新による有収率向上により、安心、安全で安定した水道水を供給することにつとめてまいります。

下水道の整備

下水道の整備につきましては引き続き、南上原土地区画整理地区の下水道管布設工事を実施いたします。

現在の下水道接続可能区域は、字伊集から字添石及び南上原土地区画整理の一部区域156haが供用開始を行っており、使用可能世帯数3,156世帯に対して使用世帯が1,212世帯と使用世帯は増加しておりますが、接続率は39.3%と依然県内でも低い接続率となっております。

接続可能区域においては、下水道接続が住民の義務であります。

今後も、下水道法及び中城村下水道条例に基づいた、下水道接続への働きかけを強め、また、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上の観点から、下水道の必要性について周知を図るとともに、「中城村公共下水道接続促進補助金制度」、「中城村排水設備の設置等資金の融資制度」の周知も併せて行い、接続率の向上につとめてまいります。

緑化の推進

森林は、村土の保全や地下水の保水機能や大気の浄化作用を有し、人間生活と密接な関係にあることから、今後も保全につとめてまいります。

沖縄の県花であるデイゴの保全のため病害虫対策の実施や地域の緑化活動団体に花木の苗を配布し、地域の良好な景観形成が

図れるよう緑化の推進につとめてまいります。

公共交通の充実

平成27年9月より、護佐丸バスの本格運行を開始いたしました。

今後も高齢者や児童・生徒などの交通弱者への生活支援の足として、継続運行を実施し、さらなる公共交通の充実を図ってまいります。

交通安全対策の推進

本村においては、年々の人口増加に伴い、国道329号及び県道29号線、村道潮垣線の村を縦断する幹線道路は、特に交通量の増大、集落内の交通安全確保が課題となっております。そのため、春・夏・秋・年末年始の4回の交通安全運動に加え、飲酒運転の危険性・反社会性を周知する飲酒運転根絶運動を展開しながら、広報紙やポスター、防災無線を活用して、これまで以上に地域や関係団体との協力・連携のもと、児童生徒への安全指導やドライバーの安全運転意識の涵養につとめてまいります。

また、交通安全対策特別交付金を活用し反射鏡、街灯、ガードレールなど交通安全施設を設置し危険箇所の改善に取り組んでまいります。

ごみ対策と環境衛生の向上

近年の著しい人口増加及び商業施設の増加といった産業構造の変化に伴い、ごみの排出総量は増加傾向にあることから、生ごみ処理機の普及促進や分別の徹底による再資源化の推進により、ごみ減量化及びごみ処理の効率化につとめ、生活環境の保全を図ってまいります。

中城村・北中城村ともに未だ発展が著しく、ごみの排出量の急激な増加が見込まれ、近い将来には現在のごみ処理施設「青葉苑」の処理能力を超えることが予測されており

ます。

このため、中城村・北中城村・浦添市によるごみ処理の広域化及び処理施設の浦添市への建設を検討しており、ごみ処理能力の向上や効率化、経費削減が期待されます。平成28年度において協議会を設置し、施設規模や処理方法、経費負担といった本格的な協議を行っていく予定であります。

また、豊かな自然と農地に恵まれている本村ですが、山野や農道といった人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶ちません。不法投棄場所が散在化傾向にあり、また家庭から排出されたとみられるごみが大半を占めることから、職員による継続的なパトロール、多発する場所への監視カメラや警告看板の設置、啓発活動など地域と連携をとりながら対策を強化してまいります。

生活排水に関しては、快適な住環境の確保、公衆衛生の向上及び河川・海岸の水質保全を図るため、公共下水道の整備や住宅用合併処理浄化槽設置者への補助事業を進めているところであり、生活排水の適正処理を推進いたします。

リサイクルの推進

限りある資源の有効利用と自然環境への負荷軽減による持続可能な循環型社会の形成は私たちの生活全体の課題であります。

ごみを減らす（リデュース）・繰り返し使う（リユース）・再資源化する（リサイクル）の3R及び適正処理を基本理念とし、「混ぜればごみ・分ければ資源」を合言葉に、ごみの分別の徹底指導で循環型社会の形成に向けた意識啓発につとめてまいります。

し尿処理の広域化

し尿処理について、これまで処理を行ってまいりました中城村北中城村清掃事務組合し尿処理施設「青海苑」が老朽化により

廃止となりました。これに伴い平成27年1月より「東部清掃施設組合汚泥再生処理センター」へ処理を移管いたしました。今後とも下水道の普及促進及び合併処理浄化槽の設置推進と併せて、広域処理によるし尿処理のさらなる適正化・効率化に取り組んでまいります。

墓地対策

墓地の設置には許可が必要であり、原則的には市町村・宗教法人・公益法人のみ許可の対象となっておりますが、沖縄県においては風習上の理由から個人による設置も例外的に認められております。

平成23年度から許可権限が市町村へ移譲され、これに伴い「村墓地基本計画」を策定し、村内における基本指針及び墓地区域の設定により墓地の乱立を制限しております。しかし、墓地の無許可経営や本来禁止されている墓地の分譲販売と見受けられるケースが課題となっております。

今後も村墓地基本計画に基づき、墓地の無秩序な散在化による土地利用及び景観への影響に配慮し、墓地立地の適正な指導につとめてまいります。

墓地対策

普天間飛行場を離発着する米軍機により昼夜構わず騒音被害を受け、村民の日常生活は脅かされている現状があります。

恒常化している騒音被害の解消に向け、沖縄防衛局への抗議や改善要求、航空機騒音測定調査の依頼や騒音測定器の設置を要望するとともに、1日も早い普天間飛行場の「県外移設」を訴えてまいります。

また、本村は地上における米軍基地は所不在のもの、米軍機の通過ポイントであるキロ、タンゴ・ポイントがあるために、米軍基地の所在する市町村となんら変わらない同様の基地関連被害を受けている状況

から、「防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律」第9条で定める『特定防衛施設関連市町村』の指定を引き続き要請してまいります。

その他の都市基盤・生活環境の整備の推進

東海岸地域サンライズ推進協議会にて誘致に取り組んでまいりました、大型MICE建設が、昨年5月にマリントウン地区に決定いたしました。

推進協議会として、平成28年度は、県と連携して交通体系の拡充及び（仮称）MICE街づくりビジョンなど土地利用の基本計画策定にむけ取り組んでまいります。

また、西原バイパス道延伸に向けた取り組みも南部国道事務所と継続的に検討してまいります。

（5）防災危機管理体制の推進

防災対策の推進

平成25年度より毎年3月11日に地震・津波避難訓練及び防災講演会の実施、6月には土砂災害の防災訓練を実施して村民の防災意識の向上に取り組んでまいりましたが、引き続き自主防災組織、各自治会と連携し、より充実した訓練の実施につとめてまいります。

また、自主防災組織の設立を積極的に支援していくとともに、防災拠点施設の整備や、災害時に自力で避難することが困難な方々への支援のため、災害時要援護者支援システムの機能強化を図り、地域一体となった防災意識の向上を目指してまいります。

さらに、防災基盤整備の一環として、災害時の避難経路の表示板を設置するとともに、防災情報を迅速かつ確実に村民に伝達できるよう、防災行政無線のデジタル化に向けた整備も継続して実施いたします。

防犯対策の強化

地域防犯については、村内各種団体や事業所をはじめ地域住民との協働による公園や通学路の見廻り、児童生徒・高齢者への声掛け「ちゅらさん運動」を推進しているところです。

平成27年度より中城村・宜野湾市・宜野湾警察署による定期連絡会を開催し、情報共有と対応体制を強化しており、今後とも警察と連携したパトロール、詐欺事件・不審者情報の広報など、地域への啓発活動による安全意識の高揚を図り、より安全安心な暮らしの確保につとめてまいります。

消防救急業務の確立

消防・救急・救助活動は火災の警戒・鎮圧の警防活動をはじめ、火災予防広報・予防査察、防火管理者の指導・育成及び救急業務の高度化、消防施設の消防力の充実強化を推進するとともに実践的実効性のある教育訓練をとおり住民福祉の充実に取り組んできたところであります。

また、村内コンビニエンスストアなどに設置した自動体外式除細動器（AED）をより多くの方が使用できるよう、消防と協力し救急救命講習を実施することにより、人命を救う「時間」と「場所」のさらなる拡充に取り組めます。

庁内の防災危機管理におきましては、各種訓練や防災講演会をとおり、職員の防災意識の向上につとめるとともに、職員を対象とした防災研修に取り組んでまいります。

（6）平和行政・交流事業の推進

平和行政の推進

戦争の風化が懸念される中、戦争の実態、悲惨さは忘れてはならない歴史であり、1985年に宣言した「中城村非核宣言」、昨年の11月の「平和宣言」のもと、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願ってまいります。あわせて、本村戦没者の冥福を祈るため

「中城村全戦没者慰霊祭」も継続して実施いたします。

平和教育におきましては、戦争の実態・悲惨さを次の世代へと受け継ぎ、平和の尊さを学ぶため、被爆地長崎県で開催される平和記念式典と青少年ピースフォーラムに平和学習交流団として村内の中学生を派遣いたします。

また、護佐丸歴史資料図書館において、広く村民の皆様へ平和意識を啓発することを目的に、沖縄戦に関する貴重な写真・資料を展示する平和企画展を予定しております。

国際交流・地域間交流の推進

平成8年度から実施しております海外移住者子弟研修生受入事業につきましては、平成27年度までに58名の研修生を受け入れてまいりました。研修をとおり、沖縄の文化、伝統芸能を習得し、自己のルーツを確認することにより、ウチナーンチュとしてのアイデンティティを形成し、帰国後は各国の村人会等の組織で中心的に活躍しております。移民県、移民村として研修制度の果たす役割と重要性を改めて認識しているところであります。

南米、ハワイ各国の村人会と中城村との友好交流の架け橋となる人材を育成し、さらなる発展のため、平成28年度も引き続き受入事業を継続いたします。

また、平成28年10月に開催される「第6回世界のウチナーンチュ大会」において各国の中城村出身者と村民との国際交流を図ります。

千葉県旭市とは平成24年より姉妹都市提携、福岡県福智町とは一昨日の3月5日に兄弟都市を提携いたしました。

これからも両市町との友好親善を図るために、多岐にわたる交流に取り組んでまい

ります。

男女共同参画社会の実現・人権啓発活動

男女共同参画社会の実現を推進するため、女性活躍推進法及びこれに基づく基本方針を踏まえ、継続して役場内及び関係機関における意識の高揚を図ってまいります。

また、生活様式の多様化や、社会の変化にあわせ、互いに尊重し合い、協力して生活できる社会の実現へ向け取り組んでまいります。

人権啓発活動においては、平成25年度から人権相談所の名称を親しみのある「困りごと相談所」とし、年6回開設しています。人権擁護委員だけではなく、弁護士や司法書士、行政相談員との合同相談を行うなど、より地域住民が活用しやすい相談所づくりに努めております。平成28年度は、「人権の花」運動を津覇小学校で行います。今後も「みんなで築こう 人権の世紀 考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心」を目標に人権尊重意識の高揚を図ってまいります。

(7) 行財政運営の確立

行政組織の強化

社会環境の変化に伴う行政課題を的確に把握し、多様化する村民ニーズに柔軟に対応できる行政組織を構築するため、行政運営から行政経営への意識改革をさらに推進するため、職員の資質向上と能力開発の強化に取り組めます。

主な取り組みとして、組織内の横断的連携及び協力体制強化のための職場内研修の実施や、専門的知識と実践力を高める研修に加え、女性職員の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく女性リーダー育成のため、育成研修への派遣を計画的に実施いたします。

庁舎建設の推進

現庁舎の施設・設備の老朽化や、耐震性の低さ、バリアフリーの実現が困難であることから、新庁舎の建設は喫緊の課題であります。庁舎は、村民の生命と財産を守り、危機管理機能を備えた防災拠点として、また災害発生時にはいち早く復旧・復興を図るための拠点として重要な役目があることから、早急に整備する必要があります。

平成27年の建設検討委員会からの答申を踏まえ、村の第四次総合計画、新庁舎建設基本計画に基づき、候補地の選定を進めているところであります。

平成28年2月に、中城村行政組織規則を一部改正し、中城村プロジェクトチーム設置規定を制定していることから、早期に新庁舎建設に係るプロジェクトチームを立ち上げまして、基本設計、実施設計に着手できるようつとめるとともに、次年度以降の着工を目指して取り組みを強化してまいります。

各種団体の創設と活動強化の推進

地域づくりを進めるには、村民が主体となって、自主的に諸活動に参加し、信頼と連帯感に満ちたコミュニティの形成が大切です。より住みよい地域の形成に向けて、各自治会の自主的な地域活動を促進します。

また、災害時における「自助」、「共助」を促進するため、自主防災組織の設立を積極的に支援していくとともに、組織設立に必要な資機材の整備に係る財政的支援も実施いたします。

平成25年度より補助を行ってまいりました自治会活動活性化補助事業は、既に半数の自治会が地域の活性化に繋がる事業を行っております。平成28年度も引き続き補助をとおして地域の活性化支援に取り組んでまいります。

平成26年度より地域づくりの一環として

中城村自治会長会へ支援を行っております。平成28年度も引き続き、自治会活動の振興発展と自治会長の資質向上に向けた事業について、支援を行ってまいります。

また、地域の各種団体の活動強化には、活動拠点施設の整備も必要です。地域の資源となる人材の育成を図りながらよりよい地域づくりに繋がる施設づくりとして世代間交流人材育成・防災拠点施設の整備に向け取り組んでまいります。

広報・広聴の充実

広報伝達につきましては、広報紙、ホームページ、各種チラシ、防災行政無線などを活用し、村民への伝達をしておりますが、今後も災害及び緊急時の情報を迅速かつ正確に伝達するようつとめてまいります。

本村の広報紙である広報なかぐすくは、毎月発行し村内全世帯に配布しております。行政と住民の暮らしを繋ぐコミュニケーションツールとして、わかりやすく見やすい紙面づくりを心がけ、魅力ある中城村情報を発信してまいります。

中城村の概要や、第四次総合計画における本村の将来像である「心豊かな暮らし～住みたい村 とよむ中城～」の実現に向けた村政運営の情勢を村内外に紹介し、本村をPRすることを目的として、新たな中城村村勢要覧を発行いたします。

村ホームページは、村の行政情報を分かりやすく掲載しながら、様々なイベントや旬な実施事業の周知を目的に、見やすく展開しやすい画面構成での情報発信につとめてまいります。

広聴については、各種事業毎に地域の各種団体への意見聴取や意見交換の実施を行い、各種委員会や住民会議の委員の公募制を活用した住民参画を図ってまいります。

また、情報公開制度の活用、窓口相談、

ホームページでの意見募集を推進しながら、各種団体との対話を積極的に実施いたします。

情報化の推進と情報保護の強化

昨年10月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が施行されました。

一昨年は、国の特殊法人がサイバー攻撃を受け、情報漏えい事故が発生し情報セキュリティへの関心が高まっております。これを受けて、全国的に情報セキュリティ対策の見直しが行われておりますが、本村においても平成28年度は、村民の個人情報やプラバシーの情報資産を守るための抜本的な情報システムのネットワーク強化を行います。本村情報システムのさらなるセキュリティ向上を行うため気密性、完全性及び可用性の維持につとめ、村民が安心できる情報セキュリティ対策を行ってまいります。

また、職員へのICTスキルアップの取り組みとしましては、中城村情報セキュリティ管理委員会をとおして、講習会やeラーニングを実施し、十分な教育を行ってまいります。

今後も、政府が策定した世界最先端IT国家創造宣言や沖縄県が策定したおきなわICT総合戦略に基づき、電子行政の推進に取り組んでまいります。

村税の徴収強化

自主財源の根幹である村税を確保することは、村政の安定的な運営を図るために必要不可欠であります。

先行き不透明な経済情勢の中、平成29年4月からの消費税増税や近年の税制改革による納税者の負担感は、増すばかりだと考えます。そのような中、納税者の皆様へは、税の趣旨をご理解いただきながら、公正な課税と納期内納付に向けた取り組みを実施

いたします。

納税環境の充実を図るため、納税者の利便性の向上と収納確保として、引き続き口座振替の推進及びコンビニ収納を円滑に運用してまいります。

村税徴収対策としまして、国税事務所、県税事務所と連携を密にし、徹底した実態調査、財産調査等を実施し、効率・効果的な滞納処分を行い、それでも納付に至らない納税者には、不動産合同公売やタイヤロック、ミラーズロックなどを実施し、滞納整理を一層強化することで、徴収率の向上と滞納繰越額の縮減につとめてまいります。

ふるさと納税制度推進

地方創生の流れを受け、国においてもふるさと納税制度推進を図るため、税控除額の拡充や確定申告を簡素化するワンストップ特例制度の創設が行われました。

その影響もあり、各自治体においても取り組みへの必要性が増しております。

地方においては、積極的な展開と活用を図り地域の活性化に繋がっている事例も多くみられていることから、本村においても、民間力を活用したポータルサイトを構築して、効率的な実施体制を強化するとともに、新たな特産品開発等を含め、ふるさと納税の推進を図り、地域の活性化を目指してまいります。

財政運営の効率化

現在、本村は人口増を維持し税収などの歳入も若干伸びてはおりますが、生産年齢人口の割合は若干減少しており、今後の人口構造や財政状況は変化していくものと考えます。

本村財政においては、歳入面では、地方交付税・国庫支出金及び県支出金・地方債などに依存した構造になっており自主財源

の確保は最重要課題であります。

歳出においては、平成28年度からの護佐丸歴史資料図書館の運営費や社会保障関連経費の大幅な増加、役場庁舎の建設費用や老朽化した公共施設の維持管理コストの増も見込まれております。

高齢化の進行や低所得世帯の増加に伴う各種サービス給付費、認可保育園に係る運営補助金、子育て支援に係る扶助費が高い水準で推移しており極めて厳しい状況にあります。

今後も厳しい財政状況が続きますが、徹底した行財政改革に取り組み、事務事業の

見直し、効率的な予算執行を図りながら歳出抑制につとめ、財政体質の健全化の確保に留意しつつ、村全体の創造性・自律性を高め、活力ある施策の展開が可能となるよう、限られた財源の中で、最大限の効果が得られるよう財政運営につとめてまいります。

4. おわりに

このような状況に基づき編成しました一般会計予算案並びに特別会計予算案は次のとおりであります。

| 会 計 名 | 予 算 額 |
|---------------------|---|
| 一般会計予算（案） | 6,621,442千円 |
| 国民健康保険特別会計予算（案） | 2,868,436千円 |
| 後期高齢者医療特別会計予算（案） | 123,080千円 |
| 土地区画整理事業特別会計予算（案） | 601,305千円 |
| 公共下水道特別会計予算（案） | 366,320千円 |
| 汚水処理施設管理事業特別会計予算（案） | 2,307千円 |
| 水道事業会計予算（案） | 収益的収入 501,068千円 収益的支出 485,206千円 資本的収入 38,001千円 資本的支出 177,530千円 資本的収入が資本的支出に対し不足する額については、損益勘定留保資金等で補てんいたします。 |

以上、平成28年度の施政方針について所信を申し述べてまいりましたが、ご提案しました諸施策が完全執行できるよう組織の総力を結集して取り組む所存でございます。議員各位並びに、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月7日

中城村長 浜田京介

議長 與那覇朝輝 以上で施政方針を終わります。

休憩します。

休憩（11時52分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

午前中に引き続き午後の議会を開催いたします。

日程第6 議案第1号 中城村行政不服審査会条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第1号 中城村行政不服審査会条例について御提案申し上げます。

#### 議案第1号

##### 中城村行政不服審査会条例

中城村行政不服審査会条例を別紙の通り改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

平成26年6月13日に公布された「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」の施行（平成28年4月1日）に伴い、中城村行政不服審査会を設置しなければならないため、条例を制定する必要がある。

#### 中城村行政不服審査会条例

##### （設置）

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、村長の附属機関として、中城村行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

##### （組織）

第2条 審査会は、5名以内の委員で組織する。

##### （委員）

第3条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、村長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務

を行うものとする。

5 村長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

8 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、村長が選任する。

3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 第3条第6項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第2号 特別職の職員で非常

勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例について御提案申し上げます。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>議案第2号</p> <p>特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を別紙の通り改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>平成28年3月7日提出</p> <p style="text-align: right;">中城村長 浜田京介</p> <p>提案理由</p> <p>平成26年6月13日に公布された「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」の施行に伴い、中城村行政不服審査会の委員報酬を定めるためこの条例の一部を改正する必要がある。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 改正前        |          |          |     |  |  |                          |     |  |              |           |  |     |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |      |          |     |  |  |                          |     |  |     |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------|----------|-----|--|--|--------------------------|-----|--|--------------|-----------|--|-----|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------|----------|-----|--|--|--------------------------|-----|--|-----|--|--|
| 別表1（第2条関係）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 別表1（第2条関係） |          |          |     |  |  |                          |     |  |              |           |  |     |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |      |          |     |  |  |                          |     |  |     |  |  |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 30%;">報酬の額</th> <th style="width: 40%;">旅費の額（県内）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中城村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会委員</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中城村行政不服審査会委員</td> <td style="text-align: center;">日額 7,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 職名         | 報酬の額     | 旅費の額（県内） | （略） |  |  | 中城村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会委員 | （略） |  | 中城村行政不服審査会委員 | 日額 7,000円 |  | （略） |  |  | <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 30%;">報酬の額</th> <th style="width: 40%;">旅費の額（県内）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中城村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会委員</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 職名 | 報酬の額 | 旅費の額（県内） | （略） |  |  | 中城村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会委員 | （略） |  | （略） |  |  |
| 職名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 報酬の額       | 旅費の額（県内） |          |     |  |  |                          |     |  |              |           |  |     |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |      |          |     |  |  |                          |     |  |     |  |  |
| （略）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |          |          |     |  |  |                          |     |  |              |           |  |     |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |      |          |     |  |  |                          |     |  |     |  |  |
| 中城村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | （略）        |          |          |     |  |  |                          |     |  |              |           |  |     |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |      |          |     |  |  |                          |     |  |     |  |  |
| 中城村行政不服審査会委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 日額 7,000円  |          |          |     |  |  |                          |     |  |              |           |  |     |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |      |          |     |  |  |                          |     |  |     |  |  |
| （略）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |          |          |     |  |  |                          |     |  |              |           |  |     |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |      |          |     |  |  |                          |     |  |     |  |  |
| 職名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 報酬の額       | 旅費の額（県内） |          |     |  |  |                          |     |  |              |           |  |     |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |      |          |     |  |  |                          |     |  |     |  |  |
| （略）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |          |          |     |  |  |                          |     |  |              |           |  |     |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |      |          |     |  |  |                          |     |  |     |  |  |
| 中城村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | （略）        |          |          |     |  |  |                          |     |  |              |           |  |     |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |      |          |     |  |  |                          |     |  |     |  |  |
| （略）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |          |          |     |  |  |                          |     |  |              |           |  |     |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |      |          |     |  |  |                          |     |  |     |  |  |

附 則

（施行期日）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

日程第8 議案第3号 中城村行政不服審査  
法の規定による提出資料等の写し等の交付に係  
る手数料に関する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。  
村長 浜田京介。  
村長 浜田京介 議案第3号 中城村行政不

服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について御提案申し上げます。

### 議案第3号

中城村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例

中城村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例を別紙の通り制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

平成26年6月13日に公布された「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」の施行（平成28年4月1日）に伴い、この条例を制定する必要がある。

中城村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例

#### （趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額）

第2条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。第4条第1項において同じ。）の規定による交付を受ける者は、その交付を求める時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。

#### （提出資料の写し等の交付に係る手数料の額）

第3条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人または参加人は、その交付を求める時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。

#### （手数料の減免）

第4条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難により第2条に規

定する手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき2000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、交付を求めるときに、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書類を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。
- 4 法第9条第3項の規定により読み替えて法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であって法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人及び参加人について準用する。この場合において、第1項及び第2項の規定中「審理員」とあるのは「中城村行政不服審査会」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 別表（第2条・第3条関係）

| 交付の方法                                      | 手数料の額 |
|--------------------------------------------|-------|
| 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付                      | 1枚10円 |
| 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付                     | 1枚50円 |
| 電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付                 | 1枚10円 |
| 電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付                | 1枚50円 |
| その他の場合                                     | 実費相当額 |
| 備考 両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。 |       |

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格A列3版以内とする。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御提案申し上げます。

## 議案第4号

### 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙の通り制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

平成26年6月13日に公布された「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」の施行（平成28年4月1日）に伴い、関係条例の整備を行う必要が生じたため、整備条例を制定し一括で改正する。

### 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（中城村固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第1条 中城村固定資産評価審査委員会条例（昭和47年中城村条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に、「添附」を「添付」に改め、同条第5項中「添附」を「添付」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面での旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項中「時」を「とき」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同行に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを村長に送付しなければならない。

第8条第4項中「市町」を削る。

第11条第1項中「委員長」を「委員会」に改め、「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び村長の主張の要旨
- (4) 理由

(中城村情報公開条例の一部改正)

第2条 中城村情報公開条例(平成14年中城村条例第19号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「意見を」を「意思を」に、「第17条」を「第18条」に改める。

第24条を第25条とし、第20条から第23条までを1条ずつ繰り下げる。

第19条第1項中「17条」を「18条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第5項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「諮問庁」の次に「(以下「審査請求人等」という。)」を加え、同条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

(提出資料の閲覧等)

第20条の2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された資料(前条第2項により提出された公文書及び当該公文書の写し並びに同条第4項の資料を除く。)の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 審査請求人及び参加人が第1項の規定による交付を受ける場合は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

第18条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る公開決定等」の次に「(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)」を加え、「公開決定等に」を「審査請求に」に改め、同条を第19条とする。

第17条第1項各号列記以外の部分中「決定等」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、同

項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったとき」を「審査請求があった場合」に改め、同項各号列記以外の部分中「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、同項中「又は決定」を削り、「機関は」の次に「、」を加え、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第2号中「不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第18条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。」を「審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）」に改め、同号ただし書を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「公開決定等」を「公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（中城村個人情報保護条例の一部改正）

第3条 中城村個人情報保護条例（平成15年中城村条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第33条の2」に改める。

第7条第3号中「村長が」の次に「中城村」を加え、「第20条」を「第21条」に改める。

第4章中第34条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第33条の2 開示決定等、訂正決定等（第29条において準用する場合を含む。）中止決定等若しくは利用停止等決定等（以下これらを「開示・訂正決定等」という。）又は開示請求、訂正請求、削除請求、中止請求、若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第34条中「開示決定等、訂正決定等（第29条において準用する場合を含む。）又は中止決定等（以下これらを「開示・訂正決定等」という。）」を「開示・訂正決定等又は開示請求、訂正請求、削除請求、中止請求若しくは利用停止等請求に係る不作為」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、同条中「又は決定」を削り、「除き、」の次に「中城村」を加え、「第19条」を「第20条」に改め、同条第1号中「不服申立てが」を「審査請求

が」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示・訂正決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する決定、訂正請求に係る個人情報を訂正する決定、削除請求に係る個人情報を削除する決定及び中止請求に係る個人情報の目的外利用等を中止する決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示し、訂正し、削除し、又は目的外利用等を中止するとき。」を「審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報を開示することとする場合（第三者から当該個人情報の開示について反対の意見を表示した書面が提出されている場合を除く。）」に改め、同条に次の4号を加える。

- (3) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の削除をすることとする場合
- (5) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の中止をすることとする場合
- (6) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る特定個人情報の利用停止等をする

こととする場合  
第34条に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第35条中「前条」の次に「第1項」を加え、同条第1号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第35条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第36条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（中城村特定個人情報保護条例の一部改正）

第4条 中城村特定個人情報保護条例（平成27年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中第4節「不服申立て」を「審査請求」に、「第36条」を「第35条の2」に改める。

第4節「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4章中第36条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第35条の2 開示決定等、訂正決定等、若しくは利用停止等決定等（以下これらを「開示・訂正決定等」という。）又は開示請求、訂正請求、若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第36条中「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」を「開示・訂正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、同条中「又は決定」を削り、「中城村情報公開及び個人情報保護審査会」の前に「中城村情報公開条例に規定する」を加え、同条第1号中「不服申立てが」を「審査請求が」に、「とき。」を「場合」に改める。

同条第2号から第4号中「不服申立てに」を「審査請求に」に改める。

第37条第1号から第3号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

同条第3号中「不服申立てに」を「審査請求に」に改める。

第38条見出し部「不服申立て」を「審査請求」に改める。

同条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3号中「または決定」を削る。

（中城村行政手続条例の一部改正）

第5条 中城村行政手続条例（平成27年中城村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「異議申立て、」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置の原則）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（中城村固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置）

3 改正後の中城村固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以降の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以降である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）

中城村固定資産評価審査委員会条例（平成47年中城村条例第53号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付</u>しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」とい</u></p> | <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面を添付</u>しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>う。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p>3 委員会は、弁明書の提出があった場合には、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p> <p>4 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>5 <u>委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを村長に送付しなければならない。</u></p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員会は、関係者(審査申出人及び村長を除く。)に対し、その請求により、口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 <u>委員会は、審査の決定をする場合には、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) 主文</p> <p>(2) 事案の概要</p> <p>(3) 審査申出人及び村長の主張の要旨</p> <p>(4) 理由</p> <p>2 (略)</p> | <p>2 委員会は、弁明書の提出があった場合には、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p> <p>3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けた時は、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員会は、関係者(審査申出人及び市町村長を除く。)に対し、その請求により、口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 <u>委員長は、審査の決定をする場合には、決定書を作成しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> |

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

( 経過措置の原則 )

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

( 中城村固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置 )

3 改正後の中城村固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以降の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以降である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

中城村情報公開条例の一部を改正する条例(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例)

中城村情報公開条例(平成14年中城村条例第19号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>( 第三者に対する意見書提出の機会の付与等 )<br/>                     第13条 (略)<br/>                     2 (略)<br/>                     3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の<u>意思</u>を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも15日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第18条において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>( <u>審理員による審理手続に関する規定の適用除外</u> )</p> | <p>( 第三者に対する意見書提出の機会の付与等 )<br/>                     第13条 (略)<br/>                     2 (略)<br/>                     3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の<u>意見</u>を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも15日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第17条において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第17条 <u>公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第18条 <u>公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、中城村情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>（1） <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>（2） <u>裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>2 <u>前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>（1） <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</u></p> <p>（2） <u>公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>（3） <u>当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> | <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第17条 <u>公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、中城村情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>（1） <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>（2） <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第18条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>（1） <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>（2） <u>公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>（3） <u>当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>( 第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p><u>第19条</u> 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 公開決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) <u>審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)</u>を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>                                                     | <p>( 第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p><u>第18条</u> 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 公開決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する裁決又は決定</p> <p>(2) <u>不服申立てに係る公開決定等</u>を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>                                         |
| <p>( 情報公開及び個人情報保護審査会)</p> <p><u>第20条</u> 第18条第1項の規定による諮問に応じ<u>審査請求</u>について調査審議するため、中城村情報公開及び個人情報保護審査会(以下「<u>審査会</u>」という。)を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求に係る事件</u>に関し、<u>審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「<u>審査請求人等</u>」という。)</u>に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること</u>その他必要な調査をすることができる。</p> <p>6 (略)</p> | <p>( 情報公開及び個人情報保護審査会)</p> <p><u>第19条</u> 第17条の規定による諮問に応じ<u>不服申立て</u>について調査審議するため、中城村情報公開及び個人情報保護審査会(以下「<u>審査会</u>」という。)を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立てに係る事件</u>に関し、<u>不服申立人、参加人又は諮問庁</u>に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること</u>その他必要な調査をすることができる。</p> <p>6 (略)</p> |
| <p>( <u>提出資料の閲覧等</u> )</p> <p><u>第20条の2</u> <u>審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された資料(前条第2項により提出された公文書及び当該公文書の写し並びに同条第4項の資料を除く。)</u>の閲覧(電磁的記録にあっては、<u>記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧</u>)又は当該資料の</p>                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改正前                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。</u><br/> <u>この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</u></p> <p><u>2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p><u>4 審査請求人及び参加人が第1項の規定による交付を受ける場合は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p>(情報公開及び個人情報保護制度運営審議会)<br/> <u>第21条 (略)</u><br/> 2 (略)</p> <p>(情報公開の総合的な推進)<br/> <u>第22条 (略)</u><br/> 2 (略)</p> <p>(公文書目録の作成及び閲覧)<br/> <u>第23条 (略)</u></p> <p>(運用状況の公表)<br/> <u>第24条 (略)</u></p> <p>(委任)<br/> <u>第25条 (略)</u></p> | <p>(情報公開及び個人情報保護制度運営審議会)<br/> <u>第20条 (略)</u><br/> 2 (略)</p> <p>(情報公開の総合的な推進)<br/> <u>第21条 (略)</u><br/> 2 (略)</p> <p>(公文書目録の作成及び閲覧)<br/> <u>第22条 (略)</u></p> <p>(運用状況の公表)<br/> <u>第23条 (略)</u></p> <p>(委任)<br/> <u>第24条 (略)</u></p> |

附 則  
(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

中城村個人情報保護条例の一部を改正する条例（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）

中城村個人情報保護条例（平成15年中城村条例第22号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第5条）</p> <p>第2章 個人情報の取扱い（第6条 第13条）</p> <p>第3章 個人情報の開示請求等の権利（第14条 第33条）</p> <p>第4章 救済の手續（<u>第33条の2</u> 第36条）</p> <p>第5章 制度運営審議会（第37条）</p> <p>第6章 受託者の義務（第38条・第39条）</p> <p>第7章 補則（第40条 第45条）</p> <p>附則</p> <p>第7条 実施機関は、次に掲げる事項に係る個人情報収集してはならない。ただし、法令により個人情報の収集等を認めているとき、又は当該個人（以下「本人」という。）の生命、身体、健康若しくはその財産に対する危機を避けるためにやむを得ないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) その他村長が中城村情報公開条例第21条第1項に規定する中城村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、個人の基本的な権利が侵害されるおそれがあると認めた事項</p> <p><u>（審理員による審理手續に関する規定の適用除外）</u></p> <p>第33条の2 <u>開示決定等、訂正決定等（第29条において準用する場合を含む。）</u> 中止決定等若しくは利用停止等決定等（以下これらを「開示・</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第5条）</p> <p>第2章 個人情報の取扱い（第6条 第13条）</p> <p>第3章 個人情報の開示請求等の権利（第14条 第33条）</p> <p>第4章 救済の手續（<u>第34条</u> 第36条）</p> <p>第5章 制度運営審議会（第37条）</p> <p>第6章 受託者の義務（第38条・第39条）</p> <p>第7章 補則（第40条 第45条）</p> <p>附則</p> <p>第7条 実施機関は、次に掲げる事項に係る個人情報収集してはならない。ただし、法令により個人情報の収集等を認めているとき、又は当該個人（以下「本人」という。）の生命、身体、健康若しくはその財産に対する危機を避けるためにやむを得ないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) その他村長が情報公開条例第20条第1項に規定する中城村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、個人の基本的な権利が侵害されるおそれがあると認めた事項</p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>訂正決定等」という。)又は開示請求、訂正請求、削除請求、中止請求、若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第34条 <u>開示・訂正決定等又は開示請求、訂正請求、削除請求、中止請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、中城村情報公開条例第20条に規定する中城村情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報を開示することとする場合(第三者から当該個人情報の開示について反対の意見を表示した書面が提出されている場合を除く。)</u></p> <p>(3) <u>裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合</u></p> <p>(4) <u>裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の削除をすることとする場合</u></p> <p>(5) <u>裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の中止をすることとする</u></p> | <p>(審査会への諮問)</p> <p>第34条 <u>開示決定等、訂正決定等(第29条において準用する場合を含む。)又は中止決定等(以下これらを「開示・訂正決定等」という。)について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開条例第19条に規定する中城村情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る開示・訂正決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する決定、訂正請求に係る個人情報を訂正する決定、削除請求に係る個人情報を削除する決定及び中止請求に係る個人情報の目的外利用等を中止する決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示し、訂正し、削除し、又は目的外利用等を中止するとき。</u></p> |

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>場合</p> <p>(6) <u>裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る特定個人情報の利用停止等を行うこととする場合</u></p> <p>2. <u>前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第35条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者、削除請求をした者(以下「削除請求者」という。)及び中止請求者(開示請求者、訂正請求者、削除請求者及び中止請求者が<u>審査請求人及び参加人</u>である場合を除く。)</p> <p>(審査会の権限)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求に係る事件</u>に関し、<u>審査請求人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求め、</u> 適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> | <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第35条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者、削除請求をした者(以下「削除請求者」という。)及び中止請求者(開示請求者、訂正請求者、削除請求者及び中止請求者が<u>不服申立人及び参加人</u>である場合を除く。)</p> <p>(審査会の権限)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立てに係る事件</u>に関し、<u>不服申立人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求め、</u> 適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）

中城村特定個人情報保護条例（平成27年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章<br/>（略）</p> <p>第4節 <u>審査請求</u>（第35条の2 第38条）</p> <p>第4章 （略）<br/>（略）</p> <p>第4節 <u>審査請求</u></p> <p>（<u>審理員による審理手続に関する規定の適用除外</u>）</p> <p><u>第35条の2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「開示・訂正決定等」という。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>（<u>審査会への諮問</u>）</p> <p>第36条 <u>開示・訂正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、中城村情報公開条例に規定する中城村情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</u></p> <p>（1） <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>（2） <u>裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 （略）<br/>（略）</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u>（第36条 第38条）</p> <p>第4章 （略）<br/>（略）</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u></p> <p>（<u>新設</u>）</p> <p>（<u>審査会への諮問</u>）</p> <p>第36条 <u>開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、中城村情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</u></p> <p>（1） <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>（2） <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有特定個人情報の全部</u></p> |

| 改正後                                                                                                                          | 改正前                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>旨の決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該<u>審査請求</u>に係る保有特定個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている時を除く。</p>      | <p>を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該<u>不服申立て</u>に係る保有特定個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている時を除く。</p>      |
| <p>(3) 裁決で、<u>審査請求</u>に係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該<u>審査請求</u>に係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき</p>             | <p>(3) 裁決又は決定で、<u>不服申立て</u>に係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該<u>不服申立て</u>に係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき</p>             |
| <p>(4) 裁決で、<u>審査請求</u>に係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該<u>審査請求</u>に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき</p> | <p>(4) 裁決又は決定で、<u>不服申立て</u>に係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該<u>不服申立て</u>に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき</p> |
| <p>( 諮問をした旨の通知 )</p>                                                                                                         | <p>( 諮問をした旨の通知 )</p>                                                                                                               |
| <p>第37条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p>                                                                 | <p>第37条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p>                                                                       |
| <p>(1) <u>審査請求人</u>及び参加人</p>                                                                                                 | <p>(1) <u>不服申立人</u>及び参加人</p>                                                                                                       |
| <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p>                                                            | <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p>                                                                  |
| <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p>                                          | <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p>                                               |
| <p>( 第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続等 )</p>                                                                                  | <p>( 第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続等 )</p>                                                                                       |
| <p>第38条 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p>                                                                       | <p>第38条 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p>                                                                         |
| <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決</p>                                                                            | <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する裁決又は決定</p>                                                                             |
| <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等を変更し、当該</p>                                                                                        | <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当</p>                                                                                              |

| 改正後                                                                     | 改正前                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 開示決定等に係る保有特定個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対する意思を表示している場合に限る。） | 該開示決定等に係る保有特定個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対する意思を表示している場合に限る。） |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

中城村行政手続条例の一部改正（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）  
中城村行政手続条例（平成27年中城村条例第9号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>(10) 審査請求、その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分又は聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(11)（略）</p> <p>（聴聞の主宰）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった者</p> <p>(5)・(6)（略）</p> | <p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>(10) 審査請求、<u>異議申立て</u>、その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分又は聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(11)（略）</p> <p>（聴聞の主宰）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった<u>ことのある者</u></p> <p>(5)・(6)（略）</p> |

附 則

（施行期日）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（13時42分）

~~~~~

再開（13時43分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第5号 中城村特別職の職員

で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第5号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第5号

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

期末手当の支給割合を引上げ改定する中城村の一般職員との均衡を考慮し、特別職で常勤のものの期末手当の支給割合を引上げ改定する必要がある。

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（期末手当） 第4条（略） 2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、6月10日は<u>100分の150</u>、12月10日は<u>100分の165</u>乗じて得た額とす</p> | <p>（期末手当） 第4条（略） 2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、6月10日は<u>100分の147.5</u>、12月10日は<u>100分の162.5</u>を乗じて得た</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-------|
| る。 | 額とする。 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(期末手当に関する経過措置)
- 2 改正後の中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 (以下「改正後の給与条例」という。) 第 4 条第 2 項の規定の適用については、平成27年度分に限り、「100分の150」を「100分の147.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」とする。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の適用を行う場合には、改正前の中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例による内払とみなす。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第6号 中城村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第6号 中城村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第6号

中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (昭和47年中城村条例第42号) の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

期末手当の支給割合を引上げ改定する中城村の一般職員との均衡を考慮し、教育長の期末手当の支給割合を引上げ改定する必要がある。

中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
 中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年条例第42号）の一部を次の
 ように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の 受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じ て得た額を加算した額に、6月10日は<u>100分の</u> <u>150</u>、12月10日は<u>100分の165</u>を乗じて得た額と する。</p> | <p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の 受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じ て得た額を加算した額に、6月10日は<u>100分の</u> <u>147.5</u>、12月10日は<u>100分の162.5</u>を乗じて得た 額とする。</p> |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（期末手当に関する経過措置）

2 改正後の中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第4条第2項の規定の適用については、平成27年度分に限り、「100分の150」を「100分の147.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」とする。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例の適用を行う場合には、改正前の中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例による内払とみなす。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を
 終わります。

日程第12 議案第7号 中城村議会の議員の
 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
 する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第7号 中城村議会の
 議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
 を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第7号

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の
 一部を改正する条例について

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を
 別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議

会の議決を求める。

平成28年3月7日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

期末手当の支給割合を引上げ改定する中城村の一般職員との均衡を考慮し、中城村議会の議員の期末手当の支給割合を引上げ改定する必要がある。

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (期末手当) 第 5 条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、6月10日は <u>100分の150</u> 、12月10日は100分の165を乗じて得た額とする。 | (期末手当) 第 5 条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、6月10日は <u>100分の145</u> 、12月10日は100分の165を乗じて得た額とする。 |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当に関する経過措置)

2 改正後の中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）第5条第2項の規定の適用については、平成27年度に限り、「100分の150」を「100分の145」に「100分の165」を「100分の170」とする。

(期末手当の内払)

3 改正後の報酬条例の適用を行う場合には、改正前の中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて支払われた期末手当は、改正後の報酬条例の内払とみなす。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第8号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題としま

す。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第8号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい

て御提案申し上げます。

議案第8号

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、村職員の給与を改定する必要がある。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の改正により、本条例の根拠となる条文中に異動等が生じたため、所要の改正を行う。

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> | <p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> |
| <p>（職務の分類）</p> <p>第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを次条の給料表に定める級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>等級別基準職務表（別表第1）</u>に定めるとおりとする。</p> | <p>（職務の分類）</p> <p>第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを次条の給料表に定める級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>規則で定める。</u></p> |
| <p>（給料表）</p> <p>第6条 この条例で定める給料表は、<u>別表第2</u>の</p> | <p>（給料表）</p> <p>第6条 この条例で定める給料表は、<u>別表第1</u>の</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>とおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、及び支給額は別表第3によるものとし、支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>第21条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を</p> | <p>とおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、及び支給額は別表第2によるものとし、支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>第21条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を</p> |

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------|--------------|--------------|--------------|------------------------|----|--------------------|----|--|----|-------------------|----|-------------------|--------|--|--|--|--|--|--|------|----|----|----|----|----|----|----|------|------|------|------|------|------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--|--------|--|--|--|--|--|--|------|----|----|----|----|----|----|----|------|------|------|------|------|------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| <p>加算した額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 平成30年3月31日までの間、<u>別表第2</u>に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同表の6級であるもの(その号給がその職務の級における最低の号給である職員を除く。以下「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p><u>別表第1(第5条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td>定型的な業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td>主査、技査その他これらに相当する業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td>係長、所長及び教頭の職務 困難な業務を行う主査、技査その他これらに相当する職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td>課長補佐、室長補佐又は副主幹の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>課長、室長、事務局長又は主幹の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2(第6条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="7" style="text-align: center;">行政職給料表</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">1級</th> <th style="text-align: center;">2級</th> <th style="text-align: center;">3級</th> <th style="text-align: center;">4級</th> <th style="text-align: center;">5級</th> <th style="text-align: center;">6級</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">円 140,100</td> <td style="text-align: center;">円 190,200</td> <td style="text-align: center;">円 226,400</td> <td style="text-align: center;">円 259,900</td> <td style="text-align: center;">円 286,200</td> <td style="text-align: center;">円 317,000</td> </tr> </tbody> </table> | 職務の級 | 基準となる職務 | 1級 | 定型的な業務を行う職務 | 2級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 | 3級 | 主査、技査その他これらに相当する業務 | 4級 | 係長、所長及び教頭の職務 困難な業務を行う主査、技査その他これらに相当する職務 | 5級 | 課長補佐、室長補佐又は副主幹の職務 | 6級 | 課長、室長、事務局長又は主幹の職務 | 行政職給料表 | | | | | | | 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 1 | 円 140,100 | 円 190,200 | 円 226,400 | 円 259,900 | 円 286,200 | 円 317,000 | <p>加算した額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 平成30年3月31日までの間、<u>別表第1</u>に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同表の6級であるもの(その号給がその職務の級における最低の号給である職員を除く。以下「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p><u>別表第1(第6条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="7" style="text-align: center;">行政職給料表</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">1級</th> <th style="text-align: center;">2級</th> <th style="text-align: center;">3級</th> <th style="text-align: center;">4級</th> <th style="text-align: center;">5級</th> <th style="text-align: center;">6級</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">円 137,600</td> <td style="text-align: center;">円 187,700</td> <td style="text-align: center;">円 223,900</td> <td style="text-align: center;">円 258,300</td> <td style="text-align: center;">円 285,000</td> <td style="text-align: center;">円 315,800</td> </tr> </tbody> </table> | 行政職給料表 | | | | | | | 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 1 | 円 137,600 | 円 187,700 | 円 223,900 | 円 258,300 | 円 285,000 | 円 315,800 |
| 職務の級 | 基準となる職務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1級 | 定型的な業務を行う職務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3級 | 主査、技査その他これらに相当する業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4級 | 係長、所長及び教頭の職務 困難な業務を行う主査、技査その他これらに相当する職務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5級 | 課長補佐、室長補佐又は副主幹の職務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6級 | 課長、室長、事務局長又は主幹の職務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行政職給料表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 円 140,100 | 円 190,200 | 円 226,400 | 円 259,900 | 円 286,200 | 円 317,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行政職給料表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 円 137,600 | 円 187,700 | 円 223,900 | 円 258,300 | 円 285,000 | 円 315,800 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 2 | 141,200 | 192,000 | 228,000 | 261,900 | 288,400 | 319,200 | 2 | 138,700 | 189,500 | 225,500 | 260,400 | 287,200 | 318,000 |
| 3 | 142,400 | 193,800 | 229,500 | 263,700 | 290,700 | 321,500 | 3 | 139,900 | 191,300 | 227,100 | 262,300 | 289,500 | 320,300 |
| 4 | 143,500 | 195,600 | 231,100 | 265,800 | 292,900 | 323,700 | 4 | 141,000 | 193,100 | 228,700 | 264,400 | 291,700 | 322,500 |
| 5 | 144,600 | 197,200 | 232,600 | 267,700 | 294,900 | 326,000 | 5 | 142,100 | 194,700 | 230,300 | 266,300 | 293,700 | 324,800 |
| 6 | 145,700 | 199,000 | 234,300 | 269,600 | 297,200 | 328,000 | 6 | 143,200 | 196,500 | 232,000 | 268,300 | 296,000 | 326,800 |
| 7 | 146,800 | 200,800 | 235,800 | 271,600 | 299,500 | 330,200 | 7 | 144,300 | 198,300 | 233,600 | 270,400 | 298,300 | 329,000 |
| 8 | 147,900 | 202,600 | 237,400 | 273,700 | 301,800 | 332,400 | 8 | 145,400 | 200,100 | 235,200 | 272,500 | 300,600 | 331,200 |
| 9 | 149,000 | 204,300 | 238,900 | 275,800 | 303,900 | 334,500 | 9 | 146,500 | 201,800 | 236,800 | 274,600 | 302,700 | 333,300 |
| 10 | 150,400 | 206,100 | 240,400 | 277,800 | 306,200 | 336,700 | 10 | 147,900 | 203,600 | 238,400 | 276,600 | 305,000 | 335,500 |
| 11 | 151,700 | 207,900 | 242,000 | 279,900 | 308,400 | 338,800 | 11 | 149,200 | 205,400 | 240,000 | 278,700 | 307,200 | 337,600 |
| 12 | 153,000 | 209,700 | 243,500 | 282,000 | 310,700 | 341,000 | 12 | 150,500 | 207,200 | 241,600 | 280,800 | 309,500 | 339,800 |
| 13 | 154,300 | 211,100 | 245,000 | 284,000 | 312,900 | 343,000 | 13 | 151,800 | 208,600 | 243,200 | 282,800 | 311,700 | 341,800 |
| 14 | 155,800 | 212,900 | 246,500 | 286,100 | 315,000 | 345,000 | 14 | 153,300 | 210,400 | 244,700 | 284,900 | 313,800 | 343,800 |
| 15 | 157,300 | 214,600 | 247,900 | 288,100 | 317,200 | 347,100 | 15 | 154,800 | 212,100 | 246,200 | 286,900 | 316,000 | 345,900 |
| 16 | 158,900 | 216,400 | 249,300 | 290,200 | 319,300 | 349,100 | 16 | 156,400 | 213,900 | 247,700 | 289,000 | 318,100 | 347,900 |
| 17 | 160,200 | 218,100 | 250,800 | 292,200 | 321,400 | 351,000 | 17 | 157,700 | 215,600 | 249,200 | 291,000 | 320,200 | 349,800 |
| 18 | 161,700 | 219,800 | 252,600 | 294,200 | 323,400 | 353,000 | 18 | 159,200 | 217,300 | 251,100 | 293,000 | 322,200 | 351,800 |
| 19 | 163,200 | 221,400 | 254,300 | 296,300 | 325,500 | 354,800 | 19 | 160,700 | 219,000 | 252,900 | 295,100 | 324,300 | 353,700 |
| 20 | 164,700 | 223,000 | 256,100 | 298,300 | 327,500 | 356,700 | 20 | 162,200 | 220,600 | 254,700 | 297,100 | 326,300 | 355,600 |
| 21 | 166,100 | 224,500 | 257,800 | 300,400 | 329,500 | 358,700 | 21 | 163,600 | 222,200 | 256,400 | 299,200 | 328,300 | 357,600 |
| 22 | 168,800 | 226,200 | 259,600 | 302,500 | 331,600 | 360,600 | 22 | 166,300 | 223,900 | 258,300 | 301,300 | 330,400 | 359,500 |
| 23 | 171,400 | 227,800 | 261,400 | 304,500 | 333,600 | 362,600 | 23 | 168,900 | 225,600 | 260,200 | 303,300 | 332,400 | 361,500 |
| 24 | 174,000 | 229,400 | 263,100 | 306,600 | 335,700 | 364,500 | 24 | 171,500 | 227,200 | 261,900 | 305,400 | 334,500 | 363,400 |
| 25 | 176,700 | 230,800 | 265,100 | 308,400 | 337,300 | 366,500 | 25 | 174,200 | 228,700 | 263,900 | 307,200 | 336,100 | 365,400 |
| 26 | 178,400 | 232,300 | 267,000 | 310,500 | 339,200 | 368,400 | 26 | 175,900 | 230,300 | 265,800 | 309,300 | 338,000 | 367,300 |
| 27 | 180,100 | 233,800 | 268,800 | 312,600 | 341,100 | 370,400 | 27 | 177,600 | 231,800 | 267,600 | 311,400 | 340,000 | 369,300 |
| 28 | 181,800 | 235,100 | 270,700 | 314,600 | 343,000 | 372,400 | 28 | 179,300 | 233,200 | 269,500 | 313,400 | 341,900 | 371,300 |
| 29 | 183,300 | 236,400 | 272,400 | 316,600 | 344,700 | 373,900 | 29 | 180,800 | 234,600 | 271,200 | 315,400 | 343,600 | 372,800 |
| 30 | 185,100 | 237,600 | 274,300 | 318,600 | 346,600 | 375,700 | 30 | 182,600 | 235,800 | 273,100 | 317,400 | 345,500 | 374,600 |
| 31 | 186,900 | 238,700 | 276,200 | 320,700 | 348,500 | 377,500 | 31 | 184,400 | 237,000 | 275,000 | 319,500 | 347,400 | 376,400 |
| 32 | 188,600 | 239,900 | 278,000 | 322,800 | 350,300 | 379,100 | 32 | 186,100 | 238,300 | 276,800 | 321,600 | 349,200 | 378,000 |
| 33 | 190,200 | 241,200 | 279,700 | 324,300 | 352,200 | 380,900 | 33 | 187,700 | 239,600 | 278,500 | 323,100 | 351,100 | 379,800 |
| 34 | 191,700 | 242,500 | 281,600 | 326,300 | 354,000 | 382,300 | 34 | 189,200 | 241,000 | 280,400 | 325,100 | 352,900 | 381,200 |
| 35 | 193,200 | 243,700 | 283,400 | 328,200 | 355,800 | 383,800 | 35 | 190,700 | 242,300 | 282,200 | 327,100 | 354,700 | 382,700 |
| 36 | 194,700 | 245,000 | 285,300 | 330,300 | 357,500 | 385,400 | 36 | 192,200 | 243,600 | 284,100 | 329,200 | 356,400 | 384,300 |
| 37 | 196,000 | 246,000 | 287,000 | 332,200 | 358,900 | 386,800 | 37 | 193,500 | 244,600 | 285,800 | 331,100 | 357,800 | 385,700 |
| 38 | 197,300 | 247,400 | 288,700 | 334,100 | 360,200 | 388,000 | 38 | 194,800 | 246,100 | 287,500 | 333,000 | 359,100 | 386,900 |
| 39 | 198,600 | 248,900 | 290,500 | 336,100 | 361,600 | 389,200 | 39 | 196,100 | 247,700 | 289,300 | 335,000 | 360,500 | 388,100 |
| 40 | 199,900 | 250,400 | 292,300 | 338,000 | 363,000 | 390,300 | 40 | 197,400 | 249,200 | 291,100 | 336,900 | 361,900 | 389,200 |
| 41 | 201,200 | 251,800 | 294,000 | 339,900 | 364,300 | 391,400 | 41 | 198,700 | 250,600 | 292,800 | 338,800 | 363,200 | 390,300 |

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 42 | 202,500 | 253,200 | 295,700 | 341,800 | 365,200 | 392,600 | 42 | 200,000 | 252,000 | 294,500 | 340,700 | 364,100 | 391,500 |
| 43 | 203,800 | 254,600 | 297,400 | 343,600 | 366,300 | 393,800 | 43 | 201,300 | 253,400 | 296,200 | 342,500 | 365,200 | 392,700 |
| 44 | 205,100 | 256,000 | 299,000 | 345,500 | 367,400 | 394,900 | 44 | 202,600 | 254,800 | 297,800 | 344,400 | 366,300 | 393,800 |
| 45 | 206,300 | 257,200 | 300,700 | 347,000 | 368,200 | 395,600 | 45 | 203,800 | 256,000 | 299,500 | 345,900 | 367,100 | 394,500 |
| 46 | 207,600 | 258,500 | 302,400 | 348,400 | 369,100 | 396,300 | 46 | 205,100 | 257,300 | 301,200 | 347,300 | 368,000 | 395,200 |
| 47 | 208,900 | 259,900 | 304,000 | 349,900 | 370,000 | 397,000 | 47 | 206,400 | 258,700 | 302,800 | 348,800 | 368,900 | 395,900 |
| 48 | 210,200 | 261,300 | 305,700 | 351,400 | 370,900 | 397,700 | 48 | 207,700 | 260,100 | 304,500 | 350,300 | 369,800 | 396,600 |
| 49 | 211,300 | 262,600 | 306,900 | 353,000 | 371,800 | 398,300 | 49 | 208,800 | 261,400 | 305,700 | 351,900 | 370,700 | 397,200 |
| 50 | 212,400 | 263,700 | 308,400 | 353,800 | 372,600 | 398,900 | 50 | 209,900 | 262,500 | 307,200 | 352,700 | 371,500 | 397,800 |
| 51 | 213,400 | 265,000 | 309,900 | 355,000 | 373,400 | 399,400 | 51 | 211,000 | 263,800 | 308,800 | 353,900 | 372,300 | 398,300 |
| 52 | 214,500 | 266,300 | 311,500 | 356,000 | 374,200 | 399,800 | 52 | 212,100 | 265,100 | 310,400 | 354,900 | 373,100 | 398,700 |
| 53 | 215,600 | 267,400 | 313,100 | 356,900 | 374,900 | 400,200 | 53 | 213,300 | 266,200 | 312,000 | 355,800 | 373,800 | 399,100 |
| 54 | 216,600 | 268,500 | 314,700 | 358,000 | 375,600 | 400,500 | 54 | 214,300 | 267,300 | 313,600 | 356,900 | 374,500 | 399,400 |
| 55 | 217,500 | 269,800 | 316,300 | 358,900 | 376,300 | 400,800 | 55 | 215,300 | 268,600 | 315,200 | 357,800 | 375,200 | 399,700 |
| 56 | 218,500 | 271,100 | 317,800 | 360,000 | 377,000 | 401,100 | 56 | 216,300 | 269,900 | 316,700 | 358,900 | 375,900 | 400,000 |
| 57 | 219,200 | 272,200 | 319,300 | 360,900 | 377,500 | 401,400 | 57 | 217,100 | 271,000 | 318,200 | 359,800 | 376,400 | 400,300 |
| 58 | 220,100 | 273,200 | 320,500 | 361,600 | 378,100 | 401,700 | 58 | 218,100 | 272,000 | 319,400 | 360,500 | 377,000 | 400,600 |
| 59 | 221,000 | 274,300 | 321,700 | 362,300 | 378,700 | 402,000 | 59 | 219,000 | 273,100 | 320,600 | 361,200 | 377,600 | 400,900 |
| 60 | 221,900 | 275,400 | 322,900 | 363,000 | 379,400 | 402,300 | 60 | 220,000 | 274,200 | 321,800 | 361,900 | 378,300 | 401,200 |
| 61 | 222,600 | 276,600 | 323,600 | 363,400 | 379,800 | 402,600 | 61 | 220,800 | 275,400 | 322,500 | 362,300 | 378,700 | 401,500 |
| 62 | 223,600 | 277,600 | 324,500 | 364,000 | 380,500 | 402,900 | 62 | 221,800 | 276,400 | 323,400 | 362,900 | 379,400 | 401,800 |
| 63 | 224,500 | 278,500 | 325,300 | 364,700 | 381,100 | 403,200 | 63 | 222,800 | 277,300 | 324,200 | 363,600 | 380,000 | 402,100 |
| 64 | 225,400 | 279,500 | 326,100 | 365,400 | 381,700 | 403,500 | 64 | 223,800 | 278,300 | 325,000 | 364,300 | 380,600 | 402,400 |
| 65 | 226,100 | 280,300 | 327,000 | 365,700 | 382,100 | 403,800 | 65 | 224,500 | 279,100 | 325,900 | 364,600 | 381,000 | 402,700 |
| 66 | 227,000 | 281,200 | 327,400 | 366,400 | 382,700 | 404,100 | 66 | 225,500 | 280,000 | 326,300 | 365,300 | 381,600 | 403,000 |
| 67 | 227,900 | 281,900 | 328,100 | 367,100 | 383,300 | 404,400 | 67 | 226,500 | 280,800 | 327,000 | 366,000 | 382,200 | 403,300 |
| 68 | 229,000 | 282,800 | 328,900 | 367,800 | 383,900 | 404,700 | 68 | 227,600 | 281,700 | 327,800 | 366,700 | 382,800 | 403,600 |
| 69 | 229,800 | 283,800 | 329,700 | 368,100 | 384,300 | 404,900 | 69 | 228,400 | 282,700 | 328,600 | 367,000 | 383,200 | 403,800 |
| 70 | 230,500 | 284,600 | 330,400 | 368,700 | 384,800 | 405,200 | 70 | 229,200 | 283,500 | 329,300 | 367,600 | 383,700 | 404,100 |
| 71 | 231,200 | 285,400 | 331,100 | 369,400 | 385,300 | 405,500 | 71 | 230,000 | 284,300 | 330,000 | 368,300 | 384,200 | 404,400 |
| 72 | 232,000 | 286,200 | 331,800 | 370,000 | 385,900 | 405,800 | 72 | 230,800 | 285,100 | 330,700 | 368,900 | 384,800 | 404,700 |
| 73 | 232,800 | 287,000 | 332,300 | 370,300 | 386,200 | 406,000 | 73 | 231,600 | 285,900 | 331,200 | 369,200 | 385,100 | 404,900 |
| 74 | 233,500 | 287,500 | 332,900 | 370,900 | 386,600 | 406,300 | 74 | 232,300 | 286,400 | 331,800 | 369,800 | 385,500 | 405,200 |
| 75 | 234,200 | 287,900 | 333,400 | 371,600 | 387,000 | 406,600 | 75 | 233,000 | 286,800 | 332,300 | 370,500 | 385,900 | 405,500 |
| 76 | 234,900 | 288,400 | 334,000 | 372,200 | 387,400 | 406,800 | 76 | 233,700 | 287,300 | 332,900 | 371,100 | 386,300 | 405,700 |
| 77 | 235,600 | 288,500 | 334,300 | 372,600 | 387,700 | 407,000 | 77 | 234,400 | 287,400 | 333,200 | 371,500 | 386,600 | 405,900 |
| 78 | 236,400 | 288,900 | 334,800 | 373,100 | 388,000 | 406,200 | 78 | 235,200 | 287,800 | 333,700 | 372,000 | 386,900 | 406,200 |
| 79 | 237,200 | 289,100 | 335,200 | 373,700 | 388,300 | 406,500 | 79 | 236,000 | 288,000 | 334,100 | 372,600 | 387,200 | 406,500 |
| 80 | 238,000 | 289,500 | 335,700 | 374,200 | 388,600 | 406,700 | 80 | 236,800 | 288,400 | 334,600 | 373,100 | 387,500 | 406,700 |
| 81 | 238,700 | 289,700 | 336,100 | 374,700 | 388,800 | 406,900 | 81 | 237,500 | 288,600 | 335,000 | 373,600 | 387,700 | 406,900 |

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 82 | 239,400 | 289,900 | 336,600 | 375,300 | 389,100 | 407,200 | 82 | 238,200 | 288,800 | 335,500 | 374,200 | 388,000 | 407,200 |
| 83 | 240,100 | 290,300 | 337,100 | 375,800 | 389,400 | 407,500 | 83 | 238,900 | 289,200 | 336,000 | 374,700 | 388,300 | 407,500 |
| 84 | 240,800 | 290,600 | 337,600 | 376,100 | 389,600 | 407,700 | 84 | 239,600 | 289,500 | 336,500 | 375,000 | 388,500 | 407,700 |
| 85 | 241,500 | 290,900 | 337,900 | 376,500 | 389,800 | 407,900 | 85 | 240,300 | 289,800 | 336,800 | 375,400 | 388,700 | 407,900 |
| 86 | 242,200 | 291,200 | 338,300 | 377,000 | 390,100 | | 86 | 241,000 | 290,100 | 337,200 | 375,900 | 389,000 | |
| 87 | 242,900 | 291,500 | 338,800 | 377,400 | 390,400 | | 87 | 241,700 | 290,400 | 337,700 | 376,300 | 389,300 | |
| 88 | 243,600 | 291,900 | 339,200 | 377,800 | 390,600 | | 88 | 242,400 | 290,800 | 338,100 | 376,700 | 389,500 | |
| 89 | 244,300 | 292,200 | 339,500 | 378,200 | 390,800 | | 89 | 243,100 | 291,100 | 338,400 | 377,100 | 389,700 | |
| 90 | 244,800 | 292,600 | 339,900 | 378,700 | 391,100 | | 90 | 243,600 | 291,500 | 338,800 | 377,600 | 390,000 | |
| 91 | 245,300 | 292,900 | 340,400 | 379,100 | 391,400 | | 91 | 244,100 | 291,800 | 339,300 | 378,000 | 390,300 | |
| 92 | 245,800 | 293,300 | 340,800 | 379,500 | 391,600 | | 92 | 244,600 | 292,200 | 339,700 | 378,400 | 390,500 | |
| 93 | 246,100 | 293,400 | 341,000 | 379,800 | 391,800 | | 93 | 244,900 | 292,300 | 339,900 | 378,700 | 390,700 | |
| 94 | | 293,600 | 341,400 | | | | 94 | | 292,500 | 340,300 | | | |
| 95 | | 294,000 | 341,900 | | | | 95 | | 292,900 | 340,800 | | | |
| 96 | | 294,400 | 342,300 | | | | 96 | | 293,300 | 341,200 | | | |
| 97 | | 294,600 | 342,400 | | | | 97 | | 293,500 | 341,300 | | | |
| 98 | | 294,900 | 342,900 | | | | 98 | | 293,800 | 341,800 | | | |
| 99 | | 295,300 | 343,300 | | | | 99 | | 294,200 | 342,200 | | | |
| 100 | | 295,700 | 343,600 | | | | 100 | | 294,600 | 342,500 | | | |
| 101 | | 295,900 | 343,900 | | | | 101 | | 294,800 | 342,800 | | | |
| 102 | | 296,200 | 344,300 | | | | 102 | | 295,100 | 343,200 | | | |
| 103 | | 296,600 | 344,700 | | | | 103 | | 295,500 | 343,600 | | | |
| 104 | | 296,900 | 345,100 | | | | 104 | | 295,800 | 344,000 | | | |
| 105 | | 297,100 | 345,600 | | | | 105 | | 296,000 | 344,500 | | | |
| 106 | | 297,400 | 346,000 | | | | 106 | | 296,300 | 344,900 | | | |
| 107 | | 297,800 | 346,400 | | | | 107 | | 296,700 | 345,300 | | | |
| 108 | | 298,100 | 346,800 | | | | 108 | | 297,000 | 345,700 | | | |
| 109 | | 298,300 | 347,300 | | | | 109 | | 297,200 | 346,200 | | | |
| 110 | | 298,700 | 347,700 | | | | 110 | | 297,600 | 346,600 | | | |
| 111 | | 299,100 | 348,000 | | | | 111 | | 298,000 | 346,900 | | | |
| 112 | | 299,400 | 348,300 | | | | 112 | | 298,300 | 347,200 | | | |
| 113 | | 299,500 | 348,800 | | | | 113 | | 298,400 | 347,700 | | | |
| 114 | | 299,800 | | | | | 114 | | 298,700 | | | | |
| 115 | | 300,100 | | | | | 115 | | 299,000 | | | | |
| 116 | | 300,500 | | | | | 116 | | 299,400 | | | | |
| 117 | | 300,700 | | | | | 117 | | 299,600 | | | | |
| 118 | | 300,900 | | | | | 118 | | 299,800 | | | | |
| 119 | | 301,200 | | | | | 119 | | 300,100 | | | | |
| 120 | | 301,500 | | | | | 120 | | 300,400 | | | | |
| 121 | | 301,900 | | | | | 121 | | 300,800 | | | | |

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 122 | | 302,100 | | | | | 122 | | 301,000 | | | | |
| 123 | | 302,400 | | | | | 123 | | 301,300 | | | | |
| 124 | | 302,700 | | | | | 124 | | 301,600 | | | | |
| 125 | | 303,000 | | | | | 125 | | 301,900 | | | | |
| 再任用 職員 | 186,500 | 214,000 | 254,000 | 273,400 | 288,500 | 313,900 | 再任用 職員 | 185,400 | 212,900 | 252,900 | 272,300 | 287,400 | 312,800 |
| 備考 この表は、他の給料表の適用を受けない 全ての職員に適用する。ただし、第24条に規定 する職員を除く。 | | | | | | | 備考 この表は、他の給料表の適用を受けない すべての職員に適用する。ただし、第24条に規 定する職員を除く。 | | | | | | |
| 別表第3（第15条関係） | | | | | | | 別表第2（第15条関係） | | | | | | |
| 特殊勤務手当 | | | | | | | 特殊勤務手当 | | | | | | |
| (略) | | | | | | | (略) | | | | | | |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第5条及び第21条の3第2項の規定並びに別表第1及び別表第2を別表第2及び別表第3はに改め別表第2の前に1表を加える規定については、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の中城村職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の第6条規程は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の中城村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（勤勉手当に関する経過措置）

4 改正後の給与条例第22条中の規定について、平成27年12月期に限り、同条第2項第1号の「100分の75」とあるのは「100分の85」とし、同条第2項第2号の「100分の35」とあるのは、「100分の40」とする。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第9号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第9号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第9号

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年中城村条例第7号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正により、本条例の根拠となる条文に移動が生じたため、所要の改正を行う。

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年中城村条例第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> | <p>（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第10号 中城村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第10号 中城村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第10号

中城村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

中城村職員の旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第19号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正により、本条例の根拠となる条文に移動が生じたため、所要の改正を行う。

中城村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第19号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（目的） 第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> | <p>（目的） 第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第11号 中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第11号 中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第11号

中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年中城村条例第2号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正により、人事行政の運営等の状況の公表に関する報告事項について改正が生じたため、所要の改正を行う。

中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>職員の研修の状況</u></p> | <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|----------|---------|
| (9) (略) | (7) (略) |
| (10) (略) | (8) (略) |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第17 議案第12号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第12号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について御提案申し上げます。

| |
|---|
| <p>議案第12号</p> <p style="text-align: center;">沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成29年2月1日から沖縄県介護保険広域連合に西原町を加入させること及び同広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。</p> <p>平成28年3月7日提出</p> <p style="text-align: right;">中城村長 浜田京介</p> <p>提 案 理 由</p> <p>沖縄県介護保険広域連合に西原町を加入させること及び同広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により本案を提出する。</p> |
|---|

沖縄県介護保険広域連合規約（平成14年県指令企第363号）新旧対照表 （下線部分が変更部分）

| 改正後（案） | 現行 |
|--|--|
| <p>（広域連合の議会の組織）</p> <p>第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、<u>29人</u>とする。</p> | <p>（広域連合の議会の組織）</p> <p>第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、<u>28人</u>とする。</p> |

| 改正後（案） | | 現行 | |
|----------------------|---|----------------------|---|
| 別表第1（第2条関係） | | 別表第1（第2条関係） | |
| | 関係市町村 | | 関係市町村 |
| 市 | 豊見城市、南城市 | 市 | 豊見城市、南城市 |
| 町 | 本部町、金武町、嘉手納町、北谷町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町、西原町 | 町 | 本部町、金武町、嘉手納町、北谷町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町 |
| 村 | 国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、伊江村、読谷村、北中城村、中城村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村 | 村 | 国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、伊江村、読谷村、北中城村、中城村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村 |
| 別表第2（第4条関係） | | 別表第2（第4条関係） | |
| 区分 | 関係市町村において処理する事務 | 区分 | 関係市町村において処理する事務 |
| ア 被保険者の資格の管理に関する事務 | ・資格の異動の届出に関する事 ・再発行に係る被保険者証の交付に関する事。 | ア 被保険者の資格の管理に関する事務 | ・資格の異動の届出に関する事 ・再発行に係る被保険者証の交付に関する事。 |
| イ 要介護認定及び要支援認定に関する事務 | ・認定申請の受付及び資格者証の交付に関する事。 ・認定情報の開示に関する事。 ・収納状況による給付制限等の説明に関する事。 | イ 要介護認定及び要支援認定に関する事務 | ・認定申請の受付及び資格者証の交付に関する事。 ・認定情報の開示に関する事。 ・収納状況による給付制限等の説明に関する事。 |
| ウ 保険給付に関する事務 | ・給付申請の受付に関する事。 | ウ 保険給付に関する事務 | ・給付申請の受付に関する事。 |
| エ 介護保険事業計画の策定に関する事務 | ・計画の策定に必要な資料の提供に関する事。 | エ 介護保険事業計画の策定に関する事務 | ・計画の策定に必要な資料の提供に関する事。 |
| オ 保険料の賦課及び徴収に関する事務 | ・納付通知書及び納入告知書の再発行に係る交付に関する事。 | オ 保険料の賦課及び徴収に関する事務 | ・納付通知書及び納入告知書の再発行に係る交付に関する事。 |
| カ 地域支援事業に関する事務 | ・ <u>地域支援事業の実施に関する事</u> 。 <u>（ただし、広域連合による実施により事業効果が発揮できると認められる事業を除く。）</u> | キ その他介護保険制度の施行に関する事務 | ・介護保険事業に係る相談及び受付に関する事。 |
| ク その他介護保険制度の施行に関する事務 | ・介護保険事業に係る相談及び受付に関する事。 | ク ア キの事務に附帯する事務 | ・利用者負担額減免申請の受付に関する事。 ・補助事業等の実施調整に関する事。 |
| ク ア キの事務に附帯する事務 | ・利用者負担額減免申請の受付に関する事。 ・補助事業等の実施調整に関する事。 | | |

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第18 議案第13号 中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第13号 中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第13号

中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例（平成24年中城村条例第10号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

現行污水处理使用料金である月額2,000円を改め、中城村下水道料金同一方法の料金制度を適用するため、中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例（平成24年中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| 別表第2（第13条関係） 施設の使用料 1 世帯主（一般家庭） <u>本村の下水道料金の例による。</u> 2 事業所 <u>本村の下水道料金の例による。</u> | 別表第2（第13条関係） 施設の使用料 1 世帯主（一般家庭） <u>1箇月1世帯につき2,000円</u> 2 事業所 <u>1箇月1事業所につき2,000円</u> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行し、同年4月調定分から適用する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を
終わります。

日程第19 議案第14号 中城村護佐丸歴史資料
図書館の設置及び管理に関する条例を議題と
します。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第14号 中城村護佐丸
歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例に
ついて御提案申し上げます。

議案第14号

中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例

中城村護佐丸歴史資料館の設置及び管理に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

中城村護佐丸歴史資料図書館を設置するにあたり、施設の管理条例を制定する必要がある。

中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例

(設置・目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の規定及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、歴史資料図書館を設置し、村民の歴史的文化財を活かした学習の支援を促進すると共に、災害時の緊急避難場所機能を併設することで、村民の安全性の向上と教育、文化の振興に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 歴史資料図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 中城村護佐丸歴史資料図書館

位置 中城村字安里215番地

(施設)

第3条 中城村護佐丸歴史資料図書館は次に掲げる施設で構成する。

(1) 中城村護佐丸歴史展示室(以下「展示室」という。)

(2) 中城村護佐丸歴史資料図書室(以下「資料図書室」という。)

(管理)

第4条 村長は、中城村護佐丸歴史資料図書館の管理運営を中城村教育委員会(以下「教育委員会」という。)に委任する。

(職員)

第5条 中城村護佐丸歴史資料図書館に、館長、専門的職員、事務職員、その他必要な職員を置く。

(利用者の秘密を守る義務)

第6条 中城村護佐丸歴史資料図書館に従事する職員は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人又は団体に関する情報を漏らしてはならない。

(観覧料)

第7条 展示室に特別な展示等をしたときには、実費相当額の範囲において、観覧料を徴収することができる。

(使用の手続)

第8条 資料図書室の施設のうち、別表1に掲げるものを使用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をするに当たって、管理上特に必要と認める場合は条件を付することができる。

(使用料)

第9条 使用料は、別表1に定めるとおりとし、指定する期日までに納入しなければならない。

2 教育委員会は、特に必要と認めるときには使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第10条 既納の使用料は返還しない。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(運営協議会)

第11条 中城村護佐丸歴史資料図書館に運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、学校教育法及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者から、教育委員会が委嘱する。

3 協議会の委員は5人以内で組織する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残留期間とする。

5 委員に特別な事情が生じた場合には、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で

定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 8 条 ・ 9 条関係)

| 種別 | 区分 | 使 用 料 | |
|---------------------------------------|----|-----------------------|--------------------------------|
| 展示室 (1 階口ビー) | 村内 | 2,000円 (1 日につき) | |
| | 村外 | 3,000円 (1 日につき) | |
| 企画展示室 (集会室) | 村内 | 1,000円 (1 時間につき) | * 30分を超えた 場合は 1 時間と みなす。 |
| | 村外 | 1,500円 (1 時間につき) | |
| 1 冷房使用料 1時間につき、集会室 1,000円、その他500円とする。 | | | |
| 2 入場料を徴する使用については、使用料の50%を加算する。 | | | |
| 3 部分使用の場合は、使用状況に応じて金額を徴収する。 | | | |

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を
終わります。

日程第20 議案第15号 中城村道路線の認定
についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第15号 中城村道路線
の認定について御提案申し上げます。

議案第15号

中城村道路線の認定について

中城村道路線を下記のとおり認定したく、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求め
ます。

記

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 | 終 点 | 摘 要 |
|------|--------------|------------------------------|-----------------------------|-----|
| 395 | サンヒルズ 8号線 | 中城村字新垣 岡武座原 1344 - 7地先 | 中城村字登又 屋宜後原 88 - 14地先 | |

平成28年3月7日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

都市計画法第40条（公共用施設の用に供する土地の帰属）に基づき中城村への所有権及び管理の移転による。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第21 議案第16号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第16号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について御提案申し上げます。

議案第16号

中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務にクルーズ船の受入に関する事務を加えるとともに、同組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

中部広域市町村圏事務組合で共同処理する事務にクルーズ船の受入に関する事務を加えるとともに、同組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

(別紙)

中部広域市町村圏事務組合同規約の一部を変更する規約

中部広域市町村圏事務組合同規約(平成元年10月26日県指令総第946号許可)の一部を次のように変更する。

第3条に次の1号を加える。

(5)クルーズ船の受入に関する事務

第16条を第17条とし、第8条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(特別議決)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの事件については、当該事件に関係する市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

別表第1中

「

| | |
|--------------|---------------|
| 第3条第4号に関する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 |
|--------------|---------------|

」

を

「

| | |
|--------------|---------------|
| 第3条第4号に関する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 |
| 第3条第5号に関する事務 | 沖縄市 うるま市 北中城村 |

」

に改める。

別表第2及び別表第3中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

別表第4中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同表中

「

| | | | |
|--------------|---------------|-----|-----|
| 第3条第4号に係る負担金 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 | 均等割 | 5% |
| | | 件数割 | 95% |

」

を

| | | |
|--------------|---------------|--------------------|
| 第3条第4号に係る負担金 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 | 均等割 5% 件数割 95% |
| 第3条第5号に係る負担金 | 沖縄市 うるま市 北中城村 | 均等割 20% 人口割 80% |

に改める。

附 則
この規約は、平成28年4月1日から施行する。

中部広域市町村圏事務組合同規約新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第1に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) <u>クルーズ船の受入に関する事務</u></p> <p>第4条~第7条まで (略)</p> <p>(特別議決)</p> <p>第8条 <u>組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの事件については、当該事件に係る市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。</u></p> <p>(基金の設置及び目的)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(出資の割合及び額)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(基金の処分の制限)</p> | <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第1に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>第4条~第7条まで (略)</p> <p>(基金の設置及び目的)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(出資の割合及び額)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(基金の処分の制限)</p> |

| 改 正 案 | | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|-------|---------------------|---|--------------|---------------|--------------|---------------|--|------|----------|-----|---------------------|---|--------------|--|---|--------|----|-------|---|---|------|-----|-----|--|---|--------|----|----------|-------|---|--|-------|--|--|------|-----|-----|---|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| <p>第11条 (略) (関係市町村の権利)</p> <p>第12条 (略) (理事会)</p> <p>第13条 (略) (会計管理者)</p> <p>第14条 (略) (監査委員)</p> <p>第15条 (略) (事務局)</p> <p>第16条 (略) (経費の支弁方法)</p> <p>第17条 (略)</p> | | <p>第10条 (略) (関係市町村の権利)</p> <p>第11条 (略) (理事会)</p> <p>第12条 (略) (会計管理者)</p> <p>第13条 (略) (監査委員)</p> <p>第14条 (略) (事務局)</p> <p>第15条 (略) (経費の支弁方法)</p> <p>第16条 (略)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第1 (第3条関係) | | 別表第1 (第3条関係) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1号から第3号までに關する事務</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村</td> </tr> <tr> <td>第3条第4号に關する事務</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市</td> </tr> <tr> <td>第3条第5号に關する事務</td> <td>沖縄市 うるま市 北中城村</td> </tr> </tbody> </table> | | 共同処理する事務 | 市町村 | 第3条第1号から第3号までに關する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村 | 第3条第4号に關する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 | 第3条第5号に關する事務 | 沖縄市 うるま市 北中城村 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1号から第3号までに關する事務</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村</td> </tr> <tr> <td>第3条第4号に關する事務</td> <td>沖縄市 うるま市 宜野湾市</td> </tr> </tbody> </table> | | 共同処理する事務 | 市町村 | 第3条第1号から第3号までに關する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村 | 第3条第4号に關する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共同処理する事務 | 市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3条第1号から第3号までに關する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3条第4号に關する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3条第5号に關する事務 | 沖縄市 うるま市 北中城村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共同処理する事務 | 市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3条第1号から第3号までに關する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 西原町 読谷村 北中城村 中城村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3条第4号に關する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第2 (第10条関係) | | 別表第2 (第9条関係) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>ふるさと市町村圏基金出資額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関係市町村名</th> <th rowspan="2">人口</th> <th rowspan="2">人口比率 (%)</th> <th colspan="3">平成元年度</th> <th colspan="3">平成2年度</th> <th rowspan="2">出資総額</th> </tr> <tr> <th>均等割</th> <th>人口割</th> <th>計</th> <th>均等割</th> <th>人口割</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | | 関係市町村名 | 人口 | 人口比率 (%) | 平成元年度 | | | 平成2年度 | | | 出資総額 | 均等割 | 人口割 | 計 | 均等割 | 人口割 | 計 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | <p>ふるさと市町村圏基金出資額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関係市町村名</th> <th rowspan="2">人口</th> <th rowspan="2">人口比率 (%)</th> <th colspan="3">平成元年度</th> <th colspan="3">平成2年度</th> <th rowspan="2">出資総額</th> </tr> <tr> <th>均等割</th> <th>人口割</th> <th>計</th> <th>均等割</th> <th>人口割</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | | 関係市町村名 | 人口 | 人口比率 (%) | 平成元年度 | | | 平成2年度 | | | 出資総額 | 均等割 | 人口割 | 計 | 均等割 | 人口割 | 計 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 関係市町村名 | 人口 | | | | 人口比率 (%) | 平成元年度 | | | 平成2年度 | | | 出資総額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 均等割 | 人口割 | 計 | | 均等割 | 人口割 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係市町村名 | 人口 | 人口比率 (%) | 平成元年度 | | | 平成2年度 | | | 出資総額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 均等割 | 人口割 | 計 | 均等割 | 人口割 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第3 (第10条関係) | | 別表第3 (第9条関係) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関係市町村名</th> <th rowspan="2">人口</th> <th colspan="3">平成3年度</th> <th rowspan="2">出資総額</th> </tr> <tr> <th>均等割</th> <th>人口割</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | | 関係市町村名 | 人口 | 平成3年度 | | | 出資総額 | 均等割 | 人口割 | 計 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関係市町村名</th> <th rowspan="2">人口</th> <th colspan="3">平成3年度</th> <th rowspan="2">出資総額</th> </tr> <tr> <th>均等割</th> <th>人口割</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | | 関係市町村名 | 人口 | 平成3年度 | | | 出資総額 | 均等割 | 人口割 | 計 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係市町村名 | 人口 | | | 平成3年度 | | | | 出資総額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 均等割 | 人口割 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係市町村名 | 人口 | 平成3年度 | | | 出資総額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 均等割 | 人口割 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正案 | | | 現行 | | |
|-------------------|------|------|-------------------|------|------|
| 別表第4(第17条関係) | | | 別表第4(第16条関係) | | |
| 区分 | 市町村 | 負担割合 | 区分 | 市町村 | 負担割合 |
| 第3条第1号から第3号に係る負担金 | 沖縄市 | うるま市 | 第3条第1号から第3号に係る負担金 | 沖縄市 | うるま市 |
| | 宜野湾市 | 北谷町 | | 宜野湾市 | 北谷町 |
| | 嘉手納町 | 西原町 | | 嘉手納町 | 西原町 |
| | 読谷村 | 北中城村 | | 読谷村 | 北中城村 |
| | 中城村 | | 中城村 | | |
| 第3条第4号に係る負担金 | 沖縄市 | うるま市 | 第3条第4号に係る負担金 | 沖縄市 | うるま市 |
| | 宜野湾市 | | | 宜野湾市 | |
| 第3条第5号に係る負担金 | 沖縄市 | うるま市 | 第3条第5号に係る負担金 | 沖縄市 | うるま市 |
| | 北中城村 | | | 北中城村 | |

中部広域市町村圏事務組合規約の変更を必要とするに至った理由

平成28年4月より、中城湾港にて国内及び国外クルーズ船の寄港が予定されている。中城湾港は、特に国外クルーズ船の入港における訪日外国人旅行者にとって、我が国に入国するための玄関に相当する施設となることから、受け入れの環境整備や広域にわたる観光の取り組みが必要である。

そのため、沖縄市、うるま市、北中城村で、国内及び国外クルーズ船寄港による受け入れ環境整備や本広域圏における連携した観光の取組みについて議論を行い、平成28年4月から「クルーズ船の受入に関する事務」を共同処理することとした。

中部広域市町村圏事務組合は、組合を組織する市町村のうち、一部の市町村のみに係る事務の共同処理も行う複合的一部事務組合である。複合的一部事務組合の場合、地方自治法第287条の3第1項に基づき、議決方法の特例として、一部の市町村のみに係る事務に関する議決については、関係市町村の意向がより反映されるような特例を定めることができる。中部広域市町村圏事務組合においても、一部の市町村のみに係る事務に関する議決について、関係市町村の意向が組合議会の裁決に十分反映されるようにするため、議決方法の特例を定めることとした。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第22 報告第1号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第1号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について御報告いたします。

報告第1号

平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別冊のとおり報告します。

平成28年3月7日 提出

中城村長 浜田京介

別冊がございますので御参照いただきたいと思います。本村においては借り入れ等はありませんので、御報告いたします。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第23 報告第2号 専決処分の報告「議

会の議決を経た工事請負契約（護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築附帯外構工事））の改定契約」についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第2号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

報告第2号

専決処分の報告について

護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築附帯外構工事）の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年3月7日 提出

中城村長 浜田京介

理由

地方自治法180条第1項議会の委任による専決処分の規定により、護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築附帯外構工事）改定契約について専決処分しました。

改定契約書の中で御説明いたしますが、当初の工期の変更でございます。5月11日から12月21日の225日間であったものが、変更後は同じ

く5月11日から平成28年1月8日まで、243日間でございます。元の契約額に対する変更金額が149万円でございます。変更後の工事請負代

金が5,446万4,400円となった次第でございます。
以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を
終わります。

日程第24 報告第3号 専決処分の報告「議
会の議決を経た備品購入契約（護佐丸歴史資料

図書館備品購入事業）の改定契約」についてを
議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第3号 専決処分の報
告について御報告申し上げます。

報告第3号

専決処分の報告について

護佐丸歴史資料図書館備品購入事業の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年3月7日提出

中城村長 浜田 京介

理 由

地方自治法第180条第1項議会の委任による専決処分の規定により、護佐丸歴史資料図書館備
品購入事業の改定契約について専決処分しました。

同じくこれの改定契約書がございます。この
中で変更となるのが、元の契約金額が1億
6,869万6,000円から、改定後の契約金額が1億
7,056万3,387円に契約が変わってございます。
以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を
終わります。

休憩します。

休 憩（14時13分）

~~~~~

再 開（14時13分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第25 報告第4号 専決処分の報告「議  
会の議決を経た工事請負契約（護佐丸歴史資料  
図書館展示工事）の改定契約」についてを議題  
とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第4号 専決処分の報  
告について御報告申し上げます。

### 報告第4号

#### 専決処分の報告について

護佐丸歴史資料図書館展示工事の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年3月7日提出

中城村長 浜田 京介

理 由

地方自治法第180条第1項議会の委任による専決処分の規定により、護佐丸歴史資料図書館展示工事の改定契約について専決処分しました。

改定契約書のコピーがございますが、その中で元になる工事請負代金が6,289万200円が、改定後には6,397万9,200円になりました。元になる契約の完了年月日が平成28年2月29日から、改定後の完了年月日が平成28年3月22日になりました。以上、御報告申し上げます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第26 報告第5号 専決処分の報告「議会の議決を経た工事請負契約（中城南小学校校舎増築（建築）工事）の改定契約」についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第5号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

報告第5号

専決処分の報告について

中城南小学校校舎増築（建築）工事の改定契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年3月7日 提出

中城村長 浜田 京介

理由

地方自治法180条第1項議会の委任による専決処分の規定により、中城南小学校校舎増築（建築）工事改定契約について専決処分しました。

同じく改定契約書がございます。当初の金額の請負金額が8,874万4,680円から、変更後は

8,879万2,200円でございます。増額分は記載のとおり4万7,520円。それと当初の工期が平成

27年7月28日から平成28年2月22日でありましたが、変更後は同じく7月28日から平成28年3月25日に変更をされております。以上、御報告申し上げます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時18分）

## 平成28年第1回中城村議会定例会（第2日目）

|                        |              |                     |                  |       |
|------------------------|--------------|---------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成28年3月7日（月） |                     |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                     |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成28年3月8日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成28年3月8日（午前11時14分） |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                  | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                | 9番               | 新垣徳正  |
|                        | 2番           | 外間博則                | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                | 11番              | 新垣光栄  |
|                        | 4番           | 欠員                  | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                 | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   |              |                     |                  |       |
| 会議録署名議員                | 12番          | 新垣博正                | 13番              | 仲座勇   |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                 | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉正豊                | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 総務課長         | 新垣親裕                | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 住民生活課長       | 仲村盛和                | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                | 生涯学習課長兼生涯学習係長    | 新垣一弘  |
|                        | 税務課長         | 稲嶺盛昌                | 教育総務課長主幹         | 伊波正明  |
|                        | 福祉課長         | 仲松範三                |                  |       |
|                        | 健康保険課長       | 比嘉健治                |                  |       |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名                                                 |
|-----|-----------------------------------------------------|
| 第 1 | 議案第17号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第6号）                       |
| 第 2 | 議案第18号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                 |
| 第 3 | 議案第19号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）                |
| 第 4 | 議案第20号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）               |
| 第 5 | 議案第21号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）                |
| 第 6 | 同意第1号 監査委員の選任について                                   |
| 第 7 | 同意第2号 教育委員会委員の任命について                                |
| 第 8 | 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中城村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例） |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第17号 平成27年度中城村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第17号 平成27年度中城村一般会計補正予算(第6号)について御提案申し上げます。

議案第17号

平成27年度中城村一般会計補正予算(第6号)

平成27年度中城村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,463千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,436,395千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月7日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

| 款        | 項        | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|----------|----------|-----------|-------|-----------|
| 1 村税     |          | 1,911,022 | 5,600 | 1,916,622 |
|          | 1 村民税    | 770,169   | 5,600 | 775,769   |
| 3 利子割交付金 |          | 3,056     | 349   | 2,707     |
|          | 1 利子割交付金 | 3,056     | 349   | 2,707     |
| 4 配当割交付金 |          | 3,840     | 1,404 | 5,244     |
|          | 1 配当割交付金 | 3,840     | 1,404 | 5,244     |

| 款             | 項             | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------------|---------------|-----------|--------|-----------|
| 5 株式等譲渡所得割交付金 |               | 4,583     | 354    | 4,229     |
|               | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 4,583     | 354    | 4,229     |
| 6 地方消費税交付金    |               | 239,466   | 39,769 | 279,235   |
|               | 1 地方消費税交付金    | 239,466   | 39,769 | 279,235   |
| 7 ゴルフ場利用税交付金  |               | 26,625    | 696    | 27,321    |
|               | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 26,625    | 696    | 27,321    |
| 8 自動車取得税交付金   |               | 3,686     | 3,881  | 7,567     |
|               | 1 自動車取得税交付金   | 3,686     | 3,881  | 7,567     |
| 10 地方交付税      |               | 1,605,647 | 3,713  | 1,609,360 |
|               | 1 地方交付税       | 1,605,647 | 3,713  | 1,609,360 |
| 12 分担金及び負担金   |               | 2,244     | 0      | 2,244     |
|               | 2 負担金         | 2,244     | 0      | 2,244     |
| 13 使用料及び手数料   |               | 131,006   | 4,445  | 126,561   |
|               | 1 使用料         | 101,461   | 4,445  | 97,016    |
| 14 国庫支出金      |               | 1,335,212 | 9,887  | 1,345,099 |
|               | 1 国庫負担金       | 747,279   | 24,161 | 723,118   |
|               | 2 国庫補助金       | 583,770   | 34,048 | 617,818   |
| 15 県支出金       |               | 1,497,831 | 23,720 | 1,474,111 |
|               | 1 県負担金        | 371,161   | 12,530 | 358,631   |
|               | 2 県補助金        | 1,087,549 | 11,690 | 1,075,859 |
|               | 3 委託金         | 39,121    | 500    | 39,621    |
| 17 寄附金        |               | 780,002   | 3,930  | 783,932   |
|               | 1 寄附金         | 780,002   | 3,930  | 783,932   |
| 20 諸収入        |               | 190,535   | 4,251  | 194,786   |
|               | 4 雑入          | 186,836   | 4,251  | 191,087   |
| 21 村債         |               | 380,417   | 13,800 | 366,617   |
|               | 1 村債          | 380,417   | 13,800 | 366,617   |
| 歳 入 合 計       |               | 8,405,932 | 30,463 | 8,436,395 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 1 議会費    |             | 100,245   | 246     | 109,999   |
|          | 1 議会費       | 100,245   | 246     | 109,999   |
| 2 総務費    |             | 1,855,881 | 11,716  | 1,867,597 |
|          | 1 総務管理費     | 1,699,607 | 13,134  | 1,712,741 |
|          | 2 徴税费       | 91,410    | 58      | 91,468    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 52,039    | 1,019   | 51,020    |
|          | 5 統計調査費     | 7,425     | 457     | 6,968     |
| 3 民生費    |             | 2,338,830 | 133,590 | 2,472,420 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,103,542 | 245,388 | 1,348,930 |
|          | 2 児童福祉費     | 1,235,288 | 111,798 | 1,123,490 |
| 4 衛生費    |             | 765,468   | 10,186  | 775,654   |
|          | 1 保健衛生費     | 381,874   | 8,268   | 390,142   |
|          | 2 清掃費       | 383,594   | 1,918   | 385,512   |
| 5 労働費    |             | 4,019     | 170     | 3,849     |
|          | 1 労働諸費      | 4,019     | 170     | 3,849     |
| 6 農林水産業費 |             | 191,539   | 27,238  | 164,301   |
|          | 1 農業費       | 167,519   | 27,075  | 140,444   |
|          | 2 林業費       | 9,615     | 36      | 9,579     |
|          | 3 水産業費      | 14,405    | 127     | 14,278    |
| 7 商工費    |             | 114,636   | 1,074   | 113,562   |
|          | 1 商工費       | 114,636   | 1,074   | 113,562   |
| 8 土木費    |             | 519,879   | 8,469   | 528,348   |
|          | 1 土木管理費     | 14,753    | 37      | 14,716    |
|          | 2 道路橋梁費     | 352,196   | 13,534  | 365,730   |
|          | 4 都市計画費     | 34,555    | 1,475   | 33,080    |
|          | 5 下水道費      | 114,400   | 3,553   | 110,847   |
| 9 消防費    |             | 247,679   | 1,601   | 246,078   |
|          | 1 消防費       | 247,679   | 1,601   | 246,078   |
| 10 教育費   |             | 1,679,825 | 103,169 | 1,576,656 |
|          | 1 教育総務費     | 155,373   | 5,975   | 149,398   |
|          | 2 小学校費      | 303,307   | 47,624  | 255,683   |

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 10 教育費  | 3 中学校費  | 43,568    | 1,301  | 42,267    |
|         | 4 幼稚園費  | 99,605    | 19,266 | 80,339    |
|         | 5 社会教育費 | 977,309   | 27,468 | 949,841   |
|         | 6 保健体育費 | 100,663   | 1,535  | 99,128    |
| 歳 出 合 計 |         | 8,405,932 | 30,463 | 8,436,395 |

第2表 繰越明許費

| 款        | 項       | 事業名                           | 金額          |
|----------|---------|-------------------------------|-------------|
| 2 総務費    | 1 総務管理費 | 公共施設等総合管理計画策定業務委託料            | 千円<br>1,620 |
|          |         | L G W A N系インターネット系改修事業        | 6,773       |
|          |         | 自治体情報セキュリティ強化対策事業             | 15,062      |
| 3 民生費    | 1 社会福祉費 | 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業 | 60,136      |
|          | 2 児童福祉費 | 保育所等の利用者軽減措置システム改修事業          | 840         |
|          |         | 事業所内保育設置促進事業                  | 20,000      |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費   | 農業振興地域整備計画基礎調査事業              | 5,400       |
|          |         | 久場地区土砂崩壊防止事業                  | 13,460      |
|          | 2 林業費   | 中城村緑化推進施設整備事業                 | 6,720       |
| 7 商工費    | 1 商工費   | 護佐丸観光資源制作事業                   | 7,425       |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費 | 村道中城城跡線改良舗装事業                 | 19,862      |
|          |         | 村道久場前浜原線建設事業                  | 115,424     |
|          |         | 村道若南線建設事業                     | 34,287      |
| 10 教育費   | 1 教育総務費 | 新しい公共交通モデル事業                  | 36,000      |

第3表

## 地 方 債 補 正

| 起債の目的                 | 補 正 前   |                    |                                                                             |                                                                                                              | 補 正 後       |       |    |       |
|-----------------------|---------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------|----|-------|
|                       | 限度額     | 起債の方法              | 利率                                                                          | 償還の方法                                                                                                        | 限度額         | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業債 | 千円<br>0 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br><br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>8,500 | 同じ    | 同じ | 同じ    |
| 基地対策整備事業債             | 12,100  |                    |                                                                             |                                                                                                              | 14,300      |       |    |       |
| 村道若南線道路整備事業債          | 0       |                    |                                                                             |                                                                                                              | 8,800       |       |    |       |
| 歴史資料図書館整備事業債          | 100,100 |                    |                                                                             |                                                                                                              | 83,500      |       |    |       |
| 学校施設整備事業債             | 29,900  |                    |                                                                             |                                                                                                              | 13,200      |       |    |       |

それでは歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。第1表歳入歳出予算補正。まず歳入の1款村税、1項村民税、補正前の額7億7,016万9,000円、補正額560万円、合計で7億7,576万9,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、補正前の額305万6,000円、補正額34万9,000円の減額補正、合計で270万7,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、補正前の額384万円、補正額140万4,000円、合計で524万4,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、補正前の額458万3,000円、補正額35万4,000円の減額補正、合計で422万9,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、補正前の額2億3,946万6,000円、補正額3,976万9,000円、合計で2億78,923万5,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、補正前の額2,662万5,000円、補正

額69万6,000円、合計で2,732万1,000円。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、補正前の額368万6,000円、補正額388万1,000円、合計で756万7,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税、補正前の額16億564万7,000円、補正額371万3,000円、合計で16億936万円。

12款分担金及び負担金、2項負担金、補正前の額224万4,000円、補正額ゼロ、合計も同じでございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、補正前の額1億146万1,000円、補正額444万5,000円の減額補正、合計で9,701万6,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額7億4,727万9,000円、補正額2,416万1,000円の減額補正、合計で7億2,311万8,000円。2項国庫補助金、補正前の額5億8,377万円、補正額3,404万8,000円、合計で6億1,781万8,000円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額3億7,116万1,000円、補正額1,253万円の減額補

正、合計で3億5,863万1,000円。2項県補助金、補正前の額10億8,754万9,000円、補正額1,169万円の減額補正、合計で10億7,585万9,000円。

3項委託金、補正前の額3,912万1,000円、補正額50万円、合計で3,962万1,000円。

17款寄附金、1項寄附金、補正前の額7億8,000万2,000円、補正額393万円、合計で7億8,393万2,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額1億8,683万6,000円、補正額425万1,000円、合計で1億9,108万7,000円。

21款村債、1項村債、補正前の額3億8,041万7,000円、補正額1,380万円の減額補正、合計で3億6,661万7,000円。

歳入合計、補正前の額84億593万2,000円、補正額3,046万3,000円、合計で84億3,639万5,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億1,024万5,000円、補正額24万6,000円の減額補正、合計で1億999万9,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額16億9,960万7,000円、補正額1,313万4,000円、合計で17億1,274万1,000円。2項徴税费、補正前の額9,141万円、補正額5万8,000円、合計で9,146万8,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額5,203万9,000円、補正額101万9,000円の減額補正、合計で5,102万円。5項統計調査費、補正前の額742万5,000円、補正額45万7,000円の減額補正、合計で696万8,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額11億354万2,000円、補正額2億4,538万8,000円、合計で13億4,893万円。2項児童福祉費、補正前の額12億3,528万8,000円、補正額1億1,179万8,000円の減額補正、合計で11億2,349万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額3億8,187万4,000円、補正額826万8,000円、合計で3億9,014万2,000円。2項清掃費、補正前の

額3億8,359万4,000円、補正額191万8,000円、合計で3億8,551万2,000円。

5款労働費、1項労働諸費、補正前の額401万9,000円、補正額17万円の減額補正、合計で384万9,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額1億6,751万9,000円、補正額2,707万5,000円の減額補正、合計で1億4,044万4,000円。2項林業費、補正前の額961万5,000円、補正額3万6,000円の減額補正、合計で957万9,000円。3項水産業費、補正前の額1,440万5,000円、補正額12万7,000円の減額補正、合計で1,427万8,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額1億1,463万6,000円、補正額107万4,000円の減額補正、合計で1億1,356万2,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額1,475万3,000円、補正額3万7,000円の減額補正、合計で1,471万6,000円。2項道路橋梁費、補正前の額3億5,219万6,000円、補正額1,353万4,000円、合計で3億6,573万円。4項都市計画費、補正前の額3,455万5,000円、補正額147万5,000円の減額補正、合計で3,308万円。5項下水道費、補正前の額1億1,440万円、補正額355万3,000円の減額補正、合計で1億1,084万7,000円。

9款消防費、1項消防費、補正前の額2億4,767万9,000円、補正額160万1,000円の減額補正、合計で2億4,607万8,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億5,537万3,000円、補正額597万5,000円の減額補正、合計で1億4,939万8,000円。2項小学校費、補正前の額3億330万7,000円、補正額4,762万4,000円の減額補正、合計で2億5,568万3,000円。3項中学校費、補正前の額4,356万8,000円、補正額130万1,000円の減額補正、合計で4,226万7,000円。4項幼稚園費、補正前の額9,960万5,000円、補正額1,926万6,000円の減

額補正、合計で8,033万9,000円。5項社会教育費、補正前の額9億7,730万9,000円、補正額2,746万8,000円の減額補正、合計で9億4,984万1,000円。6項保健体育費、補正前の額1億66万3,000円、補正額153万5,000円の減額補正、合計で9,912万8,000円。

歳出合計、補正前の額84億593万2,000円、補正額3,046万3,000円、合計で84億3,639万5,000円でございます。

続いて第2表繰越明許費、読み上げて御提案申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、事業名といたしまして、公共施設等総合管理計画策定業務委託料162万円。L G W A N系インターネット系改修事業677万3,000円。自治体情報セキュリティ強化対策事業1,506万2,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業6,013万6,000円。2項児童福祉費、保育所等の利用者軽減措置システム改修事業84万円。事業所内保育設置促進事業2,000万円。

6款農林水産業費、1項農業費、農業振興地域整備計画基礎調査事業540万円、久場地区土砂崩壊防止事業1,346万円。2項林業費、中城村緑化推進施設整備事業672万円。

7款商工費、1項商工費、護佐丸観光資源制作事業742万5,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、村道中城城跡線改良舗装事業1,986万2,000円、村道久場前浜原線建設事業1億1,542万4,000円、村道若南線建設事業3,428万7,000円。

10款教育費、1項教育総務費、新しい公共交通モデル事業3,600万円。

続いて第3表地方債補正でございます。目的、補正前、補正後で読み上げて御提案申し上げます。

まず起債の目的、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業債、これは限度額はゼロでございましたが、補正前の限度額です。補正後の

限度額には850万円となります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前、補正後、同じでございます。割愛させていただきます。基地対策整備事業債、地方債補正、補正前の限度額が1,210万円、補正後の限度額が1,430万円となります。それと村道若南線道路整備事業債、これは限度額ゼロが880万円でございます。歴史資料図書館整備事業債、これは補正前の限度額が1億10万円、補正後の限度額が8,350万円。学校施設整備事業債、補正前の限度額が2,990万円、補正後の限度額が1,320万円。おのおの全て起債の方法は証書借入又は証券発行。利率は年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)。償還の方法が、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時17分)

~~~~~

再開(10時28分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第18号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第18号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第18号

平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,918千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,876,501千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金の補正）

第2条 一時借入金の借入の最高額に200,000千円を追加し、一時借入金の借入の最高額を500,000千円とする。

平成28年3月7日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|------------|-----------|--------|---------|
| 1 国民健康保険税 | | 359,065 | 7,934 | 351,131 |
| | 1 国民健康保険税 | 359,065 | 7,934 | 351,131 |
| 4 国庫支出金 | | 1,025,094 | 34,020 | 991,074 |
| | 1 国庫負担金 | 625,094 | 43,555 | 581,539 |
| | 2 国庫補助金 | 400,000 | 9,535 | 409,535 |
| 5 療養給付費交付金 | | 78,171 | 46,300 | 31,871 |
| | 1 療養給付費交付金 | 78,171 | 46,300 | 31,871 |
| 7 県支出金 | | 196,739 | 39,511 | 157,228 |
| | 1 県負担金 | 21,739 | 1,423 | 20,316 |
| | 2 県補助金 | 175,000 | 38,088 | 136,912 |
| 8 共同事業交付金 | | 881,371 | 36,742 | 844,629 |
| | 1 共同事業交付金 | 881,371 | 36,742 | 844,629 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------------|-----------|---------|-----------|
| 10 繰入金 | | 202,520 | 198,673 | 401,193 |
| | 1 他会計繰入金 | 202,519 | 198,673 | 401,192 |
| 12 諸収入 | | 6,309 | 1,248 | 5,061 |
| | 1 延滞金・加算金及び過料 | 3,002 | 1,700 | 1,302 |
| | 4 雑入 | 3,305 | 452 | 3,757 |
| 歳 入 合 計 | | 2,843,583 | 32,918 | 2,876,501 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 1 総務費 | | 40,292 | 156 | 40,136 |
| | 1 総務管理費 | 31,599 | 385 | 31,984 |
| | 2 徴税费 | 8,645 | 541 | 8,104 |
| 2 保険給付費 | | 1,497,124 | 35,578 | 1,532,702 |
| | 1 療養諸費 | 1,267,300 | 31,074 | 1,298,374 |
| | 2 高額療養費 | 209,150 | 7,084 | 216,234 |
| | 4 出産育児諸費 | 20,172 | 2,520 | 17,652 |
| | 5 葬祭諸費 | 500 | 60 | 440 |
| 3 後期高齢者支援金等 | | 304,631 | 0 | 304,631 |
| | 1 後期高齢者支援金等 | 304,631 | 0 | 304,631 |
| 6 介護納付金 | | 148,887 | 0 | 148,887 |
| | 1 介護納付金 | 148,887 | 0 | 148,887 |
| 7 共同事業拠出金 | | 803,456 | 35,203 | 768,253 |
| | 1 共同事業拠出金 | 803,456 | 35,203 | 768,253 |
| 8 保健事業費 | | 35,242 | 1,016 | 34,226 |
| | 1 特定健康診査等事業費 | 15,181 | 164 | 15,345 |
| | 2 保健事業費 | 20,061 | 1,180 | 18,881 |
| 11 諸支出金 | | 5,458 | 33,715 | 39,173 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 5,457 | 33,715 | 39,172 |
| 歳 出 合 計 | | 2,843,583 | 32,918 | 2,876,501 |

歳入から読み上げて御提案申し上げます。第1表歳入歳出予算補正。まず歳入のほうからで

す。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、補正前の額3億5,906万5,000円、補正額793万

4,000円の減額補正、合計で3億5,113万1,000円。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額6億2,509万4,000円、補正額4,355万5,000円の減額補正、合計で5億8,153万9,000円。2項国庫補助金、補正前の額4億円、補正額953万5,000円、合計で4億953万5,000円。

6款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、補正前の額7,817万1,000円、補正額4,630万円の減額補正、合計で3,187万1,000円。

7款県支出金、1項県負担金、補正前の額2,173万9,000円、補正額142万3,000円の減額補正、合計で2,031万6,000円。2項県補助金、補正前の額1億7,500万円、補正額3,808万8,000円の減額補正、合計で1億3,691万2,000円。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金、補正前の額8億8,137万1,000円、補正額3,674万2,000円の減額補正、合計で8億4,462万9,000円。

10款繰入金、1項他会計繰入金、補正前の額2億251万9,000円、補正額1億9,867万3,000円、合計で4億119万2,000円。

12款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、補正前の額300万2,000円、補正額170万円の減額補正、合計で130万2,000円。4項雑入、補正前の額330万5,000円、補正額45万2,000円、合計で375万7,000円。

歳入合計、補正前の額28億4,358万3,000円、補正額3,291万8,000円、合計で28億7,650万1,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額3,159万9,000円、補正額38万5,000円、合計で3,198万4,000円。

2項徴税费、補正前の額864万5,000円、補正額54万1,000円の減額補正、合計で810万4,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額12億6,730万円、補正前の額3,107万4,000円、合計で12億9,837万4,000円。2項高額療養費、

補正前の額2億915万円、補正額708万4,000円、合計で2億1,623万4,000円。4項出産育児諸費、補正前の額2,017万2,000円、補正額252万円の減額補正、合計で1,765万2,000円。5項葬祭諸費、補正前の額50万円、補正額6万円の減額補正、合計で44万円。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、補正前の額3億463万1,000円、補正額はゼロで同額でございます。

6款介護納付金、1項介護納付金。補正前の額1億4,888万7,000円、補正額ゼロで同額でございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、補正前の額8億345万6,000円、補正額3,520万3,000円の減額補正、合計で7億6,825万3,000円。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、補正前の額1,518万1,000円、補正額16万4,000円、合計で1,534万5,000円。2項保健事業費、補正前の額2,006万1,000円、補正額118万円の減額補正、合計で1,888万1,000円。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正前の額545万7,000円、補正額3,371万5,000円、合計で3,917万2,000円。

歳出合計、補正前の額28億4,358万3,000円、補正額3,291万8,000円、合計で28億7,650万1,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第3 議案第19号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第19号 平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第19号

平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成27年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,714千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,199千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|---------------|---------|-------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 | | 77,191 | 709 | 77,900 |
| | 1 後期高齢者医療保険料 | 77,191 | 709 | 77,900 |
| 2 使用料及び手数料 | | 2 | 15 | 17 |
| | 1 手数料 | 2 | 15 | 17 |
| 4 繰入金 | | 41,911 | 1,105 | 43,016 |
| | 1 一般会計繰入金 | 41,910 | 1,105 | 43,015 |
| 6 諸収入 | | 2,645 | 115 | 2,530 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 2 | 9 | 11 |
| | 2 償還金及び還付加算金 | 1,224 | 60 | 1,284 |
| | 4 雑入 | 1,418 | 184 | 1,234 |
| 歳入合計 | | 123,485 | 1,714 | 125,199 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------------|------------------|---------|-------|---------|
| 1 総務費 | | 3,962 | 177 | 3,785 |
| | 1 総務管理費 | 2,057 | 183 | 1,874 |
| | 2 徴収費 | 1,905 | 6 | 1,911 |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 | | 117,687 | 1,906 | 119,593 |
| | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 117,687 | 1,906 | 119,593 |
| 3 諸支出金 | | 1,225 | 15 | 1,210 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 1,224 | 15 | 1,209 |
| 歳出合計 | | 123,485 | 1,714 | 125,199 |

同じく歳入から読み上げて御提案申し上げます。第1表歳入歳出予算補正。まず歳入の1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、補正前の額7,719万1,000円、補正額70万9,000円、合計で7,790万円。

2款使用料及び手数料、1項手数料、補正前の額2,000円、補正額1万5,000円、合計で1万7,000円。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額4,191万円、補正額110万5,000円、合計で4,301万5,000円。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、補正前の額2,000円、補正額9,000円、合計で1万1,000円。2項償還金及び還付加算金、補正前の額122万4,000円、補正額6万円、合計で128万4,000円。4項雑入、補正前の額141万8,000円、補正額18万4,000円の減額補正、合計で123万4,000円。

歳入合計、補正前の額1億2,348万5,000円、補正額171万4,000円、合計で1億2,519万9,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額205万7,000円、補正額18万3,000円の減額補正、合計で187万4,000円。2項徴収費、補正前の額190万5,000

円、補正額6,000円、合計で191万1,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額1億1,768万7,000円、補正額190万6,000円、合計で1億1,959万3,000円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正前の額122万4,000円、補正額1万5,000円の減額補正、合計で120万9,000円。

歳出合計、補正前の額1億2,348万5,000円、補正額171万4,000円、合計で1億2,519万9,000円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第20号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第20号 平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第20号

平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ587,076千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成28年3月7日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-------------------|---------|---------|---------|
| 2 繰入金 | | 230,000 | 230,000 | 0 |
| | 1 基金繰入金 | 230,000 | 230,000 | 0 |
| 5 保留地処分金 | | 330,000 | 190,000 | 520,000 |
| | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 330,000 | 190,000 | 520,000 |
| 歳入合計 | | 627,076 | 40,000 | 587,076 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|----------------|---------|--------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 | | 627,074 | 40,000 | 587,074 |
| | 1 南上原土地区画整理事業費 | 627,074 | 40,000 | 587,074 |
| 歳出合計 | | 627,076 | 40,000 | 587,076 |

歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。第1表歳入歳出予算補正。歳入、2款繰入金、1項基金繰入金、補正前の額2億3,000万円、補正額2億3,000万円の減額でございます。合計はゼロになります。

5款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金、補正前の額3億3,000万円、補正額1億9,000万円、合計で5億2,000万円。

歳入合計、補正前の額6億2,707万6,000円、補正額4,000万円の減額補正、合計で5億8,707万6,000円。

続いて歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額6億2,707万4,000円、補正額4,000万円の減額補正、合計で5億8,707万4,000円。

歳出合計、補正前の額6億2,707万6,000円、補正額4,000万円の減額補正、合計で5億8,707

万6,000円でございます。

続いて第2表繰越明許費。1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、事業名も同じく南上原土地区画整理事業、金額が1億6,339万7,000円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第21号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第21号 平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第21号

平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成27年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,853千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ358,936千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

平成28年3月7日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-----------|---------|-------|---------|
| 3 繰入金 | | 114,400 | 3,553 | 110,847 |
| | 1 一般会計繰入金 | 114,400 | 3,553 | 110,847 |
| 6 村債 | | 99,100 | 1,300 | 97,800 |
| | 1 村債 | 99,100 | 1,300 | 97,800 |
| 歳入合計 | | 363,789 | 4,853 | 358,936 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|----------|---------|-------|---------|
| 1 公共下水道費 | | 252,312 | 4,853 | 247,459 |
| | 1 公共下水道費 | 252,312 | 4,853 | 247,459 |
| 歳出合計 | | 363,789 | 4,853 | 358,936 |

第2表 地方債補正

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|---------|--------------|--------------------|-------|--|--------------|-------|----|-------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 下水道整備事業 | 千円 99,100 | 証書借入 又は 証券発行 | 年5%以内 | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円 97,800 | 同じ | 同じ | 同じ |

同じく、また歳入から読み上げて御提案申し上げます。第1表歳入歳出予算補正。歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億1,440万円、補正額355万3,000円の減額補正、合計で1億1,084万7,000円。

6款村債、1項村債、補正前の額9,910万円、補正額130万円の減額補正、合計で9,780万円。

歳入合計、補正前の額3億6,378万9,000円、補正額485万3,000円の減額補正、合計で3億5,893万6,000円。

続いて歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額2億5,231万2,000円、補正額485万3,000円の減額補正、合計で2億4,745万9,000円。

歳出合計、補正前の額3億6,378万9,000円、補正額485万3,000円の減額補正、合計で3億5,893万6,000円でございます。

続いて第2表地方債補正。起債の目的が下水道整備事業。補正前の限度額が9,910万円、補正後の限度額が9,780万円になります。補正前、補正後ともに起債の方法は証書借入又は証券発行。利率が年5%以内。償還の方法が、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置

期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は、低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第1号 監査委員の選任について御提案申し上げます。

同意第1号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字伊集
氏 名 與 儀 正 明
生年月日 昭和25年生

平成28年3月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

監査委員の辞職により、新たに監査委員を選任する必要がある。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休 憩（10時47分）

~~~~~

再 開（10時48分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第1号 監査委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第2号 教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

## 同意第2号

### 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

#### 記

住 所 中城村字当間  
氏 名 平 敷 善 盛  
生年月日 昭和24年生

平成28年3月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提 案 理 由

教育委員会委員の任期満了により、新たに教育委員会委員を任命する必要がある。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時51分）

~~~~~

再開（11時03分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号 教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

（退席者あり）

議長 與那覇朝輝 お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定されました。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（11時05分）

~~~~~

再開（11時11分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中城村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御提案申し上げます。

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年3月7日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

平成28年度与党税制改正大綱（平成27年12月16日決定）において、地方税分野の一部の手續

における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことに伴い、中城村税条例の一部を改正する条例（平成27年中城村条例第17号）についても所要の改正が必要となり、改正適用日が平成28年1月1日からとなっているため専決処分しましたので報告します。

中城村告示第55号

専 決 処 分 書

中城村税条例の一部を改正する条例（平成27年中城村条例第17号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

中城村長 浜 田 京 介

中城村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について  
中城村税条例の一部を改正する条例（平成27年中城村条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                     | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（村民税の減免）<br/>第51条（略）<br/>2（略）<br/>（1）<u>納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）</u></p> <p>（中略）</p> <p>（特別土地保有税の減免）<br/>第139条の3（略）<br/>2（略）<br/>（1）<u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項</u></p> | <p>（村民税の減免）<br/>第51条（略）<br/>2（略）<br/>（1）<u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</u></p> <p>（中略）</p> <p>（特別土地保有税の減免）<br/>第139条の3（略）<br/>2（略）<br/>（1）<u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項</u></p> |

|                                                                           |                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(後略)</p> | <p>に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(後略)</p> |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 ( 1 1 時 1 2 分 )

~~~~~

再 開 (1 1 時 1 3 分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(中城村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(中城村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日は散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (1 1 時 1 4 分)

平成28年第1回中城村議会定例会（第3日目）

| | | | | |
|---|-----------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 平成28年3月7日（月） | | | |
| 招 集 の 場 所 | 中 城 村 議 会 議 事 堂 | | | |
| 開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時 | 開 議 | 平成28年3月9日 （午前10時00分） | | |
| | 散 会 | 平成28年3月9日 （午前11時04分） | | |
| 応 招 議 員 （ 出 席 議 員 ） | 議 席 番 号 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 氏 名 |
| | 1 番 | 石 原 昌 雄 | 9 番 | 新 垣 徳 正 |
| | 2 番 | 外 間 博 則 | 10 番 | 安 里 ヨシ子 |
| | 3 番 | 大 城 常 良 | 11 番 | 新 垣 光 栄 |
| | 4 番 | 欠 員 | 12 番 | 新 垣 博 正 |
| | 5 番 | 仲 松 正 敏 | 13 番 | 仲 座 勇 |
| | 6 番 | 新 垣 貞 則 | 14 番 | 新 垣 善 功 |
| | 7 番 | 金 城 章 | 15 番 | 宮 城 重 夫 |
| | 8 番 | 伊 佐 則 勝 | 16 番 | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員 | | | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 12 番 | 新 垣 博 正 | 13 番 | 仲 座 勇 |
| 職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者 | 議 会 事 務 局 長 | 知 名 勉 | 議 事 係 長 | 比 嘉 保 |
| 地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者 | 村 長 | 浜 田 京 介 | 企 画 課 長 | 與 儀 忍 |
| | 副 村 長 | 比 嘉 正 豊 | 企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長 | 屋 良 朝 次 |
| | 教 育 長 | 呉 屋 之 雄 | 都 市 建 設 課 長 | 新 垣 正 |
| | 総 務 課 長 | 新 垣 親 裕 | 農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
| | 住 民 生 活 課 長 | 仲 村 盛 和 | 上 下 水 道 課 長 | 仲 村 武 宏 |
| | 会 計 管 理 者 | 比 嘉 義 人 | 教 育 総 務 課 長 | 名 幸 孝 |
| | 税 務 課 長 | 稲 嶺 盛 昌 | 生 涯 学 習 課 長 兼 生 涯 学 習 係 長 | 新 垣 一 弘 |
| | 福 祉 課 長 | 仲 松 範 三 | 教 育 総 務 課 長 主 幹 | 伊 波 正 明 |
| | 健 康 保 険 課 長 | 比 嘉 健 治 | | |

議 事 日 程 第 3 号

| 日 程 | 件 名 |
|-----|----------------------------------|
| 第 1 | 議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算 |
| 第 2 | 議案第23号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算 |
| 第 3 | 議案第24号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 4 | 議案第25号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計予算 |
| 第 5 | 議案第26号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算 |
| 第 6 | 議案第27号 平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算 |
| 第 7 | 議案第28号 平成28年度中城村水道事業会計予算 |

議長 與那覇朝輝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算について御提案申し上げます。

議案第22号

平成28年度中城村一般会計予算

平成28年度中城村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,621,442千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月7日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|----------------|---------------|-----------|
| 1 村税 | | 1,950,265 |
| | 1 村民税 | 793,264 |
| | 2 固定資産税 | 1,006,655 |
| | 3 軽自動車税 | 57,682 |
| | 4 村たばこ税 | 92,663 |
| | 5 特別土地保有税 | 1 |
| 2 地方譲与税 | | 42,701 |
| | 1 地方揮発油譲与税 | 11,882 |
| | 2 自動車重量譲与税 | 28,818 |
| | 3 特別とん譲与税 | 2,000 |
| | 4 地方道路譲与税 | 1 |
| 3 利子割交付金 | | 2,479 |
| | 1 利子割交付金 | 2,479 |
| 4 配当割交付金 | | 5,199 |
| | 1 配当割交付金 | 5,199 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | | 4,578 |
| | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 4,578 |
| 6 地方消費税交付金 | | 289,426 |
| | 1 地方消費税交付金 | 289,426 |
| 7 ゴルフ場利用税交付金 | | 27,622 |
| | 1 ゴルフ場利用税交付金 | 27,622 |
| 8 自動車取得税交付金 | | 6,684 |
| | 1 自動車取得税交付金 | 6,684 |
| 9 地方特例交付金 | | 8,054 |
| | 1 地方特例交付金 | 8,054 |
| 10 地方交付税 | | 1,550,000 |
| | 1 地方交付税 | 1,550,000 |
| 11 交通安全対策特別交付金 | | 1,800 |
| | 1 交通安全対策特別交付金 | 1,800 |

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------|---------------|-----------|
| 12 分担金及び負担金 | | 2,260 |
| | 2 負担金 | 2,260 |
| 13 使用料及び手数料 | | 128,742 |
| | 1 使用料 | 98,353 |
| | 2 手数料 | 30,389 |
| 14 国庫支出金 | | 1,004,732 |
| | 1 国庫負担金 | 786,861 |
| | 2 国庫補助金 | 213,161 |
| | 3 委託金 | 4,710 |
| 15 県支出金 | | 1,141,788 |
| | 1 県負担金 | 387,301 |
| | 2 県補助金 | 711,252 |
| | 3 委託金 | 43,235 |
| 16 財産収入 | | 11,802 |
| | 1 財産運用収入 | 11,801 |
| | 2 財産売払収入 | 1 |
| 17 寄附金 | | 2 |
| | 1 寄附金 | 2 |
| 18 繰入金 | | 138,348 |
| | 1 特別会計繰入金 | 1 |
| | 2 基金繰入金 | 138,347 |
| 19 繰越金 | | 30,000 |
| | 1 繰越金 | 30,000 |
| 20 諸収入 | | 84,560 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 4,328 |
| | 2 村預金利子 | 1 |
| | 3 貸付金元利収入 | 1 |
| | 4 雑入 | 80,230 |
| 21 村債 | | 190,400 |
| | 1 村債 | 190,400 |
| 歳 入 合 計 | | 6,621,442 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|----------|-------------|-----------|
| 1 議会費 | | 100,615 |
| | 1 議会費 | 100,615 |
| 2 総務費 | | 929,816 |
| | 1 総務管理費 | 760,209 |
| | 2 徴税費 | 95,408 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 45,878 |
| | 4 選挙費 | 25,989 |
| | 5 統計調査費 | 829 |
| | 6 監査委員費 | 1,503 |
| 3 民生費 | | 2,602,728 |
| | 1 社会福祉費 | 1,113,383 |
| | 2 児童福祉費 | 1,489,345 |
| 4 衛生費 | | 801,546 |
| | 1 保健衛生費 | 400,671 |
| | 2 清掃費 | 400,875 |
| 5 労働費 | | 3,781 |
| | 1 労働諸費 | 3,781 |
| 6 農林水産業費 | | 114,258 |
| | 1 農業費 | 102,488 |
| | 2 林業費 | 859 |
| | 3 水産業費 | 10,911 |
| 7 商工費 | | 108,483 |
| | 1 商工費 | 108,483 |
| 8 土木費 | | 425,670 |
| | 1 土木管理費 | 16,411 |
| | 2 道路橋梁費 | 250,964 |
| | 3 河川費 | 4,176 |
| | 4 都市計画費 | 33,932 |
| | 5 下水道費 | 120,187 |
| 9 消防費 | | 249,684 |
| | 1 消防費 | 249,684 |

| 款 | 項 | 金額 |
|----------|-------------|------------|
| 10 教育費 | | 690,834 |
| | 1 教育総務費 | 108,692 |
| | 2 小学校費 | 156,324 |
| | 3 中学校費 | 43,577 |
| | 4 幼稚園費 | 91,587 |
| | 5 社会教育費 | 187,432 |
| | 6 保健体育費 | 103,222 |
| 11 災害復旧費 | | 2 |
| | 2 土木施設災害復旧費 | 2 |
| 12 公債費 | | 574,024 |
| | 1 公債費 | 574,024 |
| 13 諸支出金 | | 1 |
| | 1 普通財産取得費 | 1 |
| 14 予備費 | | 20,000 |
| | 1 予備費 | 20,000 |
| 歳 出 合 計 | | 66,521,442 |

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|------------------|------------------|--------|
| (仮称) 中部市町村会館取得事業 | 平成29年度から平成37年度まで | 10,765 |
| 電算システム賃借料 | 平成29年度から平成31年度まで | 79,833 |

第3表 地 方 債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|---------|---------------|----------------------------|--|--|
| 臨時財政対策債 | 千円 164,000 | 証書借入 又は 証券発行 | 年5%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率) | 特別の融資条件のある ものを除き、償還期 限は、据置期間を含め 40年以内、償還方法 は、元金均等又は元利 均等による。 ただし、財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、もし くは繰上げ償還又は低 利に借換えすることが できる。 |
| 施設整備債 | 14,800 | | | |
| 防災施設整備債 | 1,900 | | | |
| 道路整備事業債 | 9,700 | | | |
| 計 | 190,400 | | | |

それでは第1表の歳入歳出予算のほう、歳入から読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款村税、1款村民税、金額が7億9,326万4,000円。2項固定資産税、10億665万5,000円。3項軽自動車税、5,768万2,000円。4項村たばこ税、9,266万3,000円。5項特別土地保有税は費目存置でございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、金額が1,188万2,000円。2項自動車重量譲与税、2,881万8,000円。3項特別とん譲与税、200万円。4項地方道路譲与税は費目存置でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、247万9,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、519万9,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、457万8,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、2億8,942万6,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、2,762万2,000円。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税

交付金、668万4,000円。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、805万4,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税、15億5,000万円。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、180万円。

12款分担金及び負担金、2項負担金、226万円。

13款使用料及び手数料、1項使用料、9,835万3,000円。2項手数料、3,038万9,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、7億8,686万1,000円。2項国庫補助金、2億1,316万1,000円。3項委託金、471万円。

15款県支出金、1項県負担金、3億8,730万1,000円。2項県補助金、7億1,125万2,000円。3項委託金、4,323万5,000円。

16款財産収入、1項財産運用収入、1,180万1,000円。2項財産売払収入は費目存置でございます。

17款寄附金も同じく費目存置でございます。

18款繰入金、1項特別会計繰入金も費目存置でございます。2項基金繰入金、1億3,834万

7,000円。

19款繰越金、1項繰越金は3,000万円でございます。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、432万8,000円。2項村預金利子、3項貸付金元利収入は費目存置でございます。4項雑入、8,023万円。

21款村債、1項村債、1億9,040万円でございます。

歳入合計66億2,144万2,000円でございます。

続いて歳出でございます。1款議会費、1項議会費、1億61万5,000円。

2款総務費、1項総務管理費、7億6,020万9,000円。2項徴税費、9,540万8,000円。3項戸籍住民基本台帳費、4,587万8,000円。4項選挙費、2,598万9,000円。5項統計調査費、82万9,000円。6項監査委員費、150万3,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、11億1,338万3,000円。2項児童福祉費、14億8,934万5,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、4億67万1,000円。2項清掃費、4億87万5,000円。

5款労働費、1項労働諸費、378万1,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、1億248万8,000円。2項林業費、85万9,000円。3項水産業費、1,091万1,000円。

7款商工費、1項商工費、1億848万3,000円。

8款土木費、1項土木管理費、1,641万1,000円。2項道路橋梁費、2億5,096万4,000円。3項河川費、417万6,000円。4項都市計画費、3,393万2,000円。5項下水道費、1億2,018万7,000円。

9款消防費、1項消防費、2億4,968万4,000円。

10款教育費、1項教育総務費、1億869万2,000円。2項小学校費、1億5,632万4,000円。3項中学校費、4,357万7,000円。4項幼稚園費、9,158万7,000円。5項社会教育費、1億8,743

万2,000円。6項保健体育費、1億322万2,000円。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費は2,000円の費目存置。

12款公債費、1項公債費、5億7,402万4,000円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費は1,000円の費目存置。

14款予備費、1項予備費、2,000万円。

歳出合計、66億2,144万2,000円でございます。

続いて第2表債務負担行為。事項は、まず（仮称）中部市町村会館取得事業、期間が平成29年度から平成37年度まで。限度額が1,076万5,000円。次に電算システム賃借料、平成29年度から平成31年度まで、7,983万3,000円。

続いて第3表地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で読み上げて提案します。まず臨時財政対策債、限度額が1億6,400万円。施設整備債、1,480万円。防災施設整備債、190万円。道路整備事業債、970万円。合計で1億9,040万円。全て起債の方法は証書借入又は証券発行。利率が年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時11分）

~~~~~

再開（10時40分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第23号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。  
 本件について提案理由の説明を求めます。  
 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第23号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第23号

平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算

平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,868,436千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款         | 項         | 金額      |
|-----------|-----------|---------|
| 1 国民健康保険税 |           | 361,336 |
|           | 1 国民健康保険税 | 361,336 |
| 2 一部負担金   |           | 2       |
|           | 1 一部負担金   | 2       |

| 款          | 項             | 金額        |
|------------|---------------|-----------|
| 3 使用料及び手数料 |               | 430       |
|            | 1 手数料         | 430       |
| 4 国庫支出金    |               | 1,064,849 |
|            | 1 国庫負担金       | 627,399   |
|            | 2 国庫補助金       | 437,450   |
| 5 療養給付費交付金 |               | 16,464    |
|            | 1 療養給付費交付金    | 16,464    |
| 6 前期高齢者交付金 |               | 123,909   |
|            | 1 前期高齢者交付金    | 123,909   |
| 7 県支出金     |               | 194,314   |
|            | 1 県負担金        | 24,546    |
|            | 2 県補助金        | 169,768   |
| 8 共同事業交付金  |               | 844,629   |
|            | 1 共同事業交付金     | 844,629   |
| 9 財産収入     |               | 1         |
|            | 1 財産運用収入      | 1         |
| 10 繰入金     |               | 256,191   |
|            | 1 他会計繰入金      | 256,190   |
|            | 2 基金繰入金       | 1         |
| 11 繰越金     |               | 2         |
|            | 1 繰越金         | 2         |
| 12 諸収入     |               | 6,309     |
|            | 1 延滞金・加算金及び過料 | 3,002     |
|            | 2 預金利子        | 1         |
|            | 3 受託事業収入      | 1         |
|            | 4 雑入          | 3,305     |
| 歳 入 合 計    |               | 2,868,436 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 金額     |
|-------|---------|--------|
| 1 総務費 |         | 38,667 |
|       | 1 総務管理費 | 31,781 |

| 款           | 項            | 金額        |
|-------------|--------------|-----------|
| 1 総務費       | 2 徴税費        | 6,838     |
|             | 3 運営協議会費     | 48        |
| 2 保険給付費     |              | 1,516,474 |
|             | 1 療養諸費       | 1,283,150 |
|             | 2 高額療養費      | 212,650   |
|             | 3 移送費        | 2         |
|             | 4 出産育児諸費     | 20,172    |
|             | 5 葬祭諸費       | 500       |
| 3 後期高齢者支援金等 |              | 296,523   |
|             | 1 後期高齢者支援金等  | 296,523   |
| 4 前期高齢者納付金等 |              | 156       |
|             | 1 前期高齢者納付金等  | 156       |
| 5 老人保健拠出金   |              | 11        |
|             | 1 老人保健拠出金    | 11        |
| 6 介護納付金     |              | 147,494   |
|             | 1 介護納付金      | 147,494   |
| 7 共同事業拠出金   |              | 821,276   |
|             | 1 共同事業拠出金    | 821,276   |
| 8 保健事業費     |              | 36,181    |
|             | 1 特定健康診査等事業費 | 16,201    |
|             | 2 保健事業費      | 19,980    |
| 9 基金積立金     |              | 1         |
|             | 1 基金積立金      | 1         |
| 10 公債費      |              | 50        |
|             | 1 公債費        | 50        |
| 11 諸支出金     |              | 1,603     |
|             | 1 償還金及び還付加算金 | 1,602     |
|             | 2 延滞金        | 1         |
| 12 予備費      |              | 10,000    |
|             | 1 予備費        | 10,000    |
| 歳 出 合 計     |              | 2,868,436 |

それでは第1表歳入歳出予算の歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、3億6,133万6,000円。

2款一部負担金は費目存置でございます。

3款使用料及び手数料、1項手数料は43万円。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、6億2,739万9,000円。2項国庫補助金、4億3,745万円。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1,646万4,000円。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1億2,390万9,000円。

7款県支出金、1項県負担金、2,454万6,000円。2項県補助金、1億6,976万8,000円。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金、8億4,462万9,000円。

9款財産収入は費目存置でございます。

10款繰入金、1項他会計繰入金、2億5,619万円。2項基金繰入金は費目存置。

11款繰越金、1項繰越金も費目存置。

12款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、300万2,000円。2項預金利子、3項受託事業収入は費目存置でございます。4項雑入、330万5,000円。

歳入合計、28億6,843万6,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、3,178万1,000円。2項徴税費、683万8,000円。3項運営協議会費、4万8,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、12億8,315万円。2項高額療養費、2億1,265万円。3項

移送費は費目存置。4項出産育児諸費、2,017万2,000円。5項総裁諸費、50万円。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、2億9,652万3,000円。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、15万6,000円。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1万1,000円。

6款介護納付金、1項介護納付金、1億4,749万4,000円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、8億2,127万6,000円。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1,620万1,000円。2項保健事業費、1,998万円。

9款基金積立金は費目存置。

10款公債費、1項公債費は5万円でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、160万2,000円。2項延滞金は費目存置。

12款予備費、1項予備費、1,000万円。

歳出合計、28億6,843万6,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第3 議案第24号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第24号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第24号

平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,080千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した後期高齢者医療に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款            | 項             | 金額     |
|--------------|---------------|--------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |               | 77,801 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料  | 77,801 |
| 2 使用料及び手数料   |               | 26     |
|              | 1 手数料         | 26     |
| 3 寄付金        |               | 1      |
|              | 1 寄付金         | 1      |
| 4 繰入金        |               | 43,510 |
|              | 1 一般会計繰入金     | 43,509 |
|              | 2 他会計繰入金      | 1      |
| 5 繰越金        |               | 1      |
|              | 1 繰越金         | 1      |
| 6 諸収入        |               | 1,741  |
|              | 1 延滞金、加算金及び過料 | 2      |
|              | 2 償還金及び還付加算金  | 320    |
|              | 3 預金利子        | 1      |

| 款     | 項    | 金額      |
|-------|------|---------|
| 6 諸収入 | 4 雑入 | 1,418   |
| 歳入合計  |      | 123,080 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 金額      |
|------------------|------------------|---------|
| 1 総務費            |                  | 3,988   |
|                  | 1 総務管理費          | 2,067   |
|                  | 2 徴収費            | 1,921   |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 118,471 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 118,471 |
| 3 諸支出金           |                  | 321     |
|                  | 1 償還金及び還付加算金     | 320     |
|                  | 2 繰出金            | 1       |
| 4 予備費            |                  | 300     |
|                  | 1 予備費            | 300     |
| 歳出合計             |                  | 123,080 |

第1表歳入歳出予算から読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入のほうから1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、7,780万1,000円。

2款使用料及び手数料、1項手数料、2万6,000円。

3款寄附金は費目存置。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、4,350万9,000円。2項他会計繰入金は費目存置。

5款繰越金、1項繰越金も費目存置。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、費目存置でございます。2項償還金及び還付加算金、32万円。3項預金利子は費目存置。4項雑入、141万8,000円。

歳入合計、1億2,308万円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、

1項総務管理費、206万7,000円。2項徴収費、192万1,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1億1,847万1,000円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、32万円。2項繰出金は費目存置。

4款予備費、1項予備費、30万円。

歳出合計、1億2,308万円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第25号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第25号 平成28年度中

城村土地区画整理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第25号

平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計予算

平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ601,305千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した土地区画整理事業費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成28年3月7日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款          | 項       | 金額      |
|------------|---------|---------|
| 1 使用料及び手数料 |         | 1,300   |
|            | 2 使用料   | 1,300   |
| 2 繰入金      |         | 400,000 |
|            | 1 基金繰入金 | 400,000 |
| 3 繰越金      |         | 2       |
|            | 1 繰越金   | 2       |

| 款        | 項                 | 金額      |
|----------|-------------------|---------|
| 4 諸収入    |                   | 2       |
|          | 1 雑入              | 2       |
| 5 保留地処分金 |                   | 200,000 |
|          | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 200,000 |
| 6 村債     |                   | 1       |
|          | 1 村債              | 1       |
| 歳 入 合 計  |                   | 601,305 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 金額      |
|-------------|----------------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 601,303 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 601,303 |
| 2 公債費       |                | 1       |
|             | 1 公債費          | 1       |
| 3 予備費       |                | 1       |
|             | 1 予備費          | 1       |
| 歳 出 合 計     |                | 601,305 |

第1表歳入歳出予算のほうから読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入、1款使用料及び手数料、2項使用料、130万円。

2款繰入金、1項基金繰入金、4億円。

3款繰越金、1項繰越金は費目存置。

4款諸収入、1項雑入も費目存置。

5款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金、2億円。

6款村債、1項村債も費目存置。

歳入合計、6億130万5,000円。

次歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、6億130万3,000円。

2款公債費、3款予備費は費目存置でございます。

歳出合計、6億130万5,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第26号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第26号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第26号

平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算

平成28年度中城村公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ366,320千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月7日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

| 款        | 項         | 金額      |
|----------|-----------|---------|
| 1 使用料手数料 |           | 26,060  |
|          | 1 使用料     | 26,000  |
|          | 2 手数料     | 60      |
| 2 県支出金   |           | 120,000 |
|          | 1 県補助金    | 120,000 |
| 3 繰入金    |           | 120,187 |
|          | 1 一般会計繰入金 | 120,187 |

| 款       | 項      | 金額      |
|---------|--------|---------|
| 4 繰越金   |        | 1       |
|         | 1 繰越金  | 1       |
| 5 諸収入   |        | 5,172   |
|         | 1 預金利子 | 1       |
|         | 2 雑入   | 5,171   |
| 6 村債    |        | 94,900  |
|         | 1 村債   | 94,900  |
| 歳 入 合 計 |        | 366,320 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項        | 金額      |
|----------|----------|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 249,305 |
|          | 1 公共下水道費 | 249,305 |
| 2 公債費    |          | 116,815 |
|          | 1 公債費    | 116,815 |
| 3 予備費    |          | 200     |
|          | 1 予備費    | 200     |
| 歳 出 合 計  |          | 366,320 |

第2表 地方債 \_\_\_\_\_

| 起債の目的   | 限度額          | 起債の方法              | 利率    | 償還の方法                                                                                                              |
|---------|--------------|--------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下水道整備事業 | 千円<br>94,900 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内 | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還又は低利に借換えすることができる。 |
| 計       | 94,900       |                    |       |                                                                                                                    |

第1表歳入歳出予算のほうから読み上げさせていただきます。

歳入、1款使用料手数料、1項使用料、2,600万円。2項手数料、6万円。

2款県支出金、1項県補助金、1億2,000万円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1億2,018万7,000円。

4款繰越金は費目存置。

5款諸収入、1項預金利子は費目存置。2項雑入、517万1,000円。

6款村債、1項村債、9,490万円。

歳入合計、3億6,632万円。

続いて歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、2億4,930万5,000円。

2款公債費、1項公債費、1億1,681万5,000円。

3款予備費、1項予備費、20万円。

歳出合計、3億6,632万円。

続いて第2表の地方債でございます。まず起

債の目的、下水道整備事業。限度額、9,490万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年5%以内。償還の方法は、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還又は、低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第27号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第27号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

#### 議案第27号

#### 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算

平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,307千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した汚水処理施設管理事業に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間の流用。

平成28年 3月 7日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

( 歳 入 )

( 単 位 : 千 円 )

| 款          | 項       | 金 額   |
|------------|---------|-------|
| 1 使用料及び手数料 |         | 2,302 |
|            | 1 使用料   | 2,301 |
|            | 2 手数料   | 1     |
| 2 寄附金      |         | 1     |
|            | 1 寄附金   | 1     |
| 3 繰入金      |         | 1     |
|            | 1 基金繰入金 | 1     |
| 4 繰越金      |         | 1     |
|            | 1 繰越金   | 1     |
| 5 諸収入      |         | 2     |
|            | 1 預金利子  | 1     |
|            | 2 雑収入   | 1     |
| 歳 入 合 計    |         | 2,307 |

( 歳 出 )

( 単 位 : 千 円 )

| 款           | 項           | 金 額   |
|-------------|-------------|-------|
| 1 污水处理施設管理費 |             | 2,171 |
|             | 1 污水处理施設管理費 | 2,171 |
| 2 予備費       |             | 136   |
|             | 1 予備費       | 136   |
| 歳 出 合 計     |             | 2,307 |

第 1 表歳入歳出予算。  
歳入、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、  
230万1,000円。2 項手数料は費目存置。  
2 款寄附金、3 款繰入金、4 款繰越金は全て  
費目存置でございます。5 款諸収入まで費目存

置でございます。  
歳入合計、230万7,000円。  
続いて歳出、1 款污水处理施設管理費、1 項  
污水处理施設管理費、217万1,000円。  
2 款予備費、1 項予備費、13万6,000円。

歳出合計、230万7,000円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第28号 平成28年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第28号 平成28年度中城村水道事業会計予算について御提案申し上げます。

議案第28号

平成28年度中城村水道事業会計予算について

みだしのことについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

中城村長 浜田京介

平成28年度中城村水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |                   |                |
|---------------|-------------------|----------------|
| (1) 給水栓数      | 5,757             | 栓              |
| (2) 年間配水量     | 2,188,837         | m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均配水量   | 5,997             | m <sup>3</sup> |
| (4) 主要な建設改良事業 | 村内配水管布設工事及び設計委託業務 |                |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

|            |         |    |
|------------|---------|----|
| 第1款 水道事業収益 | 501,068 | 千円 |
| 第1項 営業収益   | 452,081 | 千円 |
| 第2項 営業外収益  | 48,984  | 千円 |
| 第3項 特別利益   | 3       | 千円 |

支 出

|            |         |    |
|------------|---------|----|
| 第1款 水道事業費用 | 485,206 | 千円 |
| 第1項 営業費用   | 476,868 | 千円 |
| 第2項 営業外費用  | 7,236   | 千円 |
| 第3項 特別損失   | 102     | 千円 |
| 第4項 予備費    | 1,000   | 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額139,484千円(建設改良支出のうち、45千円は賞与引当金取崩計上によるものであるため減額する。)は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,770千円、過年度損益勘定留保資金135,714千円、で補填するものとする。

収 入

|              |        |    |
|--------------|--------|----|
| 第1款 資本的収入    | 38,001 | 千円 |
| 第1項 国庫補助金    | 36,000 | 千円 |
| 第2項 出資金      | 2,000  | 千円 |
| 第3項 固定資産売却代金 | 1      | 千円 |

支 出

|              |         |    |
|--------------|---------|----|
| 第1款 資本的支出    | 177,530 | 千円 |
| 第1項 建設改良費    | 100,956 | 千円 |
| 第2項 企業償還金    | 8,607   | 千円 |
| 第3項 その他資本的支出 | 970     | 千円 |
| 第4項 投資その他の資産 | 66,996  | 千円 |
| 第5項 予備費      | 1       | 千円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費と企業償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

( 1 ) 職員給与費41,385千円

( 棚卸資産購入限度額 )

第 8 条 棚卸資産の購入限度額は、2,297千円と定める。

平成28年 3 月 7 日 提出  
中城村長 浜 田 京 介

みだしのことについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めます。平成28年3月7日提出、中城村長 浜田京介。

1 ページのほうから読み上げて御提案申し上げます。議案第28号 平成28年度中城村水道事業会計予算。

第 1 条 ( 総則 ) 平成28年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 ( 業務の予定量 ) 業務の予定量は、次のとおりとする。( 1 ) 給水栓数、5,7557 栓。( 2 ) 年間配水量、218万8,837m<sup>3</sup>。( 3 ) 一日平均配水量、5,997m<sup>3</sup>。( 4 ) 主要な建設改良事業、村内配水管布設工事及び設計委託業務。

第 3 条 ( 収益的収入及び支出 ) 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入第 1 款水道事業収益、第 1 項営業収益、4 億5,208万1,000円。第 2 項営業外収益、4,898万4,000円。第 3 項特別利益、3,000円。

次に支出でございます。支出、第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用、4 億7,686万8,000円。第 2 項営業外費用、726万6,000円。第 3 項特別損失、10万2,000円。第 4 項予備費、100万円。

第 4 条 ( 資本的収入及び支出 ) 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億3,948万4,000円 ( 建設改良支出のうち、4 万5,000円は賞与引当金取崩計上によるものであるため増額する。 ) は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額377万円、過年度損益

勘定留保資金 1 億3,571万4,000円で補填するものとする。

収入の第 1 款資本的収入、第 1 項国庫補助金、3,600万円。第 2 項出資金、200万円。第 3 項固定資産売却代金は費目存置。

支出の第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費、1 億95万6,000円。第 2 項企業債償還金、860万7,000円。第 3 項その他資本的支出、97万円。第 4 項投資その他の資産、6,699万6,000円。第 5 項予備費は費目存置。

第 5 条 ( 一時借入金 ) 一時借入金の限度額は 2,000万円と定める。

第 6 条 ( 予定支出の各項の経費の金額の流用 ) 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。( 1 ) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間。( 2 ) 建設改良費と企業債償還金との間。

第 7 条 ( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 ) 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。( 1 ) 職員給与費、4,138万5,000円。

第 8 条 ( 棚卸資産購入限度額 ) 棚卸資産の購入限度額は、229万7,000円と定める。

平成27年3月6日提出、中城村長 浜田京介。  
以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれで散会いたします。御苦労さまで  
した。

散 会（ 1 1 時 0 4 分）

## 平成28年第1回中城村議会定例会（第4日目）

|                        |              |                      |                  |       |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成28年3月7日（月） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成28年3月10日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成28年3月10日（午後2時48分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                 | 9番               | 新垣徳正  |
|                        | 2番           | 外間博則                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                 | 11番              | 新垣光栄  |
|                        | 4番           | 欠員                   | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   |              |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 12番          | 新垣博正                 | 13番              | 仲座勇   |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                  | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                 | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉正豊                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 新垣親裕                 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長       | 仲村盛和                 | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                 | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長         | 稲嶺盛昌                 | 生涯学習課長兼生涯学習係長    | 新垣一弘  |
|                        | 福祉課長         | 仲松範三                 | 教育総務課長主幹         | 伊波正明  |
|                        | 健康保険課長       | 比嘉健治                 |                  |       |

## 議 事 日 程 第 4 号

| 日 程  | 件 名                                              |
|------|--------------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第 1 号 中城村行政不服審査会条例                             |
| 第 2  | 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例   |
| 第 3  | 議案第 3 号 中城村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例 |
| 第 4  | 議案第 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例               |
| 第 5  | 議案第 5 号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例   |
| 第 6  | 議案第 6 号 中城村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例    |
| 第 7  | 議案第 7 号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例       |
| 第 8  | 議案第 8 号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 第 9  | 議案第 9 号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例           |
| 第 10 | 議案第 10 号 中城村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例                |
| 第 11 | 議案第 11 号 中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例       |
| 第 12 | 議案第 12 号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更        |
| 第 13 | 議案第 13 号 中城村汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例        |
| 第 14 | 議案第 14 号 中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例              |
| 第 15 | 議案第 15 号 中城村道路線の認定について                           |
| 第 16 | 議案第 16 号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更    |
| 第 17 | 議案第 17 号 平成 27 年度中城村一般会計補正予算（第 6 号）              |
| 第 18 | 議案第 18 号 平成 27 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）        |
| 第 19 | 議案第 19 号 平成 27 年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）       |
| 第 20 | 議案第 20 号 平成 27 年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）      |
| 第 21 | 議案第 21 号 平成 27 年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）       |

議長 與那覇朝輝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 議案第1号 中城村行政不服審査会条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 質疑をさせていただきます。

議案第1号の条例の中の第2条、審査会は5名以内の委員で組織するとありますが、これは実際に何人を予定しているのかどうか。これはもう決まっておられるのかどうか。これが1点目です。

あと5条のほうに専門員を置くと、置くことができるということもあるんですが、それは1名として考えていいのか、あるいはまたそれ以上の専門員が必要なのか。これが2点目です。

3点目は、平成25年から平成27年の3年間、年間を通して不服申立が年間別で何件ぐらいあったのか。その3点を伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

専門員5名以内ということでありましてけれども、まだ委嘱はしていませんが、行政不服審査法の不服審査があった場合の3名の方について、今、弁護士を2人、大学教授を1人に委嘱をして、もう終わってはございます。その方々を今予定してございますが、3名ということで今進めています。委嘱は4月以降ということになります。

それからその専門員については、その案件案件によって、例えば税の問題、問題によってその専門員を招集できるということですので、その案件案件によって人数が変わってくるということでございます。

それから何件あったかということですが、異

議申立について、昨年についてはなかったと理解しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 審査委員として弁護士が2名、あと1人は大学教授のトータルで3名を予定しているということなんですが、これはこの議案が通った場合、4月1日から施行ということになるはずなんですが、それは4月1日以降に何かあった場合にすぐ間に合うのかどうか。これはまだ決まっていないということなんですけれども、それは4月1日までには決めてスタートするのが常道だと思うんですが、その点はいかがですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

この3名の方、今言うように内諾はいただいているんですが、ただ1人について、うちの顧問弁護士が1人いらっしゃるということで、そのあたりの利害関係が役場側と出てきますので、その辺を今どうするかということで進めています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第1号は非常に村民にとっては大変重要な議案になるかと思しますので、ぜひひとつ村民に損害のないような、きちりした体制を整えていただいて、それで4月1日から発信、発信というよりは、この議案が通った暁には、ぜひひとつしっかりした対応で臨んでいただきたいと思っておりますので、これもまたひとつよろしく申し上げます。以上です。

議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

休憩します。

休憩(10時05分)

~~~~~

再開(10時09分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております
議案第1号 中城村行政不服審査会条例は、
総務常任委員会に付託したいと思います。御異
議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第1号 中城村行政不服審査
会条例は総務常任委員会に付託することに決定
しました。

日程第2 議案第2号 特別職の職員で非常
勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けており
ますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時11分)

~~~~~

再開(10時15分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第2号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第2号 特別職の職員で非常勤  
のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第2号 特別職の職員で非常  
勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例は原案のとおり可決されまし  
た。

日程第3 議案第3号 中城村行政不服審査  
法の規定による提出資料等の写し等の交付に係  
る手数料に関する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(10時17分)

~~~~~

再開(10時19分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております
議案第3号 中城村行政不服審査法の規定に
よる提出資料等の写し等の交付に係る手数料に
関する条例は、総務常任委員会に付託したいと
思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第3号 中城村行政不服審査
法の規定による提出資料等の写し等の交付に係
る手数料に関する条例は総務常任委員会に付託
することに決定いたしました。

日程第4 議案第4号 行政不服審査法の施
行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題と
します。

本件については3月7日に説明を受けており
ますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時20分）

~~~~~

再開（10時23分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 中城村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第6号 中城村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第6号 中城村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第7号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第7号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時30分)

~~~~~

再開(10時46分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これ以て質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第8号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第8号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 中城村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 中城村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号 中城村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第11号についての質疑を行いたいと思います。

改正前と改正後の表があるんですけども、その中で(2)職員の人事評価の状況というのがあるんですが、これは現在、この人事評価の評価表というのが作成されているのかどうか。その1点と、6番のほうの職員の退職管理の状

況があるんですが、これはどういう内容なのか。この2点を伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。
総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今の御質疑の職員の人事評価の状況ということですが、これは地公法で今後公表しなさいという法律の改正がございましたので、今回お願いしているところですが、今、評価についてはまだ作成中でございます。評価のシートとか、そういうものに近隣市町村との整合性もまた含めながら、今調整中でございます。

あと職員の退職管理の状況はどうなっているかということですが、今まではそれがなかったもので、今後はまたこれを加えるということでございます。

内容については、再就職とかそういうものが出てくると理解しております。退職者ですね。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、課長のほうから答弁があったんですが、人事評価については作成中と。これも下の附則のほうを見たら、これも4月1日からの施行ということになっているんですけれども、これは果たして間に合いますかという中で、本当にこれは大丈夫なのかと思っております。

6番の退職管理の状況、退職してからの再就職の、これは役場が再就職先をまた探すという手はずになるわけですか。そこら辺はどうですか。どこかまた探してやるとか、そういう話が今聞こえたんですけれども、そこはどうですか。この2点、もう1回。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。
総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

この評価については猶予期間がございまして、その猶予期間の中で対応したいと思っています。

それからその状況ですが、再就職のあっせんもするのかということに理解しており

ますが、そういうことはしないです。退職後の状況の把握をしたいということです。退職後の再就職はどうなったかというような把握をして管理をするということです。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の上のほうの人事評価のほうは何か猶予期間があるということをお伺ったんですが、この猶予期間というのは月別なのか、半年なのか、1年なのか、その猶予期間を教えてください。

退職管理の状況というのが、全然趣旨がつかめないものですから、とりあえず本人が定年退職になったと。その中でそれ以後の、個人本人のこれからの生活はどうなるのか。そこまで聞かないといけないのかどうか。そういう問題ですか。これは最後の質疑になるものですから、きっちりとした答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 私のほうから答弁をさせていただきます。

まず職員の人事評価につきましては、公表というのは毎月云々ではなくて、年に一度、1回になります。そのために今、評価シート等の準備をしているところでございます。多分12月末までには公表しなければならないという制度になると考えています。

それと退職者の管理状況も公表しなさいということなんですが、これは厳密的に申し上げますと、いちいちその人がどこにいて農業をしているとか、無職だという話ではございません。何年度に何名の退職者がいて、そういう方がどういう状況にありますという公表をしなければいけないということなんです。基本的に、個人の退職後の、個人的に就職をしているのか、農業をしているのか、全くの無職なのか、趣味だけで生きているのかという部分までの公表ではないです。あくまでもこれは退職した人数とかそういうものを公表してやるというのが今回の

地方公務員法の改正の中で公表しなさいという部分があるということで御理解をお願いしたいと思っております。決して個人的な部分まで全部踏み込んで公表するということでは、これはあり得ません。そうなってくると、個人保護条例とか個人保護の違反になりますので、そういうことではないということを御理解ください。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（10時58分）

~~~~~

再開（11時19分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号 中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正す

る条例は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時21分）

~~~~~

再開（11時23分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 中城村汚水処理施設

の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時25分）

~~~~~

再開（11時27分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号 中城村污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けており

ますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第14号について質疑をしたいと思います。

条例の中の第9条の2項なのですが、下のほうに、2項のほうに教育委員会は特に必要と認めるときには使用料を減免することができるという旨の文言が入っているんですけども、これは例えばどういう場合に減免を予定しているのか。

あと次ページの第11条の3なんですけれども、運営協議会の委員ということがありますが、これは運営委員会の、運営協議会の委員はもう決定しておられるのかどうか。

同じく協議会の主な協議内容というのか、こういうものを話し合うのかどうか。この3点をお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 ただいまの質疑にお答えいたします。

まず第9条の第2項ですけれども、この中で例えば別表1にありますように、展示室とか企画室を村民が使った場合、その中で例えば補助金団体、学校関係とか、例えばそこで展示をした場合、さすがにそこから取ることはできませんので、お互いの条例、ほかの施設と同等にこれは減免するということの扱いだと思えます。

続きまして第11条についてです。運営協議会ですけれども、協議会の委員は5人以内の組織とありますが、今のところ、まだ委嘱はしていません。4月1日に委嘱する予定であります。ただ、5月30日から一応開館の予定ではあります。ただ、それまでにその人数内で委嘱したいと思っています。

それとどのような仕事をするかといいますと、どうしても大きな図書館ですので、その図書館の運営管理、細かい選書に関しては職員がやり

ますが、基本的な方向をしっかりと協議してもらいたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の1番目のほうですが、どういう場合を想定するかということは、これは体育館、それから村民、吉の浦会館、それと同等の扱いをするということで理解していますけれども、それはそれでまたきっちりぜひ村民に多く使用していただけるような体制を整えていただきたいと思います。運営協議会のほうも、とりあえず予定はしているということで、5月30日までにはおそらくできるだろうと、これも理解をしております。おのおの協議会と協議会の内容としましても、今、課長から話しがあったとおり、大きいものに対してこれからこの協議会のメンバーが道をあけていこうと思えます。5月30日と日にちが区切られているものですから、ぜひそれまでには何の問題もなく護佐丸資料館、発信というよりは出発できるように、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時33分)

~~~~~

再開(11時37分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例の中で、第2条の歴史資料図書館の名称として中城村護佐丸歴史資料図書館と命名した。これはどういういきさつでこの名前がつけられたのか伺います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

これまでこの辺、近くにおきまして例えば陸

上競技場で護佐丸陸上競技場とかありますよね。大体そのような感じで、冠のような形で上のほうに中城村、そして護佐丸という名前、それと歴史資料図書館というんですか。図書館を兼ねたという形で名称を決めさせてもらいました。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 ちょっと疑問に感じたのは、確かに護佐丸は中城の五、六百年前の英雄であるかもしれませんが、あれもこれも護佐丸が入っている。その護佐丸という名前を入れないと、資料館の何と申しますか、入れないとまずいことがあったのかと思うんです。あれもこれも、運動場も護佐丸、何もかも護佐丸、学力向上対策委員の横断幕のほうにも何か体を鍛える、頭を鍛えるとか何か書いて、そのそばに護佐丸のキャラクターが書かれていて、あまりにも護佐丸という、歴史上の人物で英雄ではありませんけれども、いろんなのにそういったのがあるということに何か違和感というか、何と申しますか、公募してできなかったのかということがあるんですが、これはまた教育委員会の方が名前をつけられたのかわかりませんが、公募の方法もあったんじゃないかと思うんですが。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

村長就任以来、実は護佐丸にこだわっていきましよう。今、ヨシ子議員がおっしゃった郷土の英雄護佐丸にこだわっていきましようということで、一番最初に護佐丸競技場を改修したときに護佐丸という名前をつけさせていただきました。もちろん教育委員会とも相談しながらではありますが、私の気持ちの大部分入っているというのは事実でございます。ですから、中城のこの図書館も護佐丸の名前を使わせていただこう、学校の琉球史の勉強も中城護佐丸科、タクシーも護佐丸タクシー、護佐丸バス、この護佐丸という郷土の英雄を意識して、これは子

供の教育の分野でも非常に役立つんじゃないかという私の思いもありまして、村長に就任した当時、早速、豊見城家に行って承諾も得て、これから護佐丸公を常に前面に出していきたいんですけども、御承諾いただけますかということで、非常に承諾をいただいて、向こう豊見城家の皆さんも喜んでいただいたものですから、そういう意味でこれからも私としてはその護佐丸公の名にちなんだものを常に意識しながらやっていきたいなと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 村長の気持ちの入れ方というのはよくわかりますけれども、この開館に向けてもいろいろ準備ができていて5月30日になったかと思うんですが、何年前に護佐丸まつり、530年たっているということで、私が婦人会にいたときでしたが、いろいろ催し物とか護佐丸公の子孫とかも入って、盛大に祭りを行ったのを思い出しました。5月30日に決めたのも、そういう思いの入れ方なのか、ただの語呂合わせなのか、そういう村長の思い入れがあって5月30日の開館になさったのか。参考のために聞かせてください。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

ただ決めたわけではございません。もちろん覚えていらっしゃると思いますけれども、この議会においても護佐丸の日の制定は5月30日、護佐丸の日の制定は議決をいただいて5月30日の護佐丸の日が決まっておりますので、どうせならと言ったらちょっと語弊がありますが、5月30日で問題はないかということで最初にお話ししたときに、問題はないと。もちろん、急げば4月何十日かにはできたかもしれませんが、5月30日の護佐丸の日には間違いなく間に合うからということの回答をいただいたものですから、じゃあもう5月30日にしましょうというこ

とで、これは私の意思も大分入っているのは事実でございますので、教育委員会と話し合いながらではありましたが、この日にさせていただきます。御理解のほどよろしく願いいたします。

議長 與那覇朝輝 以上で安里ヨシ子議員の質疑を終わります。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは議案第14号です。中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例について質疑をします。

図書館は知識、基盤、社会における情報の重要性を踏まえ、資料や情報の提供など利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や読書活動の振興による機関として、また地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるとあります。利用者の利便性を図るために、浦添市立図書館はサービス向上のために閉館時受け取りロッカーというサービスを実施しています。これは図書館開いている時間内に本を借りに来ることが困難な利用者のために、閉まっている時間帯であっても図書館外部にある暗証番号式のロッカーで予約した本を受け取ることができません。このサービスは県内では浦添市だけであり、全国でも先進的な取り組みということでもあります。利用者の利便性を図るために取り入れる考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいま議員が提言なされました利便性についての話であります。これはもともとどのようなことかと言いますと、今、質疑にもありますように土日、例えば夜に来れないとかいろいろ、そのような話もありますが、今回開館する護佐丸歴史資料館に関しては、ほかの市町村の図書

館と少し違いまして、なるべく開館日数をあけるようにしています。というのは、公休日も全部あけます。規則のほうでも私は説明してありますが、できるだけ村民に利用してもらえようということ窓口をあけるようにしています。もしその中で1年間、どうしてもさらにそういうことが、住民から要望があれば、それも十分検討していきたいと思います。以上であります。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 これは浦添市だけで取り入れていますので、調査をして、こっちの土地勘で取り入れることができるんだったら、利用者の利便性を図る意味でも、本土でもなかなかないみたいな事例があるものですから、浦添市が先に進んでやっていますので、まず調査をして、もし本村でも取り入れられるなら取り入れたほうがいいかと思っていますので、調査はやられてください。

次、図書館のサービスというのがありますがけれども、それから調査、相談サービス、レファレンスの取り組みというのがあります。それから障害者に対してのサービスの取り組みもあります。それから危機管理の取り組みです。そういったいろんな取り組みがあります。危機管理の取り組みに対しては、図書館は事故、災害、その他非常の事態による被害を防止するために、当該図書館の特異性を考慮し、想定される事態に係る危機管理に関する手引書などの作成を講じるものとあります。そういった先ほど言ったレファレンスの取り組みとか、それから障害者に向けてのサービス、それから危機管理の手引書とか、そういった取り組みはどうなされていますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

1、2、3、3つの質疑があります。まず調査、相談サービスとレファレンスですが、それに対しては十分囑託員、専門の方、今まで経験をなさった方々がいますので、その方々で十分対応できていると思っています。

続きまして障害者へのサービスであります、施設の中を見ても御存じのように、障害者対応ということで施設もきれいに十分対応できるようにできています。それとまたその障害者に対してのいわゆる本の貸し借り、それも十分サービスをしていきたいと思っています。

3点目の危機管理の取り組みですけれども、現在、施設長ですか、管理体制ということで、特に火災関係に関しても管理体制をつくって、今年度中、今十分に進めているところであります。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、課長からありましたように、レファレンスというのは職員の研修とかをやらないといけない部分がありますので、そういったのも少し職員の研修を積んで、住民が利用できるような体制をつくってください。

図書館は基本構想ということで、本土では基本構想等を策定しています。図書館の基本構想を策定して、それから基本理念、基本方針を実現するための具体的な取り組みは今からだと思っています。護佐丸歴史資料館が本、情報、人と人が出会い、新たな発見や新たな交流のある図書館になるよう、幅広い年代の人々が気軽に立ち寄り過ごすことのできる憩いの場を提供し、さまざまな知識や情報が得られ、人との出会いや交流が生まれる図書館を目指して頑張ってください。そうすることで地域の活性化が図られると思いますので、よろしく申し上げます。以上、私の質疑です。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号 中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第14号 中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第15号 中城村道路線の認定について(サンヒルズ)を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時54分)

~~~~~

再開(11時57分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 中城村道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号 中城村道路線の認定については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第16号についての質疑を行いたいと思います。

最終ページのほうに至った理由というのがあるんですけども、これは村長が読み込んでおられたんですが、その中で変更を必要とする理由の中に、広域にわたる観光の取り組みが必要であるとの文言が入っているんですけども、本村としてその広域にわたって取り組む政策というのは考えておられるのかどうか。その1点、お願いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回、中部広域市町村圏事務組合の規約の中の変更につきましては、これはクルーズ船が入港することによりまして、その中城湾港に隣接をしますうるま市、沖縄市、北中城村で共同して事務を処理するということから今回の改正に至っております。中部広域圏市町村事務組合におきましては、研究事項としまして広域にわたる観光、連携に関することということで、現在、担当レベルのほうで調査研究を行っているところです。規約とはちょっとかわりはないんですけども、広域にわたる研究をしているところでございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 研究はしているという

ことなんですけれども、できるだけ、これは北中城村も入っているものですから、我々が今持っている中城城址を十二分に生かした観光資源として、本村もぜひこれをこの枠内にあるのであれば、少しでもこれに近づけていけるのであれば、ぜひこれに取り組んでいって、城址の活性化も含めて、本当に前向きに捉えていっていただきたいと。そのために政策は中部広域に発信していって、できるものがあれば吸い取っていくというところでお願いしたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（12時01分）

~~~~~

再開（12時03分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更は原案のとおり可決されました。

以上で午前中の質疑を終了したいと思います。休憩します。

休憩（12時04分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第17 議案第17号 平成27年度中城村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件については3月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第17号について質疑をしたいと思います。

まず31ページです。2款1目19節負担金補助及び交付金のほうなんですけれども、通知カード・個人番号カード事務負担金について、まず1点目に通知カードは村全体でどういう今状況になっているのか。おそらく人口別でやりますと、約2万人近い住民がおりまして、その中で全てこのカードを送ったとは思いますが、その中で拒否とかそういうのがあったのかどうか。2点目に、この個人番号カードを申請しておられる人数、これは現在何件あるのか。申請した方々には申請カードというよりは、本カード、これはもう配られているのか。この3点です。

36ページの3款2項1目、20節の扶助費です。ひとり親家庭認可外保育施設利用料のほうで340万円ほど減になっているんですけれども、これは説明書の中でも対象人数が減ったということで減になっているんですが、これは認可保育園に行ったがために減になったのか、あるいはまたそれ以外の何か原因があるのか。これが4点目です。

最後に51ページ、10款になるんですけれども、2項3目学校建設費の13節委託料です。津覇小

学校改築設計業務委託料ということで1,100万円ほど減になっているんですけども、これは契約内容の変更による減ということで説明書のほうにあったんですが、これはどういう内容の変更があったのか。この5点、お願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

まず通知カードの発送枚数は7,645世帯分発送をいたしておりまして、その中で1,253通が返戻として戻ってきました。また、その中から再通知をいたしまして、現在預かっている件数としては535件分、535世帯分は役場のほうで預かっている状況であります。

それから通知カードの申請枚数なんですけれども、2月末時点で769件の申請がありました。その中で今役場のほうに届いているので約100件です。100件の方の分は届いていまして、実際受け取った方は30件、2月末時点で。そういう状況です。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。  
福祉課長 仲松範三 大城議員の質疑にお答えします。

ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業につきましては、平成26年度の人数によって予算措置をしてあります。25人の予定が17人減って、対象が8人となりました。その理由としましては引っ越し、あるいは認可保育施設がふえたということで、認可保育施設に流れたことも理由の一つであります。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それでは津覇小学校の改築設計委託料の減額補正について、説明をいたします。

当初、津覇小学校の改築は平成28年度より工事を着工の予定で、本年度、基本設計と実施設計を発注しております。しかし、平成26年度の

申請時点では普通教室11クラスで申請を行ってききましたが、平成28年度のクラス数が10クラスになることとなりました。10クラスになりますと、文部省の補助資格免責というのがありますが、これが当初は495平米あったんですけども、10クラスになりますと259平米になります。そうすると文部省の補助金が当初6,700万円を予定していたものが、3,500万円の減額となることが判明しました。また新1年生が今38名の予定でいるんですが、これが35名以下になりますと、また1クラス減になりまして9クラスになります。もし9クラスになると補助金が300万円しかもらえないということがありまして、平成28年度の事業を見送ることしました。そのことによりまして、本年度の設計を当初基本設計と実施設計を発注しておりましたが、今回、基本設計だけにして、実施設計分を減額したということです。

教育委員会としましては、中城南小学校の児童数の増により、今、校区変更を予定しているところでありまして。この校区変更のほうに津覇小学校の生徒数の増が見込まれますので、クラス数の増が見込まれますので、そのときにまた実施設計を発注していきたいと考えているところでありまして。以上であります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 また1番に戻りまして通知カードの件なんですけど、535人がまだ受け取っていない。受け取り拒否なのかどうなのか。持っていたんだけど、もう取らないという状況なのか。あと769件ですか、申請しておられる方々は。これはそのままの状態ですって、1月1日から施行という話になっていたと思うんですけども、パーセンテージを見たら多分3.8ぐらいのパーセントになると思うんですけども、これで運営は行っていくのかどうか。あとはもう申請した方々ですね。これは早速使っている方もいらっしゃるのかどうか。そこ

をもう一度伺いたいと思います。

あと、ひとり親家庭のほうは先ほど課長から話がありましたとおり、認可保育園のほうに移行した方もいるということで、25人がその対象というよりは、不足してこういう状況になっているかと思いますが、このあとの8人ですね。これはもう1回、この8人はどういう方々なのか。ちょっと聞き漏らしてしまったものですか。

それと津覇小学校です。これは11クラスから10クラスに減って、これが補助金も約半分ぐらいになってしまったと。さらにこれが35人を切ってきた場合、もう300万円ぐらいの補助しかないということで、こっちにおられる皆さんも御存じのとおり、津覇小学校は相当老朽化している学校ですので、これはもう補助金がもらえなくて学校の施設の維持管理もできなくなってしまふような状況になると非常にまずいと思いますので。これはこの35人以上、40人をやっぱり切ってしまった場合には、これも国からの補助が全てなくなるという話になるかと思しますので、本当に課長が先ほど言ったとおり、校区変更も踏まえて、本当にこれが早急でできるのかどうか。こっちから設計依頼しても全然補助金がなくてできないというような状況になってしまったら、一方はどんどん増築、一方はもう廃校になる可能性もあるという段階になってしまうと、校区によっては非常に厳しい状況になるもので、そこはもう1回確認のためにいつごろになるのか、その予定した月、あと何年ぐらいでできるのか、そこを打ち出してください。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

まず現在、役場のほうで預かっている535件の通知カードなんですが、その内訳としては、受け取り拒否は実際は13人で、あと現在、宛所なしで戻ってきているものが151件あります。

残りが再通知は全ての方にやっているんですが、まだ実際、役場のほうで受け取ってもらえていないものであります。これのトータルが535件ということになります。

それから769件の個人カードの申請がありますが、これで運営ができるかということなんですが、これにつきましては個人申請ということになりますので、運営ができるというものではなくて、必ずしもこの個人カードがなければできないというのではなくて、通知カードの番号と免許証であります身分証明とか、そういったのがあれば行政の手続とかは可能になってきますので、だから運営というのとはちょっと違うと思います。

それから1月1日から施行されていることについての利用状況なんですが、我々住民生活課のほうでは、このカードの発行は行うんですが、あと利用事務というのは税の申告であるとか、あと児童手当でありますとか、そういった場面で利用が出てくるとしますので、ちょっとどのように利用しているか把握できていない状況です。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。  
福祉課長 仲松範三 お答えします。

8人の該当者は2万6,000円以内の補助を受けて、認可外保育施設を利用しています。保護者の方々にも十分広報を徹底して、認可外施設の園長・施設長、それとうちの担当職員が連携をとってやっていますので、漏れている方はいないです。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

校区変更をいつ予定しているかということかと思いますが、今、中城南小学校が増築工事をやっております、7教室の増築をしております。中城南小学校の児童数の増を見ますと、大体、平成30年から平成31年で今増築している分

も埋まってくると考えております。今、教育委員会では平成28年度で何年に校区変更をするか、平成29年で決定して、平成30年では校区変更をやるうという計画をしております。一応、平成30年を予定しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 まず通知カード・個人番号カードなんですが、これもぜひきっちりした形で、本当に村民の利便性のいいようになるように。まだまだ3.8%ということは、ほとんどやっておられていないというよりは、申請者が余りに少な過ぎると感じますので、それをどう広報していくか。使い勝手がいいようになるのかどうか。そこも踏まえてもう一度、村のほうで広報はやっていただきたいと思っております。

ひとり親家庭のほうは課長が言われたとおり、漏れはないということですので、それはそれで本当によかったと思っております。

あと津覇小学校の件ですが、これはできるだけ早目に、本当に、平成30年というあと3年ぐらいになるかと思いますが、学校が崩れる前にこういう対応はしっかりしていただいて、また恐らく補修補修で行くんだらうとは思いますが、ぜひひとつ校区変更というのは村民全て、中城南小学校に特に通学されている方々、父兄の方々も含めて話をしていけないと、早々決まるものではないと思っておりますので、事前になるべく早目の説明責任を果たしていったって、そういう状況をしっかり伝えて、スムーズな校区変更ができるように進めていっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 ほかにありますか。

休憩します。

休憩(13時47分)

~~~~~

再開(14時32分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めました。したがって、議案第17号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めました。これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成27年度中城村一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めました。したがって、議案第17号 平成27年度中城村一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号 平成27年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については3月8日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(14時34分)

~~~~~

再開(14時41分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定

によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第18号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成27年度中城村国民  
健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決い  
たします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第18号 平成27年度中城村国民  
健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案  
のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号 平成27年度中城村後  
期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議  
題とします。

本件については3月8日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま  
す議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第19号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成27年度中城村後  
期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決  
いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第19号 平成27年度中城村後  
期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は原  
案のとおり可決されました。

日程第20 議案第20号 平成27年度中城村土  
地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を  
議題とします。

本件については3月8日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま  
す議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第20号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成27年度中城村土  
地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を採  
決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第20号 平成27年度中城村土  
地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は  
原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第21号 平成27年度中城村公  
共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議  
題とします。

本件については3月8日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま  
す議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思えます。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第21号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成27年度中城村公共  
下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決  
いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第21号 平成27年度中城村公  
共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原  
案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（14時48分）

## 平成28年第1回中城村議会定例会（第8日目）

|                        |              |                      |                  |       |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成28年3月7日（月） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成28年3月14日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成28年3月14日（午後3時21分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                 | 9番               | 新垣徳正  |
|                        | 2番           | 外間博則                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                 | 11番              | 新垣光栄  |
|                        | 4番           | 欠員                   | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   |              |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 12番          | 新垣博正                 | 13番              | 仲座勇   |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                  | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                 | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉正豊                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 新垣親裕                 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長       | 仲村盛和                 | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                 | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長         | 稲嶺盛昌                 | 生涯学習課長兼生涯学習係長    | 新垣一弘  |
|                        | 福祉課長         | 仲松範三                 | 教育総務課長主幹         | 伊波正明  |
|                        | 健康保険課長       | 比嘉健治                 |                  |       |

## 議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名                              |
|-----|----------------------------------|
| 第 1 | 議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算           |
| 第 2 | 議案第23号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算     |
| 第 3 | 議案第24号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算    |
| 第 4 | 議案第25号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計予算   |
| 第 5 | 議案第26号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算    |
| 第 6 | 議案第27号 平成28年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算 |
| 第 7 | 議案第28号 平成28年度中城村水道事業会計予算         |

議長 與那覇朝輝 それでは、これから本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、質疑を行いたいと思います。

まず歳入予算を一括しての質疑といたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 平成28年度中城村一般会計予算の歳入に関しての質疑を行いたいと思います。

32ページの13款1項5目、1節中城城跡施設使用料となりますけれども、その中で前年比425万3,000円という増額になっているんですが、この増額になった根拠を教えてくださいたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、大城議員の御質疑にお答えをしたいと思います。

商工使用料の中城城跡施設使用料になりますが、前年度より425万3,000円の増額を予定しております。理由としましては、まず入館者がふえたということもあります。平成26年度が11万9,924人、平成27年度、今年度の7月からことしの2月までの11カ月間で、現在、使用料が3,122万6,250円、その0.9、9割ですから2,810万3,625円が今現在、収入として入っております。3月分の予定としては200万円ぐらいを予定しております。

それからもう1点は、監査員からの指摘を受けまして、予算の算定方法の指摘を受けました。平成27年度まではその年度の4月から10月までの間の実績に基づいて平均を出して、それに12カ月を掛けておりました。今年度からは実績に基づいて予算を予定しております。今回、平成

26年度の確定による実績に基づいて、今年度の予算を計上しております。金額が3,215万9,000円、その北中城村1割、中城村9割ですので、予算計上のおり2,894万3,100円を予定しております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これによれば、月数でちょっと大きくなったということと、それから入場者数、これを後で構いませんので、書面で平成26年、平成27年、ことしも見込みで結構ですので、3年分をちょっと出していただきたいと思います。これからこの城址というのは、やっぱり本村の重要な観光資源でありますので、ぜひひとつ誘致、いろいろなイベントも催されるように、ことしもやると思いますけれども、よりひとつ観覧者がより多く15万人に近づけるように、一層、観光客誘致目標に取り組んで頑張ってくださいたいと思いますので、書面は後でよろしくお願ひします。以上です。

議長 與那覇朝輝 ほかにございますか。休憩します。

休憩(10時06分)

~~~~~

再開(10時14分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 では、平成28年度一般会計予算書の歳入の部について質疑をします。

今、税務課長から休憩の中でお聞きしたところ、96%を想定して予算計上しているということですが、これは100%を設定してやるべきじゃないかと思いますが、その辺について村長はどう考えているか伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

当然、目指すべきものは100%、これは目指さないといけないと思っていますし、また職員もそれに向けて頑張ってくれていると思います。

ただ、今回は予算ですので、実際問題として96%で、これ以上取れば一番よろしいですし、またそれ以下にはならないような意識づけのためにも、数字がある程度固定した数字が必要ではないかと思うことで設定してあると解釈しております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 村長、なぜこれを質疑したかという、平成18年3月10日の第2回定例会の一般質問で村長が議員をしているときの質問の中で、100%に計上すべきだと一般質問で上げています。そういう発想は私も賛成なんです。しかし、村長になった時点で、どうしてそのように考え方が変わってきたか。これは議事録を読んでみたら、100%すべきだと、これが当たり前だと、おかしいんじゃないかという当時の考えですよ。それをあえてなぜ96%、職員に対しては96%達成すれば満足感があって、達成感が出て、これでいいんだというのが出てくると思うんです。私も100%達成に向けてやるべきだと思うんだけど、予算書だということによって皆さん方は予想がつかないというんだけど、96%以上、当然100%とすべきだと思うんだけど、その考えが変わった理由は、職員に対してそのような指導はしていないのかわるか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

何も考え方が変わっているものではないです。今御指摘の質疑は私もよく覚えていますが、私も、私は目指すべきものは100%であって、あの当時の今の前後、今お話されていませんから私の記憶の中で言えますけれども、あのときもこの程度でいいんじゃないかという雰囲気があったがために、私は苦言を呈したつもりでございます。村長になってから考えが変わったということではないです。当然、これは職員に対して目指すものは100%で、これは税務だけ

の話ではなくて、サービスの部分は最高域を目指すのが当たり前でありまして、その意識づけのために大事なものであります。目指すべき気持ちは同じでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 私は100%設定して、皆さん方はこれ毎年、年4回は補正できますよね。定例会において。そうしないと、職員に対して今、村長がおっしゃったようなことができるかどうか。それはもう当初から100%計上してやるように指示すべきだと私は思います。

ひとつ、今後そういうものについてはもう少し、今までの前例がこうだからこうでいいというんじゃなくて、これからは村長がいつも言っている発想の転換を変えていただいて、転換をしていい方向に持っていくように。そして職員の質も上げるように。それによって職員も考えるはずですよ。去年96%だったから、今度100%に持っていくにはどのようにしたほうがいいのか考えてくると思うんです。そういう意味でも、私は100%計上すべきだと思いますので、今後それについては職員と担当課とも話し合っ、特に副村長、予算を計上する場合、十分気をつけてやっていただくことを希望いたします、終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣善功議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

次に歳出予算における質疑を行います。質疑は款別に行います。歳出1款に対する質疑をお願いします。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 55ページ、1款議会費の中で9節県外旅費が68万2,000円、この県外旅費の説明と、副村長、あるいは村長にもお聞きしますけれども、所管事務調査というのが

条例で議会の中であるんです。決められているんです。なぜ要請、議会事務局から要請してもそれを計上しない理由は何なのか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時21分）

~~~~~

再開（10時23分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、14番議員の御質疑にお答えをいたします。

基本的な部分として計上すべきだという認識は持っておりますけれども、この予算全体を見てもおわかりのように、財政調整基金から3,500万円も潰さなければつukれないという状況の中で、総体的に考えて今回は計上できなかったというのが本音でございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 副村長、計上できないということはないでしょう。できるでしょう、これは全体を見れば。100万円ぐらいは。これまで所管事務調査費として、もう10年ぐらいないんです。ことしだけの問題じゃない。しかし、前はあったんです。ただ私が思うには、考えているのは、正しいか正しくないかは別にして、皆さん方は政務活動費交付金として189万円計上しています。これを所管事務調査と勘違いしていないかということです。これを計上しているから所管事務調査はいいんだと。議会からは毎年上がっているはずで、議会事務局からは、違いますか。去年も上げた、議会事務局に聞いたら上げるけど、予算は削られて、その理由を示してほしいわけです。我々議会が納得できるように。修正はかけられますが、しかし、あえてそれはしないで、皆さん方執行部のほうで考えてもらわないと。政務活動調査費と所管事務調査というのは異質なものと私は考えていますが、それについて副村長、あるいは村長でも

いいから、どういう考えか伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

村長になったときに思ったのが、議員経験をしたときに、やはりそれなりの活動調査費がないと、これはどうしようもないなということで、当時の議長と相談をしながら、これはまずやれるものからやっていきましょうということで、その政務活動調査費をやらせていただきました。もちろん議員がおっしゃるように、所管事務調査費とは別だということですが、私も平成14年に議員になって、一度も経験はしたことがないです。あることは存じ上げておりましたが、ただ、所管事務調査費もない、政務活動調査費もないというのは、これはいかがなものかということで、私はその経験をもとに、まずできるものから政務調査費を、まず議員の皆さんにいろいろ勉強もして、指摘も提案もできるような形にもっていきこうということでやらせていただきました。今の所管事務調査費については、今後検討をさせていただきます。ただ御承知のとおり、全て全部が全部財政的に余裕があつてのものではありませんので、その辺は議員の皆さんも理解をしていただきながら、十分検討はさせていただきますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 所管事務調査費というのは、これは委員会ごとの調査で、村の今後の方向性とかは先進地を視察研修して、それで議員も提案します。これは団体、議会として、政務活動調査費というのは議員個人の質を上げるためのものだと私は理解しているんです。話によると、これも結局は議員みずからのボーナス、期末手当を削ってその政務調査活動費を設けたという話を聞いているわけです。これはおかしいんじゃないかと。結局、これは議員が本来もらえる期末手当から12万円を削って、それ

を政務調査費として上げるというような話は聞いているんです。前任の議員のほうから。その意味からも、政務調査活動費と所管事務調査費は別々に考えていただいて、もう次の6月の補正には上げていただきたいと、これを強く希望し、終わります。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

あえて答弁をさせていただきます。今、議員がおっしゃる期末手当云々を削ってつくったものではないということは、これは御理解いただきたいと思います。これと政務調査費との質は全然異質なものですので、それを理由に政務調査活動費をつけたということではないというのは、ここで理解を求めたいと思います。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣善功議員の質疑を終了します。

休憩します。

休憩（10時30分）

~~~~~

再開（10時31分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。次に歳出2款に関する質疑をお願いいたします。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 一般会計予算の第2款に関して質疑をさせていただきます。

まず60ページです。2款1項4目の13節委託料なんです。その中で新庁舎基本設計等委託料ということで1億円計上されているんですけれども、この新庁舎建設は私たちも何遍も一般質問でも取り上げてきまして、喫緊の課題だということでやってはいるんですが、これは答申における6月に出た時点で、これは議会と村民の情報公開等、いろいろと意見収集も努め、理

解を得ながら場所の設定等も含め進めてほしいと書かれてはいるんですけれども、それが全く我々議会、それから村民に対しても一切説明、それから協議もないままにこうして基本設計等委託料が出てきたということは、私はもう議会軽視そのものだと思っております。これは到底容認できるものではないと感じております。なぜここに出てこないのか、その説明をしないのかということで、その説明をしていただきたい。

あと2件目が、その下にあります公共駐車場整備基本計画設計委託料、それもあるんですが、そのほうも一切議会に相談なく、こうして予算化してあると思うんですが、これもどういう状況でこの委託料が出てきたのか。これは喫緊を要するものなのか。そこら辺の説明を我々議会に対してもしてほしいと思っております。

3点目に、その下にあります61ページの5目の13節委託料、防災拠点施設整備設計委託料ということで300万円計上されておりますが、この防災拠点になるべき場所というのはどこなのか。また、そういう内容も一部詳しく伺いたいと思います。2款に関してはそれだけです。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、3番議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まず新庁舎建設についての話ですけれども、今年度予算の補足説明でも申し上げましたが、現在、答申を受けまして、内部協議というのをやっています。まず庁議の中で課長職が協議している中身がございます。それと合わせまして、プロジェクトチームという構成を今つくっております。これは4月1日からスタートをする予定なんですけれども、その中で課長以外の職員を含めた中で、の庁舎建設の方向性、それは場所も含めての話です。そういうものを今協議する準備をしております。その内部議論を踏まえた上で公表をしまして、村民、議会への

情報提供をしていきたいというのが、現段階での状況だと思います。それに合わせまして、それが決まりましたらプロジェクトチームを4月1日から立ち上げますので、基本設計という部分の中では予算がありませんと庁舎の全体規模等の細かい部分の議論ができないので、やっぱり庁舎というのはそこに職員がいて、その職員がいかにか村民サービスがしやすい構造になるか、フロアのエリアの問題とかそういうのを細かく詰めていきたいがために、一応予算としては今度、基本設計等という形で計上させてもらっております。

それと次の防災拠点の話ですが、これも補足説明のほうでありましたように、これはサンヒルズの場所です。今、自治体交流センターとして北浜地区のほうの建設を一括交付金で実施できるまでに持ってきました。これも含めて、サンヒルズについても今度は防災拠点として、上側の防災拠点としていきたいというために、今、県と一括交付金の対応性について協議していくための資料としてこれがありませんと、どうしても実施の部分までいきませんので、それも含めて今回、基本計画部分という形で予算を計上させていただいております。

公共駐車場については、場所等の検討も含めて、まだ実質的なものではございません。ただ、今、例えばサッカーキャンプも含めてですけれども、現在の駐車場ではオーバーしています。それと城跡の各種事業においても、今、ライカムの駐車場を使用し、なおかつライカムの職員駐車場まで借りる状態で今運営しています。それをもっと効率よくサッカーキャンプ、中城村として城跡、吉の浦公園を含めた事業に関してスムーズに観光客の誘導をひとつしていきたいということで、基本計画が必要ですので、この部分を今想定しまして予算を基本計画分という形で計上させてもらっております。基本的には公共駐車場と言いますが、実質的には観光振興

を目的とした部分として、考え方として吉の浦公園周辺につくりまして、全てが利用形態ができ、城跡にはそこからシャトルバスでという考え方を今考えて、補助金の確定をさせていきたいというための事業として計上させていただいております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 2回目の質疑をさせていただきます。

まず1点目、新庁舎のほうなんですけれども、今、副村長の言われた説明の中では4月1日からプロジェクトチームをつくって発足するという事なんですが、これは場所等を含め、十分に議会とも協議、それから村民への情報公開、それをやった上での作業になると私は思うんです。とりあえずは基本設計をつくっておく。それに対してある程度決まったら議会、それから村民に説明責任を果たしていく。やる前に議会と十分議論をして、場所はここでいいだろうと決定した上で、さらにそれから進んでいけば、どんどん話はスムーズに進むと思っているんですけれども、その中で場所もまだまだ決まらない中で基本設計をやって、それからプロジェクトチームをつくる。そこでの議論がある程度終わった時点で議会、それから村民に公開していくというような逆の流れになっているのではないかと私は思っております。そこはもう1回、副村長、その協議のやり方を変えられないのかどうか。これが1点目。

あと駐車場のほうですが、これからイベントがあるたびにこの駐車場を利用していくと。これは施政方針の中にもあるんですけれども、こことは検討するということが書かれているんですが、検討するという中でもう予算も入ってきているということに対して、私は全然納得いかないわけです。これも場所がどうのこうのということで、非常にこれは場所というのは、本当に大事なところでありまして、城址に近いとこ

ろで設定するのか、あるいは集中的な箇所を目標としてやっていくのか、そういった議論もなのままにこれをやっていくのは、私はいかかなものかと思っているもので、それもぜひ議会を通しての話をしていただかないと納得いくものではないということで、もう一度その議論の仕方を再考できないのかどうか。それが2点目。

防災拠点に関しては、これはサンヒルズタウンの上のほうだということで、これは場所が確定しておりますので、この再質疑は控えたいと思います。以上、2点お願いいたします。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

まず順序が違うんじゃないかということなんですけれども、まず内部の議論が固まらないうちにそれを外部に公表することはできないという部分があるということ、まず御理解をお願いしたいと思います。今、基本設計がどうのこうの言うんですけれども、まずそれも内部で議論を固め、公表して、その後にはできる、即できるという形で今予算を置いているということであって、基本設計を先にしてという話ではございません。今、我々が進めているのは内部の意思統一、内部の状態をちゃんと確認した後に皆さん方には提案をしたいというのが現実でございます。先ほども申し上げましたように、このプロジェクトチームは場所も含めての協議をさせていただきたいということで申し上げたのは、その意味でございます。場所も含めて内部協議というのをちゃんとしていきたいということです。内部協議がちゃんとできればそれを外にも発信して、その協議した内容に基づいて説明ができるわけです。そういう面を含めて御理解をお願いしたいと思います。

それと公共駐車場についてもそうですが、まず一括交付金を想定していますので、どうしても概略といえども基本計画がなければ国との話が進まないわけなんです。この部分も含めて、

まず確かに場所を決めるという部分は重要な話でもありますけれども、まず国として一括交付金の活用について内諾を得るために、これは必要だという考え方なんです。そういう意味で予算は計上させていただいているわけです。当然、そんな場合でも今御指摘がありましたように、城跡を中心に、中城城跡周辺が一番いいんじゃないかという部分も出てきますが、でも、城跡の現状を見てみると周辺は斜面地なんです。そういう意味で、城跡周辺に高額な金をかけて擁壁をつくって大きな開発をするほうがいいのか、それとも先ほどサッカーキャンプの例も出しましたが、吉の浦公園を中心としたゾーンの中にそれを置いて、あとはシャトルでやるかという部分も含めての基本計画になりますので、そこを察していただきたいというのが今の現状の予算計上だということです。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 3回目、最後になりますけれども、今の説明を聞いても、私は何ら納得したとは思っておりません。第一に、やっぱりいろいろとプロジェクトチームを立ち上げてやろうということで、今までも庁舎建設検討委員会なるものがあるわけですから、それはもう十二分に活用して行って、これも一般質問でも話しますけれども、その中でもいろいろな議論がされているわけでありまして、その中で基本設計委託料1億円というのは、私としては到底納得いかないものです。公共駐車場に関しても、その800万円も委託料ということになりますが、やっぱり今現在、本当に必要なのかということです。副村長の言うとおり、イベントのときにはあちこちの場所を借り受けてからやっているという中ではあるんですが、これが年間を通して果たして幾らぐらいの使用頻度があるのか。それに対しての維持管理、それから運営費、そういったものはどうなっているのか。そこから辺もまた見えない中での一括交付金という

ことで、一括交付金を使えば全てがうまくいくというような時代ではそろそろなくなってきているのではないかと。一括交付金と言われても、やっぱり2割は持ち出ししないといけないという状況ですので、そこら辺も十分考えながらの政策づくり、それを行っていただきたい。この件に関しては、私は一般質問にも通告してありますので、そのときにまたじっくりお話を聞きたいと思いますので、きょうは以上で終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは平成28年度一般会計予算の2款のほうです。61ページ、13節委託料の中で世代間交流人材育成防災避難拠点施設整備事業監理委託料、それと同じく次の62ページの15節、同事業の請負費の内容と関連しますので、合わせてその内容をお聞きます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

13節委託料ですけれども、これは世代間交流人材育成防災拠点施設の施工管理に係る委託料でございます。それから15節につきましては、世代間交流人材育成防災拠点施設の工事請負費でございます。現在、国と調整中です。場合によっては4月1日の交付決定がいただければ、早速工事に取りかかりたいと考えております。まだ現時点では交付決定通知が来ていませんので何とも言いようがありませんけれども、できるだけ早目に工事に着工したいと考えております。

失礼しました。答弁の漏れがあったようです。北浜地区における世代間交流防災拠点施設の整備でございます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 この事業の名称は、略

して世代間交流人材育成センターの工事請負ということですが、その予算は、当初その話があったときには、たしか7,400万円の予算の説明だったと思います。15節の工事請負費6,800万円と13節の事業監理委託料の600万円、これを合わせて7,400万円だと思いますけれども、この事業に当たって、最初の行政と自治会との話し合いでは7,400万円でのセンター建設ということで、管理費を含めた話し合いではなかったと私は認識しているんですが、今、その話が役員会の中でも話が出まして、今、役員会の中では戸惑いを感じていますが、その辺の説明をもう少し。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

村としましては、当初から施工管理委託と、それから工事請負費等を含めて7,400万円ということで理解をしております。それから、実はその前の段階では工事費と施工管理費を含めて、できれば6,500万円以内ということで我々は考えておりましたけれども、いろいろ見積もりをとりますと現在6,800万円、施工管理を含めると7,400円ということでございます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 これ以上の予算の減はないと思うんですが、それで世代間交流センターに関しては、これまで地元と何回か話し合いを持って、設計や建物、工場や位置について打ち合わせをしてきて、防災の意味で。当初、げたばき式の2階建てとか、建設に当たっているような議論も多くやってきました。予算上の問題があって、結局1階建ての平屋に決まったということですが、本当に贅沢な建物ではない。しかし、今月の3月3日ですかね。たしか担当課から設計の見直しの打ち合わせがあったと思います。そのときに私は事情があって参加はできなかったんですが、その設計の見直しの内容を聞かせてもらえますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

何度か調整をいたしまして、現在の実施設計の状況、236平米、約71坪ですけれども、その平屋建てということで北浜自治会との調整を終わっているところでございます。それから3月3日に自治会と企画課との調整を行っております。それにつきましては、内部の材料であるとか、あるいは設備であるとか、そういう話し合いが持たれたということで報告を聞いております。当初、トイレの床材ですけれども、長尺シートを予定しておりましたが、自治会のほうからタイルを使用してほしいという要望があったようです。これにつきましては内部でも話し合いを持ちましたけれども、自治会の要望どおり、タイルへの変更を今検討しているところでございます。

もう1点は空調設備、クーラーの設置をお願いされております。どうしても工事費6,800万円以内ということになりますと、空調設備をそろえるとそれ以上になってしまうというふうなところから、クーラーについては村のほうで工事を行うということは今検討しておりません。代替措置として扇風機の要望がありますので、それにつきましては検討していきたいということで考えております。

それからもう1点は建物のひさしの部分です。自治会からはぜひ2メートルを確保してほしいと、そういう要望もございましたが、現在、それを1.5メートルに変えてあります。2メートルにしますと、今度は構造計算の上でさらなる調整や調査が必要になってきます。今の時点で、この実施設計もそろそろ終わるころですので、そのところはひさは1.5メートルでやりたいということで考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 3回の原則の質疑が終わっておりますので、御意見で締めてください。

仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 意見として。今、予算上の問題、資材の高騰、それから人件費の高騰ということで、大変これ以上の予算は難しいと。最低限、ひさし、クーラーというのは、やっぱり自分たちの建設検討委員会の中でも話し合っ、これはクーラーのほうは常識的に見ても、よその自治会でも公民館でもそういったのはつけていないと。それはいいとして、室内の床についても聞いたんですが、このほうは北浜地区においては、本当に海、海岸からわずか10メートル、20メートルのところこの施設があるもんですから、よそと考えると結構寒さを感じるわけです。年配の方なんか、たまにはヒーターはないのかとか、そういう話もあるし、また会議のときにも結構冷えて、この床は当初の床でやってもらいたい。

それからあと1点、東側の雨戸、これも私なりに情報を聞いたんですけれども、雨戸を取り除くと。しかし、何分海岸に近いこの施設ですから、台風のとくに結構石ころが飛んできます。1回窓ガラスを割られて、大変中のほうがめちゃくちゃになったという経験もありますので、今、設計の段階でもたしか東側の1カ所だと思うんです。それからすると、この過去の台風の被害から考えると、やっぱり東側だけでもぜひこの雨戸は設置してもらいたい。それを要望いたします。

この人材育成や防災避難拠点施設の目的以外にも、今、北浜地区においては人口減、毎年子供の数も少なくなっております。その解消のためにも、ぜひこの世代間交流人材育成センターが、できることによって地域の活性化につながりますので、そういうところからも大変期待しているところでありますので、いい施設ができるようよろしくお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 以上で仲松正敏議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（10時59分）

~~~~~

再開（11時01分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 平成28年中城村一般会計予算の61ページ、2款1項5目13節について質疑を行いたいと思います。

まずふるさと納税の今の現状を伺います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

金額的な、あるいは件数的な現状としましては、現在、これは2月末現在ですけれども、44件、金額で225万円でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（11時01分）

~~~~~

再開（11時01分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 これは新規事業なんです、この説明書の中でふるさと納税業務委託事業、ふるさと納税の増加を目指し、業務の管理等について委託するという事業なんです、まず委託業者にはどのような委託業務を担ってもらおうという考えなのかということと、それと業務委託によってどの程度の納税額の増加を見込んでの委託計画策定なのかというのを伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

ふるさと納税の委託料につきましては、民間の力をかりまして、まずポータルサイトを立ち上げたいと考えております。そのポータルサイトを立ち上げることによりまして、これまではこちらのホームページだけでのふるさと納税の確認でしたが、新たなふるさと納税のポータルサイトを立ち上げることによりまして、多くの人

にそこを閲覧していただくと、そこを考えております。あわせて市内の新たな特産品の開発も、その受託事業者に対しましてその辺も含めて委託をしたいと考えております。これまでそういう委託をしていなくて、我々のところにホームページ等を確認して、電話、あるいはFAX等で申し込みをしていただいております。そこからまた本人のほうに確認をとりまして、幾らの金額を寄附したいんだというところの確認をした上で、納付書を送って納めてもらって、それからお礼の品を郵送すると。そういう手順を民間の力をかりまして、そういうところに委託することによりまして開発、それからもろもろの処理をやっていただくと。さらにはYAHOO！（ヤフー）の公金クレジット決済を今考えておりますので、24時間どこからでも寄附ができる。そういうメリットがあると考えております。金額は非常に難しいところではあるんですが、2月末現在で225万円という数字ですので、最低でも倍以上のふるさと納税を今、我々も期待しているところでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 ポータルサイトの作業が主な事業になるということで、民間委託をして、その民間のノウハウを使いながら、このふるさと納税のアップを図っていくという考え方でよろしいですか。

今回、これは新規事業だということで、最近よく各地域のふるさと納税のことがいろんな新聞紙上なんかでも出ておりますが、それによると本当に成功しているような地域とそうでないような地域がありまして、これはだから使いようによってはとても納税率、要するに税率のアップにつながっていくとは思いますが、例えばこの間も名護市のほうで、向こうは特別な地域で今話題になっている地域だということもあるんですが、2億5,000万円というふるさと納税があるということが新聞にも載ってました。

そこまでとは言わないとしても、先ほど課長がおっしゃっておられたように、今の現状の倍は目指したいと。そこにぜひ150万円程度の予算措置において、費用対効果としてはそれぐらいの効果は見込んでいるという話なので、ぜひ新規事業としてもまた期待が持てるということですので、ぜひ頑張ってください、またその辺のこともですね、要するにお礼返しというんですか、その商品の開発もすごく重要になってくると思います。本村の特産物の産業の上でもとても重要なことではないかなと思いますけれども、それは、また農林水産課のほうとも連携をしながらやっていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣徳正議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（11時07分）

~~~~~

再開（11時26分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。これで第2款に対する質疑は終了いたします。

10分間休憩します。

休憩（11時27分）

~~~~~

再開（11時37分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして歳出3款、73ページの民生費に関する質疑を行いたいと思います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 第3款についての質疑を行いたいと思います。

まず73ページの3款1項1目13節です。委託料があるんですけども、その中で2件、生活

困窮者支援事業委託料、その下の地域福祉計画委託料、トータルで929万2,000円という額が出てきておりますが、その中でまず地域のほうでは、これは説明では社会福祉協議会へ委託となっておりますけれども、業務そのものを全て協議会に丸投げして、そのほうでやっていただくのかどうか。支え合い事業、それからふれあい事業、相互相談事業を一つにしてということで説明書のほうにも書かれているんですが、これは相談所を設置すると書かれてはいるんですが、これは今、困り事相談とか、いろいろ協議会のほうでやれていると思うんですけども、それとの絡みはどうなっているのかどうか。これが1点目です。

2点目が下のほうの地域福祉計画なんですけれども、福祉計画を総合的に推進する上で福祉計画、活動計画を策定するということになっておりますけれども、その具体的な内容を伺っていききたいと思います。

3点目が、その計画は全て福祉協議会でそのほうもやっていくのか。この3点で、次の75ページ、これは2目の18節です。備品購入費の中の391万2,000円、これが入ってきておりますけれども、これは説明書を見てみましたら、避難行動配置配慮者専用車購入費となっているんですけども、どんな車両形態で、台数は何台なのか。それが2点目ですね。

あとは80ページ、13節、これも委託料になります。一番下のほうに子育て支援情報サイトというのがあるんですけども、これもネットを使った情報サイト構築ということで説明を受けたんですけども、これは子育て中のお母さんとか、いろいろな方々から要望があってこれを立ち上げていくのかどうか。あるいはまた情報公開として、それを見ることによって若い世代の方々が相当数量の情報を発信、こっちから、行政から発信して、それを受け取る方々がそれ相応に広がっていくのかどうか。それを伺いた

いと思います。以上の件数、よろしくお願ひします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 大城議員の質疑にお答えします。

73ページの生活困窮者支援事業委託料は、平成27年度から国の2分の1補助金を受けて実施して、社協のほうに委託しております。交付申請、実績報告、補助金請求のほうはうちの担当の福祉課の中で行っています。社協のほうではいろいろと生活保護になる前の方々を主に取り上げて、そういう支援をしていく相談を受けています。丸投げですかという質疑ですが、丸投げではありません。社協のほうからこういう方々が相談に来ていますが、どういうサービスがあるかということで福祉の障害のサービスとか、いろいろ児童のデイサービスとかにつなげていくように福祉課とタイアップして事業を行っています。

地域福祉計画作成委託料は、子育て支援、生活困窮、障害福祉、老人福祉、いろいろな計画書を網羅した計画書を策定する予定であります。作成に当たっては社会福祉協議会とタイアップして、中身のほうを検討して、地域の状況に合うような計画書を作成していきたいと思ひます。今年度からこの地域福祉計画を策定しないと、先ほど述べました生活困窮者委託料の補助金が受けられなくなりますので、早急に平成28年度で策定して、次年度も生活困窮者支援事業委託料が続けられるように取り組んでいきたいと思ひます。

75ページの備品購入費につきましては、一括交付金を利用した事業となっております。要介護認定者、障害手帳保持者が災害の場合、自力で避難ができない方々に対して迅速な避難を行うことということで、福祉車両を購入します。台数は1台、運転手を含め10台乗りとなっております。あいている場合は二次予防、チャーがん

じゅー教室、吉の浦会館で、現在週1回の予定を2回に拡充しますので、自力で自宅から通えない方々をこの車両で送迎して、チャーがんじゅー教室を強化していきたいと考えております。

子育て支援情報サイトにつきましては、中城村の公立幼稚園、認可保育園などを網羅した子育て支援に関する情報を提供していきます。各公立幼稚園、認可保育園の保護者の方々からの要望もありまして、園長、施設長のほうからぜひ取り組んでほしいということがありましたので、今回、一括交付金を利用してこの事業を実施したいと考えています。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 2回目の質疑に入りたいと思ひます。

まず1点目です。生活困窮者と地域福祉計画、これは両方とも一括交付金でやります。いろいろとやはり福祉協議会、社協との連携をとりながら、福祉課も交えているいろいろな事業を進めていくということは非常に素晴らしいことだと思います。やっぱり1カ所に集中してしまつたら、いろいろな作業、事業において隔たりが出てくるかということもありまして、どうかこれはまた連携していきながら、十分連絡を密にして、この生活困窮者、新聞紙上でも相当、毎日のように今出てきている話でもありますので、ぜひひとつ十分に資料もとりながら、その事業を進めていってもらいたいと思ひております。

次の備品購入のことです。介護認定者の送迎ということで、10人乗りということで、大分人数もいろいろなところに運べるだろうと思ひますので、ぜひひとつ、買ったときには素晴らしい実績を残していつて、300万円も使つてこの車を買つたと自慢ができるように進めていつてください。

子育て支援のほうも情報サイト、これもいろいろな保育園の先生とか園長からの要望もあつ

たということで、ぜひそういった場面もいろいろと保育園、それから認可外でもそうですし、さまざまなところと情報を密にしていっていただいて、そういうような情報があれば、やっぱり今はインターネット時代で若い女性の方々も相当それを見ていると思いますので、この子育て支援の充実、拡充、そういったのがあればぜひそのサイトに載せていって、情報を公開していって、いろいろな若い方々が使える補助があればどんどん発信していただきたいと思いますので、福祉課長、頑張ってください。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

休憩します。

休憩（11時47分）

~~~~~

再開（11時52分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは80ページの19節安心こども基金事業補助金、これは新規の事業ということで内容のほうの説明と、その設立に当たってはどのような条件とか規定があるか。大まかなことでよろしいですからお聞きします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

安心こども基金事業補助金は、平成26年度でも実施しています。はるゆめ保育園の建設事業に充当しています。今回もひよこの家保育園、移転新築工事ということでこの補助金を活用させていただきます。補助対象者は社会福祉法人及び設立認可が確実に見込まれる施設が対象となります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 補助対象事業には新設、改造、修繕があると聞いていますけれども、一

括交付金を利用できることから、その改造、修繕の申請事務所とはなかったのか。なかったら、どういう理由でそれがなかったのかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

一括交付金事業としての申請はありませんでした。新築、増改築に対しても定員増が見込まれる施設が該当します。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ひよこの家、保育園、定員が現在75名ですか。90人にふえるということで、定員数は90人が上限なのか。そしてもっとふやせるか。90人の子供を見るのに今の保育士をまたふやさないといけないということが出てくると思うんですけども、この辺の確認と、それから90人の子供を入園させると保育士が足りないとすると話にならないですから、その辺はちゃんとしっかり把握しているかどうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

現在、確定ではありませんが、まだ設計の段階ということで、90人の予定ではありません。面積に応じて弾力化で90人以上を定員とできる可能性もあります。福祉課としては、ゼロ、1、2歳の待機が多いものですから、できればその人数を多くしてくれという要望はしています。90人の枠なんですけれども、現在75人、平成28年度も75人で定員を募集しています。平成28年度も待機児童が何名かおられますので、90人の確保は十分だと考えております。保育士についても、子育て支援の国の支援がありますので、保育士の給料改善等も補助金でどんどん国から来ていますので、その部分も保障されますので、保育士の確保もできると思います。

議長 與那覇朝輝 以上で仲松正敏議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（11時58分）

~~~~~

再開（12時06分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは議案第22号平成28年度中城村一般会計予算について質疑をします。

73ページです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の1節報酬です。子ども支援専門嘱託員報酬216万円が新規事業と計上されています。その事業はどういった事業内容で、どういう専門員を予定していますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

子ども支援専門嘱託員報酬については、国からの10分の10の補助で実施していきます。業務の内容としましては、学校、教育委員会と連携をとりながら、子どもの貧困の対象者を調査し、支援につなげていく嘱託員でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、課長から答弁がありましたように、10分の10の補助事業です。国の子ども・子育て支援法にある子育て支援コーディネーターというのがあります。これは全市町村に配置するとあります。子育て家庭を支え、見守る人の数をふやしていく。つまり子供の貧困対策事業として、子育て家庭を支え、見守る人の数をふやしていく事業だと思います。そこで、子ども貧困対策で注意すべき点はこういった点を注意してやりますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 子どもの貧困対策につなげていくことではありますが、対象者の子供が貧困という立場で、周囲の方々からそういう目で見られないように慎重に、子供たちを傷つけないように、親御さんもそういったことがないように慎重に相談業務をする配慮が必要だと

思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今おっしゃっている支援コーディネーターを就学前の早期に、専門の立場のある人が家庭の困難な状況を発見し、支援につなげることが重要であります。それから妊婦健診や乳児健診、乳児の家庭、全戸訪問など既存の事業もやりながら、その中で課題を掘り起こさないといけません。このために支援コーディネーターという制度があります。その中でも家庭の課題を見抜く力と、丁寧なかかわりがこの支援コーディネーターに求められています。そういったことを考慮して、そういった支援コーディネーターを配置したら貧困対策になると思いますので、そういうことを考慮しながらやられてください。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の質疑を終わります。

金城 章議員。

7番 金城 章議員 80ページ、3款2項1目の19節負担金補助及び交付金の安心こども基金事業補助金2億5,472万2,000円の質疑をします。

これは施設補助金だと思いますが、3年前、村の第三保育所を与えたと思いますけれども、その施設完了後はどういった使用をするのか。このひよこの家の保育士は何名なのか、臨時保育士が何名なのか。そこで新設するに当たり、今は認可保育園となりますが、そこに実際村からの保育士をどのくらい採用するのか。以上。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 安心こども基金事業補助金については先ほどもお話したとおり、ひよこの家保育園の移転増改築になります。75人から90人の定員増ということで、県とは調整しています。先ほども申したとおり、老朽化が激しく、下水道やトイレ、そのほうは何回修理をしても戻ってくるということで、子供たちが使う

のに衛生面で大変厳しい面がありまして、定員増ということもあり、新しい場所への新築となります。

保育士の採用人数については、今持ち合わせていないので何人とお答えはできませんが、新しいところでは定員増になりますので、保育士の人数もふえると思います。採用についてはあくまでも事業者のほうでやっていきますので、福祉課としては村内の保育士が優先的に採用されるようお願いしていききたいと思います。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今、認可保育園は、以前、村長はこの臨時職員じゃなくて、正社員の、要するにそれで認可保育園を認めたと思います。正社員がふえていくだろうと。そこで、実際に今の認可園で正社員がふえているのが何件あるのか。ほとんど臨時職員が多いはずなんです。そこをちゃんとした認可園にするためには、ちゃんとした正社員が来ることを目標としたはずなんです。それは務めないといけないと思います。そこで正職の採用をどんなしてやるのか。この交付金があって、これ新設するのはいいことだと思います。ただ、同じように臨時職員だけをふやしてもらったら困るんじゃないかと思って。そこをどう対応するのか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 各認可保育園で保育所の臨時が何名いるかは、現在把握はしていませんけれども、国、県からの補助金で認可保育所への運営補助金があります。その中には職員の処遇改善の補助金も一部含まれています。この認可保育園、7施設、全部その補助金をいただいております。ということは、職員が臨時だけならば、その補助金是对応できませんので、採用された本当の職員がふえてきているものだと考えます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 補助金が来ている部分

だけ対応、一種の認可園は民間委託のための認可園やりましたね、そこの認可園も実際には努力をしていくべきだと思います。ぜひそこは課長なり、村長なり、ぜひ正社員を多くしてほしいということは提案していただきたいと、そこを望んで終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で金城 章議員の質疑を終わります。

新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 議長、今は予算の審議であって、質疑であって、今全体的に一般質問になっていますので、その辺を午後から協議して議事の整理をしないと、今收拾がつかなくなりますよ。一般質問なのか、質疑なのか。そしてこの予算の件に関して精査しないと。今は一般質問に全体的に見えてしまって、午後からはもう少し議事の整理を、もう一回全協を諮ってやらないといけないと思います。

議長 與那覇朝輝 貴重な御意見、ありがとうございました。

これで3款に対する質疑を終了したいと思います。

休憩します。

休 憩（12時19分）

~~~~~

再 開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続きまして歳出第4款に対する質疑を行いたいと思います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 それでは第4款に関しましても質疑を行いたいと思います。

82ページの2目の予防費、その20節、そのほうにがん検査助成費ということで150万円ほど入ってきておりますが、これの詳細が説明資料の中にもあるんですけども、アミノインデックスがん検診事業ということでありますけれども、これの詳細をもう少し詳しく、どうい

う検査なのか。あと40歳以上なのか、あるいはまた公費のほうで2分の1補助ということになっておりますが、実費は大体どれぐらいの出費を予定しているのか。

それともう1件、次の84ページ、温暖化対策実行計画策定業務委託料、そのほうが13節のほうにあるんですけれども、これは国からの指示、あるいは県からの指示でこれが入ってきたのかどうか。あと2番目に、これはやる場合に、恐らく幅広い実行計画になるかと思っておりますけれども、何らかの対策を村のほうでも考えていらっしゃるのかどうか。以上を伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それでは3番大城議員の質疑に答えていきたいと思っております。

20節がん検診の内容なんです、アミノインデックスがん検診事業ということで、アミノ酸の濃度というんです、アミノ酸はほぼ一定のバランスを保つように自動的にコントロールされているということで、そのアミノ酸が健康状態に異常を来しますとその濃度が変動すると。それを数値化してがんにかかっているということではないんですが、そのリスクを判断するというので、そういう検診になっています。自己負担の部分ですが、現在、単価については調整中でもあるんですが、決定ということではない数値ではあります、男性、女性とも2万9,550円ということになっていまして、その半額を村が補助するというので考えています。対象者の年齢についてですが、40歳以上ということで、ただし予算等の兼ね合いもありまして100名ということで考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

まずこの温暖化対策実行計画というのは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、各市町村が計画書を立てるものであります。内

容としては村の行う事務事業、例えば庁舎の建設であるとか、公用車の扱いであるとか、そういったものから二酸化炭素の削減計画を立てていって、何年後かには何パーセント削減していきましょうという計画書を立てる業務であります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 それでは2回目の質疑にいきたくて思っております。

今、課長のほうから100名分をとりあえず予定しているということで、そのほうは100名ということになりますと大分少ないように思うんですけれども、これは優先順位とかそういうのを決めて行っていくのかどうか。さらにがん検診等、いろいろがんの種類も多々あるはずですので、これはトータル的ながんにも効くのか、あるいはひとつのがんだけへの治療、検査というのは効かないのか、この2点です。

あとは次のほうです。これは今、課長のほうから二酸化炭素の削減を、いろいろ国からの方針ということで下げていくということだろうとは思いますが、これは本村として現在の二酸化炭素の排出量とかはわかるのか。それをどこまで下げていく予定なのか、そこがわかるのであれば教えていただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それではがん検診の人数なんです、費用のほうも2万9,550円ということでその半額、費用のほうも高い部分ではあります、まずスタートということもありまして、幅広い受診機会を与えられるのかなということも含めて、今回、少し人数的には検討事項もあるとは思いますが、100名です、はいきたい。受付も優先等ということではなく、例えば40歳に限定しますかということではなく、幅広く40歳以上ということで申し込み順ということを考えています。

がんの種類になります、女性6種類、男性

5種類、女性のほうが胃がん、肺がん、大腸がん、すい臓がん、乳がん、子宮がんです。男性のほうは胃がん、肺がん、大腸がん、すい臓がん、前立腺がんということで5種類になっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

現在の排出量というのはわかっていなくて、主にこの二酸化炭素の排出量の原因は電力の使用量、それが大まかな原因になってくるということで、それをその業務の中で最初の基準値を調べて、それから恐らく5年か10年後かの削減計画を立てて、何パーセント削減していくような計画になっていくと思います。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 最後になりますけれども、先ほど質疑をした、これは課長が言われたとおり男性が5種類のがん、女性が6種類ですね。これは全ての検査をやった場合に適用するのか。例えばそれをやった段階で、この5つか6つの種類のがんの検査をした段階で、大体この人は何かに引っかかっているなというのわかる検査なのかどうか。

次の電力の使用量を基本にということであるんですけども、やっぱり昨今、相当数の、世界的なこの温暖化対策というのは各国でやられているわけでありまして、恐らく本村でも大分厳しくなってくるだろうということを思いますけれども、ぜひ数値化して、どれぐらいの本村での排出量があるのかどうかも含めて、今後ぜひ検討して、いい方向に持って行っていただきたいと思います。

1件だけお願いします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。  
健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

アミノインデックス検査の方法ですが、1回

の血液の採取でできるということで、同時に複数の、この先ほど言った女性6種類、男性5種類のがんの検査もできるということになっています。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 83ページの20節扶助費の不妊治療助成費について、今その治療を受けている人がいるかどうか。そしてまた1人幾らかかるのか、かかった費用の分だけを扶助しているのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 それでは10番 安里ヨシ子議員の質疑に答えていきたいと思いません。

平成28年2月末現在、現在11件の申請を受けております。1人当たりの金額ですが、現在申請している11件の平均の治療費が37万4,000円余りとなっております。そのうち村の補助、限度額15万円となっておりますが、2件については費用の少ない治療方法でしたので、平均で1人当たり13万円余りの補助となっております。追加で県の補助も入っておりまして、県のほうも同じく限度額15万円ということで、村と県を合わせますと30万円の補助が発生するということになります。また、平成28年2月からでしたか、県のほうが男性の不妊治療の部分も補助していきまして、15万円がプラスされていると聞いております。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(13時44分)

~~~~~

再開(13時44分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 県の補助が15万円、そして村から15万円、ことしからですか。男性

の不妊治療も15万円ということですが、その不妊治療をやっている、なかなかその中身まで聞かなかったんですが、不妊治療は相当お金がかかるということ、やはり村としてもそういった子育て支援とか子供をふやす、最近子供の出生が少なくなっている、どうしてもこの不妊治療をやって子供がほしいという人たちについて補助が幾らあるかというのがよくわかりませんでしたので、県の補助と村の補助で総額、子供ができるまでに幾らかかるか、人それぞれだと思えますけれども、できるだけそういった不妊治療費、助成を幾らかでも多くできるようにお願いしたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で安里ヨシ子議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（13時44分）

~~~~~

再開（13時48分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

これで第4款に関する質疑を終了します。

次に、歳出5款に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩（13時48分）

~~~~~

再開（13時53分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

次に、歳出6款に対する質疑を行います。

仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは89ページの13節委託料の中で島にんじん栽培研究委託料の研

究内容と、これは887万円の予算がついています。その下のほうのわった一島ヤサイ産地力強化事業委託費の内容ですね。この研究はいつごろからやられているのか。またどこに委託して、どういう人がやられているのか。それと研究されるときに、島ニンジンが研究されるときにニンジンの種子からやられているのか。それとも農家から直接ニンジンをもってやられているのか。また種子やニンジンを大学や研究所に持っていくとき、これをもっていく、採取するときに1つの畑からやられているのか。それとも飛び飛びで、例えば北浜でとか南浜、和宇慶から、そういうふうにやっているのか、その研究は。その辺お聞きします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

島ニンジンの研究につきましては、平成27年度より一括交付金を利用して、琉球大学の農学部の方に栽培研究の委託をしております。平成27年度は、当然この島ニンジンの栽培方法とか、あとは特性調査をいたしております。その特性調査がいわゆる形ですね。形質、長さ、あとは直径、色等、そういったものを村内の2農家から種子をもらいまして、あとは渡名喜村産の種子と、あと一般に市場で販売されております種子を使ってまず植えつけをしまして、それぞれその生育状況の調査をしております。その結果は、例えば形状についてはやはり市販のほう若干高い値を示していると。あと色のほうですけれども、色のばらつきについては中城村産のほうは橙色の混在率が高いと。そういった結果が出ております。

土壌についても、県の三大土壌といわれております島尻マーヅ、国頭マーヅ、あと本村のジャーガル土壌で栽培比較をしましたところ、やはり島ニンジンについてはジャーガル土壌の

ほうがやはり生育がいいということの結果が出ております。先ほど種子の、村内の種子については2農家からとっておりまして、どちらも和宇慶のほうの農家から種子はとっております。こちらにつきましては、研究はまた平成28年度もこういった内容のやつを、もう少し規模、圃場を広げて、それに個体数をふやして継続して一応実施をしていく予定であります。

続きましてわたった一島ヤサイについてですけれども、こちらは沖縄県の一括交付金事業ということで、いわゆる県内で食されてきた伝統的な島ヤサイについて生産の利用拡大を図ると。あと島ヤサイの産地強化を推進するために安定生産技術の実証による生産農家への普及啓発。販路促進活動等を実施する事業となっております。本村では平成27年度より、特に島ニンジンを対象として、中城村島ニンジン産地協議会が昨年1月に設立しておりますので、こちらを中心として事業を実施しております。具体的には島ニンジンの実証圃場を設置して、こちらにある北浜の農家のほうに委託しております。こちらのほうで土壌分析の結果による肥料実験等を本村の農業指導士のほうで研究しております。あとは量販店での島ニンジンの試食、展示、販売によるPR活動。あとは島ニンジン出荷包装用のフィルムを作成しております。今後、平成28年度も同事業で今年度同様の活動を継続していきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 研究の世の中、当然、今お答えいただきましたけれども、島ニンジンの形や色がされていると。それに加えて、野菜というのは結構独特な臭みがあって、この島ニンジンもやっぱり好き嫌いな人は結構そのにおいでいると思うんです。特に子供たちに関しては結構このにおいに敏感で、子供のときからそういうにおいが嫌いになると、大人になってもそれが続いて、なかなか野菜を食べてくれない。

そうすると需要が結構減るわけです。そういうことで、この研究の中におい等、そういうのも含まれているか。その点もお聞きします。

それから島ニンジン包装するフィルム、私は見たことがないんですが、こういったフィルムなのか。農家からの評価はどういった評価を受けているか。その辺お答え願います。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

特に現在の研究のほうで、においについては特に研究の予定はしておりません。ただ、成分比較といいますか、今、黄色いニンジン、多品種の金美人参というのがありまして、それとの成分比較をしようということになっております。

あと島ニンジン包装用のフィルムについてですけれども、これまで出荷する場合には葉のほうを3本ぐらいずつ束ねて出荷という形でしたけれども、今回この事業の予算を活用しまして、ビニールのほうに中城村産島ニンジンということと、あとキャラクターであるごさまる、もろもろを印刷して、農家のほうに出荷の場合は、JAに出荷する場合もこのフィルムを使うようにということで渡しております。

評価についても、これは一般農家から直接聞いてはないんですが、JAへの指導員とか、あとは県の共同青果等の職員からは一応評価を受けております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 このニンジンの包装に関しては、何か農家からいろいろ今までの包装では余り産地のアピールとか、特産品としてのアピールとか、またいろいろブランド化のためには、やっぱり今までの真っ白ですよね。何も表示がない。そういったものでしたが、これはすごく農家からも評価をいただいているので、ぜひ一括交付金を活用した事業ですので、研究

のほうも、このほうも続けていただきたいと思
います。終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で仲松正敏議員の質
疑を終わります。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 6節について、ひとつ
質疑をさせていただきたいと思います。

同じく89ページです。これは7節賃金になる
んですけども、そこのほうに農地中間管理作
業補助員というのが出てきておりますが、これ
は恐らく耕作放棄地、そういった類いのものの
補助をどういう形でやっているかということに
なるかと思えますけれども、その事業内容を
詳しく聞かせてください。

2点目に、同じく今の13番の委託料の中に、
正敏議員からもありましたが、島ニンジンと
わった一島ヤサイの中で、恐らく島ニンジンは
琉球大学に委託しているということで、もう1
件のわった一島ヤサイというのは協議会がある
ということなんですが、この両方をマッチング
したことはあるのか。例えばわった一島ヤサイ
というのは、これは北浜を中心にやられている
と。そこと琉球大学とが連携して、何か話し合
いとかそういう連携があったのかどうか。これ
が2点目です。

次91ページです。5目の農地費になるんです
けれども、これの15節工事請負費、そのほうに
また中城地区農道舗装等工事請負費というこ
とで2,784万円出ているんですけども、今回は
どこからどこまでの作業になるのか。以上3点
お願いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員
会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛
之 それではお答えいたします。

まず1点目の3目7節の賃金ですが、こちら
は農地中間管理事業、今現在、県の機構のほう
と農業委員会、また農政関係で協力しながら耕

作放棄地等の解消に向けて活動しておりますけ
れども、この賃金につきましては、その中間管
理機構から50万円の委託料と。これは当然、こ
の中間管理機構の業務の補助員として使用いた
します。残りの金額については、農地利用集積
事業というのがございまして、その部分からま
た賃金、同じような業務をさせるということで
計上しております。これは二通りの事業費で賄
います。

続きまして島ニンジン、わった一島ヤサイ産
地力強化事業における、いわゆる琉大との連携
をとっているのかということだと思いますが、
今、研究委託しております農学部の教授のほう
には、この島ニンジン産地協議会、その中にも
総会とか、あとは報告会等には参加しておりま
す。2月にもこれまでの成果の進捗状況とか、
そういった報告もしていただいております、
今後も産地協議会と連携をとりながら研究を
行っていく計画でございます。

次、工事請負費についてですけれども、こち
らは平成25年度からずっと継続して、平成28年
度は当間の給油所、安里から当間の給油所の下
付近までのまだ未舗装分ですね。その部分を今
予定しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 まず中間管理作業補助
員のことなんですが、それは早目にどんどん作
業を進めていっていただいて、できるだけ耕作
放棄地、それを解消していただきたいと思っ
ているので、ぜひ進めていってください。

それから島ニンジンのほうも、できるだけこ
れも協議会ともタイアップをしながら、琉大と
も話をしながら、両方がそろえばそれなりにど
んどんいい意見が出てくると思っているんで、
それも進めていってください。

あと補助員というのは1人ですよ。1名。
中城の歩道、未舗装の歩道を改良すると。今回
は安里から当間ということなんですけれども、

これは先週、子ども議会がありまして、その中でも話が出たんですが、奥間の後ろ側の道が全然舗装されていないということなんです。これをこっちで聞いていいのかどうかわからないんですが、その件は終わってはいないわけですか。この舗装というのは、恐らくもうあっち、左側、奥側のほうは全て終了していると私は思っているんですけれども、まだ舗装されていない部分もあるのかどうか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

先日の子ども議会で質問がありました場所については、津覇から奥間の共有タクシー前の国道に出る部分に当たると思いますが、その部分は土地改良区からは外れておりまして、これまで農道歩道、和宇慶地区からずっと年次的に進めてきておりますけれども、いわゆる土地改良で整備して受益地がある部分と。向こうについてはほとんど宅地に面しているような状況なものですから。今言うこの農林水産省の事業ではできなかつたということで整備はされておられません。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 この農道舗装ですね、私は前々から一般質問でもやっているんですけれども、できるだけ早目に進捗していただいて、早目に対応していただきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

これで第6款に対する質疑を終わります。

続きまして歳出7款に関する質疑を行います。94ページです。お願いいたします。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 第7款について質疑をさせていただきます。95ページです。2目18節備品購入費で550万円の金額が出ているんですけれども、これは説明資料にも書かれてはいるんですが、電動のカートを購入して、それを城址のほうです使いたいということではあるんですけれども、これは電気自動車のこの2台というのは何人乗りで、何名を予定しているのか。それと運転手のほうはどうなっておられるのかどうか。あとこれは走路のほうは、大きい坂道だけを予定しているのか。さらにまた城址は通路を設定してやっていくのか。以上3点お願いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたしたいと思います。

観光費の18節備品購入費の550万円について御説明したいと思います。目的としましては、世界遺産中城城跡の観光は年々増加していると。その中で特に中高年からバリアフリー化の要望があったということでもあります。さらに観覧コースは議員御指摘のとおり、坂道などがありまして、中高年や交通弱者については不便を来しているということで、今回、電気自動車を導入することによってバリアフリー化、さらにユニバーサルデザイン化をして、人に優しい、安全、安心、快適な観光地づくりに取り組む予定でございます。何人乗りかということ、1台は8人乗りを予定しております。あとの1台については小回りがきくような5名乗りを予定しております。

それからコースについては、歴史上も現在の観光コースは三の郭から一の郭へというスタイルで観覧しておりますが、この電気自動車で交通弱者のほうを中心として、一の郭の広場まで移動して、一の郭から三の郭ということのコー

スを現在計画しております。場合によっては、また三の郭から事務所のほうの坂道を通るコースもありますので、その辺はケース・パイ・ケースで対応していきたいと思っております。さらに運転手については、現在の管理協議会の職員で基本的には考えております。さらにはこれから協議もいたしますが、ボランティアガイドの案内人もございますので、その辺等も利用できるのであればその辺も使って、より効率的に運営していきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これはやっぱりいろいろなイベントがある場合に、確かに坂道で、転んだところを見たこともあるんですよ。非常に危なくて、大変危険だなということを感じてはありましたが、高齢者を中心ということではあるんですが、例えばイベント等があった場合に、これはそのまま高齢者を中心に優先的に乗せて行ったり来たりするのか、あるいは通常は、誰も乗っていないときは、例えば今言われたとおりボランティアガイドが案内して、観光客も含めて使用されていくのかどうか。この2点伺います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、御質疑にお答えします。

議員おっしゃる考え方でいいと思っております。基本的には交通弱者を優先にしながら、有効利用を図る意味でも、やっぱり短時間で見たいという方々については有効利用として一の郭まで誘導していくということも考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 最後になりますけれども、これはぜひ取り組んでいただいて、この世界遺産中城城址というのは本当にたくさんの方

に見ていただきたいと思っているので、区別なく、あいたときには観光客も乗せていただいて、先ほど言われた運転手のほうも、ぜひボランティアガイドを乗せながら、説明しながらできるような体制で、そうすれば回転数も上がって、より多くの方々が乗れるのではないかと思いますので、その点はまた観光立地企業に頑張ってもらいたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩(14時19分)

~~~~~

再開(14時23分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

次に、歳出8款に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩(14時24分)

~~~~~

再開(14時25分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、8款への質疑を終わります。

次に、歳出9款に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

次に、歳出10款に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩(14時27分)

~~~~~

再開(14時32分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 平成28年度中城村一般会計予算の105ページです。10款1項2目7節賃金です。賃金として1,091万円計上されていますが、その中で子ども貧困対策事業ということで365万4,000円が新規事業で組まれていると思います。それでこの賃金の仕事内容、それからどういった専門員を予定していますか。

それから次の109ページになります。10款2項小学校費、2目教育振興費の20節扶助費です。要保護及び準要保護児童生徒援助費、これが786万円組まれています。その中で、その準要保護のほう706万9,000円、増額した理由ですね。

次112ページになります。10款3項中学校費です。2目教育振興費の20節扶助費、これも同じです。要保護及び準要保護児童生徒援助費604万9,000円組まれています。これも増額がやられていると思います。その理由ですね。

それから121ページです。吉の浦総合スポーツクラブ補助金が12万円組まれています。去年は90万円組まれています。それでことし78万円減額されています。その理由を説明してください。

その次に115ページです。10款5項社会教育費の1目です。その中の報償費があります。そこに貧困対策事業謝礼金ということで1,087万5,000円が組まれています。どういった事業内容でしょうか。

次122ページです。10款6項3目公園施設費があります。1節報酬が公園施設管理嘱託員報酬として204万円組まれています。その下に委託料ということで、ごさまる運動公園管理委託料706万6,000円組まれています。この2つが予算計上されていますけれども、どういった仕事内容でしょうか。以上、お願いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えい

たします。

まず最初に賃金ですけれども、次年度は貧困対策事業ということで、中学校のほうに学校支援員ということで2人、賃金職員を配置しております。どういったことをやるかといいますと、この貧困対策事業の中には、沖縄県は学力が低いということで、学力向上の事業も含まれております。そこで中学校では高校の進学率アップと学習能力アップを目指しまして、授業中は教室に入らない子供たちの中にはいますので、そういった方々の生活指導、放課後は学習指導をしていきたいと考えております。どういった方を採用するかといいますと、学校の教員の資格を持っている方を今予定しております。

次に扶助費ですけれども、まず小学校、これは中学校も一緒です。これまで国の基準の75%を補助しておりましたが、平成28年度からは国の基準の100%を補助していこうということで、平成28年度からは予算をアップして計上しております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 質疑した順にお答えいたします。

まず1番目の質疑ですけれども、121ページです。吉の浦総合スポーツクラブが12万円に減ったわけ、理由についてです。これまで吉の浦総合スポーツというのは、議員も御存じのように、補助金を受けて運営をしてきていたのですが、今回、吉の浦総合スポーツと体協にはいわゆる事務局の職員がまずいます。両方、半々ずつやっていたということで、半々で一応負担をして、事務局費を支払っていました。しかし運営上、やはり体協に、事務局だけは1本に絞ったほうがいいんじゃないかということで、その分だけ事務局費を体協費に上乘せいたしました。それとあと残り分ですが、残り30万円程度ですが、今回、村としても中頭に向けて、今回、剣

道、柔道、女子のソフトボールが参加するということで、その分だけ体協費の予算を増額してもらいました。

2番目の質疑にお答えいたします。115ページです。社会教育総務費の報償費です。これは貧困対策事業謝礼金1,087万5,000円であります。先ほど福祉課長の答弁にありましたように、子どもの貧困対策事業というのが今年度から始まります。これは今県においても6年間計画で一応準備はしてあります。本村においても関連各課、今組織をつくってやっている最中でありませう。この部分に関しては、生涯学習課のいわゆる子供の居場所づくりというんですか。その部分に当たります。その中で現在6名ほど、そういう支援員ですか。居場所をつくって支援員、いわゆる管理人ですね。それをしっかり管理して居場所のない子供たちをそこに集めて、しっかり支援していきたいと思っています。2については以上です。

続きまして3番目の質疑、122ページです。公園施設費についてです。3番目と4番目の質疑は1節報酬と13節委託料の関係について問いただしていると思います。1節についてですけども、いわゆる公園施設管理嘱託員報酬であります。これは以前の議会でも私は説明したと思いますけれども、この芝管理についての報償費であります。特殊な技術を要しまして、沖縄県でも5名ほどしかいません。ですから、これは特殊なものでありまして、ぜひこれに関してはしっかりと今後整備していきたいと思いません。

それと13節委託料ですけども、これも公園のあくまでこれは芝の委託です。例えば機械を入れたり、そしてまたさすがに1人ではこの管理者ができませんので、ある程度この業者のほうに委託して、今経営をしている状況であります。以上であります。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは2回目の質疑なんですけど、7節賃金のほうです。中学校では貧困対策として、これはスクールソーシャルワーカーと言うと思います。社会福祉士の資格を有した人を2名採用ということになっていませう。現実的にはこういった社会福祉士の資格を有する人が少ない現状なんです。それで市町村に新たな社会福祉士の人材を確保するのに非常に難しいということでやられています。それで先ほど答弁がありましたけれども、この社会福祉士資格を有するための、こういったことをやるつもりでしょうか。人材確保ということがありますけれども、なかなか沖縄県でもこの社会福祉士の資格を有している人は少ない現状でありますので、その対策はどのように考えていませうか。

次ですね、先ほどおっしゃいましたように、準要保護のほうです。これはもう先ほど答弁がありましたように、村の補助額が国の基準額の75%を補助しています。これは小学校も中学校もです。非常にすばらしいことだと思いません。貧困対策ということで、平成27年度は小学校の給食費が3万3,825円です。平成28年度は国の基準になりまして4万5,100円です。非常にいいことだと思いません。これもすばらしいことだと。中学校のほうも貧困対策ということで、これも同じような現状です。給食費は去年なんですけど、3万7,950円です。平成28年度は5万600円になっています。そうやって今新聞でも取り沙汰されています。給食費の無料化ということで、これを中城村が先だってやっているということは非常にすばらしいことだと思いません。これも貧困対策の一つのシステムというか、流れだと思いません。非常に第1項ということで、中城村から先に勤めていますので、非常にいいことだと思いませんので、高く評価します。

次、貧困対策事業謝礼金ということで生まれ

ています。報償費のほうです。1,087万5,000円です。それで今最近、こういった事業を通しながら子ども食堂というのがやられています。子ども食堂をやる、貧困の子供たちを集めて、そこで無料で食事を提供して、そういった子ども食堂というのが新聞とかでやられていますけれども、これも取り入れる考えがありますか。

先ほどちょっと総合スポーツクラブの金額の減額がありましたけれども、総合スポーツクラブははっきり言いますが、9の事業をやっていますので、それで大体、小中陸上大会が去年の実績で35万円使っています。それでごさまるウォーキングに7万円です。それからスポーツ教室25万円です。いろいろな事業を展開しています。大体100万円ぐらいの歳出があります。これも小中陸上大会の広告料とか、それで大体事業の収入を上げていますけれども、果たしてもうあと12万円の予算でそういった事業ができますか。

次、芝管理のほうです。平成28年度の予算です。706万6,000円組まれています。それで平成21年度の予算が648万円です。去年と比較して58万6,000円の増額です。増額した理由を説明してください。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 学校支援のところでお答えしたいと思います。SSWという話もしておりましたが、今回配置を予定している2人については午前中、不登校気味の子や、また教室に入れない、こういった課題のある子供たちに対して支援をするものであります。放課後、学習支援を行うということで、このSSW的働きについては、実は今年度から不登校対策の教育相談員を配置しております。あと心理相談員、教育相談員とも連携して、この子供たちのケアをしていきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習

係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

再度、中城村吉の浦総合スポーツクラブですか、その運営に関しては補助金を減らしたら運営ができるかというお話です。去年の決算書の中身を見ますと、補助金が去年は90万円です。そのうち今回減額、減額というんですか、これは体協に行った分ですから、78万円が体協のほうに行っています。実はこの78万円というのは、その中の65万円程度ですが、それはその事務局の臨時職員の人件費であります。ですから、それからしますとさほどの支障はないと見ています。

続きまして2番目ですか、115ページの再度の質疑、いわゆる報償費の子ども食堂の話でした。運営について、子ども食堂とかやることはないですかという話ですけれども、これについては子ども食堂というのはあくまでも個人です。個人に対する支援となります。現在、基本的な考えとしてコーディネーターに対する支援というのはまだ考えていません。できるだけ行政でできるものは行政でやりまして、どうしてもできない場合、各支援団体、当然、今回の場合行政だけではできないと思っています。いわゆる民生委員の皆さんも、しっかりこれはお願いしまして、できるのであればそれで行いたいと思います。

続きまして4番目です。委託料のごさまる運動公園管理委託料の増でした。それにつきまして、去年と比べまして58万6,000円の増となっています。これは去年のたしか12月です。補正したと思います。これまでの委託料の中に芝の管理に関しまして、冬芝の管理のいわゆる種まきですね、それが入っていませんでした。ですから、ことしはこの分も一応入れるという形になっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時45分）

~~~~~

再開（14時45分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 先ほど新垣議員が個人と言っていますけれども、これは民間です。民間に。よろしいでしょうか。民間に対しての子ども食堂とか、そういうのをしないということです。もちろん、これは行政でやります。まず行政がやるのが第一であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 3回目の質疑です。

賃金のほうです。先ほどもありましたが、社会福祉士資格というのは特別な技術を有するものですが、これも県のほうでそういった学校上がりの先生方を採用したら、そういった研修をやることになっています。こういった方々を呼んでですね。それで人材育成を図るということになっています。そういったのも少し調整をなされてやったら、大体そういったスクールソーシャルワーカーという方々もふえてくると思います。それで学校現場でこういった支援をする場合には、学校現場とそれから調整と連絡が非常に大切だと思います。そういったスクールソーシャルワーカーだけでもこういった事業はスムーズにいかないんです。それで学校現場との調整とか、連絡を十分にやらないと一方的に行きますので、そういった連携とかですね。こういった方向性で学校と調整をやりながらこういった事業を進める予定でしょうか。あくまでもこんな感じでやったらというのがありましたらお願いします。

準要保護の先ほど言いましたのは省きます。

それから貧困対策のほうで子ども食堂とか、例えばの例なんですけど、ほかのところの例を見ると、公民館とか夏休みを利用してPTAとか、

そういった方々も集めて、子供たちを巻き込んでそういった子ども食堂ということを、貧困だけじゃなくてそういった子供たちも集めてやっているところもあります。これはいろんなやり方があると思いますので、またそこらも調査して、子ども食堂、子供たちに食事を与えながら、PTA、子供たち、それからお父さん、お母さんを巻き込んでやるというのほほかのところでもやっていますので、こういったのも少し調査をされたら、もっといい方向に行くと思います。そこら辺もちょっと調査してください。

先ほど総合スポーツクラブの件も、ちょっと私が懸念しているのは、ちょっと9事業やっていますので、それで12万円の予算で果たしてこういった9事業ができるかなというのがありません。先ほども言いましたが、小中陸上大会が35万円ぐらいの予算を使います。これも広告等で一応事業収入を上げていますけれども、ちょっとどうかと懸念していますので、そういったところです。以上、質疑です。

貧困対策のほうもこれからみんなで課題を上げて、私たち議員も一緒に取り組まないといけない部分があると思いますので、一緒に頑張っていきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。以上で私の質疑を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（14時55分）

~~~~~

再開（15時06分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

次に、歳出11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費は一括して審議したいと思っていますので、よろしくお願いします。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第2 議案第23号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(15時07分)

~~~~~

再開(15時10分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第24号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第25号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行いたいと思います。

休憩します。

休憩(15時13分)

~~~~~

再開(15時13分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第26号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第27号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題といたします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第28号 平成28年度中城村水道事業会計予算を議題といたします。

本件については3月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号 平成28年度中城村水道事業会計

予算は、建設常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号 平成28年度中城村水道事業会計予算は建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで健康保険課長より答弁の一部訂正がありますので、安里ヨシ子議員への答弁の一部訂正がありますので、受け入れたいと思えます。答弁の一部訂正ということでございます。

健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 改めまして答弁の訂正を行いたいと思えます。

先ほど特定不妊治療の部分で県の今回の改正の部分で一部漏れていたのがありましたので、追加したいと思えます。治療費の初回の部分で男性のほうを先ほど15万円、新たに改正があったということで答弁いたしました。女性の初回の部分についても初回に限り30万円を補助するという改正になっております。その事で中城村の補助、両方を合わせると45万円ということになりますので、ほとんどの方々の治療費はその部分で対応できるということで考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 ( 1 5 時 1 9 分 )

~~~~~

再 開 (1 5 時 2 0 分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (1 5 時 2 1 分)

平成28年第1回中城村議会定例会（第18日目）

| | | | | |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日 | 平成28年3月7日（月） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開議 | 平成28年3月24日（午前10時00分） | | |
| | 散会 | 平成28年3月24日（午後2時45分） | | |
| 応招議員 （出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | 1番 | 石原昌雄 | 9番 | 新垣徳正 |
| | 2番 | 外間博則 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | 3番 | 大城常良 | 11番 | 新垣光栄 |
| | 4番 | 欠員 | 12番 | 新垣博正 |
| | 5番 | 仲松正敏 | 13番 | 仲座勇 |
| | 6番 | 新垣貞則 | 14番 | 新垣善功 |
| | 7番 | 金城章 | 15番 | 宮城重夫 |
| | 8番 | 伊佐則勝 | 16番 | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | 12番 | 新垣博正 | 13番 | 仲座勇 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 知名勉 | 議事係長 | 比嘉保 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長 | 浜田京介 | 企画課長 | 與儀忍 |
| | 副村長 | 比嘉正豊 | 企業立地・観光推進課長 | 屋良朝次 |
| | 教育長 | 呉屋之雄 | 都市建設課長 | 新垣正 |
| | 総務課長 | 新垣親裕 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之 |
| | 住民生活課長 | 仲村盛和 | 上下水道課長 | 仲村武宏 |
| | 会計管理者 | 比嘉義人 | 教育総務課長 | 名幸孝 |
| | 税務課長 | 稲嶺盛昌 | 生涯学習課長兼生涯学習係長 | 新垣一弘 |
| | 福祉課長 | 仲松範三 | 教育総務課長主幹 | 伊波正明 |
| | 健康保険課長 | 比嘉健治 | | |

議事日程第6号

| 日 程 | 件 名 |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許します。

3番 大城常良議員 皆さんおはようございます。大城常良でございます。議長のお許しが出ましたので、これから3月定例会最初の一般質問を行いたいと思います。村長、それから執行部の皆さんの答弁をお願いしたいと思います。

まず大枠1番のほうですね。中部南地区火葬場建設について。今回は、火葬場問題の総括ということで、きょうは村長、それから執行部の答弁をお願いしたいというふうに思っております。首長会議が2月22日に行われたと思っておりますが、会議の詳細を伺いたいと思います。建設検討委員会に出した本村の負担額及び視察等も含め、総額いくら負担したのか。安里区民に対して、検討委員会からの結果報告は予定されているのか、伺います。

大枠2番、新庁舎建設について。新庁舎建設検討委員会委員はどのように選出されたのか、その部分に関しては検討委員会の会議録より二、三、質問を行いたいと思います。検討委員会より平成27年6月29日に場所等の答申書が出されましたが、議会や村民に説明しないのはなぜなのか。これは答申が出たにもかかわらずなぜ議会に対して、それから村民に対して一切説明しないのかどうか、そこをちょっと伺いたいと思います。新年度予算の中に新庁舎基本設計等委託料1億円が予算に組み込まれて入っているんですけども、そのほうのいきさつですね、あとは業者選定の方法等を含め、十分これから議論されるのかどうか、伺いたいと思います。議会及び村民の理解を得るために情報公開はどう考えているのか。庁舎建設というの

は、本村の一番重要なこれから50年、100年をめどにして決まれば同じ場所に建つものですから、それをどうこれから村民に公開していくのかどうか、それを伺いたいと思います。

大枠の3番、施政方針より公共の駐車場整備計画は、これも本年度予算に800万円入ってきているんですけども、それについて 新年度予算に公共駐車場整備基本計画委託料として予算計上されているが、これの詳細を伺いたいと思います。観光イベント専用(観光誘客駐車場)整備とありますが、場所及び面積は執行部の中で決まっているかどうか、そのほうを伺いたいと思います。以上、よろしく伺いたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1と大枠3につきましては企画課のほうでお答えをいたします。

大枠2番につきましては総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは大枠1番の火葬場の建設の首長会議について答弁をさせていただきますが、去った議会でも答弁をさせていただきましたけれども、長引くようなものにそろそろ何らかの区切りをつけるべきではないかという答弁をさせていただいたと思います。それで議員も御承知のとおり財政のめどが立たない段階において、これ以上進めていくことは村民に対しても間違ったメッセージが伝わる可能性があるということで、しっかりと意思表示をすべきだという考えで、この首長会議に臨みました。新聞報道でも御承知のとおり、結論から言いますと解散という形をとらせていただきました。表現はいろんな表現になる可能性はあったんですけども、もうあえて5市町村の枠組みも含めて解散という形をとってしっかりまた村民に対して、これはもうゼロになりましたということ

意思表示をするために解散という言葉を使わせていただきましたので、詳細はまた企画課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍（仮称）中部南地区火葬場・斎場建設検討についてお答えいたします。

ただいま村長からも答弁がございましたので、一部重複する部分もありますけれども、御了承いただきたいと思っております。平成28年2月22日、（仮称）中部南地区火葬場・斎場建設検討に係る、5市町村長による会議を開催いたしました。会議におきましては、宜野湾市企画部長からこれまでの取り組み、及び「第4回（仮称）中部南地区火葬場・斎場建設検討委員会」での取りまとめの内容について報告を行った後、「今後の方向性」について意見交換を行っております。5市町村長、それぞれが意見を出した結果、最終的に、（仮称）中部南地区火葬場・斎場建設検討委員会の解散を決定しております。

次に、（仮称）中部南地区火葬場・斎場建設検討委員会への負担金等についてお答えいたします。

平成24年度に132万円、平成26年度に61万9,161円、合計で193万9,161円でございます。また、平成24年度に神奈川県へ視察を行っており、県外旅費として、27万9,000円を支出しております。総額では、221万8,161円でございます。

次に、安里区民に対する結果説明についてお答えいたします。

平成28年2月22日の5市町村長会議におきまして、（仮称）中部南地区火葬場・斎場建設検討委員会の解散が決定しておりますので、絞り込まれておりました安里地区区民に対し、会議の結果につきまして、説明を行いたいと考えております。日程につきましては、現在、調整中でございます。

次に大枠3 公共駐車場整備計画についてお答えいたします。

本村はこれまで沖縄振興特別推進交付金いわゆる一括交付金を有効に活用し、さまざまな観光誘客イベントやプロスポーツキャンプを実施しております。その成果として、観光誘客数は年々増加傾向にあり、本村の知名度も少しずつですが、上昇していると認識しており、今後とも、本村のPRを推進していく予定でございます。御質問の公共駐車場整備計画につきましては、例えば中城城跡での観光振興イベントを実施する際、来場者への駐車場として、成田山や普天間自動車学校、ライカムイオンモールなど、本村所有の施設以外の民間の駐車場を借用させていただき、シャトルバスでの送迎を行っております。しかし、借用した駐車場は、毎回、満車の状態となっていること。また、駐車場が複数あることから、来場者はどの駐車場に行けばいいのかわかりづらい部分があること。さらに、吉の浦公園や吉の浦会館等で開催される行事が重なった場合、思うように駐車場の確保ができていない状況など、観光客や土地勘のない方々に対し、不安や不満などを招いております。このような課題を改善する策として、村所有の大きめの駐車場を整備し、受け入れ態勢の強化を図りたいと考えております。なお本事業は一括交付金を活用し、整備する計画であり財政的な負担が軽減されることから、比較的、村に有利な状況で整備することができ、今後の本村の観光振興へつながることや村益につながるものだと考えております。

次に、場所及び面積についてお答えいたします。本事業につきましては、広く観光振興に寄与するという計画となっており、中城城跡でのイベントだけでなく、吉の浦公園等の利用者、吉の浦会館での「産業まつり」や「文化まつり」へも対応を想定しております。御質問の場所及び面積につきましては、現段階では、決まって

おりませんが、今後、策定されます基本計画の中で、イベント時に必要な駐車台数や日常的に必要な台数、各種道路からのルートの検証等を実施した上で必要面積を算出し、決定してまいります。

しかし、御承知のとおり、本村の一番の観光地であります中城城跡周辺は、バッファゾーンになっていることや、中城城跡周辺の多くが、本村域外であること。また、吉の浦公園等でのプロスポーツキャンプやイベントにも対応できるようにすることなどから、吉の浦公園周辺を想定しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 それでは大城常良議員の大枠2の1から4までお答えをいたします。

について。中城村役場庁舎建設検討委員会設置条例第3条に基づき、任命は村長が行うということになってございます。委員は15名で構成されております。委員は、学識経験者、それから村議会議員、村職員を網羅してやってございます。大学教授、元職員、それから各種団体の長と議会議長、副議長、議会建設委員会委員長、副村長、都市建設課長、企画課長の両課長を選任してございます。

それから について。庁舎建設については、村のホームページにおいて答申や関係資料を掲載してございます。また、村の広報27年8月号に、答申が行われた旨の掲載と、新聞報道4月13日の沖縄タイムスにおいても、この内容が取り上げられております。御指摘のとおり、直接の説明会等の開催はまだ行われておりませんが、答申に基づき、新庁舎に望ましい具体的な場所を今検討中でございますので、これまでのようにホームページや広報などでお知らせしながら、進捗の状況に合わせて説明会を行う予定でございます。

それから について。庁舎建設を目指して、職員体制を含めた取り組みを早急に進めるため

の準備をしているところでございます。業者選定につきましては、現在のところまだ決定はしておりませんが、決定に際しては通常の工事などこれまでの設計業務の際の発注方法と同様に一般競争入札またはプロポーザルになるというふうに考えてございます。

について。現段階は建設検討委員会の答申までというふうになっておりますけれども、これにつきましては、御説明したとおり、村のホームページ、広報、新聞等が行われております。今後、具体的な建設場所の検討が進み、多くの決定事項などが発生することが予想されますが、進捗の状況など、より多くの村民の皆様にお知らせできる手段を考えながら、皆様へ御報告を行い、その際にはぜひ貴重な御意見も賜りたいというふうに思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 答弁が出そろいましたので、再質問をさせていただきます。

火葬場建設のほうですけれども、この火葬場建設というのは、約2年間ぐらいですね、本村でこの5市町村の中でも、本村を中心とした場所が設定されてしまって、それに伴い地元住民も相当反発しているという中で、今までの流れを見てみますと、どうしても5市町村の枠の中でしか、そういうのを決められない。あるいは5市町村の中でしか、話が進まないということが多々ありまして、この広域火葬場は5市町村で検討委員会を中心に進められたと私は思っております。それでも私たちは村民の負託を受けた議会に対しても、なぜこの2年間、今の状況はどういうふうになっていますよとか、そういう状況で今走っていますとか、一切の説明が行われていない。それは何か隠さないといけないのがあったのかどうか、教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成24年度に建設検討委員会を設置しまして、

広域での火葬場整備が可能かどうかを検討してまいりました。御質問の議会に対する説明についてですけれども、これにつきましては平成26年の9月議会終了時に全員協議会を開いていただきまして、そこで議会に対して現在検討が行われているその時点までの説明を全議員に行っております。それ以降につきましては、特にその時点からの進展がございませんので、もちろん地元として絞り込まれていたところにもそんなんですけれども、議会に対しても説明は行っておりません。今回新たな動きというのが解散という一つの決定事項がございますので、その件につきましては、議会のほうに対しても説明をすべきであったとそういうふう感じております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 解散になった理由は、財源の問題というふうになっていたんですけれども、いろいろ情報を集めてみますと、北中城村の議会でも、これは確かに財源の問題があると、それと同時に地元住民のものすごい反対行動が起きているというのも一例に挙げられるということ。西原町のほうでもこれは財源の問題と。それと同時にやはり反対運動があるというのが、この2点が重点的な原因で白紙撤回と解散ということになるかと思えますけれども、本村ではなぜ反対運動の話が一切出てこないのか、これは財源ならわかります。一番地元で反対が起きている中で一番反対運動を何か隠しているというのか、そういった感じが見受けられて仕方がない。これだけ至る場所に看板も立てられて、候補地になってしまったという判断を踏まえても、これは当然反対運動は相当出ていますよと。これは議会の中でもどんどん一般質問の中でも取り上げられるべきであって、それができないのはどういう状況なのか、説明できるのであればお願いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

北中城村、あるいは西原町においては、住民の反対運動というのが取り上げられているというふうなお話でございます。中城村の議会においてもいろんな御質問を私受けているところですけれども、その中でもおよそ平成26年度以降につきましては、質問の内容からすると反対であるというふうな内容が我々のほうにも伝わっているし、議会のほうでもそのように議員の方々も認識しているところだと思います。私も中城村として、中城で反対が起きていることを検討委員会の中で隠しているというふうなそういうふうな捉え方で、今私は聞かえたんですけれども、こういうことは決してなく逆に我々のほうが中城においては、こういう問題が起きているんだというふうなことは、検討委員会の中で発言をしているところでございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今この情報というのが、私たちも白紙撤回になったその原因というのが全然わからなくて、5市町村の中で首長会議は行われたというのも、新聞でしか見ていないものですから、どういう状況でやられたのかもわからない中で、これは2月23日の沖縄タイムスなんですけれども、その紙面を読みますと、そのほうから質問したいと思っております。まず5市町村による建設検討委員会の開催を決めたということで、これは中城村安里を候補地とする建設計画は一旦白紙になることが正式に決定ということなんです、一旦白紙というこの文言というのはどういう意味なのか、教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

検討委員会そのものが解散をしております。ですから広域での火葬場整備につきましては検討はもう行わないということが、今回の決定事項であると考えております。一旦白紙というふ

うなことですけれども、これは新聞、マスコミ報道ではそのようになっておりますけれども、正式には解散であるというふうなことで考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今課長が言われたとおり後ろのほうには宜野湾市などが5市町村による検討の枠組み自体は維持したいというのに対して、中城村などは仕切り直しを明確にする意味からも解散を主張したと。最終的にはこれは全員一致で検討委員会解散を決めたということで、中城村からそれだけの反対とか、財源もないもので、これで進んでいないという中で我々は解散するよと、この枠組みにも入らないよという中で、そういうのが決まったと思うんですけれども、ちょっと気になることもありまして、各市町村は5市町村による建設の枠組みを維持するかも含め再検討するとこれは書かれているわけですね。そこについてどうですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

解散することが決定しております。各市町村の枠組みを維持するかを含めて、再検討するというはそれぞれの市町村でそういう枠組みでやりたいのか。あるいはまた別の市町村同士で検討するのか。それは各市町村で決めることであると考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 ということは、もう一切この5市町村の検討委員会はもうないということ断言していいですね。

次 のほうに進みたいと思います。まず負担金が先ほど課長の答弁の中で193万9,161円と。あとは視察費ですね、これが27万9,000円、これは本村の全て一般財源から発生したものなのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

負担金につきましては、一般財源でございます。それから県外視察旅費につきましては、県からの交付金でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 視察費については県からの交付金。これはどういう交付金なのか。県からですね。例えば一括交付金から出たのか、それとはまた別に何か交付金があるのか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

県からの交付金につきましては、県のスクラム促進事業交付金という交付金でございます。これにつきましては権限移譲を進めるため事務研究会等に交付される交付金でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 いろいろな交付金があるというのも意外でありますけれども、5市町村の広域とはいえ、これは約200万円近くの村民の大事な税金を使った事業がこれも結果的に破綻したと言わざるを得ない中で、これはいわば政策の失敗であって、これは中城村だけではない。ほかの4市町村もそうなんですけれども、村民に対して、謝罪と説明責任を行うべきだと私は思っているんですけれども、200万円も使ったと。それに対して事業は白紙撤回になった。それに対しての説明責任、それはどうお考えですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

5市町村の住民が高い火葬料金とそれから火葬場までの長距離の移動、さらには火葬場が込んだ場合に数日間待たされることがあります。こういう負担の解消と広域で整備することによる整備費用の軽減を目的に我々、広域での火葬場の整備が可能かどうかを検討してまいりました。整備を検討するためにはもちろん基本構想基本計画、そういうものは策定するのは当然でございます。策定するためにはそれなりの経費

がかかってくるとそういうふうを考えております。結果的に財源の確保ができず建設検討委員会の解散を決定しております。真剣に検討するためにお金もかけてまいりましたが、結果的に解散になったというふうなことで目的が達成できなかったことにつきましては、非常に残念であり、責任を感じているところでございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今課長の言った非常に残念であり責任を感じていると。果たしてこれが民間企業だったらどうなのか、ここは十分考えていただきたい。民間企業でそれだけのプロジェクトをつくって、できなかったというような判断では絶対ないと思います。それだけの責任を取らないと民間の会社でしたら厳しい処分があるものと私は思っております。そこはぜひ今後のいろんな政策に対しての理解を深め、ぜひ考えていただきたい。それは申し上げておきます。

次に進みます。のほうですね。地元安里としては、やはり私と同様で新聞紙上の情報しか得られないという中で、首長会議が終わって1カ月も経つというのに白紙になった理由。断念した理由で説明が一切ないと。今、村内至るところでみんな御存じだと思います。看板やら横断幕、この前は子供会議にありましたよ。怖くて読めないというふうなものが立ち並ぶ中で、これは検討委員会として、あるいは中城村として地元安里に対して、丁寧に結果説明を行い、理解を得て、この看板等の撤去、どうしてもきっちり説明して行わなければならないと。それは行うのが当然だと私は思っております。先ほど課長のほうから説明は行いたいと思うんですけども、まだ調整中というのがありましたけれども、そういうのは早くやって早く撤去していただきたいと。そうすれば地元も納得してこういった看板等もそれはもう立てるのは大変厳しい思いをして立てたと思いますよ。これだ

けの大きい事業が失敗したと。白紙撤回になったのはいいんですけども、それに対して説明が一切ないという中で、早目早目に説明責任を果たしていかないとだめだと思うんですけども、これに対してさっきは調整中という予定で話されていたんですけども、それは早急にやるのか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

安里区の住民に対しましては建設検討委員会として候補地について絞り込まれたことの説明を行ってきたところでございます。ですから今回の結果につきましても、地権者並びに地域の方々に対して建設検討委員会として説明しなければならぬというふうなことで考えております。先ほども答弁しましたがけれども、現在その日程を調整をしているところでございます。説明がおくれていることに対しましては大変申しわけなく思っております。できるだけ早目に説明を行いたいと考えております。それから看板につきましては、村内の至るところに立てられております。看板、横断幕が相当数立てられております。ぜひ我々の説明も含めましてその看板につきましても、撤去していただけるようお願いしたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の課長が言われたとおり、平成26年度9月23日権利者、それから28日に住民説明会が行われたという中で、最初と最後、これは最初は説明会の中には5市町村の事務局を含め村長も出席していたというのを私聞いています。安里で唯一、開催されたのはこの5市町村の中で開催されたのは安里です。それは間違いないですよ。これは候補地として絞り込まれたがために行われたと思いますけれども、それが地元安里区民に対しての最後の最後はやっぱり村長出て、顔を出して説明責任果たすべきではないかと思うんですけども、

村長どうですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員の言われるまでもなく、当然のごとく私が説明の場にいることは当たり前のことだと思っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今村長が確約しましたので、私はもう早急にこの火葬場問題、今回で終わりだと思って、確かに最初と最後は村長も含め、本当でしたら5市町村の担当者も含めて、こういう状況でこうなったと説明できる形で終了させていただきたい。これで火葬場の問題は終わります。

2番に進みます。2番新庁舎の検討委員会これはどういうふうを選んだかということで、これは第3条15名、各種代表ということですが、これはきのう、連合審査がありまして、その中で中城村役場庁舎建設検討委員会名簿ということが出てきたんですけれども、名簿をもらったんですね。そういった3名ほどメンバーが変わっているんですけれどもそれは総務課長どうしてメンバー3名変わっておられますか。前回のこの名簿、これは27年4月30日と書かれているんですけれども、きのうもらったのは26年7月3日からで、中身の人員のほうは3名違うんです。これはどうして人員が違ったのか。3名入れかわっているわけなんですよ。3名。その入れかわった理由は何なのか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

老人会長を初め、各種団体の長が入れ替わったということで委員を交代してございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今老人会長とかいろいろ、老人会長は一緒なんですよ。各団体の長はそのまま入っている1名の方は抜かれて交代されているというのもあるんですけれども、

これが何を言いたいのかといいますと、今15名のこの検討委員がいる中で、全てが各団体の長は学識経験者という中で、確かに名前はほとんどはわかります。全ての方はわかります。人格的にも人間的にも相当すばらしい方々です。その方々がただ各団体の長だからということで、専門的な新しい庁舎をつくるためにどれほどの学識を持っているのか。それはどうですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今委員のおっしゃる学識経験という部分ですけども、この検討委員会の検討事項、主な検討事項、村長から諮問された検討事項が庁舎位置の決定が主でございました。今3カ所に絞られてございますけれども、その中で場所がこの地域をよく知っている各種団体の長、そして学識経験者、それから県職員OB、役場職員、そして議員というふうなことで構成してあります。これは役場庁舎という性質上、地域をよく知っている方が携わったほうが場所は決定したほうがいいということで、その委員になってございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 第4次総合計画の中で中央地区、公共、それから公益施設の機能の適正化も含め、拠点形成というこれは拠点形成ということを集約化を進めるというふうに第4次総合計画、これにはうたわれております。それを踏まえて事務局のほうから場所をこの枠の中に入れたというのかな。その4カ所、現地場所を抜けば3カ所が吉の浦周辺に集まったと。集約化するためにということで私は理解しているんですけれども、これはその一帯が優良な農地でもあるわけなんですね。そこを踏まえての集約化したのであれば、これは集約化しすぎたんじゃないのかなと。そこら辺は一帯がすばらしい農地でいろいろなやっばり土地改良もされているし、そういったのも含めて、この枠内で

ちょっと絞りすぎたのではないかというふうに思うんですけども、そこはどうですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

広域施設の集約化にすることについては、村民生活の利便性が高められるという観点から、そのことは今議員のおっしゃった第4次基本構想の計画の作成する際に住民の意見を集約して豊かな暮らしサービス拠点というふうにして位置づけられています。そのことを集約化が、今答申からありましたように集約化が望ましいという考えで進めています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 現庁舎を除いての3カ所ですね、そのほうが私としては集約化されて吉の浦一帯に集中しているというふうに思っています。この検討委員会の答申は出たんですけども、この検討委員会のメンバーは15名いらっしゃるんですけども、これは候補地3カ所ですね、その形状、それから広さ、あとは視察に行きましたか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今現場を見たかという、候補地の位置についてですね、現場を視察したかということでございますけれども、先ほど委員の構成メンバーもお答えいたしましたように、その地形、場所について、各委員が熟知している場所だということで、視察は行っていません。また委員からの視察の要望等もなかったというふうに考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 現場を熟知しているということもあるんですけども、15名全てが。この3カ所の現場を熟知していると私はちょっと理解できないですね。やっぱり候補地を選定するということは候補地を見る、それがこの3カ所の候補地はやっぱり今どういう状況で、ど

ういうふうなところで傍にはどういうことがあるんだろうというのも含めて、これは1回、2回は足を運んで、そこをどうして回って行かないのか。ちゃんとみんなで回ってそこを決定したという話で進んできているわけですから一番大事な庁舎をつくるためには、場所はちゃんとみんな検討委員の方々はちゃんと足を運んでみないと、ただ頭では分かっている。しかし場所の地形がどうのこうのと言われても分かりませんよ。検討委員会で答申に出されたのはみんなで決めてくださいということで、全く検討委員会の呈をなしていないと私はそう思っているんですね。ぜひこれはこれから進めるのであればもっと現場を見せていただいてちゃんと進めていっていただきたい。そのように思っております。あとは議会への説明、それも随分不足していると私は思っております。それから村民に対してもいろいろなパブリックコメント、これは意見収集しないとただ執行部あるいはまた職員の中で決めてもちゃんと情報公開してやっていかないと後々また反対意見が出てきたら全然進まなくなりますよ。またみんなが判断してこれでいいなというような状況もつくって進めていかないと、ただこっちで決めたから住民説明して、議会説明して、これで終わりというようなことは、私はちょっと納得がいかないと思いますよ。これは私だけではなくて村民も場所を決めるまでに、やっぱり説明をしてもらわないといけないと思います。これはひとつ付け加えておきます。

次ですね。新庁舎建設は確かに喫緊の課題ではある。私も議会の中でも順次取り挙げて早くつくってください。今の庁舎を見て誰もが50年近く経って、相当老朽化して総務課長の言うとおり、いつどこで何が落ちてくるかわからないという判断のもとで進められているとは思いますが、果たしてそれが議会村民への情報公開をして意見収集に努めて理解を得ながら

場所の選定も含めて進めていかないと一切の議会に対して、私説明がないと思っておりますよ、まだまだ。全然足りない、不十分。だからそのためにも設計委託料1億円というのを出すのは時期尚早と言わざるを得ない。それに対してその事前に説明しないのは、何で説明しないのか、議会に対してですね、それを伺いたい。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。
総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

議会への説明ということでございますけれども、今答申書の3カ所というのは、答申書の写しを議員の皆さんにはお渡ししているというふうに理解していますけれども、その答申書の中身が先ほど来、3カ所ということで具体的場所が我々、今役場職員内でのそこが決まっていなと、まだそこが決まって議員が御理解しているように新庁舎建設には喫緊の課題で村民庁舎利用者の安全を考えると基本設計を初めとする経費は必要だというふうに思っております1億円は、この実施設計、基本設計を含めて必要だと思っております。その中で1カ所に決まった暁にはぜひ議員の皆さんにこの御説明をやりたいというふうに思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 何でもかんでも場所が決まってから、決まってから説明しても何にもならないじゃないですか。村民の意見も聞きながら一緒に進めていく。これが私、今の地方自治の原点であって、ここに情報公開条例もありますよ。これは第1条を読みますと、この条例は地方自治と本旨に則り村民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに情報公開の総合的な推進に関し、必要な事項に定めることにより中城村の保有する情報の一層の公開を図り、もって村政に関し、村民に説明する責務が全うされるように村民の村政への参加を進め、民主的で公正かつ開かれた村政の推進に資することを目的とすると、こ

れだけ重要なすばらしい公開条例があるんですよ。それを決定してから決定してからと言われても、その決定に対していろいろ意見、不満、そういうのが出てきた場合に非常に私は危惧するんですよ。早く進めてほしいんだけど、そのプロセスが本当に大丈夫かなと思っているので、そこはひとつ私のほうからもう一度、再考していただいてですね、ぜひ進めてもっといい方向に進めていただきたい。今、場所も決まらない中で私はさっき言ったとおり1億円の委託料、これが出てきているんですね。先ほど課長、説明されていたんですけども、これは一度基金に戻す考えはないですか。まだ時期尚早ということで、どうですか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では私のほうからお答えさせていただきます。

議員言われているのはごもっともだというふうに認識を持っています。ただ言葉のあやとして決めてからという話という部分というのは、ちょっと言葉が足りなかったと思っています。基本的に物事を進めるためにおいては案をつくって、その案でどうですかというのが今の段階だというふうに認識しています。そのためにはその案として提出するための内部議論というのは必要だというふうに認識しています。そのための作業を現在させていただいているというのが現実だというふうに御理解していただきたいのと、先ほどから喫緊の課題という言葉がございますけれども、基本的にじゃあそれを説明した段階において、説明資料というのは必要になってきます。その部分も含めて調査の規模とか、そういうのを含めての説明ではないと住民に対しての明確な説明はできないと思うんですね。それを含めて今私どもが予算として上げているのは、それも含まれていることを御理解をお願いしたいと。以上であります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今回の副村長の答弁の中でも御理解をお願いしたいと。私も理解したいですよ。早くつくってほしいから。その中でやっぱり1億円の予算を組まれてしまった場合に果たして我々が「ああ、そうですか。いいですよ。どうぞ進めてください」とその説明があれば堂々と言えるんですよ。この1億円に関しては、ただ出してきて「どうぞ理解ください」と言われても、なかなか理解できるものではない。これはもう少し私も考えたい部分もあります。行政のほうもちょっと考えていただきたい。これはきのうこれも会議の中で最後に出てきたんですけれども、これは新庁舎の建設スケジュールと案なんですけれども、これが出てきて渡されたんですけれども、これを見ますと、4月新庁舎建設位置決定というところで、内部協議、それから庁舎建設プロジェクトチームというところで、これは28年4月、5月に位置決定と。案ではあるんですけれども、それが終わってから議会説明あるいは住民説明というのが組まれているので、これは私が先ほどから言っているのはそこなんです。決定してから説明しても説明しなくてもいいですよ。決定しているんだしたら。そういうのがありますよというところで事前に説明していただかないと。せめて議会に対しては説明して、同意を得てそれから村民に説明すると。そうであれば我々も村民に対してですよ、今こういう状況で今それだけの進捗状況ですので、理解してくださいと言えるんですけれども、全く話がない中で理解してくださいと言われても村民もまた理解できないはずですよ。その点に関してはそれも言っておきたい。あとは場所に関してなんですけれども、確か去年、津波警報が出たはずなんです。そのときは吉の浦で交通安全の会議があったんですけれども、小学校も休みというよりは避難と。その交通安全もこれもキャンセルということがあって、海拔2メートル以下でしたら、庁

舎はつくれないですよ、危ない。ただその上に今、資料館の上に一時避難場所があるということがあるんですよ。この計画の中にある資料館の隣につくるという判断は私はこれは絶対納得ができないというふうに、これは津波避難が出た場合には、これはみんな上に上がっていくわけですよ。避難する場合、時間もありませんね、10分、15分ぐらい最低でも、それに対してわざわざ近くの上に行って、下は津波が来た場合どうするかという状況の中では到底これは受け入れられるものではないと私は思っております。そのほうも踏まえて、ぜひこれからの協議は進めていただきたい。では1点だけプロジェクトチーム、これは説明の中で若手を中心とした方々が入ってくるということですが、このプロジェクトチームと今ある検討委員会、その違いはどういうことなのか教えてください。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ではお答えいたします。

検討委員会とプロジェクトチームの違いは何かと申しますと、これはプロジェクトチームというのは、行政内部の中で組織的に動くセクションを置くというのがプロジェクトチームの考え方です。ですから検討委員会というのは外部委員を入れての意見を聞くという場所になりますけれども、実際プロジェクトチームというのは内部の素案とか、内部の案を求め上げられる部分で、まとめ上がった部分は公表されて、それが実施に移せる段階における推進母体ですね。そういう部分の違いがございます。ですから、この検討委員会とプロジェクトチームというのは全く別のものございまして、プロジェクトチームはあくまでも内部的機関で、それが決定されたらそれを今度は推進する機関という形になりますので、検討委員会との違いは全く別です。要するに内部と私どもは村長の下に各課置かれています。この業務の中で横断的に業務ができるチームがつけられる部分。専任で

つくる部分というのが出てきますので、その辺のためのものとしてプロジェクトチームは内部機関として設置するということになります。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今副村長から聞きました。別物ということなんです次ですね、課長のほうからは業者の選定が一般入札になるか、プロポーザルになるかという中で、現在はどの庁舎あるいはまた重要な施設をつくる場合にもプロポーザル方式というのがほぼ主流であると私は思っております。20億円近くの庁舎をつくるために一般入札でやるのはこれはいかなものかと。これはプロポーザル方式で選定していくと私は思っていますけれども、その方式でいくのか、それをお伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今議員おっしゃるように、この役場庁舎という特異なものですから、おっしゃるように高度な技術とか、そういうのが必要になってきます。今おっしゃるプロポーザルという方式は今各市町村、それを導入しているのは熟知しておりますので、それも十分検討の上、進めたいというふうに思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 できるだけプロポーザルを活用していただいて、それでいろいろな各セッション、セッションの中でいろいろな仕事が出てくるわけですから、それを十分に生かしていただきたいと思っております。

次3番ですね。公共駐車場の話なんですけれども、これは課長のほうからあっちこちのイベントがあって、それを今支障を来しているということなんですけれども、本村の観光といえば中城城跡だと一番にすぐ浮かぶのがそれなんですけれども、その正門のほうに今登又のところから県事業で道がつくられているんですけれども、そこに駐車場がつくられると思うんで

すが、そこでの対応というのはどうですか、できないですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

たしか県営中城公園整備事業の中でグスク西駐車場の整備があるというふうなことが聞いております。ただそこを代替にするというふうなところは今のところは考えておりません。これはあくまでも県の施設ですので、県は今グスク北駐車場、現在整備されている駐車場ですけれども、そこにつきましても中城城跡でのイベント開催の場合に、県はそれを借用してもいいというふうな許可が、たしか平成27年度からおろさなくなっています。というのも、その公園の遊具を目的に中城公園への入場者が多いものですから、そこは借用されていないとそういうふうに認識をしております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今回800万円も急に出てきたということですので、私も戸惑ってきょうは質問しているものですから、ぜひこれも検討という段階での話ですので、ぜひもう少し詰めて、それを説明していただきたい。最後にきょうの質問でもわかるように行政と議会は車の両輪とよく言われるんですけれども、予算や政策に対しての説明がないと私は思っております。村民の負託を受けている議会あるいは村民に対しても情報公開と説明責任、これは徹底して行っていただいて、信頼できる行政、安心できる政策を強く要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩(11時03分)

~~~~~

再開(11時13分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて仲座 勇議員の一般質問を許します。

13番 仲座 勇議員 皆さんこんにちは。議長の了解を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

13番仲座 勇でございます。質問事項で1番、中城村立中城南小学校の遊具の設置の要請の件で、前回は設置要請を行っております。教育長の答弁として、予算的に大きくなるので補正予算では厳しくなるので、新年度予算で補助金で対応したいとの答弁でしたが、設置時期等について伺います。

2番、交通安全の件。この質問も前回はお願いしたいんですが、南小学校校門前の道路側左右50メートル両方に停車、駐車禁止のためのソフトポールの設置要請等を伺います。

3、交番所の件。平成28年1月27日に宜野湾署の交番所長と意見交換を行いました。その中で、1番強めに地元が必要としているかが大事だということでした。場所を決めて土地を準備して村長を中心になって、行政、自治会が強く要請することが大事だと思われませんが所見を伺います。

4、(仮称)中部南地区火葬場斎場建設の件。市町村長会で会議が行われたと思いますが、状況と報告等を伺います。その結果報告、説明が早急に必要だと思われませんが所見を伺います。当局は、村民、特に安里地区の方々に心労、不安、不信をかけたと思われませんが、安里区民の方々に謝罪が必要だと思われませんが所見を伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲座 勇議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、大枠2番、大枠3番は住民生活課、大枠4番につきましては企画課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の大枠3番の交番所の件で、議員からの御質問でありますけれど

も、御承知のとおりなかなか場所が決まらないだとか、今議員がおっしゃるとおりでございます。必要性の有無だとか、強さだとか、いろんな要請をさせていただいておりますけれども、私どもとしてもこれも議員御承知だと思いますが、場所も例えば公園内ではどうだったとかですね、いろんな場所の提案もしながらやっている途中ではございますけれども、その実現に向けては私どもはもちろん先頭に立って頑張っていきたいと思っておりますので、地域の方々の御理解をいただきながらやっていきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 仲座議員の御質問、大枠1の についてお答えします。

9月議会でも中城南小学校の遊具の設置要望がございました。その後補助事業がないか検討してまいりましたが、該当するメニューがございませんでした。単費での設置も検討いたしましたが、平成26年度に遊具を設置しているため単費での設置は難しい状況にあります。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 それでは仲座 勇議員の質問についてお答えします。

まず大枠2のほうについてですが、南小学校前の駐車対策は、現在は学校側の路側帯にカラーコーンを置くことで対策が行われております。今回要望のあるポストコーンについては、道路管理者の判断に委ねられます。ポストコーンを設置し、常時学校周辺の駐車対策を行うことで、歩行者の安全確保につながるものと考えられますが、設置することで送迎以外の車両や消防車、救急車などの緊急車両の駐車、付近住民の利便性にも影響することからさまざまな観点から設置の必要性を検討し、地域住民の同意を得て都市建設課のほうに設置工事を依頼していきたいと考えております。

それから大枠3番のほうですが、交番設置については、これまでも宜野湾警察署に対し、要請を続けているところであります。宜野湾警察署も村からの要請を警察本部に働きかけていますが、「交番設置については、県内各市町村からの多くの要望があり、これらの要望を警察本部で優先順位を判断し、決定しています。優先順位としては、犯罪の発生件数・発生率が大きな要因の一つとなっていて、南上原地区は比較的治安がよく、交番設置の要件となる発生率には至っていない現状であるとの報告を受けております。ただ、市街化が進み治安の悪化を懸念する住民の声は十分に理解し、パトロールを強化することで、体感治安の改善に取り組んでいく。」という旨の回答を得ています。先ほど村長からもありましたように引き続き交番設置については要請を続けていきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍（仮称）中部南地区火葬場・斎場建設検討に係る5市町村長の会議についてお答えいたします。

平成28年2月22日、（仮称）中部南地区火葬場・斎場建設検討に係る5市町村長会議を開催いたしました。会議におきましては、宜野湾市企画部長から、これまでの取り組み及び「第4回（仮称）中部南地区火葬場・斎場建設検討委員会」での取りまとめの内容について報告を行った後、「今後の方向性」について意見交換を行っております。5市町村長、それぞれが意見を出した結果、最終的に、（仮称）中部南地区火葬場・斎場建設検討委員会の解散を決めております。

次に結果報告についてお答えいたします。平成28年2月22日の5市町村長会議におきまして、検討委員会の解散が決定しておりますので、絞り込まれておりました安里地区区民に対し、会議の結果につきまして、説明を行いたいと考え

ております。できるだけ早い段階で説明を行いたいと考えておりますが、日程につきましては、現在、調整中でございます。

次に、安里区民に対し謝罪が必要であるというふうなことについてお答えいたします。火葬業務は、持続性・非営利性を確保しなければならない施設であることから、法律上、地方公共団体が、行わなければならない業務でございます。また、火葬場は、生活する上でなくてはならない施設であり、その整備につきましても市町村に求められており、市町村として、検討しなければならない事業の1つであると考えております。そのため、本村は、中部南地区の4市町村と広域での火葬場整備が可能かどうかを検討してまいりました。安里地区におきましては、5市町村から出された15の候補地のうち定量的に評価した結果、候補地として絞り込まれた場所であり、平成26年9月23日と28日に地権者並びに地域の方々に対しまして、絞り込まれたことの説明を行ってまいりました。絞り込まれたことに対し、区民の中には不安を抱いた方もいらっしゃるかもしれませんが、火葬場の整備につきましては、市町村として検討しなければならない施設でございます。御心配をおかけした部分もございですが、どうぞ、御理解をいただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 教育長とは南小学校の開校のときにはいらっしゃいましたよね。これは検討議題として、これも必要ではないかというそういう今までの提案はなかったんですか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

そのときに要望された遊具については、全て設置しております。その後の要望については、先ほど答弁したとおりであります。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 多分、開校前で忙しいさなかだったので、学校側からしても足りない分は気づかなかった部分はあるんじゃないかと予想されますので、もう1年ぐらい要請していますよね。そこのところは何とかできなかったかと。だって子供たちは待てないんですよ。もう予算がないから待ってくれというのはちょっと酷だなというイメージも持っています。ただ、村内の子供たちは学力は結構上ですけれども、体力は弱いという指摘されていますし、遊びの中でこういう体力状況を含め利用できると思うので、早急に設置要請をしたいと思うんですが、予定として期間等わかりましたら、教えてもらえますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

今、南小学校からの遊具の設置と、要望としましてうんていの要望がございます。先ほど教育長からもございましたけれども、補助事業はないということで、単費の設置にしかならないと思いますので、これには財政と協議して設置できるかどうかというのは、これから協議していきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 村長にお聞きます。子供が一番だという行政でもありますが、学校からの要請も1年以上前からあるのは、少し検討し早目に設置することをお願いしたいものですが。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます、子供たちが非常に大事な宝物ですから、ただ御承知のとおり、この遊具1件だけのことではなく、全て総合的に勘案した中で予算の配分はやらなくちゃいけないというのは、当然議員も理解してくださっていると思っておりますので、その

辺を踏まえながら、我々もしっかり優先順位をつけてやっていかなきゃいけないなとは思っております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 教育長、校長も3月で定年ですよ。この件も大分心残りだと思っています。そこのところも理解していただいて、子供たちのためにということで、いつごろ予算をつくるのもあるからやるんじゃないかと、いつごろまでにやらないといけないという計画なんかないわけですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。  
教育委員会としましてもできるだけ早く設置したいとは考えておりますけれども、先ほども村長からも答弁がありましたとおり、ほかの事業との関連もございまして、教育委員会としては早目の設置を要望していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 課長、いつごろという私は質問したと思うんですよ。そういう計画はないわけですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。  
いつごろということはこちらでは今確約はできません。できるだけ早くということで、御理解をお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 ただちょっとはつきりしないのは非常に残念ですが、何かと早目といって、普通一般的に年内というのが普通ではないですか。あるいは早くて役場職員は定年になってくると私は知らないという流れが多いものですから、そこのところも含めてもう一度お願いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えし

ます。

教育委員会でその財源を持っておればすぐにも設置したいんですけども、村の一般財源からの支出になりますので、あくまで財源担当と調整しないといつ設置できるということは答弁できませんので、御理解をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 ちょっと答弁には不安がありますが、何とか年内ということをお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

2番に移ります。課長は、地域の安全とかいうことで無理だとおっしゃっていますよね。ソフトボールの設置は厳しいような話でしたよね。9月にもこの件は上げたと思うんですよ。あなたは何か答えたか覚えています。覚えていますか。では願います。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

9月の議会だったかと思いますが、そのときもうこのほうで予算は持っていないので、都市建設課のほうと協議しながらやっていきたいということで答弁したと思います。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 いろいろ都建課と相談なさいました。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

去年の9月の定例会で、議会を終わってから話はありましたけれども、予算的にも新年度でやっていきたいということで、本人とも話しています議員からは今の話としては両サイド50メートルという話がありますけれども、これも僕も現場何回か検証していますので、その辺を現場を検証しながらあとは地域住民からも同意を取りながら設置していきたいと思います。何月というのは今のところは今年いっぱいやっていきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 道路を見たことあります。朝見たことありますか。毎日コーン置いてありますよ。片付けてありますよ。学校の職員と先生方とPTAの父兄も一人、毎日やっていますけれども、毎日設置して片づけるのは。それと向かいの保育園がありますよ。あのコーナーは両方止められるんですよ。そういうのを設置しないと逆に危ないんですよ。ワンボックスカーなんかであると、子供が見えづらいんですよ。厳しいことはあるかもしれませんが、早目早目に設置をお願いしたいと思います、よろしく願います。

3番に移ります。1月27日に宜野湾署の交番所長という方と情報交換会議をやったんですが、多分半日ぐらい前にもやったんですが、そのときもお願いしたと思うんですが、何か行政の話と所長の話では大分ずれがあるなど。結構、前に進んでいるという話は聞いていましたよ。例えば津覇区域の駐在、伊舎堂の駐在を残すようにということで、向こうも検討しているみたいですよ。前回は私は話したんですが、宜野湾市役所の斜め向かいに交番がありますけれども、あれは閉めてこっちに持ってくるんだという案も出ているみたいです。だから皆さんは向こうから説明を受けているかもしれないが、現状をもう少し細かく精査してほしいなど。そこを働いて、ちょっと名前を出すのは変ですが、総務課長はもう相当交通安全に貢献していましたよね。とにかく足で現場に行くというのは課長もお願いしたいと思いますので、ちょっといいですか。交番のも含めて所長も会って、あるいは宜野湾署の担当の方々も含めて話し合いは必要だと思いますけれども、いかがですか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

平成21年からこういった交番の要請はずっと継続してやられていますが、私になっても9月

に要請を行いました。今回宜野湾署の地域課長と副所長の人事異動がありさらに要請を行ってききましたが、先ほど答弁したとおりの回答ですので、今後も継続して要請は行っていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 特に道路が狭いものですから、交通渋滞がひどく、今は少なくなりましたよ。お家が新築が始まったときには空き巣狙いが多くて、結構パトロールしていましたが、結構パトロールの効果は出ています。そここのところも含めて、糸蒲公園も場所としては交番設置は可能だということ聞いていますので、そここのところも含めて話し合ってくださいね。交番所長も話し合うことはありますか。これからは所長も含めて、地域の担当の方々も含めて御尽力お願いします。

4番に移ります。課長この市町村会で首長会議が開かれましたよね。議事録提出できますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 可能であると考えております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 地元は皆さんは絞られたとおっしゃっていましたが、ただ予算ができたから、村長からも予算ができて相談してからしかできないよという話をしていましたけれども、地元はそう思っていないわけです。予算なくすぐ実行するのか施行をするんじゃないかという不安があるわけですね。村長にお聞きしたいんですけども、この前の子ども議会でもありましたけれども、看板が怖いと。大城議員もおっしゃっておりますけど看板も終わりに近い。片付けようと、そここのところまで早目に結論出して住民説明会を開いて、宣言してもらいたいんですけども、そここのところはいかがですか、村長。看板を変えないといけない

ですよね。看板とか、横断幕とか、のぼり、それもそのままだと思うんですよ。それは皆さんは説明が遅いからですよ。いつごろ説明できますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複します。現在、その説明会開催に向けて、日程を調整しているところでございます。できるだけ早目に開催をしたいとそういうふうに考えております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 いつごろという大体はわからないですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

5市町村と調整しなければならないというふうに考えております。ですから明確にいつごろというふうな形で、今こちらのほうで答弁することはできないんですけども、ほかの市町村も現在、議会開会中でございます。ですから恐らく同じような質問がどの市町村も出ていると思います。5市町村の中で早目に話し合いをして、日程を決めていつごろというところまでは言えませんが、恐らく来月末まで待つというふうなことはないと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 看板、垂れ幕とか、のぼり旗がどういう意味で課長は見ていますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

村内至るところに立て看板、のぼり、それから横断幕が掲げられております。議員が先ほど御質問の中にもありましたけれども、先日の子供議会でも取り上げられておりました。学校近くに横断幕に書かれている言葉が非常に怖いというふうなことです。撤去してもらいたいという子ども議会での要望もございました。私もやはり子供に与える影響等を考えると、早

急な撤去をお願いしていきたくて考えておりません。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 今課長おっしゃっていますよね。早期に撤去したいと、そのところは皆さんの地元説明が終わらないとなせないんですよ。そのところを理解してほしい。説明会は検討委員会のメンバー、各市町村も一緒ですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成26年9月23日と28日には建設検討委員会として絞り込まれたことの説明をしております。ですから今回の説明会の開催につきましても、これは建設検討委員会の中でやるものだというふうに考えております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 やっぱり説明した人たちの責任はあると思います。早目に議会が終わったら、大体一緒だと思いますので、説明責任してもらって、もう看板も撤去しましょうよ。村長はどう思っていますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

私からもお願いしたいぐらいです。撤去していただけないかと。我々が撤去するものではありませんので、その辺は議員も理解はしていると思っていますけれども、我々にとっても、重複する答弁にはなりますけれども、もう解散という結果は出ているわけですよ。これはもう前回から私は12月議会でもお話しはしておりますし、こちらの意志は最後の議会において伝えているわけですから、今回も解散ということで、もうカウントがゼロになったわけですので、その辺は説明会云々、もちろんこれは地元への義務として私は説明会やりますけれども、説明会やらないから撤去しないというのはいかなものかと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 村長がおっしゃるのはよく理解できます。しかし、地元はまだ不安が残っているわけですよ。説明しないと納得できないですから、そこが一区切りだと思っています。早目に地元説明会を開いて、謝罪という気持ちを持つべきだと思いますが、謝罪する気持ちはないですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

これも議員から前回の議会だったと思いますけれども、同じような質問を受けた覚えがありますけれども、この件につきましては謝罪するとか、しないとかということではなくて、我々は前にもお話ししましたが、総論で火葬場は必要だという結果、それを基づいて可能性を我々行政としては、これはチャレンジしないとイケないわけですよ。各論の問題は別にして、総論で火葬場は必要だと言ってものを検討もしないこと自体がこれは行政の怠慢だと思っておりますので、それをやった結果、今みたいに財政の不足だ、議員おっしゃる地元の反対も含めて、我々は解散という結果を出しただけでありまして、それを間違ったことということではないと認識をしております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 やはり地元としては皆さんが完全になくなったという説明がないと納得しきれないという部分が結構大きいと思います。重々理解していただいて、早目早目にもう議会が終わったらすぐやるんだという気持ちを持って頑張してほしいなと思っております。課長、最初でお願いしたいんですが、会議録はすぐ提出してもらいませんでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

提供したいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 一番大事なのは地元を納得させないと一番早目に地元皆さんに向いて行って、説明してやっぱり誤解もあったかもしれません。だけど、地元の方は絞り取るということだけでは思っていないです。一連の不安なんです。そのものを部落も7:3ぐらいで二分されております。大変みたいですよ、地元では。そのところを理解して早目に。前も説明ちゃんとやるようお願いしたいと思います。大体でいいですから、いつごろ予定はできませんか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほど同じような答弁になってしまって大変申しわけないんですが、残りの4市町村との調整も必要ですので、いつごろというふうなことは明確な日にちまではお答えできません。しかしやはり我々説明責任を負わなければいけませんので、早目に調整をしまして、できるだけ早目に説明をしたいというふうに考えております。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 計画の説明会では自治会の公民館には部外者は立ち入り禁止でしたよね。覚えています。今度も多分公民館でやると思いますけれども、部外者立ち入り禁止ですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

5市町村のほうで検討しなければならない事項ですので、この場においての答弁は差し控えたいと思います。

議長 與那覇朝輝 仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 やっぱり部落外の方々もやっぱり聞く権利はあると思うんですよ。だからそのところを立ち入り禁止はちょっと問題だと思いますので、できるだけ参加させるようにしてお願いします。

最後に看板が子供たちも含めて、ああいう反

応が出ていますので、嫌な人が多いと思うんですよ。そのところも含めて早目に説明会をやっていただいて地元を納得させて看板も撤去させてほしいという気持ちですので、ぜひ御協力をお願いします。ありがとうございます。一般質問終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で仲座 勇議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(11時52分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 これより午後の部を再開します。

続いて石原昌雄議員の一般質問を許します。

1番 石原昌雄議員 皆さんこんにちは。石原昌雄。通告書にのっとって質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは大枠1番、雇用対策と職員採用について。施政方針にもありますが、就業機会の創出を図る取り組みをすとなっております。村内事業所を初め多くの企業が雇用を促進するために具体的な取り組みがありますか、伺います。職員採用も就業機会の創出であります。今年度の採用計画はどのようになっていますか、伺います。行政経営の視点から、正規職員と非正規雇用職員はどのように区別していますか、伺います。

大枠2番、新庁舎移転と新生町制移行について伺います。来る6月には村長選挙が予定されており、浜田村長は再選への決意をしているところではありますが、その政策の一つに、新生中城の町制移行の実現を入れて、より一層の発展を期待し質問します。新庁舎移転を機に中城の町制移行の実現ができないか、伺います。人口2万人達成の時期が町制移行の好機と考えるがどうですか。移行した多くの町では移行後の記念式典や記念事業を実施し、住民が一緒

になって活性化に取り組んでいるがどのように考えますか。これまでの100年とこれからの100年を次の世代につなぐためにも村から脱皮し、町へ向かうべきと思うがどうですか、伺います。新庁舎の場所はどのような視点で決めていくのかを伺います。上地区への分署の考えがありますか、伺います。以上、よろしく答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、企業立地観光推進課と総務課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の町制移行への御質問でございますが、以前にもその話は聞いた記憶がございますが、正直なところ町制移行が村民が望んでいるのかどうかも含めて、その機運というかその高まりがまだあるようには見受けられないものですから、私のほうも非常に答弁のしにくいところではあるんですけども、その機運が高まってきたということであれば、真剣に町への移行を提案したり、あるいはちょっとしたシンポジウムなどを持ったり、いろんな方策はあると思うんですけども、正直なところまだ私のほうでも強い意思をまだ自分自身確定させていないものですから、その辺は申しわけないんですが、御理解をいただきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では石原昌雄議員の御質問にお答えします。

沖縄県の経済動向は、入域観光客数の好調な推移により、観光関連産業や建設関連非居住建築物工事、個人消費が対前年を上回る数値と

なっております。また、昨年12月の有効求人倍率も0.92で、これは年間有効求人倍率では復帰後最高値であります。さらに完全失業率も4.7%となり前年を下回っております。しかし、県内の完全失業率は依然として全国平均より高く、若年者を中心に厳しい雇用状況であります。このような状況を受けて、村としては沖縄県や関係機関と連携して、「みんなでグッジョブ運動」の展開や雇用機会の創出を図るための広報活動を行う予定でございます。また、既存企業が産業の高度化や設備投資などの業務拡大が行えるようになると雇用促進が図られることから、引き続き商工会と連携して産業イノベーション制度等の周知活動を企業のほうにやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 では石原議員の大枠1番の と について。それから大枠2の と についてもお答えいたします。

大枠1の について。平成28年度4月採用については、今年度退職者が3名に対して、9名の採用となります。平成29年度4月以降の採用計画につきましては、平成28年で新たな定員管理計画を策定いたしますので、その計画に基づき、本村における職員数のあるべき水準を検討し、効率的な行政体制の整備に努めてまいります。 について。正規職員については、地方公務員法第3条第2項に規定するように、特別職に属する職以外の一切の職に属する職員というふうに位置づけられております。非正規職員につきましては、地方公務員法第3条第3項第3号に定める特別職非常勤職員と、それと地方公務員法第22条第5項の臨時的任用職員の職に属する職員というふうに区別をさせていただきます。

次に大枠2の についてですけれども、新庁舎の場所につきましては、村の第4次総合計画あるいは基本構想、それから答申を踏まえまして、さらなるプロジェクトチームの意見を参考

に国道から吉の浦までの検討が必要と考えます。

について。上地区の分署については、先ほど申し上げましたこの基本計画等に計画がございませんので、現時点では考えてございません。ただ上地区と下地区の交通の便が悪いということで、議員御承知のとおりコミュニティーバスの活用など、その他の方法で利便性の向上を図っていくことをさらなる検討をしてみたいというふうに思っております。御理解よろしくお願いいたします。以上です。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 答弁ありがとうございました。順を追って再質問しますのでよろしくをお願いします。

まず雇用についてですけれども、この二、三年うちに実際に村内でもいいし、雇用の実績があれば教えてほしいと思います。よろしく願いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

数字は確定ではございませんが、近年にいたしましては、南上原の南保育園のほうには村内優先で雇用を図るということで協議を終えておりますが、現在のところ数字は把握しておりません。それから吉の浦火力発電所においては、職員、臨時職員合わせて5人の採用をしております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 やっぱり事業所については新たにできるところに取り組みがしやすいかと思うんですけれども、既存の事業所にもチャンスがあれば、みんなでグッジョブの運動として声をかけてほしいと思います。特にまた若者の就職が中城村内にあれば中城村に活気をもたらしますので、そこら辺でしっかり取り組みを今後も期待しておりますので、よろしくお

願いします。

のほうでありますように中城村役場もある意味で一つの事業所であり、住民サービスには人口規模に応じた職員がやっぱり必要だというふうに考えております。そういう面で同じ規模の自治体と比較しまして、中城村はどのような状況かなということで答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

比較対象の人口あるいは産業というふうな比較になると思いますが、我々いつも比較するのは与那原町のほうと大体比較してございますけれども、職員の数は大体同数だというふうに認識をしております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 先ほど答弁の中で平成28年の採用が退職者3名で、今回9名ということで過去の部分も加味して、今年度の採用ということでいいことだと思っています。やっぱりできるだけ正規の職員、条例にのっとった定数枠の部分に向けて、ぜひ年次的な計画をしてほしいと、そして若い職員の採用ということで、中城村の活気がそこに出るんだろうと。役場が元気であれば地域も元気になるというふうに考えます。その採用のときにはできるだけ、また中城村出身とか、中城ンチュを採用していくようなことも十分に取り入れてほしいというふうに思っています。採用のときもまた御配慮をお願いします。

次3番のほうですけれども、行政は目に見える商品やよく売れる商品をつくるわけではないんですが、サービス業の仲間であり、よりよいサービスの提供が求められると思います。先ほどもありましたように近年は臨時職員や嘱託職員いわゆる非正規職員が多く配置されてきていますが、実際にいろいろな事業の中での例えば基本計画の作成、事業計画など重要な役割を担当させるには厳しいものがあると思っております。

す。そういう面でも正規職員の配置ということをしっかり考えていってほしいと思いますけれども、そこら辺についてどうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

議員御指摘のとおりですね、非常に厳しい仕事、職務が臨時職員にも与えられている部分もあるかと思いますが、ただこの先ほど言いました平成28年度の定員管理計画策定によって、そういったものを徐々に正規職員等に移行するという事で考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 今答弁いただきありがとうございます。やっぱり計画的な採用で正職員の配置をそういうことによって充実した計画とサービスの提供が図られると思っております。特に繰り返し言いますけれども、若い世代の取り組みを期待しております。そういうふうに正職員の定数化の確保に今後もぜひ力を入れてほしいと思います。

次に移ります。大枠2番のほうでありますけれども、中城村においては平成の大合併の時期が10年前にありましたけれども、残念ながら本村を含む合併ならず市への昇格はできませんでした。多くの人々が村民から市民へ期待したと思っております。市町村制度の施行によって100年以上も村として今位置づけられ、住民感情は常に村民として縛られてきております。多分ここにいる皆さんも小学生、中学生、高校生ごろの時期を過ごした中でいつかは市民へのあこがれの念はあったと思います、皆さん。そして今の子供たちも同様な感情があると思慮されます。今回、この新庁舎をつくって移転するときこそ町制の移行に移すチャンスと捉えていますが、再度答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

新庁舎とともにということも1つの節目とし

てはいい考えだとは思うんですけども、今お話があった中城村ということで縛りがあるというような話ですが、昨今と言いますか、今中城村は非常にいろんな注目を浴びている地域でもありますし、御承知のとおり去年は子育て全国2位、つい先日はまた全国勢いのある街ランキングの全国9位という1,711自治体の中で9位という。これはベスト10の中にはほとんどが東京23区の、1位が世田谷区、渋谷区、大田区でみたいな感じの中で9位で、その中の記事にもありましたけれども、異彩を放つ中城村ですよ。そういう意味ではいろんな注目を浴びている中で、もう以前のような村だからだとか、町だからだとか、市だからだとかというのは、現在においてはそんなに大きな縛りくくりがないのではないのではないかなと。自分自身の主観的な考えではありますけれども、逆にそれをいい機会、いい機運だと捉えて町制に移行したほうがいいんじゃないかという議員のような考え方と。逆に村があるがゆえにもっともっと異彩を放ち、本土からすれば一体中城村はどういう村なんだというようなことを思われるような異彩を放つ村という。価値観はどこに置くか、これも含めて、今後ではありますけれども、あくまでも新庁舎の移転とともにという限った期限ではなくて、今後そういう機運がどんどん高まっていく中で村民とともに考えていければいいじゃないかなと思っております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 確かにそういう村の中で頑張っている中城村というのは、現在を頑張っている村長を初め、みんなの力なんだろうというふうに思っております。の中では今、中城村もいよいよ2万人を達成しようとしています。20年前に先輩の方が人口2万人で町制移行を唱えた方もいました。ある程度やっぱりそういう節目みたいなものがあるんだろうというふうに思っています。その思いを発展していく中城

村の先を捉えて、未来の子供たちの夢だったというふうに私も思っています。そういう人口2万人というのも1つの好機だというふうに考えておりますので、そういうところも今後の取り組みの中では話の中には節目というのがやっぱりある程度大切ではないかというふうに思っておりますので、そこら辺も加味してほしいというふうに思います。さて県内において町制移行をしたところが多くありますけれども、例えば復帰以前では本部町、与那国町、竹富町、与那原町が復帰以前。既に60年とか、70年ぐらいなっています。そして復帰後に嘉手納町、西原町、北谷町、南風原町、金武町が町制移行して、もう既に35年から40年の年を経てきております。最近では、久米島町と八重瀬町が合併によって町制に移行し、もう10年になっております。それぞれの町では5周年とか、10周年とかそういうふうな節目、節目を活用して記念式典や記念事業で祝いをやって、そしてさらなる活性化を進めております。この町民が一堂に介し、これまでの歩みを検証し、また功労者や貢献した事業所や団体の表彰などを行い、これからの飛躍を確認し合える場となっています。先日も福智町に行きますけれども、合併10周年で盛大に町の誕生を祝っていました。ほかの市においても同様な式典がよく新聞で行われます。こういう機会を利用してそれぞれの住んでいる村、行政区が活性化させようという起爆剤になるわけですね。だからある意味ではその中に住んでいる人たちが自分たちの住んでいるところがさらに一緒になって活性化させようという取り組みとしてはこういう何周年何周年という節目は大切ではなかろうかというふうに思います。中城村は村制施行でも108年ですよ。でも村制施行は全部の村が同じなんです。特別に中城村だけが村制をとったわけではないです。ですから特別イベントをしようというふうにはなかなかないですね。そういうことでこういう

のを含めて、町制移行も真剣に考えていってほしいというふうに思います。今の機運の部分もあるんですけども、ずっと中城村に住んでいるとやっぱり市民との比較というのは、大分お互い感じてきているとは思いますが。

次に、町制移行の恐らく一番の壁は移行に係る経費ではなかろうかと、行政というのは、経費がかかるのはどうもねというのが提案できにくい理由だと思うんです。確かに多分、2,000万円か3,000万円かかると思うんです。この名称を変えるだけで、でもこれからの20年や30年先を見据えてやると二、三十年で割っていくと、そんなに大きな負担ないのではなかろうかと思えます。これからの若い世代が町民の意識を持って伸び伸びと活躍する姿を今、期待しているわけです。そういう中でできたら新庁舎とともに新しい一歩が踏み出せたらなという思いは非常に大きいです。そういう面で、ぜひ町制移行についても各部署でも真剣に考えていただきたいというふうに思っています。

次に新庁舎の移転場所についてです。既に選定案が答申されていますが、実際にはその中でももう少し具体的にポイント的に選定する基準とありますが、考え方があればもうちょっと答弁してほしいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

繰り返しになって本当に申しわけないんですが、我々4次計画、基本構想、それから答申という、その3つを重点に今やるということでございますので、ひとつ御理解をよろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 これから場所の選定とそれから今回予算にも計上されていますけれども、基本設計と実施設計が組まれていくんですけども、その中に住民の意見をどのように取り込むチャンスがあるのか、その基本設計や実

施設計に住民の声が取り入れられるチャンスがあるのかをちょっとお願いします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

場所が1つに絞られた案ができた場合に、その場合には今言うようにホームページあるいは村の広報も活用しながら意見を求めたり、あるいは説明会等を開いて意見を求めたりという場を設けたいというふうに思っております。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 ぜひ住民の声が吸い上げられるようにチャンスをお願いしたいというふうに思っております。残念ながら上地区への分署の件は基本計画に載っていないということですけれども、今後はまた上地区については分署以外の公共施設の配置ということで、今後期待をしていきたいと思えます。

最後に利便性が高い立派な新庁舎ができるのを期待して私の質問は終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

8番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナピラ。通告書に基づきまして、これより一般質問を行います。

平成28年度の施政方針に関連しまして以下質問します。1つ目、地方創生に向けた本村の地方版総合戦略策定の進捗状況はどうなっているか、伺います。2つ目、子育て支援政策と関連する貧困問題を喫緊の最重要課題として行政のほうで取り組む中で、子育て支援の拡充策と子供の貧困対策事業について伺います。3つ目、昨年の戦後70周年を節目に、県は風化が進む戦争遺跡の保護強化に向けて取り組んできておりますが、村指定文化財である「161.8高地陣地」の整備事業について伺います。簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の施政方針について、それぞれ企画課、教育委員会、福祉課のほうでお答えをさせていただきますけれども、私のほうでは の子育て支援と貧困問題について少し所見を述べさせていただきますが、御承知のとおり、子育て支援につきましては、本村はここ数年の間に7つの認可園を増やしたり、いろいろ子育て世帯の、あるいは子育て世代の支援を行ってまいりました。今後ももちろんしっかり取り組んでいく所存でありますし、これは県がやっていないから国がやっていないからというのは度外視して、我々の財政が可能な限り、知恵を絞って職員ともども一緒にやらせていただきます。それと昨今問題になっているこれは貧困の問題にも関わってきますけれども、この貧困の問題は後ほど課のほうで細かいことは答弁させますが、非常に大事なことは私自身の考えでは一歩行政が踏み込んだ、ある意味家庭に踏み込んだ形で行政の立場は今までの立場よりは一歩踏み込んで、多少プライバシーももしかしたら心外に近いところに行くのかもしれませんが、しかしそれを恐れて最悪のこれは虐待問題も含めての話でございますが、それを恐れて最悪の事態を招かないようにするために、これは職員ともども一歩踏み込んでいこうという姿勢で臨もうと思っております。そのために支援員も非常に活発な方できるだけ活発な方にやっていただいて、そして我々行政がしっかり後ろでサポートして一緒にやっていくという形をとろうと思っておりますので、大枠的な考えはそういう考えでやっていきます。そしてそれに見合う細かな事業を課のほうで後ほどまた説明をさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 伊佐則勝議員、御質問大

枠1の についてお答えします。

現在、大岩の上にある監視哨（見張台）の骨材（岩盤）の劣化によりいつ壊れてもおかしくない状況となっているため161.8高地障地の補強と、そこに至るまでの散策道の整備、説明板の設置を行う予定であります。今後は、平成28年度に実施設計し、平成29年度に環境整備工事を実施していく予定であります。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 総合戦略策定の進捗状況についてお答えいたします。

中城村総合戦略策定の過程におきまして、平成27年11月に全世帯7,338世帯へのアンケート調査を実施し、1,355通の回答を得ております。また、結婚・出産・子育てに関する意識調査としまして、18歳から49歳までの独身男女及び、既婚女性を対象に無作為による、それぞれ1,500人を抽出し、アンケート調査を行った結果、851通の回答が得られております。この結果を踏まえて、策定に向け各種専門機関の方々の意見を伺うため、琉球大学の先生を初め、商工会や保育園の園長先生、公募による村民委員等、「産・官・学・勤・労・言」の12名で構成する中城村人口ビジョン及び総合戦略策定委員会を、平成27年11月に設置し、同年11月、平成28年1月と2月、3回の策定委員会を開催し、議論を行ってまいりました。現在、素案として、ほぼでき上がっている状況でございます。平成27年度中には策定できることになっております。なお、策定委員会での議論の内容や、アンケート調査結果の資料等につきましては、整い次第、本村ホームページに掲載しており、現在は、第2回策定委員会の記録までを公開しております。第3回策定委員会につきましても整理でき次第、公開していく予定でございます。また、策定されました総合戦略につきましては、村民の代表である議員の皆様へ配布するとともに、各自治会に対しましては、概要版を配布す

る計画となっており、村民への周知を図りながら、村が率先して地方創生にかかわっていく予定でございます。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 伊佐議員の質問にお答えします。

について。平成25年度から認可外保育施設を認可保育園に移行してきました。現在、公立保育園1園、認可保育園3園、認定こども園2園、小規模保育所1園となっています。平成27年度より病後児保育事業に加え病児保育事業を開始しました。又、子育て支援センターについても3カ所開所し、子育てに不安のある親子について相談指導を行っています。子育て家庭の支援事業としまして、第3子以降保育料無料化事業、待機児童世帯助成事業、ひとり親家庭学童クラブ利用料助成事業、ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業を継続して、28年度より中城村子育て支援情報サイトを構築し、保育施設、子育て支援事業について村民の皆様にご覧して情報が発信できるようにしていきたいと思っております。中城村も「中城村子どもの貧困対策緊急連絡会」を設置しました。先週の3月16日に第1回目の会議を行いました。子供の貧困対策として福祉課のほうで子供支援専門嘱託員を配置し、子供の貧困の現状把握に努め、学校や地域、関係機関との情報共有により本村の実態を把握していきます。支援の必要な子供に対しては教育委員会が実施する学習支援、生活指導、子供の居場所のほうへつなげていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 それでは追って再質問をさせていただきます。

まず1つ目の地方創生の件でございますけれども、直接予算書とは関係ないところではございますけれども、我々通告書の締めが3月14日にありました。それでその後に地方創生関係の

ネットを調べてみますと、3月18日にいわゆる内閣府から内閣府の地方創生推進室ですか、3月18日にいわゆる地方創生加速化交付金の交付対象事業における特徴的な取り組み事例というふうなところで、27年度の補正で1,000億円組まれておるんですかね、これは全国津々浦々からいわゆる地方版の総合戦略、ここで言えば中城村の総合戦略というふうなことだと思いますけれども、その中で本村から地域公共交通からのまちづくり支援事業ということで、1,860万6,000円の交付が見込まれているというふうなことが公表されておりました。それにつきましては、3月下旬には交付決定がなされるであろうというふうなことでございまして、そこら辺のいわゆる各地方版の総合戦略を出す。それについて要するに内閣府、いわゆる地方創生推進室のほうから交付の公表が出てきたというふうなところなんですけれども、そこら辺の内容についてちょっと御説明お願いできますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

ただいま伊佐議員がおっしゃったとおりで、3月18日に内閣府のほうから地方創生加速化交付金についての内示をいただいております。ただ現在、まだ内示の段階で本当に年度末ぎりぎり交付決定が行われると、30日あるいは31日になるかもしれないんですけれども、そのときに交付決定するというふうな情報が入っております。その1,860万6,000円、本村のほうにも交付の内定が届いているんですけれども、これにつきましては本村においては、地域公共交通での活用を今目指しているところです。もう少し具体的に言いますと、デマンドタクシー、その運航経費に充てることを今考えております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 予算書の中で、地域交通ということで、コミュニティバス運行事業、今御説明のデマンドタクシーの運行事業が

2,000万円余り組まれておったんですかね、そうしますと、あれは一括交付金での事業ではなくして、それを予想しておられたというふうなことですかね、ちょっとそこら辺教えてください。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 28年度の当初予算におきましては、コミュニティバスとデマンドタクシーの運行経費を計上しております。地方創生加速化交付金につきましては、沖縄県地域離島課とのやりとりの中で厳しいというふうな情報がありましたので、平成28年度の予算としてタクシーとバスの運行経費を計上してありますけれども、今回、まだ内示の段階で交付決定が受けられるかどうかというのが、まだ正式に届いていませんが、もし届きましたら27年度の補正で措置をしまして、なお28年度のデマンドタクシーに係る経費につきましては、補正予算で減額したいと考えております。デマンドタクシーとコミュニティバスにつきましては、一括交付金事業ではございません。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 ではそれについては補正で組み替えというふうなことになるわけですよ。それでいわゆる今度また28年度の予算で27年度補正は地方創生加速化交付金、28年度につきましては地方創生推進交付金、それが1,000億円、また計上されるかと思えますけれども、それにつきましては現在の地方創生、いわゆる中城村の総合戦略の策定については、27年度のいわゆる補正の1,000億円から出てくると、交付金は、そういうふうな考えでよろしいんですかね。今現在、1,860万6,000円の内示がある部分については国の27年度の補正の1,000億円から交付される。28年度も新たにそこら辺の交付申請というんですかね、それもやっぱり該当していくというふうなことになりますか。新たに中城村の総合戦略でもって申請をしていくと

いうふうなことになるかとちょっと教えてください。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

28年度の地方創生関連につきましては、地方創生推進交付金が交付される予定になっております。ただし28年度の事業につきましては、これから交付申請をしまして、該当するのであれば交付金がいただけると。28年度からの地方創生交付金につきましては、御承知のとおり2分の1の補助率でございます。ただ27年度の加速化交付金で認められる事業につきましては、28年度以降の地方創生推進交付金についても、ほぼ認められるんじゃないかなというふうなことで、想定しております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 ただいまの加速化交付金につきましては、内示を受けている部分については10分の10のやはり補助ですよ。わかりました。本題に戻ります。中城村の総合戦略も今年度末には策定されるというふうなことのお話でございます。その中でやはり先だって子ども議会がございましたね。やはり子ども議会の中で一般質問がございまして、質問事項は下地区の人口についてということで、上地区の人口がふえてきていますが、津覇小学校の児童数が減っているので、下地区の人口もふえてほしいと思いますというふうな子ども議会での質問が出ておりました。やはり現状は津覇小学校の現状を見ますと、やはりクラスが少なくなっていくと。その状態でいくとやはり統合の問題、あるいは校区の変更の話もまた教育委員会のほうから出ておりましたけれども、確かに緩和区域もふえてはきてはおりますけれども、そこら辺の児童数が未達に至っていないというふうなことがございますので、今後そういうふうな策定におきましては、そこら辺もしっかりとした地区の人口増加、そこら辺のことも踏まえて人口ピ

ジョンの計画を立てていただきたいと思っております。

それでは次、2点目の子育て支援貧困対策について再質問をしたいと思っております。村長の1丁目1番地の政策であります子育て支援あるいは貧困問題の解消については、浜田村長は1番が大好きですので県内でも非常にそこら辺では先行している事業の取り組みをしてきた実績につきましては高く評価しつつ、次の質問に移らせていきたいと思っております。

まず保育施設について、先ほども所見述べておりました。認可外から認可園へ移行。認定子ども園の開設と。子育て支援の拡充に行政として一生懸命努めてはきておりますけれども、残念ながらまだ待機児童の解消に至っていない要因と解決策についてお聞かせ願いたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

平成27年度の待機児童が26名でございました。現在28年度入所希望の待機児童が59名とふえてきています。中城村は子育てしやすい、子供が育てやすいという村ということで、人口増により子供の数もふえてきていると認識しております。今後の子育て保育施設についてですけれども、事業所内保育施設1カ所、認可保育所の移転による定員増、小規模保育所1カ所を予定しております。定員が約50人程度ふえる予定であります。ゼロ歳から2歳のほうが待機児童が多いですので、小規模保育事業を前倒しで実施していき、29年度末にはゼロに近づけるように。31年度末には待機児童ゼロになるというように取り組んでいきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 吉の浦保育所の保育士の定員は満たしているかどうかお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 吉の浦保育所の臨時保育士については、現在募集している段階ではありますが、所長に確認したところ、4月1日にはスタートできるよう保育士を確保していることを聞いています。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 現在満たしていないというふうなことですか。もし満たしてなければ何名満たしていないのか、答弁願います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

他の市町村も同じ現象が起きているところで、保育士については不足で、どの市町村も必死になって募集をしています。吉の浦保育所についても、28年度までは3名の保育士が足りないということでございましたが、きのう確認したところ面接を行って、クラス担当及び加配の保育士は確保してあると聞いています。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 やはり今答弁にありますとおり、各市町村とも保育士の確保で非常に苦慮されているというふうな新聞報道等も載っている状況でございます。それについては保育士は年間を通じて安定的に不足というのはちょっと表現あれなんですけれども、出たり入ったりの頻繁な要するに移動、移動というんですか、そこら辺の状況は村でも見られるんでしょうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

年度当初は先ほど答弁したとおり探しにくい現状ではありますが、採用して1年間は年度途中の入れ替えはございません。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 吉の浦保育所の正規職員と臨時職員、これは保育士のほうになるんですけれども、そこら辺の人数についてちょっと教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

28年度には新職員2人採用で正職員は40%です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 わかりました。次のほうに移らせていただきます。本村の就学援助率はどのようになっているか、お聞かせ願いたいと思います。よろしく願います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 今議員がおっしゃる率では今ちょっと資料がございませんけれども、人数的には小学校が106名、中学校が65名であります。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 それは数式があつて、すぐ就学援助率は出てくる数字かと思えます。その中で就学援助の認定基準を満たしていながら受給していない状況はないのかどうか、ちょっと教えてください。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 この認定に基準を満たしているけれども、申請なされていない方というのは確かにいると思えますけれども、申請してきませんとこちらでも判断できませんので、何名いるかはちょっと人数的には把握はできておりません。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 ほかの市町村でもそういうふうなケースは出ているようでございますので、やはりしっかりとそこから支えてあげるというふうな意味からしても、いわゆるもしそういうふうな状況が申請していない状況があればしっかりとそこら辺の受給率を向上させていくと、やはりそういうふうな課題はあるかと思えますので、今後、実態調査等も庁内網羅しての今後の作業があるかと思えますけれども、しっかりと課題として持っていただければと思

ております。もう1点、子供の貧困問題の対象についてですね、いろいろと新聞報道にも村長のコメントも昨日でしたか、コメントがございました。子供の居場所づくり、ある程度庁内ではいろいろと検討しているかとは思いますが、そこら辺の子供の居場所づくりについて、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

今、伊佐議員が話したように最近、新聞の中で子供の居場所づくりが盛んに出ています。各市町村においてもそれを目指して頑張っているところでもあります。中城村においても現在、まず子供の居場所をつくるということは、村長がさっきおっしゃったようにそれはスタートしたいと思っています。ただ、まず子供の貧困というのはどのような子供が貧困なのかですね、まず定義もこれはしっかり基本的な線も引かないといけないし、さらに本村においてどの程度の対象となる子供ですか、貧困の子供というのは、今把握するのにとても苦慮しているところでもあります。恐らくほかの市町村もそのような状況だと思います。これに対してしっかりこれはやっぱり子供たちに本来、欲しているというんですか、いわゆる補助を欲している家庭、子供をしっかりこれは把握して、それから子供の場所を開設したいと思います。その中には予算というのも計上してありますので、指導員を配置して教育の支援、今問題となっているお家に帰っても食事が無いとか、家庭支援を要求している家庭はあると思いますので、しっかり応えていきたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 子供の貧困問題につきましては、いろいろなケースが考えられると思います。ワーキングプアの問題であるとか、経

済的な格差の問題、そこら辺から子供の貧困の問題が発生してくるということかなり経済格差の問題も含めて関連しているかと考えておりますけれども、今後、県のほうもいろいろと事業を今出しているようでございますので、今後、県とも連携しながら、やはり子育て支援日本一の村を目指して庁内一丸となって、今28年度の新年度予算で計上されました各種事業についてしっかりと取り組んでいただくよう期待して、その件は終わりたいと思います。

次に3つ目のいわゆる161.8高地、教育長から答弁いただきました。確認だけさせていただきたいと思います。28年度につきましては測量設計と。29年度にはやはり本格的な整備事業を実施していくと、いわゆる整備工事に入っていくというふうな理解でよろしいでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

先ほど答弁したように、そのように予定しております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 前回も一度ですね、その高地陣地の件につきましては、一般質問で取り上げさせていただきました。早い段階で一括交付金事業というふうなところで整備事業がもう実施されるというふうなことでございますので、やはりそこら辺の沖縄戦の戦争遺跡を次の世代まで継承していくというふうなことにつきましては、大変評価していきたいと思っています。大変御苦労さまでございました。以上をもって私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 (1 4 時 4 5 分)

平成28年第1回中城村議会定例会（第19日目）

| | | | | |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日 | 平成28年3月7日（月） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開議 | 平成28年3月25日（午前10時00分） | | |
| | 散会 | 平成28年3月25日（午後3時29分） | | |
| 応招議員 （出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | 1番 | 石原昌雄 | 9番 | 新垣徳正 |
| | 2番 | 外間博則 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | 3番 | 大城常良 | 11番 | 新垣光栄 |
| | 4番 | 欠員 | 12番 | 新垣博正 |
| | 5番 | 仲松正敏 | 13番 | 仲座勇 |
| | 6番 | 新垣貞則 | 14番 | 新垣善功 |
| | 7番 | 金城章 | 15番 | 宮城重夫 |
| | 8番 | 伊佐則勝 | 16番 | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | 12番 | 新垣博正 | 13番 | 仲座勇 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 知名勉 | 議事係長 | 比嘉保 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長 | 浜田京介 | 企画課長 | 與儀忍 |
| | 副村長 | 比嘉正豊 | 企業立地・観光推進課長 | 屋良朝次 |
| | 教育長 | 呉屋之雄 | 都市建設課長 | 新垣正 |
| | 総務課長 | 新垣親裕 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之 |
| | 住民生活課長 | 仲村盛和 | 上下水道課長 | 仲村武宏 |
| | 会計管理者 | 比嘉義人 | 教育総務課長 | 名幸孝 |
| | 税務課長 | 稲嶺盛昌 | 生涯学習課長兼生涯学習係長 | 新垣一弘 |
| | 福祉課長 | 仲松範三 | 教育総務課長主幹 | 伊波正明 |
| | 健康保険課長 | 比嘉健治 | | |

議事日程第7号

| 日 程 | 件 名 |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 皆さんおはようございます。

それでは議長より一般質問のお許しが出ましたので、これより通告書に従いまして質問していきたいと思えます。

それでは大枠1番から、子供の貧困対策について。中城村における「子ども貧困」について。子どもの貧困対策の推進に関する法律「子ども貧困対策法」この大綱に基づいて、地方公共団体は、対策を検討する場の設置や対策計画の策定が求められているが、本村の取り組み状況は。乳幼児期の子ども支援について。子供が成長する上で、最も大切な時期が就学前の乳幼児期だと言われています。保育所が子育て家庭の支援という役割を十分果たすための課題は。

小・中学生への就学援助制度について。経済的に困窮した家庭の小・中学生を支える就学援助費が財政難の影響で、認定の基準を厳しくする自治体がふえてきたというのが、支給格差を生まないよう対策状況は。

大枠2番、農業を生かした地域活性化。北浜地区島人参・島大根「チデークニー・デークニ」普及促進ということで、沖縄本島でも特に多く栽培されている北浜地区「チデークニー・デークニ」普及施設計画を作成し、島人参・島大根の品質向上、販売促進の策定は。島ニンジン栽培普及セミナーということで、新規で農業を始める人や、農業後継者のために農業の知識や栽培技術を学ぶセミナーの策定は。農業の六次産業化事業の導入。島人参を生かした商品開発の取り組み状況や、新たな事業計画は。

人口増加対策。地域農業の活性化を促進し、農業地域の人口増加計画は。以上、簡潔な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては、福祉課のほうと教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、きのうからの御質問にもあります子供の貧困対策について所見を述べさせていただきますが、きのうもお話しましたけれども、行政としましても今回の貧困の問題は大きな問題だと思っておりますし、きょうの新聞でも各紙、非常に大きく取り上げられておりました。貧困の連鎖も含めてですね、どう断ち切っていくのか。本村といたしましても今年度、待ちの行政というよりも、攻めの行政、一歩踏み込んだ形で現状把握に努めていきたいと思っておりますので、その辺を我々がどうバックアップしてやっていくか、非常に大きな課題だと思っておりますが、恐れずにできるのではないかなと思っております。頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 仲松正敏議員の御質問大枠1の についてお答えします。

村では経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒に対し、教育の機会均等の精神に基づき要保護・準要保護の就学援助を行っております。これまで、補助単価を国基準単価の75%で補助してまいりましたが、平成28年度より国基準単価の100%で補助を行います。準要保護の認定基準を厳しくする予定はございません。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 仲松正敏議員の質問にお答えします。

大枠1の 子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条に地方公共団体は、基本理念にのっとり、子供の貧困対策に関し、国と協力しつつ当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると記載があります。本村としても基本理念にのっとり本村の現状把握に努め、適切な対応をとるべく去る3月16日に「中城村子ども貧困緊急対策会議」を行いました。子供支援嘱託員の配置、子供の居場所づくり学力向上支援についても実施いたします。中城村では、子供の数が著しく増加している一方で、家庭や地域での養育力が低下する傾向にあります。乳幼児期の育児について不安や孤独感を抱える保御者が増加している現状であります。保育所の役割として、健康、安心・安全な生活環境の提供。保護者との協同による子育て、親子の絆の形成支援。要支援家庭等に対する配慮と思えます。保育士の質を高めるためのスキルアップ講習への受講の促し、質の高い保育を提供できるように取り組んでいきます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは仲松正敏議員の大枠2についてお答えをいたします。

まず について。村の島ニンジンと島ダイコンは、特に北浜地区を中心に古くから生産が盛んに行われてきている伝統野菜であります。島ニンジンは、県内の約7割が中城村産で占めていますが生産量は減少傾向にあります。一方、島ダイコンにおいても、市場での需要の減少に伴い生産量が減少しております。今後の島ニンジン、島ダイコンの生産拡大を図る目的で村、生産農家、県、JA等で構成をする中城村島にんじん産地協議会を昨年設立をしております。協議会の中で品質向上や販売促進等の取り組み

を計画し実施をしているところであります。今年度からは、琉球大学に島ニンジンの品質改善や栽培方法確立のための調査研究を委託しております。また、島ダイコンにおきましては、沖縄県農業研究センターと連携をし、種子の系統保存を実施しております。販売促進につきましては、島ニンジン用の包装フィルム等を作成し量販店での実証販売やPR用のポスターの配布も行っております。今後もこのような取り組みを継続し実施して行きたいと考えております。

次に について。今後の農業の振興には、農業の担い手の育成が重要になると考えております。そのためには、農業の知識や栽培技術を習得するためのセミナーや研修等は必要であり、島ニンジンや島ダイコンの生産拡大を図る上でも、新規就農者等の担い手を対象としたセミナー等の開催も産地協議会において計画し実施していきたいと考えており、先月には、生産農家を対象に農薬会社等から講師を招いて栽培講習会も開催しております。

続きまして、 について。村内では島ニンジンの加工商品を製造販売している事業者は、和宇慶に所在する中城農産加工所があります。昨年度に、加工商品の改良及び新商品開発を目的とした県の補助事業により、加工機器の導入を行い支援をしております。また、オキコパンが販売する島ニンジン加工品の原料調達の支援も行っております。今後、島ニンジン及び島ダイコンを活用した加工品の開発の可能性について、島にんじん産地協議会においても協議をしていきたいと考えております。

について。地域農業を取り巻く環境は、高齢化や担い手不足による農業生産の落ち込み等が続いている状況にあります。今後の農業地域の人口増加につなげていくためには、新たな農業振興により、農業者の所得向上による経営の安定を図ることが重要になるかと考えます。そのことが農業の魅力を発信することになり、新

たなる担い手としての新規就農者が村内外からふえ、将来的には農業地域への定住促進につながるのではないかと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは順を追って大枠1番のほうから再質問したいと思います。

平成25年度衆議院・参議院において、共に全会一致で子供の貧困対策の推進に関する法律「通称子どもの貧困対策法」が確立し、平成26年1月17日に施行されました。この法律は子供の将来が、そのまま生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を目的とされており、この法律が成立した背景として指摘されるのが我が国の18歳未満の子供の相対的貧困率の高さであると。近年子供の貧困について社会全体が子供貧困対策に取り組んでいる中、本村の子供貧困についてお聞きしていきたいと思っておりますので、沖縄県子どもの貧困実態調査結果概要の沖縄県市町村データを用いた子供の貧困率の推計にて貧困率が29.9%という数字が出ていると。これは国の平均と比べても2倍近い数字となっているが、本村の子供の貧困率と貧困の現状はどうなっているか、その辺お聞きします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

沖縄県の子ども貧困実態調査に本村も県にデータを提示しました。町村のデータでは生活保護費、児童扶養手当等の把握が難しく、中城村の貧困率は確定していない状況です。県からは貧困率は29.9%を目安とさせていただきますとの指示を受けております。また平成28年4月1日から本村においても子ども支援嘱託職員を配置しますので、現状把握に努めていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ただいまの答弁で町村のデータでは生活保護費、児童扶養手当等の把握が難しく中城村の貧困率の現状が把握できていないということですが、県からは貧困率29.9%を目安とするように指示を受けたとありました。子供の貧困対策事業を進める上で本村の貧困率をしっかりと把握する必要が私はあると思うが、それでその把握について、いつごろまでにそれができるかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

中城村のデータは生活保護費、児童扶養手当等の把握が難しいため確実なデータが出ていない状況にあります。先に上げた情報を抜いたデータは県から届いていますが、県のほうから確実性に欠けるデータであることから非公開という指示を受けています。そのため貧困率は29.9%を目安に支援に取り組んでいきます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは子供貧困に対して、行政の中で庁の中で関係課長間で対策会議は開かれたか。また今まで何回ほど開かれたか。それとどういった形で開かれたか、その辺お伺いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

子供貧困対策事業の担当課に当たる福祉課、教育総務課、生涯学習間で会議を5回程度課長及び係長、担当者で行いました。そのうち2回は村長を交えて村長室で会議を行っています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは会議の内容はどのような話し合いをされたか。また話し合いの中では対策事業や予算の協議はされたか、その辺どうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

中城村の貧困状況の把握、本当に支援の必要

な子供に対して、適切な支援が行えるような対策づくり。また予算配分について協議をいたしました。子どもの支援員の配置、学習支援、居場所等の設置についても協議を行いました。また中城村子供貧困対策事業連絡会の設置についても協議を行い、去る3月16日に第1回目の会議を終えています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは子供の貧困基準というのをちょっと聞いてみたいんですけども、手取り収入を世帯人数で調整した等価可処分所得の分布の中央値の5%未満を貧困ラインとすることが多いと聞いているが、実際にはどのような方法で貧困基準を決めているか。そのことをちょっとお聞きます。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 沖縄県市町村データを用いた子供の貧困率の推計は、厚生労働省の平成25年国民生活基礎調査における貧困基準を調整した値126万円を貧困基準として等価世帯可処分所得がこの貧困基準により低い世帯を相対的貧困であると定義しています。子供の貧困率は子供全体に占める貧困世帯に属する子供の割合を言います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 わかりました。では次に県の調査から貧困層で食材を買えなかったり電気やガス、水道などが料金の滞納でとめられたりする経緯があることも明らかになったと言われているが、本村においてはそういうことがあるか、ないかお聞きます。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

沖縄県子供貧困実態調査結果概要より本村の情報とは言えませんが、平成27年10月から11月の間に行われた調査で過去1年間の間に経済的な理由で食材を買えなかった世帯が貧困世帯で約49%、過去10年間の間に電気、ガス、水道を

経済的な理由でとめられたことがある世帯は貧困世帯で18%という結果が出ています。3月16日に行われた沖縄県中城村子供貧困緊急対策連絡会において、同様の情報を委員の皆様を提供しましたが、保育園、幼稚園、小・中学校、学童クラブの関係者からは対象となるような児童の情報提供はありませんでした。本村においては少なくともないものと感じております。平成28年4月より支援員の配置によって、本村の現状把握に努めていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 食料を買えなかったという49%、これは貧困世帯の約5割と申しますと、大変厳しい貧困の現実だと思っております。電気、ガス、水道においては、本庁においては実態の情報になかったということですが、早急に現状の把握をしていただいて、さらなる対策に努力していただきますよう頑張ってください。

次に の乳幼児期の子供支援について。子供期の中でも貧困が後の人生に最も大きな影響を与えるのが就学前の乳幼児期だとされております。日本の保育所は子供の発達のチェック、健康や生活問題の早期発見、栄養の改善、知的、情趣の発達の促進、コミュニケーション、スキルの促進など貧困世帯が抱えがちなさまざまな不足を緩和するサービスを提供してまいりました。2008年4月に開庁された厚生労働省による保育法、保育指針解説書では保育士がソーシャルワーク的な機能を持つことが必要であるとされております。それでソーシャルワークとは社会福祉の専門的現状技術を言いますが、村内の保育所に子育てに関する課題について、相談に応じ、助言できる専門性や経験を持つ保育士はどのくらいいるか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

保育所内に子育て中の親子が気軽に集い、相互の交流や子育ての不安、悩みを相談できる場

所、子育て支援センター吉の浦、中城南、はるゆめの職員については、子育てに関する知識、経験を有する方が相談及び指導を行っています。保育所における保育士は倫理観に裏打ちされた専門的知識、技術及び判断を持って子供の保護者に対する保育に関する指導を行うものであるとあり、専門的知識、技術要件を満たしているものが保育士の資格を取得していると考えられます。村内の公立保育所、認可保育園ではクラス担当を持つ保育士は保育資格を有しているため、専門的にクリアしていると思います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ではソーシャルワーク的な保育士は村内の各保育所に適確に配置されているか、その辺はどうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 村内の公立保育所、認可保育園の職員は保育士資格を有しているため、質問の要件を満たしているものと考えます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 先ほど答弁の中で乳幼児の育児において、不安や孤独感を抱える保護者がふえてきている現状があるという話でしたけれども、こういった悩みが多いか、その辺わかりましたらお聞きいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 保育所からの情報によりますと、育児と家事の両立ができない。育児に不慣れであるため、夜眠れない。子どもの発達に対して不安である。子供に落ちつきがない等の相談が寄せられているという情報があります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 そういう悩みを持っている保護者に対して、どのような指導をなされているか、その辺どうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 保育士が指導できるオ

ムツの交換、授乳の仕方は保育士が指導を行っています。必要に応じて保健師へつなぐこともあります。また子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターへの案内も行っています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 保育士の仕事というのは、幼児期の子供支援だけではなく、保護者に対しての支援にもなっていますので、ぜひ保育士の欠員が出ないようによろしくお願いいたします。子供貧困に対策について、村長の見解をお聞きしたいと思いましたが、施政方針の中でも述べたとおり、子供貧困に対して強い思いで望んでいますので、きょうは見送りたいと思います。

それでは次に の小・中学生への就学援助制度について。子供の貧困に関して教育支援、生活支援、就学支援、制度等の支援策を伺います。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 先ほども答弁いたしました。この児童生徒に対し、教育の機会均等の精神に基づき準要保護、要保護の就学援助を行っております。これまで国基準単価の75%を補助しておりましたが、平成28年度より100%の補助を行っていきます。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 子供の貧困の対策としての政策ですけれども、教育総務課におきましては、今、中学校の学力が全国でも下位のほうだということで、中学校の学力向上が望まれております。そこで中学校へ学校支援員を配置しまして、高等学校の進学率と学力向上を目的に配置を考えております。事業の内容としましては授業中の生活指導、これは生活指導と申しますと、教室に入らない生徒の指導、教室に入らない子供たちを図書館等で生活指導をしていこうと。放課後におきましては学習支援、いわゆる放課後の塾みたいなものを学力支援員と

ともに学習指導をしていくということで中学校のほうは政策を考えております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 就学援助については、県独自に市町村に財政補助をするという支援もあると聞いているが、どのような補助支援かその辺わかりましたら。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 準要保護に対する就学援助が平成17年より国の補助を廃止し、地方財政措置を行い、市町村が単独で実施することとなっております。現在、県からの財政補助はございません。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 県からの補助はないということですね。就学援助は保護者からの申請がなければ支給されないと聞いていますが、いわゆる申請主義となっている。ですから情報がきちんと届いていなければ、当然申請する人は少なくなるわけです。全国的には全ての児童・生徒に就学援助申請書を配布している市町村も多いと聞いていますが、本村では就学援助の申請の配布の仕方はどのようにされているか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

就学援助の申請の仕方としましては、申請の説明資料を全校生徒に配って、家庭に届くようにしております。申請なされたい方は学校の事務室か教育委員会で申請書を受け取り、学校に申請することになっております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 申請書が配布されている件数がわかりましたらお願いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 申請書は配布しているということではございませんけれども、説明書を見て、その保護者が学校か教育委員会に申請書を受け取りに行くというような申請の仕方でございます。平成27年度は申請者が小学生で113名おりまして、認定者が106名となっております。中学校のほうは申請者が72名、認定者が65名となっております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 教職員や保護者を対象とする説明会や就学援助申請書を全員に配布し、申請の有無の回答を入れた封書を全員から回収するなど、確実に強く援助制度が浸透するための方法を配布がある形で行うよう、私は実施すべきと思うが、課長の考えはどうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 議員おっしゃっており各家庭に申請書と説明書を一緒に配布していきたくと今考えているところです。あと学校の先生方を対象にして説明会を実施し、未申請がないように取り組んでいきたくと思います。保護者への説明会は学校側と調整し、学校に保護者が来る機会を調整しまして、説明できるようにしていきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ぜひ説明会や申請書のあり方をもう一度しっかり検討していただくようお願いいたします。

次に就学援助制度については、大半の市町村がホームページや広報紙に情報を記載したり、各学校に文書で通知しているようですが、果たして一人一人の教職員や保護者にきちんと情報が届いているかは疑問に思いますが、その辺の対策はどうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

就学援助制度の周知につきましては、議員の

おっしゃるとおりホームページ、広報紙に掲載しております。あとは全校生徒に説明資料を配布して周知を行ってきておりますが、平成28年度より福祉課に配属される支援員が配置されますので、福祉課と連絡を密にして、準要保護に当たる世帯の把握をしていきたいと考えております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 次に貧困世帯の無料塾について、1点だけお聞きしたいと思います。県は今年2月8日に沖縄の子供を取り巻く貧困状態の解消を目指す素案を発表しました。困窮世帯向けの無料塾などの学習支援を32市町村から41市町村に拡大することなどを盛り込んだと聞いているが、本村の無料塾に対しては、現在どのように考えているか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 今の質問にお答えします。

本村では一括交付金を一度活用した「ごさまる学力パワーアップ事業」ということで、中学校のほうで、無料塾に近いものを既に取り組んでいるところです。本年度は学力向上支援員という形で中学校に配置を3名しております。放課後募集を行い、その募集の多くのなった子たちに指導、または学ぶ場の提供を行っているところです。またそれプラス学校の先生方と一緒に補修指導等もこの方たちに行ってもらっているところです。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 子供の貧困に関して、本村において、これまでも医療費の助成の対象年齢の拡大、保育料の国基準からの軽減、認可外保育施設利用者負担の軽減、放課後児童クラブひとり親家庭利用支援事業など保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援施策などをやってこられたわけですが、これからも子供貧困に対

し貸借を推進し、本村の子供たちの教育格差が生まれぬようお願いいたします。

それでは次に、大枠2番のほうに移ります。

のほうからですね。農業を生かした地域活性化対策ということで、北浜地区「チデークニー・デークニ」普及促進施設計画を作成し、島ニンジン、島ダイコンの品質向上、販売促進を行うために品種を確立し、商標登録、地区外への流出を食いとめ、村生産農家、県JA等で構成する中城村島にんじん産地協議会を昨年設立された。それで協会ではどのような取り組みをされているか、その辺をお伺いします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

今年度は主に県の補助事業であります「わたーワッター島野菜産地強化事業」により、栽培方法の研究、あとは量販店での販売、促進等を行っており、また両小学校での島ニンジンと島ダイコンの収穫体験等も実施をしております。最終的な協議会での目標といたしましては、商標登録やあとは拠点産地認定を目指していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 今年度から琉球大学へ島ニンジンの品種改善及び栽培方法確立のための調査研究を委託されたということですが、その研究内容と成果をお聞きします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

今年度は村産の種子と渡名喜村産の種子、あとは市販の種子で長さ、太さ等の特性の比較調査を行っております。形状については市販のものが若干高い値を示しており、色につきましては黄色に対し、橙色の割合は村産の物が約30%

と高い結果になっております。栽培については水に浮く種子と沈む種子の発芽率の比較は沈んだ種子が高く、また島尻、国頭マージと村のジャガール土壌での栽培による形状比較においては、ジャガールが生育には有利との結果が示されております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 研究内容にはいろいろな課題も出てくると思うが、どういった課題があったか、わかる範囲内でよろしいですので、お答えをお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

課題につきましては、中城村産は重要形質のばらつきが著しく品質退化が進んでいることが明らかになっております。また栽培方法についての労働の効率性及び収益の増加等、検討する課題があります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 販売促進についてですが、島ニンジンの包装フィルム等を作成され、私もたしかにすばらしい包装フィルムと聞いております。それでレシピのほうも作成されたと聞いておりますが、どのような内容のレシピを作成したのか。またどの段階まで進んでいるか、その辺お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

今回のレシピの内容は中城村農漁村生活研究会が研究されてきた島ニンジン、島ダイコンを活用した料理で、炒め物、サラダ、スープ、和え物等の調理方法を編集しており、レシピは県内の量販店のほうに配布をしております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 島ニンジンの優良種苗の確保のために一括交付金を利用した種苗生産ハウスを導入されましたね。ハウス事業の目的はニンジンの色の統一を図ることですが、現在、色の統一はできているか、その辺どうですか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

色の統一は現在、研究中でありまして、統一するためには優良個体の選抜を何度も行う必要があります。今後も継続して優良個体の選抜及びハウスを活用した採取を繰り返し行い、統一を図っていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 次に同じく一括交付金を活用した掘り取り機、いわゆるバックホウについてお聞きします。バックホウは収穫作業の時間短縮に大いに役立っていると思います。貸し出しに関して農家から要望または改善点などがないかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

バックホウの改善点につきましては、掘削刃の改良の要望を聞いております。現在の刃は鉄で製作されておりまして、使用により変形する場合がありますということで、スプリング等の鋼鉄製の材料を使用した刃に改良を検討しております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 現在、バックホウは1台ですね。その1台で和宇慶、南浜、北浜地区、3地区で活用するのは大変厳しいものがあると思います。もっとバックホウをふやせないか。それとバックホウを利用している農家と利用されていない農家の割合はその辺は...

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

バックホウによる収穫作業はこれまで掘り取り等の作業を行いました有効性が実証されておりますので、やはり今後、補助事業での導入を検討したいと考えております。あと利用農家の割合ですが、昨年度は生産農家数に対して約13%の農家が利用をしております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 バックホウの活用の仕組みで農家のほうから苦情が出ているという話を聞いているんですけども、私が農家から聞いた話では1農家の畑に1月近くも1カ所にずっとあったと。それに対しての苦情があったというわけですが、それに対してどのように考えますか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

直接、苦情等については伺っておりませんが、やはり機械が1台しかないものから、なかなか皆さんが収穫期も大体重なるもので、皆さん使用が困難な場合もあります。今おっしゃられている1カ所の農家に集中してあったということですけども、基本的に1回の利用申請につきまして、大体最長7日間を利用規定のほうでうたっておりますので、それに基づいての使用です。特に苦情であったようなことがあってもおかしい点ではないかと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 地元ではいろいろ集まりのたびにそういう話が出ていますので、ぜひ今後、公正に利用できるよう検討していただきたいと思います。

次に、ゴボウ洗浄機を利用した島ニンジンを洗うテスト洗浄させたといえますね。今まで使っている洗浄機に比べて、格段にニンジンを洗う時間が短縮でき、とてもいい評価があったと聞いていますが、しかし導入に当たっては何点が問題があると。具体的にどういう問題点があるか、その辺お聞きします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

ゴボウ洗浄機を改良した実験については、これまで3回試験を重ねて、改良等を行ってきております。現在は洗浄機の出入り口の改良を要望しております。また洗浄時の動力噴霧機の騒音が激しいとの意見がありましたが、改良は困難であるとのことで、専用の小屋等での作業で対応するしかないのではないかと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 洗浄機の値段80万円ということを知っているんですけども、ニンジン栽培農家にとって、かなり高額だと思います。やはりこれから農業後継者を育てるためにもこういう高額な機械導入には補助を考えていく必要があると思うが、その辺の補助事業の支援に対する考えは。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

補助事業での導入については、県のほうとも現在相談をしております。今後は村としては平成29年度を目標に採択に向けて、今後とも県との協議を継続していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 農家のほうでは補助があれば皆さん導入してもいいと考えている方も

何人かいると聞いています。やはり今、中城村では特産品として中城をアピールしている野菜は島ニンジンだと思います。その島ニンジンが拠点産地の指定を受けるためにも、品質や生産高を上げ、後継者を育成するためにも行政がしっかりと予算を組んでいただいて、計画策定する必要があると思います。沖縄本島で唯一つくれる本島内、島ニンジンの産地として、誇れる中城村のためにも、どうですか村長、予算をしっかりと考えていただきたいと思いますが、その辺いい返事を伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

農業振興という全体を考えた意味で当然、そこには資金等も必要になってくると思いますので、しっかり議論を重ねながら頑張っていきたいなと思います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 議論の中でいい結果を待ちたいと思います。

それでは のほうの農業の六次産業化事業についてのほうからいきたいと思います。本村の六次産業化に対する支援やこれまでの取り組み経過と今後どのような計画方針で事業を押し進めようとしているか、その辺お聞きします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

先ほども述べましたけれども、島ニンジンの加工商品の製造販売に取り組む2つの事業者へは支援をこれまでしております。具体的な計画方針は現在のところありませんけれども、やはり今後、六次産業化へ取り組む事業者へは国・県等の補助事業等で支援し、推進を図っていきたく考えます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 今、六次産業に関して

全国的にもそうですが、沖縄では六次産業化への取り組みが各地で行われていて、その中で考えもなかった商品が加工され、製品化されております。うるま市で置をつくる材料として栽培されているピーグを使った沖縄そばやアイスクリーム、ほかにもいろいろなスイーツの作品が六次産業として商品化されている。そのことからしても野菜である中城村の島ニンジンは多くの幅広い六次作業の可能性があると思います。それを北浜地区の人材育成センターで事業化し、商品化することを行政で事業を策定してもらいたい。また遊休地の解消もこれからは六次産業の推進を将来の農業活性化や人口増加策として喫緊に交渉し、計画を推進することが求められていくと思うが、その辺は。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

島ニンジン及び島ダイコンを活用した加工製品の加工につきましては、島にんじん産地協議会において、食品加工事業所等を招いて可能性について、今後検討をしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは のほうに移ります。若者の定住人口をふやす取り組みとして農業体験グリーンツーリズム、民泊展開建設用地の北浜人材交流センターを活用した体験型修学旅行誘致、農村への若者の足を運ばせることで地域との交流を促進し、また地域の人たちと交流することで、高齢者の生きがいづくり、子や孫の定住促進につながると。さらに中城村への定住する人たちの誘導、そうすると子供たちがふえ、津覇小学校の児童増加にもつながると思うが、その辺の考えは。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

議員が提言されますようにグリーンツーリズム等により農村への都市部からの交流人口をふやすことによって、農村地域での交流を通じて地域の魅力を発信していければ今後の定住促進につながるかと考えております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 最後にもう1点だけ、地域活性化を促進する場合、人口増加にもつながると思います。それには遊休地利用も一つの考え方で、村が遊休地の地権者と交渉し、花畑を構想計画し、遊休地にそば畑、綿花、コスモス等を植え、仮称ですけれども、ごさまる花祭りを行う。そうすると期間中、子や孫が里帰りすることで地域のよさを知り、親との同居の促進にもつながると思います。また観光事業としてもアピールにもなると思います。そういう考え方も人口対策になると思います。その辺はどうですか。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

遊休地対策については、地域農業の活性化を図る上で喫緊な課題でもあります。議員が提言するよう遊休地の活用もその対策の一つともなり、人口対策にもつながるものかと思っております。遊休地解消に向けては今後、やっぱり農業委員会とともに連携し、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 遊休地を利用した花畑構想をもし考えるのであれば、私としてはぜひ綿花畑を希望いたします。なぜかと言うと、中城村にはとても有名な琉歌がありまして、皆さんもよく知っていると思います。よろしければちょっと詠んでみたいと思います。思(うむ)

ゆらば里前(さとうめ) 島とうめて いもり島や中城(なかぐしく) 花ぬ伊舎堂(いしゃどう)。という琉歌ですね。歌の内容は私を想ってくださいなら、あなたさま村を探してお尋ねください。私の村は中城の花の伊舎堂です。この花の伊舎堂は、二つの説があるんですけども、華やかな遊びの盛んな伊舎堂村だという説や、また伊舎堂村がかつて綿花の産地だったことに由来する説もあると言われております。私はどちらかと言うと、後ろの説のほうが正しいと自分では考えております。青空の下に広がる一面の綿花畑、遠くに光る青い海、そのような開放的なすばらしい景色のイメージが浮かんでくるという感じですので、この琉歌のとおり遊休地を白い綿花で綿花畑し、花祭りができないか。ぜひ執行部の皆さん、しっかり全員で考えていただいて、頑張ってくださいと思います。これにて私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で仲松正敏議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩(11時12分)

~~~~~

再開(11時22分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 皆さんこんにちは。安里ヨシ子一般質問を行います。

久場前浜原線の道路建設について。1番目に久場、泊区民の念願だった久場前浜原線の道路建設が10年たっても一向に進まない。現在の進捗状況について伺います。2番目に事業が進まない理由について伺います。3番目に道路建設と市街化区域はセットでないといけないですか。4番目に土地買収の単価の格差について説明をしてください。5番目に土地の買収に伴う残地について地権者の要望にどのように対応なさる

かお伺いします。6番目にグリーンベルトの建設について沖縄電力との話し合いはどうなっていますか。

大枠2番目に子供の貧困について。貧困調査。給付制の奨学制度の創設について伺いたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課と企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、今の話ですとということですので、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは御質問の大枠1番の久場前浜原線の建設であります。この議会でも度々答弁させていただいておりますけれども、なるべく早く我々当局としても建設を完了させたいというのは地域の住民の皆さんと思いは一つだと思っております。それに向けて一生懸命また頑張りたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 安里ヨシ子議員の御質問大枠2の についてお答えします。

中城村の奨学制度は、無利子での貸付を行い、本年度より入学準備金も新たに設けております。本村では給付型の奨学制度は、財政的な問題もあり現在実施されておられません。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 では安里ヨシ子議員の大枠1の から についてお答えします。

について。村道久場前浜原線は委員のおっしゃるとおり久場、泊区民の念願として、平成16年度に概略設計を実施し、平成17年度に電源立地交付金を活用し、実施設計を行ってきました。しかし沖縄電力の吉の浦火力発電所の建設

ヤードとして一帯の土地を借用して、平成18年度から、一部延長を含めて平成25年12月まで使用していたため、実質的に事業は行えない状況でした。事業としては、平成25年度から用地買収を実施し、平成27年度末で54筆中43筆約80%の用地買収済みです。工事については、平成27年度末で13%進捗しています。

ついで一言で言うなら、用地買収がスムーズに行くことが、事業の進捗に大きく影響することです。実務的には、相続問題や抵当権の抹消等に時間を要する場合がありますが、何よりも地権者の事業に対する理解と御協力が事業のスムーズな進捗につながります。平成27年度の予算においても、2名の地権者から協力がいただかず、工事費に予算の組み替えを行い、執行しています。今後も粘り強く交渉を行ってまいります。

について。今まで議会でも、先ほど村長のほうからもありましたけれども、答弁も含めて、市街化区域編入とセットとしてきましたが、地元の有志の方々からの要望もあり、まずは村道整備を優先し、その後地域の意見・意向を再確認し、市街化編入について決めていくと方針にしました。

について。土地買収の単価については、一筆一筆を評価する個別評価で算定することから、異なる単価となっています。今回の場合、まず不動産鑑定で大きく2つの基準値の単価を算出しております。住宅地と農用地の、この2点に分類したあと、各地の形状、間口の長さ等々を一筆一筆評価し、単価を決定していきます。よって全筆を同額の単価で購入することは、公正公平の観点からも、望ましくないと思います。

について。残地の買収に関しては、地権者の税の控除等の問題もあるため厳しいと思いますが、本事業においても、面積をそのまま確保したいという場合においては、隣接地の地権者の同意の上、代替地として面積を確保した事例

もあります。要望に応えられるように地権者と協議を図りながら交渉を行ってまいります。以上です。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では安里ヨシ子議員の御質問にお答えをしたいと思います。

沖縄電力の吉の浦火力発電所計画に伴う住民説明会等において緑地帯「グリーンベルト」の計画は発電所構内にマウンド式で建設すると説明をされてきたと認識をしております。しかし、村としては地域住民からの要望を受けて沖縄電力に郊外グリーンベルトの設置を要請をしております。当該地区については、御承知のとおり民有地であります。地権者と地域住民の合意形成が必要になると思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 では一つ一つ質問していきたいと思っております。今まで議会のたびに市街化区域編入をしないと道路の建設はできないと、道路建設と市街化編入は一体だということで答弁をされてきたわけですが、今、有志の方々ですか、久場の有志の方々からの要請で市街化区域と道路建設は市街化区域はおいでいて、道路建設から始めたいと。道路建設をぜひ早くやってほしいとおっしゃっていると。どこでこの市街化を、その道路の建設から始める。市街化区域とはセットではないと決められたのはどこでいつ決められたのか、私たちもわからないんですけれども、いつ、どこでこれを決められたのか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

市街化区域とセットということは、今まで村長も含めて議会においても答弁を何回もやってきました。しかし、交付金事業でやっている事

業ですので、平成26年度繰越事業でもありまして、用地買収もなかなかいかないということから、私の答弁の中で有志という話がありましたけれども、1月に徳正議員から村長のほうに久場前浜原の件で相談がしたいということで、村長のほうにありまして、村長から私のほうにありまして、2月5日に徳正議員と貞則議員、ほか3名、村からは村長と私と都市計画係長、計8名で協議をした結果、早目に道をあけて市街化区域については、一步置いていて、道をあけてからもう1回地域住民を集めて、どうしましょうというのをやりましょうということで、村長のほうからも許しを得て、まずは道をあけないと、この事業、そのものが頓挫するというので、2月5日に決定しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 これについては、やはり私たちは疑問を感じているんですよ。久場、泊の代表であります区長たちも入れないでそういうことが決められてきたと。前の議員の宮城議員が口酸っぱくそういう質問をしてきたのに、急にここに来て、その市街化区域を別個にしてやりたいと。そういうことで、驚いていますけれども、道をつくる、つくらないといけないということは、私たちも賛成ですし、10年来の区民の願いでありますので、ぜひ早目に建設してほしいと願っております。市街化区域に編入された場合に、やはりなぜ反対する人がいるのか。そういうのを皆さん大変疑問に感じていらっしゃるかもしれませんが、やはり私たち近隣に住む人として、この市街化区域に編入された場合に、下のほうに工業系の企業が誘致された場合に、隣接する地域住民の安心・安全が大変心配されることですので、でも今、市街化区域は別個にするんですけれども、特定保留地はそのままになるんですかね。課長に伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の特定保留というのは、あくまでも道ができて、条例で地区計画をつくって、それから特定保留の解除をして、市街化編入の流れとなりますけれども、今皆さん方とまちづくり検討委員会の中でも地区計画の話すらできないと、条例の話すらできないというのであれば、まずはこれは置いていて、道を先決にあけましょうという話ですので、特定保留にあるから市街化編入するという話ではないんですよ。それについて先ほども答弁しましたけれども、私も平成22年から久場、泊に何回も説明会をして、みんなが市街化編入しましょうということで、スタートしたと思うんですよ。今回は市街化についても、なかなか前に進まないものですから、いったんは道をあけて、交付金で平成29年度までには道をあげたいという願いがあって、村長の英断もあったと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 この特定保留地2.8ヘクタールですか、それを特定保留地にして、そのまま特定保留地の解除もしないでやった場合に、都市計画法の中で市街化区域に編入できる区域として特定保留地を設ける場合があると書かれているんですが、その場合に道ができたらずぐと言いますか、市街化区域に編入できると思いますので、特定保留地をそのまま置いていて、どういった土地利用の計画がなされるのか。道ができた後、それについて伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

那覇広域都市計画区域の中では、市街化区域と市街化調整区域がありまして、今特定保留したところは市街化調整区域でありますので、開発行為で住宅がつくれます。市街化区域にすれば開発行為は要らないんですけれども、今回、特例保留に指定されても市街化調整区域です。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 市街化調整区域ですけれども、この2.8ヘクタールを特定保留地に指定した理由と言うか、それをもう一度伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

この市街化区域については、先ほども答弁しましたけれども、泊、久場で平成22年から説明会をして地権者から市街化編入にしてくれという要望があって、これは平成23年の見直しに向けて、5年に1回の見直しがありますけれども、そのときに市街化区域に持っていこうということでやりました。ただ道もできていない、条例もできていない段階では市街化区域編入というのはできないものですから、まずはその前の特定保留の市街化予備軍をつくっておきましょうというのが、特定保留ですので、条例ができない限り市街化区域というのはできないことになります。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 この道路ができた後、こちらは市街化調整区域ではあるんですけども、心配しているのは特定保留地ですので、見直しの時期ではなくても、申請をして市街化区域にするのかなと、そういうふう考えていたんですけど、どういうふうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

特定保留というのは、先ほどからも答弁していますけれども、条例と道が条件です。それと最初に答弁しましたが、もう1回、泊、久場で市街化区域の編入については、皆さん方の合意形成をとるということになっていきますので、合意形成なしには、市街化区域に持っていこうとは思っていません。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 なぜ特定保留地に

こだわるかと言いますと、このほうに道から下を市街化区域にした場合に、当然、企業が入ってくるわけですね。この企業が入ってきたときに、私たちは運転開始準備の段階で事故と言いますが、グラウンドフレアーの事故が起きたことは覚えていますよね。その事業の事故は想定できないわけですね。あの時にガス漏れで炎が10メートルから15メートルぐらい上がったということもありますので、そういった事故は想定できない。そのような実例が運転開始の準備の段階で起こったわけですね。それで、もしここが工業地帯になれば、近隣の市町村と100メートルもないわけですので、この企業を誘致した場合には、今よりも以上に危険を誘発するという可能性があるわけです。それで私たち地域は爆弾を抱えているような毎日じゃないかと、そういうことで住民の不安が増すんですね。吉の浦火力発電所にはタンクが2基設置されて、28万トンのガスを貯蔵しているわけです。それは都市ガスへのガス供給基地としての計画がされていますよね。そして北中城村のイオンモールとか、潮平に送るわけですが、隣接する地域住民にとっては、本当に恐怖なんですよ。そこからガスを向こうに供給することについて。それで地域の近隣の住民は工業地帯にすることについて、前から市街化区域を希望していたと当局はおっしゃるけれども、あの時は企業と言ってもピンとこない、工業系の会社が来るのかというのわからなかったわけで、市街化区域にしたいと。土地が上がるとか、いろいろな情報がありましたけれども、その地域住民のそういった大きな不安を安心・安全を十分担保できるのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の市街化区域の中で予定としては準工業地域に指定しようということになっていますけれども、その久場と泊のまちづくり検討委員会協

議会をつくって、地区計画をつくりましょうというのを私は何回も説明したと思うんですよ。その中で危険性の高いのを排除していきましよう。これは建築基準法の地区計画ですので、強い法律なものですから、地区計画をつくらない限り市街化編入はできないと。その2.8ヘクタールに工場が来る。何が来るというのは地権者の土地利用の問題であって、住宅をつくりたい人もいますよ。住宅をつくる場合は開発行為になってくるといのがありますから、その辺は市街化編入が危険というのではなくて、地区計画で条例で定めていきましようというのが地区計画ですので、それをもっと真剣に組み入れて地区計画はどういうものか、要するに今危険物のものを排除していけば、これはできますので住宅をつくるのか、あとはコンビニとか、そういうのができます。あとは畜舎もできます。これは畜舎は排除していけばいい話ですので、この辺のルールづくりをして、条例化にしていましようといのがありますので、すぐ市街化編入したから、こちらに工場が来るというのは条例等で規制したいと思います。それと市街化調整区域のままおきますと、こちらは農振農用地を外れていますので、転用は簡単にできません。転用して、全部が資材置き場にならないかなという心配もありますので、その辺はじっくり考えて地権者のほうにも説明していきたいなと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 市街化区域に編入するというよりか、一から始めるということで、その特定保留地を白紙に戻すということは可能ですかね。それを心配している人たちが何名かいるので、特定保留地というのを白紙にして、一から道だけをつくると。農道みたいにつくるということが出来るか、お願いしたい。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の沖縄電力も含めて工業系で、37ヘクタールで、市街化編入を予定しています。この道から下の2.8ヘクタールについても特定保留で指定してありますけれども、今、特定保留を白紙に戻すという話がありますけれども、まず道をつくってから、もう1回泊、久場で説明会をやりますので、その時に地権者が、みんながもう市街化編入は要られないよというのであれば、この2.8ヘクタールについては、特定保留も解除していいかなと思っています。今の段階ではまず説明会をしてからもう1回やっていきたいと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 わかりましたけれども、この道路の幅員ですか、これが何メートルでしたかね、前は歩道もつけるとか、両方につけるとか1カ所につけるとかというお話もあって、私資料を持っていますけれども、そういうのがありましたので、道路の幅員が今何メートルですかね。お聞きします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

歩道が2.5、2.5、5メートル。車道幅員が6.5メートルで、計11メートル50です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 なぜこれを聞くかと言いますと、ここに道路をつくって幅が大きければ11メートルですか、大型トラックがそこを迂回して、潮垣線のほうに来て、北浜とかあちら辺の工業地帯に行くと思います。今でさえも潮垣線への車の往来が激しいですので、そのところを計画はされていると思うんですけれども、ぜひとも大型トラックが出入りできないような幅員には考えられないか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の話は交通量が多くなるから、村道を規制できないかという質問だと思いますけれども、

二車線で3.5、3.5ありまして、村道ですのでそういうダンプ規制というのは道路構造上もこれは厳しいかなと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 先ほどのと重複しますけれども、土地の買収価格ですけれども、最低が平米で1万6,600円ですよ。坪で5,700円余りですか、1万6,600円に最高が4万4,000円ですよ。その差額ですか。その差額が大変大きいわけです。この最高のものは国道329号に出入りするところのそこなのかなと思っていますけれども、ほかのところは全然目的は同じなのに、なんでいくつか差がありますかと、四、五種類の種類の差があるんですけれども、それは何なのとそれをもし聞いた場合に、やはりもう少し頑張って土地の価格が上がるのを待ってから売ればよかったのかなという人もいて、何でこんなに差があるのよと。国道329号に出入りするところはそれはもう国道に出るところですので、そこは理解できるんですけれども、その価格を決めたのはどういうふう決められたのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、議員がおっしゃっているのは、土地の単価を一律にできないかという話なんですけれども、土地評価というのは、私たちは不動産鑑定を入れて国道から面している土地であるとか、あと袋路地であるとか、あとは土地の形態、三角土地であるのか、長細い土地であるのか、全部一筆一筆評価していきます。それで差額というのは出て当然だと思いますし、これを高い単価で皆さん方が要望しても、私たちとしては通る話ではないですから、まずこの土地の評価を出していきます。畑であっても宅地と全然違いますから、その辺の単価は違ってきます。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 そういうのも問題ですけれども、私たちが腑に落ちないところは何か所かあるんですよね。道路に面しているところとかそういったところじゃなくしても、何であなたの土地と私の土地がなんでこんなに違うのみたいな感じのところは何か所かあって、ただ鑑定評価というのは、あくまでも基準であって、本当にこの土地が必要であると、この道路を建設するためにこっちはなくてはならない土地であるということについては、評価よりも両方の意見が一致していない限りは、土地の値段というか、そういったものは決まらないと思います。必要なところは高くても買わないといけないし、またそれなりの土地をそれなりの価格で買うというのもわかるんですけれども、今まで出された価格については、課長は適正な価格だと思っていらいっしゃいますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の単価そのものについては、一筆一筆の評価を出していますので、正常価格だと思っています。先ほど議員からもありましたように、来年やれば単価が上がるという話があります。そういうことは一切ないです。今80%地権者の補償は終わっています。その中でそういう単価がどうのこうのと言った方には、隣接地までの単価も説明しています。その中で全部こういう評価ですよと。一筆一筆評価の説明をして、合意を取っていますので、本来だったら農林と国交省の道路をつくる場合、値段も違ってきます。農林サイドでやれば、皆さん方の土地はまだ低いほうでやっていきますので、その辺は本当に今の価格は正常価格だと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 では課長、もし用地買収の単価で地権者からの不満が出た場合、皆さんはどういうふうに対応なさいますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今まで80%出た段階で、単価が安いという不満で契約に至っていないケースはないです。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 課長は今、単価の件で契約が破棄されたことはないとおっしゃっていますけれども、皆さんわからないわけですよ。単価がそのような設定がされているというのは、目的は同じですので、国道に面しているところ、そこはわかりますけれども、そのほかについて、地権者から苦情が出るかもしれませんので、そのときはまた対応なさってください。あと残地が出ますよね、土地買収の件で、その残地の地権者からの要望にはどういうふうに対応しますか、伺います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

残地については、今回1件ありましたけれども、その人に関しては隣の方の土地を購入して、面積を確保したと、それで国税もオーケーできていますので、代替地として。面積は切らないで、その分の面積を確保したと。今回、終点側にもそういう話がありますので、その辺はまた地権者と役場のほうで、どういう代替えをやるのか、これを協議していきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 では地権者の皆さんの同意をもっと膝を交えて話をするというのか、ただあれは難しいからということで、敬遠して対応なさらないで、ぜひこの道をつくるためには、やはりもっと粘り強く交渉、あと地権者は2人ですか、契約のまだのところは、粘り強く交渉をして、その道路建設に当たってください。

あとグリーンベルトの件なんですけれども、

これも十年来からの地域の要望でした。ただ村長が前に答弁なされていましたが、会社内にグリーンベルトをつくるということでしたけれども、私たちはどうしても護岸沿いに並行にグリーンベルトをつくってほしいと。なぜかと言ったら、災害のときも防波堤みたいな役割をするし、地域の皆さんもそういった緑があるということで、やはり安心・安全を少しでも和らげる。そういったことがありますので、これは前から電力側がグリーンベルトを建設するというこの話を聞いていて、会社の方からもグリーンベルトは電力がちゃんとつくると、そういうときに行政としての協力、理解がないとできないと思いますので、それについて、グリーンベルトの件について、電力側とどういった話し合いになっているか。どこまで話が進んでいるか、伺います。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（12時05分）

~~~~~

再開（12時05分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたしたいと思います。

郊外のグリーンベルトについては、村と電力の協議は一切されておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 今の屋良課長の答弁では一切されていないとおっしゃっていますが、でも私たちは前から聞いていますし、行政側の協力が得られればすぐにでもできるというお話しでした。護岸に並行して700メートル、幅5メートルの土地を買収して、計画していることですが、一切ないというのは違うんじゃないかと思っておりますけれども、当局はこれを認識していなかったわけですか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

先ほどから答弁しているように地域からの要望を受けて、村としては沖縄電力に再三要請をしております。今回、議員おっしゃる構外グリーンベルトの700メートル掛ける5メートルの計画については地域と沖縄電力が相談しているという情報は聞いておりますが、その件について、村と協議したことは今のところないということでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 では電力がそういったことの計画をお話しされた場合、行政当局としては協力するお考えはありますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

当然、村も地域の要望を受けて、電力に要請をしているわけですから、そういうものを電力がするという協議があれば、地域のために村としても一生懸命頑張りたいと思っています。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 なんだか話がおかしくなっておりますけれども、電力からの要請があれば、行政として最大限に協力をなさって、やはり地域の要望であるグリーンベルト。なぜグリーンベルトにこだわるかというのは、やっぱりいろいろな災害から守る防波堤みたいな感じになるし、地域住民の心の癒し、そして安心・安全を守ることにつながりますので、ぜひとも協力をして、それを実現してほしいことをお願いして、この問題は終わりにして、あとは給付制の奨学金制度の創設について、先ほどの教育長からの御答弁で利息は無料と、準備金も

上げているということで、大変進んでいるかなと思いますけれども、決して他市町村に遅れてはないと思ってはいますけれども、奨学金の貸付で多額の借金を抱える若者が今ふえているということです。世界の多くの国で大学の授業料は無料と。OECDの加盟国の34カ国のうち17カ国が無償で、給付制はアイスランド、日本は高授業料で低補償で。隣の韓国は2008年から給付制の奨学金を生活保護世帯から低所得者へと広げていて、唯一日本だけが大学の学費と言いますか、高くても有料で給付制の奨学金もありません。そのことについて、やはり給付制、これは世界の流れでありますので、そのことについて教育委員会としてはどのような認識を持っていますか、伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

給付型の奨学金に確かに議員のおっしゃるとおり現在ございませんけれども、沖縄県の教育委員会が平成28年度より募集を始める方針ではございます。実際には平成29年度からの入学生から予定をしているということでもあります。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。
10番 安里ヨシ子議員 今のは確実ですよ。若者が数百万円の借金を背負って社会に出るんですけども、思うように仕事がない。今の社会構造を変えないと本当に仕事につけない。つこうにもつけない。返済の重みで結婚もままならない。だから少子化に歯どめがかからないと思っています。子供をふやすためにもいろいろな手立てを尽くしていかないと一向に子供はふえてはいかないと思います。今の社会構造ですか、派遣社員とか、正社員をとらないとか、いろいろとあるんですけども、その少子化問題を解決するためにも、そこにもメスを入れていかないといけないんじゃないかなと思っています。

ます。教育委員会としてはその対策を急がないといけないと思うんですが、給付制の奨学金制度の創設を検討するお考えはないでしょうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

村で給付型の奨学金制度を創設するには、財政的に非常に厳しいところがあります。国から補助があれば検討して上げたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。
10番 安里ヨシ子議員 給付制はできないにしても、ほかにもいろいろと減免措置をやるとか、そういったものも創設していかないと今の若者たちが結婚もしないでいる。たくさんいますよね、女性も男性も。そういったものに対して、この国、県の補助がないとできないとおっしゃっていますけれども、もっと資金を集める方法なんかも考えて、この奨学金に対してはもっともっと関心を持ってもらって、能力のある若者たちが経済的にも安心して勉強ができるように、そうしないとすばらしい人材は育たないと思っていますので、行政と一緒に教育委員会も努力をしてほしいと思います。以上で私の質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(12時16分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 與那覇朝輝 再開します。  
続いて、宮城重夫議員の一般質問を許します。

15番 宮城重夫議員 皆さんこんにちは。それでは通告書に基づきまして、ただいまから15番一般質問を行いたいと思います。

大梓1番、役場庁舎移転に関して。村長の

考えでは移転先は固まっているでしょうか。  
もし、現場での改築の考えをお持ちでなければ、その跡地利用に関してお考えを伺います。

現敷地の村所有地の割合はどのくらいでしょうか。平成28年度予算に計上された1億円の  
新庁舎基本設計等委託料に関して、予算計上までのこれまでの経緯を伺います。

大枠2の中城中学校の狭い敷地問題に関して。

現在、中城中学校は学校敷地が狭いために  
プールを設置する場所の確保が難しく、生徒の  
教育に支障をきたしている現状で、早急な解決  
策が必要と思いますが、どう対処するお考えで  
すか、伺います。

大枠3番、中城城跡観光入場者数に関して。  
1番、村長就任から今日まで入場者数はどう推  
移してきましたか。また今後の対応策はどのよ  
うにお考えでしょうか、伺います。

大枠4番、清掃事務組合広域化に向けての取  
り組みについて。先日清掃事務組合の平成28年  
度予算説明会において将来は広域化を進め、そ  
の中で生ごみを燃料化し、発電をおこして発電  
計画をお考えのようですが、その情報源と、そ  
の実現化に向けての可能性について伺います。  
以上、答弁をよろしく願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは宮城重夫議員の御  
質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、総務課のほうで。

大枠2番につきましては、教育委員会のほう  
でお答えをさせていただきます。

大枠3番につきましては、企業立地・観光推  
進課。

大枠4番につきましては、住民生活課のほう  
でお答えをさせていただきますが、御質問の大  
枠1の について、村長の考えで移転先は固  
まっていますかという御質問ですけれども、こ  
の庁舎問題につきましては、本議会でも答弁が  
あったとは思いますが、これから庁内で

議論を重ねながら、これはもちろんプロジェク  
トチームも含めて、議論を重ねながら固めてい  
くものだと認識をしております。私一人の考え  
でできるものではありませんので、御理解をい  
ただきたいと思います。それと に少し関連し  
ますけれども、現在の場所での建設は考えてお  
りません。これは断言できます。答申でもそれ  
は出ておりますので、それだけは確定をしてお  
りますけれども、これからの場所につきましては、  
これからしっかり議論を重ねて決めていっ  
て、そして議会の皆様や村民の皆様に理解を求  
めていくということになっていくと思います。  
以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 宮城重夫議員の御質問大  
枠1の について、お答えします。

プール建設につきましては、これまでいろ  
いろ検討してまいりましたが、議員のおっしゃ  
るとおり学校敷地が狭くプールが建設できない状  
況にあります。村では、隣接する役場庁舎の移  
転を予定しておりますので、跡地にプール建設  
を計画してまいりたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

宮城重夫議員の大枠1の から について、  
お答えいたします。

先ほど村長から答弁がありましたように、現  
在の場所には予定していないということ念頭  
に跡地利用をどうするかということございま  
すけれども、この部分は とも少し重複しま  
すけれども、借地の部分については、地権者の皆  
さんの意向を伺いながら、その跡地利用につ  
いては検討していきたいというふうに思ってお  
ります。

について、所有者の割合ですけれども、借  
地の役場庁舎の敷地面積中、所有地が1,687.16  
平米、借地面積が1,057.85平米、合計で  
2,745.01平米となっております。割合としまし

ては、村有地が61.5%というふうになっております。

4番のほうですが、現庁舎は築約50年を経過して屋根裏や外壁の崩壊、それから壁部分などの大幅な亀裂など年々職員と、あるいは来訪者の危険が高まり、新たな庁舎の建設は既に喫緊の課題となっております。新年度より本格的に取り組むために、職員体制を整えておりますけれども、さまざまな手続とあわせて、少しでも早い庁舎の建設を実現するために連行して基本設計、また実施設計を次年度中に着手したいという考えのもと、計上してございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では宮城重夫議員の中城城跡観光入場者数についての御質問にお答えしたいと思います。

まずは村長就任からの現在までの入場者の推移ですが、平成20年度8万603人、平成21年度8万6,336人、平成22年度8万4,463人、平成23年度8万4,018人、平成24年度8万9,360人、平成25年度11万9,228、平成26年度11万9,924人、平成28年2月末現在で12万2,877人でございます。村長就任の平成20年度から中城城跡入場者数の推移は平成20年度8万603人から平成28年2月末現在で12万2,877人で、比較いたしますと4万2,274人ふえております。増加率は152.44%でございます。主な要因としましては、やはり中城城跡でイベントを開催したことによって、中城城跡の知名度アップにつながり、観光客の増加が考えられるものとしております。今後の対策といたしましては、やはり村主催のプロジェクトマップ事業を継続実施し、中城城跡を初め村内には歴史文化、それと伝統芸能がたくさんありますので、そういう伝統芸能をICTを活用して七言語で情報発信をしていきたいと考えております。それによって若年

層やアジア圏の観光客受け入れを積極的に推進していきたいと考えております。また、今年度におきましては、新たに民間企業等のイベント事業の誘致にも取り組んでいく考えであります。それによって観光客ツアーの推進活動等もあわせて検討してまいりたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。  
住民生活課長 仲村盛和 宮城重夫議員の質問にお答えします。

平成28年度には浦添市・中城村・北中城村清掃事務一部組合設立に向けた協議会を設置し、実現に向けて協議を行っていきます。また、廃棄物を資源とした発電システムの導入について近年の廃棄物処理施設建設においては、ぜひ取り入れるシステムと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 それでは順を追って再質問いたします。

まず庁舎建設に関してですけれども、去年の6月ですか、検討委員会から予定地の答申を受けて、この間、関係部課長会議の討議はなされたでしょうか。今、平成28年度において基本設計等で予算が1億円組まれていますよね。その間にそういった討議もなされて、当然、この予算計上は出されているべきだと思いますけれども、そのためのそういった関係部課の討議等は持たれてないですかということです。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

課長会の中で検討と言いますか、その庁舎建設についての検討会をやっております。答申の後です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 課長会の中でなのか、それとも特別に答申を受けての移転についての議論なのか、そのところはどうか。課長会の中で、話をしただけなのか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ではお答えいたします。

答申を受けまして、通常の課長会とは別に課長レベルの協議というのは3回持ちました。わかりますでしょうか。通常の課長会という場所ではなく、それ以外にこの問題についての全課長での協議というのは3回持ちました。その中で前も説明しましたが、ほかの議員にもお答えしましたけれども、課長職だけの議論では事は前に進められないんじゃないかという議論になりまして、それで職員を巻き込んだ全体的なプロジェクトチームを編成して、意見の集約をやるよ。これをやるということになって、今回4月1日からプロジェクトチームを立ち上げていこうという経過になっております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 この平成28年度で1億円が計上されていますけれども、その資金というのは一般会計なのか。それとも積立金から来るのか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 財源につきましては、庁舎建設基金を今充当する予算編成をしてはございます。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 今後、用地購入とか、そういったものが出てくると思うんですけども、そこにおける資金計画というのは会計管理者はどうですか。資金は十分ですか。

議長 與那覇朝輝 会計管理者 比嘉義人。答弁を企画課長に交替したいと思います。企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

庁舎建設に係る財源につきましては、これまで庁舎建設基金を積み立ててきております。基金の現在高がたしか10億6,000万円余りが現在基金の残高になっております。庁舎建設に係る

基本計画の中での数字でしか今は申し上げられないんですけども、トータルで20億円の庁舎建設に資金が必要になってきます。そのうちの用地、それから実施設計、庁舎建設に係る19億円程度については、起債対象の金額になります。その起債対象は、起債につきましては、一般単独事業債になりますので、これの75%までが起債対象になります。仮に19億円の起債対象額としますと、これの75%ですから、14億3,000万円程度は起債が可能になります。庁舎建設基金と起債金額、それと一般財源を用いてやる予定なんですけれども、基金が今10億6,000万円ありますので、まだこれはちゃんと決定したわけではないんですが、仮に20億円の建設資金であった場合に10億6,000万円が基金、庁舎建設のその差額分9億9,000万円余りが起債を充当しようというふうなことで考えております。そうした場合には今、一般財源、その年に負担すべき一般財源は今のところはゼロ円というふうなことになります。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 その基本設計に入るとき、これは中城村においては農地を抜きにしては庁舎敷地の確保は難しいと思いますけれども、それは農林水産課とのそういった調整はなされているわけですか。当然、大きな前提となると思うんですね。そこのところどうですか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 ( 1 3 時 5 2 分 )

~~~~~

再 開 (1 3 時 5 2 分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

まだ庁舎建設場所についての確認はとれておりませんので、その場所が農地であるかどうか

というのは、まだ把握しておりません。今後、そういうことになれば当然ながらこれは協議をしていきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 一般的に考えて、中城村において広大な敷地を普通の農地以外に求めるというのは厳しいと思えます。この大きな大前提と私は思っていますけれども、そこはやはり当初からそういった農用地の対応をどうするか。あるいはまた建築に関して、そういった都市計画の課長等も議論をして、初めて基本設計というのはやるべきと思うんですけれども、その件に関してはそういった打ち合わせもなく、いきなり基本設計ということですか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 それではお答えいたします。

先ほどお答えしましたように通常の課長会以外に課長職でのこの件についての会議は3回持ちましたということを申し上げましたけれども、この中には農林水産課長も入っていますし、都市建設課長も入っています。その中で課題となる例えば農地転用とか、農振関係、それと都市計画に基づく開発行為あるいは、建設確認の部分についても担当課を入れて情報は共有しているつもりでございます。ただ場所がまだ決まらない部分の中で、どういう手順でやりますかというまではまだいっていませんけれども、どうい問題があるということは、この会議の中で出し合っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 連合審査の期間中、中城村庁舎建設スケジュール表というのが配られたんですけれども、このスケジュール表を作成した課はどこなんですか。そこには(案)ですけれども、なぜ(案)なのか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、答申を受けまして、答申の中に場所が3カ所というふうにございます。この場所がまず1カ所にまだまとまっていないということで、その場所の決定後、そういうふうなスケジュールを進めていくということなので、そういう場所がまず決まっていないというのが(案)ということで今、出しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 その予算の1億円の明細はどうなっているか、伺います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、基本設計が約2,300万円程度、それから実施設計が6,700万円程度を予定しております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 このスケジュール表を見ますと、用地取得が平成28年の12月から平成29年の4月までと、そういう予定表になってはいますけれども、その用地取得後でも基本設計の予算計上というのはしてもいいんじゃないかと思えますけれども、用地決定もされない前に基本設計等の予算1億円を計上。そして、また各部の専門の農林水産課、あるいは都市計画課等の本当にそのように集中的に審議を得て、初めて基本設計料というのを計上すべきと思うんですけれども、その基本設計料1億円の平成28年度の計上がまだ早いんじゃないかと思えますけれども、村長、この件について、伺います。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ではお答えいたします。

まず確認しておきたいことなんですけれども、確かに用地費の計上予定額、要するに工程表の中では来年度のほうを、平成29年度のほうを予定するという形をとっております。でもここで見ていただきたいのは、基本設計と事業認定という作業がまず始まります。事業認定には基本設計が必要です。事業認定を受けるためには、

用地取得に関しては今、租税特別措置法で5,000万円の控除がございます。これを事業認定を受けてなければ、この恩典が受けられない前提としまして、用地取得交渉の中で、担保をとらないと交渉できないわけですよ。その辺を含めまして、基本設計というのは、事行認定と一緒に走らせたいというのが現在の工程の話です。その前に一番上の調査1の決定という項目があります。これが今現在、プロジェクトチームを立ち上げまして庁内議論、要するに役場の中としての議会や住民の皆さんに説明できる位置決定の作業を急ぎまして、その後、そういう形の事業を走らせたいという部分でございます。事前交渉と事業認定がというのはひとつにやりませんと、実際に事業認定を終わって、国税協議を入れます。国税は基本的に5,000万円控除を認めますというふうに協議を終わっておきませんと、この土地の所在特別措置の減免が受けられないという部分がありますので、そういう形で今基本設計をできるだけ今年度中に走らせ、その事業認定というのを今年度末までには作業を終わらせたいという部分を考えているわけです。そういう意味で御理解をお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 その全ての今、副村長が答弁された事務手続というのは、用地を取得しなくても、めどが立った後の事業ではないかと思えますけれども、こっちに庁舎建設をやるという場所も決めてからのそういった事業、事務手続ではないですか。それからすると、先ほど言ったのも来年の4月までに交渉が終わる。取得ではない。取得はもっと後ですよ。用地決定、それからでも基本設計というのはスタートしてもいいじゃないかということ。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

まず土地を庁内でめどを立てます。じゃあこ

こでやりましょとなりませう。そのときに住民の皆さんや議会に説明するためには基本設計が当然必要になってきますね。土地の取得というのは先ほど議員がおっしゃったとおり、じゃあ決めました。では地主と交渉して、じゃあ買います、売りますが成立しても事業認定の件があるものですから、意志の決定はできますけれども、この事業認定を受けるためには基本設計も必要になるわけですよ。この提出をするために。県に事業認定を受けるわけですから、基本設計がないと事業認定も受けられないですね。ですから停止条件付きの契約という形になります。お金は払えないわけですよ。基本設計をそこに載せてスタートします。そして、もちろん住民の皆さん、議会にも説明をさせていただいて、これがスタートしたとしますと、地主さんの意志がもう間違いない。事業認定の場合でもおおよその決定事項だけが伸びるだけの話ですから、そこで県のほうともさして問題がないということであれば、事業認定があります。ありますと、そこで今度は実施設計がそのまま入っていきますので、去った12月も9月もだったと思いますが、できるだけ私は早くやりたいという意思表示を議会でやったと思いますが、それは早目に設計を発注したいんですけれども、ところが今みたいに手続があるものですから、我々今回の1億円というのは、その手続は裁量がどうしても県のほうに事業認定はなってくるものですから、これが我々の裁量であれば、いつまでに決を決めて、それまでに決定しますから、実施設計に入りますので、予算計上しましたと言えるんですけども、しかし裁量が県なものですから、多少のずれが生じてくる可能性があります。そのために我々は努力させてくださいという意味合いのものです。この1億円は。なるべく早いうちにこれはもう議員の皆さんも村民もそうだと思いますけれども、早いうちにできるだけ危険な庁舎から新しい庁舎に移りたいというの

は総意だと思っていますので、それに向けて我々は一生懸命やらせていただきたいと思います。そして、今のように基本設計に終わったらすぐ実施設計が入れたときに予算がないということがあればどうしようもありませんし、また私も施政方針でもこの庁舎建設については、平成28年度、一生懸命やらせていただきますという施政方針も出しておりますので、それに見合う予算措置をお願いしたいということで、1億円計上させていただきますので、その辺を御理解いただきたいなと思います。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 最後に、まだしっかりいれないのがあるんですよ。この場所も地形もわからないのに基本設計がつけられるかどうか、そこら辺どう思いますか。場所によってはいろいろ違うんじゃないですか、基本設計というのは。その場所も知らないで基本設計というのはどうしたらいいですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、重複しますけれども、場所の決定を先にするんですよ。場所の決定は、庁内で議論を重ねて、場所の決定はここにしますということで、当然これはもちろん議会にも説明をさせていただきますし、そこに基本設計を載せていくということですので、今の図のとおりできるだけ早くやれば4月いっぱいぐらいには場所も決定できると、もう4月、5月の段階では基本設計に入れるという。もちろん説明が終わったの後の話ですよ。皆さんの御理解を得ながら、こういきますという意思表示ができる。そのときに基本設計も発生しますので、場所の決定が先になります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 先ほどから、このことを聞いているんですよ。場所が決まらないのに基本設計ができるわけがないです。それなの

に場所を決めてから基本設計というのを予算化してもいいんじゃないですかということを訪ねているわけです。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

同じことを言いますが、おっしゃるとおり場所の決定、ただニュアンスがちょっと違ったのは、普通でしたら土地を買う。もう当たり前に買えるものですから、普通の住宅だとしますと契約をしてすぐ設計に入れますね。ところがこれももちろん場所を決定して、基本設計に入るんですけども、土地の名義変更ができるのがずっと後なものですから、ちょっと難しい表現になってしまって、事業認定を受けるだとか、5,000万円の控除を受けるために、いろいろなことをやるかだとか、停止条件付きの契約をやるとかというのは、手続上の問題でありまして、今議員がおっしゃるとおり場所は決まって、決まるという言葉が通常は契約という言葉なんですけれども、これが通常の契約にはならないものですから、いふならば条件付きの契約にしかならないものですから、決定という言葉は使わなかったニュアンスもあったかもしれないんですけども、でもおっしゃるとおり先に場所が決定して、そこから基本設計に入っていきます。おっしゃるとおりでございます。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 まだ意味がわかりませんが、この件は終わります。普通、一般的に考えれば土地のめどもついた。はい、じゃあその土地の形状に合わせて設計をやろうというのが、普通の人の考えだと思うんですけども、この件に関しては質問は終わります。

次ですね、大梓2番の中学校のプールの件に関してですけども、村長は明確に庁舎はこの場所へはつくらないと。それに関して、もし中学校が利用するんだったら利用させてもいいというお考えなんですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

基本的には議員がおっしゃるとおりでございます。中学校のプールの問題は前から取り沙汰されておりましたので、ただ、これはもう約4割ですか、4割は地主がいらっしゃることですから、明言はできませんけれども、考えとしたら中学校のプールだとか、もしかしたらほかにも施設があるかもしれませんけれども、その隣接している関係上、それが一番適切だと思っております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 先ほど総務課長から借地が37%ですか。借地の位置、そこら辺はどうですか。もし中学校が利用するんだったら、とびとびになっているような状況なのか、その借地の部分は固まっているのか、その状況というのはどうなっていますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、庁舎と中学校の両方で使用している、要はこの借地部分ですね。両方にまたがっている部分はその借地部分になっております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 そうなると、そのまま借地でいくか、移転を機会に役場が買い取るかですね、どうします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

これは大人の答弁にしかありませんけれども、明言はできませんので。ただ考え方とすれば学校敷地に一番適しているとは思っていますので、努力はさせていただきたいなと思っています。ただいろんな方法はあると思いますので、ここでの名言は避けさせてください。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 これは教育長に聞きますけれども、村長がいい答弁をなさいました

ので、これを各現場に持ち帰って、やはり今プールというのが宙に浮いて話もできない状態ですので、庁舎が移転した後はプールをつくりましょうということをごすね、ぜひ学校現場に行って話してもらって、子供たちに夢を与えてもらいたいと思います。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 庁舎移転の予定が平成31年で、その後庁舎を取り壊した後でプール建設ということをごすね、村長と協議しながら進めていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 これに関しては、みんな子供たちはよく知っていると思うんですよ。中城中学校だけにはプールがないということは、あと何年後にはできるよということにすれば、子供たちも喜ぶんじゃないかなと思いますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

それでは次に大卒3にいきます。現在、そういうイベントが公園、城跡そしてまたプロサッカーチームとか、事業がなされていますけれども、その中において、どの程度の経済効果というのがありますか。あるいはまたプロチームの使用料はどの程度ですか、伺います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

まずはイベント等の経済効果については、数字的には厳しく出せていない状況ではありますが、やはりイベントをこれまで開催している中で、観光的な考え方とすると認知度が高まってきて、中城城跡に先ほども答弁したとおり約150%の増加率が高まっているということでもあります。しかし、議員おっしゃるとおり観光についてはやはり交通、宿泊、飲食、お土産品と関連する産業の裾野が広く経済波及効果や雇用促進が図られるものと考えております。そういうことで

村としてもイベント誘致とあわせてそういう経済効果が生み出せるような仕組みを検討しなければならぬということで、認識はしているところであります。

2番目のキャンプの施設の使用料についてです。今年は企業立地・観光推進課で担当しましたJ1の3チームの使用料は記録しておりますが、その中でガンバ大阪が7日間で11万9,600円、横浜Fマリノスが8日間で15万6,000円、それから川崎フロンターレが10日間で12万500円ということになっております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 この間、いろいろなイベントをする中において、先ほど課長からもありましたように平成20年度で8万600人が、平成26年度においては2月現在で12万人を超している。その中には相当、知名度というのは中城の知名度は上がってきているんですけども、しかしながら、また村民、議員もそうだと思いますけれども、そこまで来たらひとつのステップとして、そこまでは成長してきたんですけども、なおかつ今度はプラスで経済効果というのは村民も求めているし、我々議会もそうだし、入場者をふやす政策として、諸策を講じてその成果を上げてきましたが、反面それなりの予算を伴っていることも、また事実だと思います。平成28年度においても関連予算でござまる資源政策委託料として2,496万5,000円、プロジェクトマッピング実行委員会補助金として1,300万円、ござまる陸上競技場の芝管理に706万6,000円等の予算が組まれています。入場者数は確かに成果としてふえたことは成果として総括し、費用効果の面から、新たな政策を考える時期じゃないかと思えます。そこで中城村に経済効果をもたらすような政策に重点を置くべき時期に来ているんじゃないかと思うんですけども、この件に関して、村長のお考えを伺い

ます。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今のお話ですけれども、前も少し議会でお話ししたことがあると思うんですが経済効果は確かに大変大事な部分でありますし、最終的な出口はそこになると私も議員と同じ考えでございます。今、その過渡期にあると言いますか、種まきの時期と言いますか、それなりの資本等価をしながら、そしてどう回収していくかというのは、これからではありますけれども、一番誰もが思うのは、やはり宿泊施設だと思っております。この宿泊施設もゴルフ場あり、世界遺産あり、サッカーキャンプあり、それにプラスアルファで今回は大型MICEの誘致が決まりました、マリンタウンでですね。そこに伴って土地利用の見直しの、いうなれば門戸がもっと広がる可能性が出てきました。そういう意味合いでは土地利用の見直しも含めて、誘致のしやすい環境をつくっていくのが、これからの我々の目指すところじゃないかなと。そして誘致のしやすい環境というのは、今話しました土地利用の見直しも含めて受け皿づくりですね、中城村に進出したいという企業がもう多々あるというのは、議員も御承知のとおりと思えますが、全てに法的な規制がかかっている地域ですので、なかなかうまくいかないところも多々ありましたけれども、今回、そういう光が見えてきましたので、その器づくりに邁進させていただきながら、最終的な出口はやはりホテルの誘致が一番わかりやすい経済効果かなと。そこにまつわる雇用も含めて、それだけではないんですけども、それに向かって頑張っていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 ぜひ次のステップに向かって、また村長新たな政策に向かって邁進してもらいたいと思えます。

あと1点つけ加えたいのは、先日の議会の連合審査の中においても、城跡の整備をもっと強化すべきではないとか、あと村民による特産品開発等も進めていくべきじゃないかと議員からのそういったおのおの意見もありました。それに関して、新たな特産品づくりとなると、職員の能力ではもう追いつかないんじゃないかなど。そこで村長の政策になると思うんですけども、コンサルにでもお願いしてでも、中城村を網羅した地形の第一次産業あるいは、去年までですか、電力で牡蛎の養殖でしたか、そういったものを掘り起こしながら、ぜひ村民に密着した特産品が開発できるようなシステムをコンサルに混ぜてできないものかどうか、伺ってこの件に関して一応質問を終わりたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員おっしゃるとおりと言いますが、形はどうあれ、これがコンサルに委託するのが一番いいのか、あるいは意見を聞くのが一番いいのか。あるいはまたほかにも専門学識経験者、あるいはそれにたけた経営コンサルタント、いろんな方々がいると思いますので、そういうものをいい意味で利活用させていただきながら、やはり今の政策に反映させていけたらいいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 それではの質問にいきます。この件に関しては議論をするあれはないんじゃないかと思えますけれども、しかし今後、広域化を進めていく中において、やはりこういった見方もあるんだなと、考え方もあるんだなということを広域の中で意見を反映してもらえればなと思います。先日、3月3日から6日までの日程で、福山市のごみ固形燃料工場と福山リサイクル発電所を議会政務調査活動で行ってきたんです。ちょうどこのことが今、中

城村が考えている広域化で発電所も考えているというお話だったので、どういうものかという感じで政務調査で調べてみました。清掃工場で燃えるごみ、これはRDFと呼ぶらしいんですけども、燃えるごみを固形化して燃料に変えているんですね。その工場での処理能力は16時間で300トンの燃えるごみを固形燃料に変えていました。この方法で燃えるごみを破碎して500度の熱風で水分を10%まで落として、1.5ミリから2センチの直径と長さは3センチから5センチのペレット上に加工するわけですよ。硬くコンクリートみたいに。それを隣接地にちょうど発電所があるものですから、そこまではベルトコンベヤーに乗せて、固形燃料というのを運んで、隣の福山リサイクル発電所では、このRDFという固形燃料を燃やして発電していく。この固形燃料だけでは足りずに火力が弱くて、それにコークスという石炭も混ぜて燃やして、発電タービンを回している仕組みでした。その発電量が2万キロワットで燃料不足で現在稼働率は約半分というそういう話でした。このRDFといいますが、この福山市のほかにも6市2町の自治体から、この製品化された固形燃料は密封されて、外から見えないように、ちょうどセメントを運ぶミキサー車みたいに密封されたトラックで入ってくるわけです。しかしこっちは問題がひとつあるんですけども、この燃えかすですよ。今、青葉園ではスラグはどのくらい出ていますかね。最終処分として出るのは。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。
住民生活課長 仲村盛和 それではお答えします。

現在は灰溶融設備を休止していますので、スラグは出ない状況です。平成25年までは約255トン年間出ていたんですが、一度焼却して最終処分場に委託していますので、現在はスラグは出ない状況となっています。

議長 與那覇朝輝 宮城重夫議員。

15番 宮城重夫議員 この発電所において、燃料の10%がスラグとして出てくると。大体250トンくらい1日燃やしたら28トンくらい毎日スラグが出ると。この処分に関して、今までは過去においては埋め立て工事や、あるいは下水道の埋戻し材として使用したんだけど、最近その需要が減って、毎年置き場が広がって、そしてこれは問題点みたいな感じと話していました。そういうことを考慮して、また固形燃料だけつくるのであれば煙も出ないし、またこの固形燃料を先ほどの発電所みたいなところに委託してもいいんじゃないかなというそういう手も考えられるなという視察を終わっての考えです。それを考慮なされて、ぜひ将来、広域化に向けてのごみ処理施設の事業に生かしてもらいたいと思います。これで私の質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で宮城重夫議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(14時31分)

~~~~~

再開(14時41分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、新垣博正議員の一般質問を許します。

12番 新垣博正議員 それでは議席番号12番、新垣博正です。通告書の順に従いまして一般質問を行います。

大枠の1番、子育て支援の政策について、お伺いいたします。待機児童対策について。1 これまでもさまざまな政策を駆使し、待機児童解消に向けて取り組んできましたが、ゼロにならない要因はどこにあるのか、お伺いいたします。2 平成28年度中に解消できる可能性はあるのか。あるのであれば「待機児童ゼロ宣言」をする考えはないか伺います。子どもの貧困対策について。1 準要保護児童生徒援助費の拡充策の考え方をお伺いいたします。中学校に配置する学校支援員は何人配置し、対象とな

る生徒は何人を見込んでいるかを伺います。

「子どもの居場所の確保」事業の内容と対象となる児童・生徒は何人を見込んでいるのかお伺いいたします。食事の提供及び共同での調理等の支援する際の場所、ボランティア体制等はどのようになっているか。

大枠の2番、平和行政への取り組みについて。

昨年11月7日に村平和宣言が行われました。恒久平和を願う意義ある宣言であると評価します。村民へ広く周知する意味からも村内の主要な個所に宣言文を掲示することを提案するがその考えはないかお伺いいたします。護佐丸歴史資料図書館において予定している「平和企画展」の詳細についてお伺いいたします。戦争遺跡の保存、保護、そして説明板の設置状況はどのようになっているかをお伺いいたします。

大枠の3番、文化財悉皆調査事業について。

各字の集落内の調査を行っているが、戦前の集落ごとの人口調査を行ったことがあるかお伺いいたします。戦前の集落内に残る遺跡、遺構、遺物等の保存についての考え方を伺います。

1 集落内の戦前の同様な個所の説明板の設置を検討できないかお伺いいたします。以上、簡潔明瞭な答弁を求めます。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、福祉課のほうと教育委員会のほうでお答えをいたします。

大枠2番につきましては、企画課と教育委員会。

大枠3番につきましては、教育委員会のほうでお答えをいたします。私のほうでは御質問の待機児童対策について所見を述べさせていただきますけれども、ゼロにならない要因は今議会でも福祉課のほうからお答えをさせていただきましたが、もちろん子供たちの増、子育て世代の人口流入いろいろございます。ただ今年度27

年度ですか、平成27年度は待機児童の数がふえております。実はこれは大いに想定内でございますが、議員も御承知だと思いますが、私ども中城村においては子育て支援に大いに取り組んでいながら、また宣伝という形で大いに発信をしていきました。というのは、そういう形で例えば待機児童に限ってのお話をしますと、待機児童になった世帯への毎月5,000円の助成金だとか、一人親家庭の助成金だとか給食費の半減だとか、いろいろなそういう部分をどんどんマスコミとかに取り上げていただきますと、今まで潜在的な待機児童であった家庭がどんどん出て来るだろうと、表にしっかり出てきて、我々は表に出て来たこれまでの潜在的な待機児童家庭をまたターゲットにしながらこの待機児童ゼロを目指していこうというのが本分でございますので、平成27年度においては非常にいい形で私はふえてきたなと思いました。これに伴って今後、その待機児童をゼロにするための政策をまた打たせていただきなと、いろいろな支援はもちろんですけども、平成28年度、平成29年度、平成30年度と連続して施設もふえてまいります。認可園がふえてまいります。それに伴って、あと、これははっきりした数字が出てからの判断になりますけれども、恐らくですけども、あと1園か2園をふやせれば十分もう待機児童ゼロ宣言はいけるんじゃないかと。予測ができる数字の根拠になる数字が今上がってきたということで、これからそれに向けて頑張っていきたいなと思っております。詳細につきましては、また福祉課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣博正議員の御質問大  
大枠1の と大枠2の については私から答  
えます。

大枠1の 、大枠3については生涯学習課  
長から答えさせます。

それでは大枠1の 本村の児童生徒の貧困対  
策としまして、準要保護援助費を、これまで国  
基準単価の75%の援助を行ってききましたが、平  
成28年度より国基準単価の100%に助成費を拡  
充してまいります。 中学校へ配置する学校支  
援員は2名です。対象となる生徒は七、八人を見  
込んでおります。

大枠2の 村内戦争遺跡については、これま  
で正式な調査がなされておらず、その所在は一  
部しか把握しておりません。戦争遺跡や遺構に  
関する説明板も現在のところ、歴史の道沿い  
にある161.8高地陣地説明板、護佐丸歴史資料  
図書館の敷地に設置した伊集からの移設したヒ  
ンプンの説明板があります。今後、平成28年度  
から平成33年度までの調査を行い、所在を把握  
し説明板の設置を予定しております。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣博正議員の質問に  
お答えします。

大枠1の の1、中城村の待機児童は、平成  
27年度26人、平成28年度現時点で59人となり33  
人の増加となっております。南上原土地区画整理  
事業の進捗に伴い、子供の人数の増加と先ほど  
村長が述べておられました潜在待機児童、隠れ  
ていた待機児童が表れてきているものもひとつ  
の要因と考えられます。現在、公立保育園を初  
め、計7カ所の保育施設で保育を行っておりま  
す。今後、園児数に応じた保育の受け皿の確保  
に努めて待機児童ゼロに向けて取り組んでいき  
たいと思います。2、平成28年度は事業所内保  
育施設の開所、既存の建てかえによる認可保育  
施設による定員増、小規模保育所を予定してい  
ます。国の方針どおり平成29年度までには待機  
児童をゼロに近づけ、平成31年度までには真の  
待機児童がゼロということを宣言できるよう取  
組んでいきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習  
係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 私  
のほうからは大枠の1の 子どもの居場所の対  
象となる児童は何人かにお答えいたします。

安全で清潔な支援場所ですね、今言う居場所  
ですね。今のところ（仮称）青少年教室かセン  
ターか、子供たちがそこに寄り添える場所を考  
えております。を確保し、管理員6名、ボラン  
ティア員3名を配置し、監督下のもとで子供に  
合った支援を行う予定であります。その中で軽  
食事の配給サービスの提供、また、できれば自  
前で調理をさせたり、子供への生活指導、でき  
れば学習支援も取り組みたいと思っています。  
先ほど福祉課長がお話しましたが、今回、  
人員に関してまだ本村においては貧困の子供、  
それがまだ実際には確保されていません。です  
から今回、まず各小ごとに最大値を私は20名と  
いうことでまずは予想しております。大枠で20  
掛ける3校ということで、60名で一応見込んで  
います。最大値ですね。

続きまして、食事の提供、そしてボラン  
ティア体制の話ですね。今お話ししましたが、  
各校区3カ所で予定しておりますが、事業  
実施には、各校区の貧困子どもの実態を調査し  
把握する必要があります。具体的にはその後、  
子ども人数に応じて設置数、場所を決定し、よ  
り効果的な支援ができるように居場所を開設す  
る予定であります。予定としては恐らく7月前  
後になるとみています。本村では、貧困対策に  
取り組むため、「庁内連絡会議」を設け、関連  
する各課で連携して課題解決に現在、取り組ん  
でいるところであります。また「子ども貧困緊  
急対策事業連絡会」も設置し、教育機関や地域  
の民生委員などと外部の関係機関とも連絡し、  
支援をしております。

大枠3番ですが、文化財悉皆調査事業につ  
いて。現在、この事業については、各字のいわ  
ゆる人口調査については、正式に行ったことは  
まだありません。中城村の沖縄戦に関する調査の

際に、今後調査を行うように考えております。

について。これはいわゆる戦前の説明板で  
すか、設置できないかということですが、  
基本的には、貴重なものは村指定を行い、説明  
板を設置したいと思っています。ただし字有地  
とか、土地、いわゆる調整しやすい場所であ  
れば、すぐにできるんですけれども、たまには  
個人有地もありますので、その所有物が個人  
である場合は難しい場合が多いと考えられま  
す。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 平和宣言の掲示につ  
いてお答えいたします。

昨年、戦後70年の節目を迎えるに当たり、  
さきの大戦で犠牲になられた御霊を慰めると  
ともに、再び戦争の惨禍が起きることがない  
よう、平和希求の思いを村内外にアピールし、  
後世へ継承していくため、村として平和宣言  
を行いました。沖縄県におきましては、「沖縄  
全戦没者追悼式」で宣言される平和宣言文は、  
その年の県の考え方を直近のものとして発  
表しているものであり、県として、何か形に  
残しているのではないと聞いております。本  
村では、5年あるいは10年を節目とした平  
和宣言の発表を予定しており、その時世に  
あわせた村の考え方を示し、村政運営に  
当たるとの考え方を述べているものでござ  
います。このようなことから、御提案であ  
ります村内各所での平和宣言文の掲示は、  
現在のところ予定はしておりません。

次に、平和企画展についてお答えいたし  
ます。平和企画展におきましては、「子ども  
から見た沖縄戦」というテーマで、戦争当  
時の貴重な資料や写真の展示、平和講演会  
を予定しております。小さい少女が沖縄  
戦に巻き込まれていく姿を描いた絵本「つ  
るちゃん」を活用し、展示におきまして  
は、沖縄戦に関する資料や写真を絵本に  
交えて展示し、沖縄戦の実相を追って  
いきます。平和講演会では、中学生を  
対象に、戦争

体験者である「つるちゃん」ご本人と、「つるちゃん」の著者である、金城明美氏に、戦争体験と平和についての思いを語っていただく講演を予定しております。この平和企画展で、学生から一般の方まで、多くの村民を対象に、沖縄戦の実相を伝えながら、平和意識の啓発を図っていきたくと考えております。なお、平和企画展は、6月15日から7月3日までの間、護佐丸歴史資料図書館で開催をいたします。平和講演会につきましては、6月24日吉の浦会館で開催いたします。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは詳細についての質問を行います。

今議会では同様な質問が多くて、重複するところがあるかと思いますが、できるだけ私は省いて聞きたいんですが、重複するところがあれば御了承ください。待機児童についてですね、これも私たちが議員になって10年ほど前からずっと待機児童の議論は議会の中でも行われておりましたし、多分我々が議員になるそれ以前からそういう話は飛び交っていたんだろうというふうに思いますが、今日にきてやっと国も本腰を上げ始めて、ネット上で拡散した話題にも飛んでいますけれども、待機児童については国も完全解消に向けて取り組んでいくというふうに宣言をしているぐらいですので、市町村はそれをぜひ現場として県や国に要望して行って、こういう形であれば完璧に待機児童は世の中からなくなるよと。そして待機児童という言葉そのものも死語になる。使う人がいなくなるというような状態に持って行ってほしいというのが、究極の目標だと思います。それでもやはり本村は村長が答弁されたように住みやすい村、住み続けたい村というのを内外に発信しておりますので、若い方々が住まわれるというところが特に南上原の区画整理地を中心として、多く見られると思います。それに伴って子供たちの誕生

も多くなって、待機児童もそれに比例してふえてきている部分があることはおおよそ理解はできるんですけども、ある意味これらは現れてくるということは、おおよそ予測もつくものではないかなと思います。そういった人口推計というのももっともっと連動を高めてしっかりと児童の数というのを出現率というんですか、そういったものを捉えて施設の整備であるとか、サービスの供給体制というのを構築していただきたいと思います。その辺の今後の取り組みをもうちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。今、1園から2園ぐらいという話がありましたよね。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

平成26年度に策定いたしました子ども・子育て支援事業計画書の中でも園児数の推計を行ってまいりました。そのときの児童数の数と現在の児童数の数では見込みより50名ぐらい多くなっております。それも南上原土地区画整理事業の進捗に伴う人口増。中城村が子育てがしやすい村ということで、他市町村からの転入が多くなってきているものと思われます。子ども・子育て支援事業計画書の中では、平成28年度に事業所内保育所1カ所、認可外保育数の移転新築で1カ所、小規模保育施設での新設が1カ所ということで予定しておりますけれども、その人口増に応じて、検討しながら施設数をふやしていきたいと思っております。その整備については、やはり国・県の補助はありますけれども、村の一般財源も必要となりますので、企画財政と相談しながら優先順位が上位になるように働きかけていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 計画よりも50名ぐらいの当てが外れたと、誤差が出たということで理解したいと思っておりますが、なぜそんなに開きが出たかというまでは言いませんので、やはりそ

の辺は反省して、今後はやはり見込みよりも多くなる可能性があるというぐらいの数値の上積みも予測しながら施設整備、あるいはサービスの供給体制というのを図っていけるように態勢を整えていただきたいと思います。今がある意味、県・国に物を申すチャンスじゃないかなと思います。国があれば本腰を上げてやると言っているんですから、市町村はこういったものを手助けしてくれれば、完全解消に向けて完璧に取り組めますよということをぜひ交渉してもらって、一般財源を確保してからとか、こういう遠慮がちな政策ではなくて、今こそ全国で待機児童をゼロにしていく。それこそが本村が求める子育て支援のしやすい1丁目1番地の政策の村として内外にアピールできるのではないかなと思いますので、この点をしっかりと取り組んでいただきたいことを要望しまして、次のほうに移ります。

子供の貧困対策についてですけれども、今議会ではたくさんの方々が、この問題について目を止めておられます。これも私も数年前から子供と困対策については議会でも取り上げてはまいりましたが、まだまだお互いの認識もちょっと弱くて議論が深まらなかったというのも私も反省はしているんですけれども、やっと新聞紙上でも毎日のように今、子供の貧困対策というのが取り上げられるようになってきました。やっとこれも待機児童同様、社会問題としてクローズアップされてきたのかなというふうに思っております。今日の日本において、やっぱり貧困という言葉が出ること自体にびっくりする部分があるんですけれども、これもある意味では角度を変えれば、現実の問題であるというのとも言えなくもないというふうに思っております。この子供の貧困対策を考える場合、子供だけに目を向けるのではなくて、子供貧困と言っても、子供が勝手に貧困になったわけではなくて、その背景にあるものというのをしっか

りと捉えなければならぬと思います。その中でいわゆる子供だけではなくて、その背後には保護者と言いますか、家族というものがあると思うんですけれども、この家族という定義が多少今までのものから近年の家族の定義というものが少し崩れてきつつあるのかなというのがちょっと思われます。福祉課長、ちょっとすみませんが、この家族の定義について、福祉課としてどのぐらいの定義で捉えられているのかをちょっと伺いたいんですけれども。難しいですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 急な質問で、頭が整理できていないんですけれども、ちょっと私の考えとしましては、家族とは、お父さん、お母さん、子供と一緒に住居を共に食事をしながら、お母さんは特に母性を持って子供に愛情を注ぐことが本当の家族と思います。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 大変よくできました。おっしゃるとおり私もそれは同感だと思います。ちょっとごめんなさい。意地悪な質問をしたつもりはないんですけれども、夫婦間であったり、親子、兄弟、血縁関係があって、それを共に家で過ごす小集団というのが家族。社会構成の中での基本単位というふうに言われておりますね。これは以前に議員の町村議員の研修中である講師の先生が言っていたのを、ちょっと私、思い出したんですけれども、英語で家族はファミリーと言いますよね。ラテン語ではファミリアというらしいですよ。マツダの車みたいな名前ですけれども、ファミリアの語源はファーマーとイヤーで、農業を一緒にしながらそれで生産したものを一緒に食べるというのが語源になって、ファミリアになったというふうなことを言ったときに、なるほど人類はかつては農耕をしながら家族単位で農業で生産しながらそれをまた食していたというこの単位が家族というよ

うな単位に発展してきて語源になったというのがよくわかるような感じがして、非常にいい講演会であったというのを思い出したんですけれども、そういった共にやはり何らかの形で家の中でも役割を持って担いながら、そして共に交わって食事をするという環境ですね。これがもともとは自然にあったものが近年においてはそれが途絶えてしまったり、いわゆる方言でいうナナーメーメーと言いますが、おのおのが一人で食事をしたり、あるいは子供たちだけで食事をしたり、片親との食事だったり、そこに会話がなかったりとか、そういった環境というのがどんどん今日においては、崩れかけているところから子供の貧困に結びついていっているのではないかなと思いますね。そういったところも踏まえながら、この子供貧困対策というのは捉えていってほしいなと思います。ただ体制を整備したり、予算を湯水のように使ってやるだけじゃなくて、相手にしているのは人間であるということですので、よく介護の世界でもいろんな研修会を受けたら、例えば入浴介助の話をしたときに、水温は何度がいいですかということで、水温計ばかり見るのではなくて、やはり介護の対象となっている顔色を見る。ぬるめのほうが好きな人はぬるめ、熱いお湯が好きな人は熱いお湯。そういった話もしながら、コミュニケーションをとりながら、しっかりと介護に当たるというのが、基本だよということも教えられたことがあるんですけれども、まさにこの子供貧困対策においても、子供たち一人一人の顔色を見ながら、その背景に潜むものは何なのかということをしっかり捉えるような事業体形にしてほしいというところを私のほうからは希望しまして、次の質問に移らせていただきます。

平和行政のほうですけれども、平和宣言文がその年々で行われるものだから、特に文書だけで看板みたいなものは設置する考えはないとい

うふうなお話でありましたが、昨年はちょうど70周年という節目でもあったので、やはりこれは記念すべき何かの証を残すということと、平和宣言文に対しては、そんなにその年々において、大きな宣言文の開きがあってはならないんじゃないかなと思いますね。昨年は確かに戦後50年のときに村山談話というのを政府が発表されて、昨年は安倍総理が発表したというところで、ニュースで話題になったんですけれども、その評価は別として、やはりこの大きな節目の年のものというのは大切にして、村内外にやはり恒久平和をアピールするという意義はとてもあるんじゃないかなと思いますね。あるいはせっかく図書館を建設するわけですから、そこでも平和企画展をやるということであれば、そういったタイミングにそういった意義ある宣言というのを何らかの形で掲げて、村民に対して恒久平和を願う村の姿勢というのを見せるべきではないかなと思います。そういったところをないがしろにしないで、オープンに際して何らかの証を残すという考え方、教育長はないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

資料図書館が5月30日にオープンを予定しておりますので、平和企画展については企画課関係部署と相談して、どういった形で展示したらいいのか、そういったことも考えていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ぜひ調整して何らかの形で残してほしいなと思います。なぜかと言いますと、私は村山談話というのをもう一度読み返してみたいんですけれども、長い文章ですので全部読むわけにはいかないもので、一部ですけれども、「日本は、あの焼け野原から、幾多の困難を乗り越えて、今日の平和と繁栄を築いてまいりました。このことは私たちの誇りであり、

そのために注がれた国民の皆様一人一人の英知とたゆみない努力に、私は心から敬意の念を表わすものであります」ということ。そして、ちょっと飛びまして、「平和で豊かな日本となった今日、私たちはややもすればこの平和の尊さ、ありがたさを忘れがちになります。私たちは過去の過ちを二度と繰り返すことのないよう、戦争の悲惨さを若い世代に語り継いでいかなければなりません。」というふうな文面が談話の中にちりばめられております。次の世代に伝えていくという重要な役割を我々は担っているということをぜひ御認識されてほしいものだというふうに思います。

そして次の3番のほうですが、戦争遺跡。昨日、伊佐議員の質問に対しても、説明板を161.8高地には設置するということの答弁がありました。この説明板の中の文面と言いますか、どなたがそういうふうに執筆をされて書かれるのかということは決まっておりますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

今議員がおっしゃった今回、平成28年度におきまして戦争遺跡に関する整備を161.8高地。そして沖縄戦に関する予算を計上いたしました。今回、この庁舎の中で説明板ですか、沖縄戦で中城村がどのような被害を受けたのか、実態を調査する中で、この説明板においてもしっかりと専門員2人、その沖縄戦に関する専門員2人嘱託職員を配置して調査し、そこで作成したいと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 そして、私も最近登ってみただけですけども、ツタが張っていたのは大分取り払われて、下のほうからも見えるような状況になっているのは、よくわかるんで

すけれども、それでも長年において風化して崩壊していかないかということが危惧されているのと、金属の部分がありますよね。いわゆるあれは鉄筋ではなくて、資料によると軽便鉄道のレールを代用で使ったというふうな記録があります。これもかなり腐食をしているようですけれども、そういったさびどめとありますが、この保存に向けては、これも含めてどのように対処していくかを確認したいと思います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 議員がおっしゃるとおり、当然、保存に関しては最大の保存をしていきたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 村内にはそのほかにも新垣のカーブヤーガマでありますとか、あるいはまた津覇のトーチカの跡ですね。そういったものも現存していると思います。そういったほかの戦争遺跡に類するものもあります。津覇小学校のクバの木のも、それに値するのかなというふうに思っておりますが、それらも含めて、今回は調査をする計画があるのかどうかですね。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

今議員がおっしゃったように今3点ほど、沖縄戦に関しての遺跡が上がりましたけれども、中城村にはあと3つほどあると、私は見ています、大きなものですね。特に注目されるのが、今カーブヤーガマのお話もしましたけれども、伊集のウシクダ原ですね。まだ恐らくその一帯は現存のまま残っていると思います。実はこのウシクダ原というのは、中城村のお互い戦跡の中でとても重要なところだと言われております。よく文献の中で、嘉数高地が有名だと言う

んですけれども、逆に嘉数高地と匹敵するぐらい、ここウシクンダ原に大きな戦闘がありました。実はここには第1大隊という大隊がありました。そこに配置されまして、ここで恐らく全滅して600名ほどそこで放置されたという記録があります。ですから日本軍が嘉数を重視した経緯もあるんですけれども、東側はウシクンダ原を強化した経緯もあります。ですからそこをしっかりとそういうものもありますので、そういった地点をしっかりと調査していきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 このあたりもしっかりと調査をして、後世に残していけるようなものとして立派なものを設置できるようにお願いをいたします。それとも既に70年以上経過していますから、遺跡の形としては残っていませんから、そこは戦跡の跡だったよというようなところも幾つかあると思います。今課長が述べられたように、このウシクンダ原からハートライフ病院にかけては一つの山ですよ。米軍はスカイラインというふうに呼んでいたというふうに言われていますが、これも大砲陣地が今のハートライフ病院の上のほうにあったというふうに言われています。こういうふうに現在はもう取り払われてなくなった。特に糸蒲もそうですね。糸蒲も155高地と言われていて、防空壕が見つかりましたけれども、公園整備に伴って、全てその辺は撤去されて、糸蒲の戸は残っていても、住民目線でまだ文書に残っているような感じではなくて、やはり住民の目線とか、中城村民がそのときにかかわったようなこういった説明板にはなっていないで、遺族あたりがつくった説明板だけが糸蒲には残っていますが、その辺も含めて現存はもうしないんだけど、あきらかにこれは沖縄戦を語る上、あるいは中城村の戦跡を語る上でこういった場所というのは説明板も設置して、今はこういうふうに憩いの場になっている公園かもしれないけれども、

もともとは激しい戦闘があった場所だよ。あるいは沖縄戦にとってはそういう位置づけになった場所だよ。特に糸蒲については、いわゆる32軍球部隊の作成変更によって犠牲になったというところがあると思いますので、そういった重要な場所については、形が今は変わっていても何らかの形でそういった場所が元戦跡であったというところを残すという。その辺も考えがあるのかどうかを確認したいと思います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 議員と考えは一緒であります。文献からよりますと、いわゆる戦闘的な立場で物事が全部書かれています。今回、調査というのはお互い実際に被害を受けた住民から聞き取りをして、やっぱり中城では文献どおりそういうのを戦禍というんですか、あったかどうかを確認したいと思います。文献から言いますと、結構資料はあります。今、議員がおっしゃったとおり、いわゆる糸蒲ですか、1号高地ですか、14大隊が駐在したと言われてます。実際には糸蒲は4月8日ですかね、陥落したのは。中城のウシクンダが陥落したのは4月23日と言われてます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 その辺も生涯学習課を中心として戦争遺跡の保存、あるいはまたこういった説明板の設置というのをしっかりとやっていただくことを要望いたします。

そして大きい枠の3番のほうですね、人口調査についてであります。村史を読んでも、当時の人口というのが、ほとんどわからないんですよ。なぜそれを知りたいかと言いますと、当時は現在の北中城村と一つの自治体として成り立っていたということもありますが、おおよそあわせて1万6,000人という数字は出ています。割って大体8,000人前後だっ

たんじゃないかなとは思いますが、それが明らかになると、中城村で戦争で亡くなった戦死率というのが正確な数字により近いものが出てくると思います。これが出ると、もしかしたら今、5,114名でしたか。平和の波に名前が記載されているのが、となると60何パーセントの人間が中城村は亡くなったといわれる。県内で一番多いんじゃないかなというぐらいの数字になるんですね。そういったところからすれば今後、戦跡とか、沖縄戦の中城における状況というのをもっともっと深く掘り下げて研究していく価値が私は出てくるのではないかと思います。これもある意味では70数年たってくると、もう最後の最後のチャンスになるかもしれませんので、生きた声が聞けるのももう時間が限られてきていると思いますので、そういったものも含めて、集落内の人口調査もぜひやっていただきたいと思います。そしてこれも先ほどの戦争遺跡と類似するんですけども、地域にはいろんな遺構とか、そういった跡があります。そういったものも今現在は全然変わり果てたところになっていっても、もともとは集落にとってはこの場所というのはいろんな意味合いがあった場所なんだよということが将来に渡って知ることができるような説明板というのも、ぜひ設置をしていただきたいと思いますが、他の市町村では結構やられているんですよ。そういったのに学びながら設置をしていく検討はどんなですかね。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 これまで中城村がそのような遺跡ですか、それについて調査がやられて、細かく進んでいかなかったということで、おくらしている形もありました。今後、早急にその詳しい方がしっかり聞き取りをする方がいる中で、しっかりそれを進めていきたいと思っています。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 先般、子ども議会があったときに、伊集の坂の勾配がきついというふうなお話がありましたね。エレベーターやエスカレーターをつけてほしいというのは奇想天外な発想ではあるんですけども、伊集の坂なんかもどちらかと言えば、あれも戦争によって強制的にねじ曲げられて山のほうに向かって坂道がつくられていったというのが実態だと思いますね。本来、県民や私たち中城村民や隣の西原町民が望んで、あそこに道を開けたわけではなくて、軍道13号線として開けられていって、あれが復帰後、国道に格上げされて、今日に至っているということで、それでも国道の建設のときには勾配をかなり緩やかにしていって、昔とは比べものにならないぐらい登りやすいような坂になっているというふうに思います。ああいったところも今日の若い人たちはもうこの過去の経緯というのはわからないと思うですね。やはり旧県道から当時の人たちは生活をしてきたというような部分も想像をめぐらせていながら、地域の歴史を探索していくというのも、また一つの社会の学習として大いに今後は役立つものだと思いますので、この戦争遺跡の調査とあわせて、これらもしっかりとやっていただきたいことを付け加えて私の一般質問を終わらせていただきます。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣博正議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会（15時29分）

## 平成28年第1回中城村議会定例会（第22日目）

|                        |              |                      |                  |       |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成28年3月7日（月） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成28年3月28日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成28年3月28日（午後3時39分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 石原昌雄                 | 9番               | 新垣徳正  |
|                        | 2番           | 外間博則                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 大城常良                 | 11番              | 新垣光栄  |
|                        | 4番           | 欠員                   | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番           | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番           | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番           | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番           | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   |              |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 12番          | 新垣博正                 | 13番              | 仲座勇   |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                  | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                 | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉正豊                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 新垣親裕                 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長       | 仲村盛和                 | 上下水道課長           | 仲村武宏  |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                 | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長         | 稲嶺盛昌                 | 生涯学習課長兼生涯学習係長    | 新垣一弘  |
|                        | 福祉課長         | 仲松範三                 | 教育総務課主           | 伊波正明  |
|                        | 健康保険課長       | 比嘉健治                 |                  |       |

議事日程第8号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 皆さん、おはようございます。本定例会もいよいよ残すところ2日です。きょうが一般質問最後の日となりましたが、トップバッターとして、通告書に従い質問をさせていただきます。と思っています。

まずその前に1つだけお聞きしたいことがあるんですが、今議会において我々議会で、先日起こった米軍兵士による女性暴行事件がありました。そのことに関しまして本村議会から意見書と抗議決議文が提出されることになっております。多分、全会一致で議決されるものと思っておりますが、この場をかりて皆様にもちょっとお願いしたいことがあります。というのは、この我々沖縄のほうは戦後70年間ずっとこういうものにさいなまれてきているわけですので、今回もそうでありませうけれども、もう綱紀肅正を求めるとか、あるいは反省を求めるといことが、もう米軍に関しましては機能していないのが現状であります。今回もそうではあるんですが、もうこのような事件・事故をなくすためには、我々沖縄県民が一つになって、沖縄県の全米軍の撤退でありますとか、そして米軍基地の撤去以外にその問題を解決することはないのかなと私自身思っております。いろいろな場面において、皆様方にもそのようなお話があったり、そして議論する場があるとは思いますが、ぜひその中においても、この沖縄の現状を皆さんにも伝えていただいて、とにかく早いうちにそういう問題を解決するような方向性で取り組んでいただければと思っております。我々、村議会でも全力を尽くしてその問

題に関して取り組んでいく所存でございますので、ぜひ皆様方も御理解していただきたいと思っております。

それでは通告書に従いまして、一般質問を行っていきたく思います。まず大枠の1番から。中城村の水道水の有害物質の検査についてでございます。米軍基地から生ずる汚染水の混入が問題になっていますが、本村においてはどのような状況か、伺います。

大枠の2番、村内のひとり暮らし高齢者の把握はどうなっているのか。高齢化社会が言われています本村においても、独居老人の世帯が増えており、その対策が急がれます。取り組みを伺います。

続きまして、大枠の3番、吉の浦火力発電所地元三者協議会について、伺いたく思います。

三者協議会の現状と今後の方向性を伺います。

4番目に、公衆トイレについて。現在村内の公衆トイレの現状はどのようになっているのかを伺います。以上、よろしくお願いたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣徳正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、上下水道課でお答えいたします。

大枠2番につきましては、福祉課。

大枠3番につきましては、企業立地観光推進課。

大枠4番につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠2番のひとり暮らしの老人への取り組みなどですけれども、議員おっしゃるとおり、本村におきましてこれは大変大きな問題だと思っております。ただ大事なのはやはりひとり暮らしの高齢者の方々の把握ができていないのか。これは災害時も含めて、村のほうでしっかりこれは把握をしていないとそれなりの対策も打てないと思っておりますので、詳細

につきましては、担当課のほうでお答えをさせていただきますけれども、喫緊の課題と認識しております。またそれがしっかりできるように二手、三手先んじて打つべきだと考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村武宏。

上下水道課長 仲村武宏 おはようございます。それでは新垣徳正議員の大梓1の について、お答えいたします。

去る1月19日の新聞記事で米軍嘉手納基地周辺を流れる河川を水源とするポンプ場や北谷浄水場からの残留性有機汚染物質の有機フッ素化合物、通称PFOSが他の地域に比べて高濃度で検出されたと新聞報道がありました。中城村の上水道は沖縄県企業局より石川上水場系（下地区）と北谷上水場系（上地区）の2系統より水道水として受水しています。今回検出されました有機フッ素化合物（PFOS）についてですが、炭素系のフッ素結合を持つ有機化合物のひとつで、主に半導体用の反射防止剤、金属メッキ処理剤、泡消化剤、航空機用の作動油などに使用される化合物です。毒性についてはまだ明確ではありませんが、急性毒性はあまり強くないとされています。PFOSの国内の基準値の状況ですが、水道水質基準においては、要検討項目に登録されているものの、現在までの目標値の設定はありません。海外におきましてはアメリカ環境保護庁の水道の暫定健康勧告値として200ng/L以下、ドイツにおきましては健康関連指針値300ng/L以下と設定されており、さらにWHO（世界保健機構）では現在のところ設定はありません。中城村の受水している北谷浄水場のPFOS濃度は平均で30ng/Lという濃度で安全性に不安があるレベルではないと考えています。ちなみに1ng/Lは10億分の1グラムになります。

中城村の水質検査の状況ですが、水質管理として水道法で定めている水質基準項目及び厚生

労働省による通知による水質管理目標設定項目を検査することによって、水道水の安全性を村内4カ所で確認していますが、PFOSについては水道法で義務づけがなく、基準もないため水質検査は行っていません。しかし、企業局の発表による直ちに健康上の問題はないとされている状況ではありますが、直接、水道水を口にするため、住民に不安を与えていますので、中城村においては、早急な原因究明に取り組んでいただきたいと県企業局のほうへは申し入れている状況です。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣徳正議員の大梓2番について、お答えします。

本村も高齢化が進行し、高齢化率17.5%となり、65歳以上の人口が3,045人となっております。中城村ではいつでも住み慣れた地域で生き生きと暮らせるように「福祉電話」の設置、「緊急通報システム」の整備、「配食サービス」を行っています。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 新垣徳正議員の大梓3の について、お答えをさせていただきます。

吉の浦火力発電所立地に伴う地元三者連絡協議会の目的は、吉の浦火力発電所の運転開始に伴い、久場区・泊区に対し環境の保全に鑑み中城村及び地元、さらに沖縄電力の円滑な連絡体制の構築を図り、地元住民の安全・安心な生活環境に期することを目的として設置されております。現状といたしましては、これまでに、吉の浦火力発電所及び県内の発電所を視察しております。それから三者において防災計画の策定の協議を行っております。次に、地域対策に関する協議として、グランドフレア恒久対策・電磁波測定・外灯設備のグレア対策などの問題解決を話し合っております。さらに居住環境整備

及び安全、安心対策協議、それから発電用施設周辺地域の防災計画策定に伴う先進地調査と策定の協議を行っております。今後の方向性といったしましては、課題として積み残している自主防災組織を立ち上げていただきまして、それに基づいて地域防災計画の策定を目指していく必要があるのではないかと、今考えております。既に地域に対しては、参考資料として他地域の防災計画や自主防災組織の運用等の資料を提供している状況であります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正  
都市建設課長 新垣 正 新垣徳正議員の大  
樫4について、お答えします。

委員の質問に対して、村内には公衆トイレはないので、村の公共施設内にある屋外トイレと内容で回答いたします。都市建設課のほうで10カ所、維持管理については村で糸蒲公園の2カ所を管理しています。残りの8カ所の児童公園等の維持管理については、自治会のほうで管理しています。そのうち3カ所、和宇慶、北浜、添石については、行事があるときにトイレを利用させています。あと生涯学習課のほうで6カ所、維持管理を行っております。吉の浦公園3カ所、中城城跡2カ所、新垣集落内の歴史の道1カ所、農林水産課のほうで1カ所、これは中城浜漁港内にあるトイレで、農林水産課のほうで維持管理を行っております。村内には計17カ所のトイレがあります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 それでは再質問を行っていききたいと思います。

まずは大樫1番の 米軍基地から生ずる汚染水の混入に関してなんですが、ただいま課長の答弁をいただきましたが、それで私もこの資料をいただいたので、とてもよくわかりやすく再質問できると思うのですが、まずこの中で、今回、検出された有機フッ素化合物(PFOS)についてなんですが、大体どういうものから発

生するかといったら、半導体の反射防止剤であるとか、金属メッキ処理剤、泡消火剤、航空機用の作動油などに使用される化合物だということではありますが、大体そういうのを読み上げてみたら、大体それに匹敵するものが半導体というのはちょっとどうかかわからないんですが、金属メッキ処理剤であるとか、泡消火剤であるとか、航空機の作動油というのは、大体こういうのはどこから来ているというのは、大体想像つくと思うんですね。やはり周辺にある米軍基地のほうで、その汚染源になっているのは多分否めないことだろうなと思っております。それぞれさまざまな基準があって、日本にはまだその基準がないということなんですが、これは課長がこの間お話したときは、日本の水道水、日本の水というのはとてもクリーンで、安全だというのが定説でありますから、まさに日本の水はとてもクリーンだということは、皆さんよく御存じだと思います。しかし、やはりそのために水道水の水質の基準がないということであるんだらうなと、私自身は個人的には理解するわけではありますが、今回、企業局のほうから急性毒性はあまり強くないので、すぐに影響するものではないというふうな問い合わせに対しての答えがあったということなんですが、それはちょっと考えようによよによたら、前の3・11のときの放射能漏れのことにも関してあったように、すぐには影響しないですよ、大丈夫ですよ。みたいな話をよくするんですね。果たしてそうですかと受け取るということが出来るのかというのは住民の方にも不安はあると思います。そこで200ng/L、これはアメリカの200ng/L、そしてドイツの300ng/Lということの基準に関してなんですが、なぜそういう高い基準を設定しているのかを御存じでしたらお願いできますか。

議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村武宏。  
上下水道課長 仲村武宏 なぜ設定している

のかという大枠の基準では答えになるかちょっとわからないんですが、アメリカの環境保護庁の算定方法によると体重10キログラムの子供が生涯にわたり毎日1リットルの水を採取しても健康上関知できるようなリスクを生じない濃度として設定されているというふうなことがあります。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 これはすごくわかりやすいことだと思うんですよ。この設定の仕方です。要するにその子供が体重何キログラムで、その何キログラムの子供が毎日摂取する水の中にどれだけの有害物質のあれが含まれているかということなんですよ、それからしたら。それでその基準を設定しているということだろうと思います。つまり毎日毎日そうやって搾取する水の中にその微量なこういうのがあって、それが蓄積されていくという、やはり危険性というのは、アメリカでもドイツでも認められているということなんだろうと思います。それでWHOのほうでは現在のところ設定はされていないということなので、今後、本当でしたらここで議論することではないと思うんですけども、国レベルの中において、多分そういうのはやっていかなければいけないものなのかなとは思ってはおりますが、本村にも北谷浄水場の水が含まれているわけですね。私はちょっと認識はしていなかったんですが、中城村においてはほとんど石川とか、ヤンバルの水がそのまま水道水として使われていると思っていたので、それは中城村の水は北谷と石川だということだったんですが、比謝川とか、そういうところからの水系は入っていないんですかね。上地区のほうの水と下のほうの水では大分違うと。向こうはもうすごく石灰分が多くて、水道水が固まってしまうというようなこともあるということなんです。それに関して、何でそれだけ同じ水で違うのかなというふうな疑問があるんですが、そ

の辺なんか説がありましたらお願いできますか。

議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村武宏。

上下水道課長 仲村武宏 上地区と下地区では、なぜ水が異なるのかということですが、上地区は先ほど言った北谷浄水場系、西系列の河川と中部河川のほうから水を取水しています。下地区にすると東系の福地ダム系、久志浄水場から入ってくる水、石川浄水場を通ってくる水から受水しています。この違いというのは、ミネラルの中でカリウムとマグネシウムの含有量で異なることになります。原水がどうしても西系、東系に分かれるものですから、硬度が低い水はあまり癖がないと言われていています。逆に硬度が高いと好き、嫌いが出てくるというふうになっていますが、今、水質の基準では300mg/l以下の基準値があるんですけども、東系にすれば、今の平成26年度になります、32mg/l以下、西系にするとたしか140から170グラムではあったんですが、現在、北谷町浄水場において、硬度低減化処理施設を平成15年から導入しまして、現在、平成26年度におきましては、93mg/lまで落ちています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 今、西系と東系ということで、この上地区のほうはこの西系が主だというふうな認識でよろしいですか。ということは、硬水、軟水の違いはあるにせよ、そういうふうに向こうは北谷浄水場のほうは主に上のほうがあると。そこで浄化剤というんですか、それをカリウムだとか、マグネシウムを調整するための浄化剤みたいなものが利用されているということですよ。ということは、下地区の水はそれほど浄化する必要もなく、上のほうはこれだけ薬品を使って浄化しないと普通にみんな口に入ってはいけないようなものだということになりますよね。これはどうしようもないことなんですけれども、これは国・県の検査対象になると思うんですけども、早い話が

我々、やはり中城村民も少なからずそういう水を常に搾取しているわけでございまして、今、それを防衛局であるとか、それで米軍のほうに要請したところで、今の現状では日米地位協定という大きな壁もあります。それに阻まれてちゃんとした調査もできないということもあります。一番いいのは、この日米地位協定の抜本的な見直しが行われて、普通に行政のほうからも中に入って、水質検査が行われたりとか、そういった透明性のあるちゃんとした検査結果があるべきなんですけれども、現状のところは悲しいかなそういうことは認められず、今できないという現状が、この沖縄にはありまして、ではそのまま放っておくわけにもいけないと思うんですよ。人間生きていくためにはどうしても水が必要でありますし、毎日毎日こうやって私たちも水も飲むし、それで生まれてきてからずっと水を飲んでいかなければ人間は生きていけないと先ほどアメリカの子供の体重幾らに関して、幾らまでの値があったらいいというような感じの、本当はそういう値もつくっていかねばいけないのかなと思いますけれども、これはどうですかね課長。この水質検査の項目の中に、このP F O Sですか、この検査の項目自体がないということですので、国のほうにはないということなんです、これは住民レベルで、この中城村のレベルにおいて、このP F O Sの検査ができるような項目をつくるようなことというのはできますかね、どうですか。今、例えば委託で水質検査を行っているんですよね。村内でも4カ所で毎日のように水質検査を行っているということ。これは業者のほうに委託ですよ。その業者のほうでそういう項目を新たにP F O Sに対する項目をつくっていただいて、一気にこの多分300だとか、何百だとかという数字は多分、出ないと思います。それが出たときは大変だということで、この項目にこの数字を付け加えていると、アメリカであるとかドイ

ツはそうだと思います。でもあるレベルの中においても、やはり少ないレベル、ちょっと高いレベルというのがあると思うんですよ。そのレベルがずっと高い状態で続いていくということ自体がすごく危険な状態ではないのかなと思うところから、ぜひその辺をちゃんとチェックできるような検査項目、水質検査をお願いしている委託業者のほうに提案できないかなと思うんですが、どうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 上下水道課長 仲村武宏。  
上下水道課長 仲村武宏 P F O Sの検査、新たに検査ということになると思うんですが、どうしても中城村としては水源がなくて、県の企業局からの水の購入になっています。そこで北谷浄水場においては、そういった健康に被害はないとは言われているんですが、この検査する方法はあります。それは県の企業局のほうでも嘉手納基地の中から出てくる大工廻川と比謝川の近くのほうでP F O Sの水を採取していると思うんですが、中城村においてはそういう機械がないです。検査項目にも外れている自体がありますので、そういう機械はありません。委託するには、1回当たり4万4,000円当たりの委託料がかかるというふうには聞いてはいるんですが、すぐこの機械を購入してやるというのもまた村民に逆にそこまで危険なのかという不安を与えかねないのもあると思いますので、その辺はちょっと考えて検討していきたいと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。  
9番 新垣徳正議員 ただいま課長のおっしゃることはもっともではあるんですが、そういうことも本当はあまりにもそれを大げさにやりすぎて、逆にそういった村民・住民の不安をかき立てるようなことにならないかという一種の風評被害的なものが起こらないかというふうな懸念をされるということはよくわかるんですが、やはり現実どうかというのは知らせるべき

だと思うんですね。あえて強調してやる必要もないと思うし、ただ今言うのはもしそういう検査ができるようなものがあれば、していただけるように探りなどを入れていただいて、企業局であるとか、そういうところに打診しながら、もしできるんだったらそういうのもやって、やはり危ないとなればそれぞれ自己防衛的に、今は、いろいろな蛇口に取りつける浄水器みたいなものがあるんじゃないですか、根元にそういった浄水器とかそういう水道のあれをやるのもありますから、そういうふうなものでも対応できていくと、それぞれが個人、個人でまたそれに対応していくようなこともできるんじゃないかなと思うんです。自分たちが飲むにしても、一番やはり心配なのは子供たちのことなんですよ。ずっと子供たちにそういう影響が如実に表れてきやしないかというのがやはり心配になるところでありますので、ぜひその辺は探りを入れながら調べていってほしいなというのを提案いたします。

続きまして、村内のひとり暮らしの高齢化について、また質問させていただきたいと思えます。まず本村においては、独居老人の世帯数は把握できていますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

65歳以上人口の3,045人のうちの18%、613世帯が独居世帯数でございます。県の平均24.9%より大分低く推移しています。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 県の状況よりは大分低いということなんです、まだやはりそれでも中城村内には存在するということですよ、613世帯で独居老人の数があるということなんです、そういう独居の人たちに対して今、村で取り組んでいる事業だとか、そういうのがありましたらお願いできますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

先ほども答弁したと重複しますが、福祉電話の設置、緊急通報システムの整備です。また配食サービスの委託業社がこの方々の安否を確認するというシステムをとっています。また緊急通報システムにおいては、身内の方をまず優先に連絡先として登録し身内がいなの方は民生委員、自治会長の許可をもらい連絡先を登録して、見やすいところに表示をするよう指導を行っています。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 課長、これは福祉電話であるとか、そういうことなんです、どのような使われ方をしていますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 福祉電話の目的は65歳以上のひとり暮らし、所得の低い方々に電話を設置しています。基本料金は役場が支払い、使用料は個人負担ということになっています。この方々が急に病気とか、何か用事とかしたいときには、この電話を使って身内の方とか、そういう方々に電話をして対策をとっています。緊急通報システムは、先ほど答弁したとおり、事業所に委託をしておりますけれども、その方々が定期的に連絡をとり、安否確認を行っています。また、急に病気とかそういうことが起こった場合は、身内の方、身内がいな方は民生委員、自治会長の方に連絡して、すぐ病院などに行けるように整備を行っています。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 この福祉電話なんです、家庭にある固定電話的なものですよ。もともと固定電話がある方は、そういう措置はされていないわけですよ。ない方に関してはそういう措置をしているということですね。それでは、独居老人もそうなんです、本村においての老老介護の世帯数というのは御存じでしょうか。把握できていますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

要支援、要介護者においては、個人の基本情報やサービス利用状況等の個人記録があります。主に介護者についても記録はされています。統計資料として、老老介護の世帯数の統計はとっていませんが、情報としては持っています。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 今、個人記録などはちゃんと把握しているということなんですが、これは調査、要するに実態ですよ。本当にそうなのかという実態的な調査というのはちゃんと人的マンパワーでやっているんですかね。どうでしょう。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

平成23年度、平成24年度に要支援者実態調査を民生委員の方と一緒にしています。その方々を台帳システムに入力しており、完璧ではないんですけども、更新に努めています。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 今、社会では独居老人であるとか、老老介護というのが常に問題提起されておりますが、ぜひ老老介護も悲しいかなその後は独居に移っていくのかなという現実がありますので、ぜひその辺のほうもちゃんと把握していながら、対処できるように努めていただければなと思っておりますが、やはりそういう中でも、今、日本においても、あるいは県内においても孤独死の実例が全国的にも取り上げられ問題となっていることがあります。本村においても、私も話を聞いたりすることがあるんですね。その現状というのは、ちょっと把握されているのでしたら、お願いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 孤独死については、ここ四、五年確認はされていません。中部保健所が発表する死亡届にも孤独死の欄には中城村は

ないという情報であります。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 多分ないということはないと思うんですね。なぜなら実際問題、私もそれに立ち会ったことがありますので。ただ、その孤独死という規定があるのかなというのは多分あるかなと思うんですよ。こういう状況だったらこれを孤独死というんだとか。それ以外は同じこのような状況でも孤独死ではないのかなといういわゆる規定があるのかなとちょっと思ったんですけども、その辺はどうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

議員がおっしゃるとおり規定の把握はしていませんが、中部保健所の統計では疾患名、病名等の統計が報告されております。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 多分そういうことかなと思います。要するに亡くなった直接の原因が何になるのかということなんでしょうね。病名がつくわけなんですから、これはもう肺炎ですとか、心臓発作であるとか、そういうふうな病名になってしまって、孤独死という病名はないと思うんですね。ただ実際、本当に悲しいことなんですけど、亡くなって二、三日そこにずっとおられたという、なかなか見つけられたときにはもう二、三日、一週間たっていたというような状況があります。そのときもやはり医者はどういう判断をするかと言ったら、病気を見つけて、その病名の判断を下すというのが多分医者の仕事だろうと思うんですけども、では私たちがどうするかということなんです。こういう孤独死という現状が実際あるわけなんですから、どういうふうな取り組みをするべきかというのは、今度はまた我々に委ねられている一つの課題ではないのかなと感じております。そこで先ほどから民生委員の話もよく出てこられます。そして村長も答弁の中でそういうのを

ちゃんと把握していくべきだという答弁をなさっております。これらのようなさまざまな問題の取り組みの一つとして、民生委員の果たす役割がかなり大きくなるものと予想されておりますが、本村における民生委員活動の現状は今どのようなになっているのか。本村における民生委員の活動の現状を、もし知っているだけでもよろしいですが、お願いできますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 本村の民生委員30名います。うち2人が児童民生委員でございます。活動としましてはやはり地域の見回り、特に子供たちの遊び場の点検とか、また潮垣線は特に交通量が通学時に多いですので、子供たちの交通安全指導とか、そういうことを目的に頑張っています。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 今おっしゃるように民生委員の果たすべき役割というのは、本当に多種多様で、さまざまなところで民生委員の力、活動が必要とされております。そしてまた民生委員に対しても評価もかなりあると思っておりますが、今、国が方向性で今、社会福祉に関して、介護に関して国が進めようとしていることは地域にそういうのを任せる。平たく言えば国の責任放棄だと私は思っているんですが、でも国が決めたからには国はそれを地域のほうにちゃんとやるようにということをしてくるわけなので、今後、民生委員の役割をすごく国のほうからも期待しているという言葉はいいんですけども、そういうふうな言葉で、今行われようとしておりますが、先ほど言われた多分大きな部分を占めるのが介護であるとか、そういった老人福祉のほうに移行していくのではないのかなと思っております。そこでこの民生委員活動を行うに当たって、個人情報保護条例が活動の縛りになっているのをよく私自身、耳にすることがあるんですね。支援だとか、保護を行うに

際して欲しい情報が、その民生委員の皆さんの手元に入ってこない。あの家庭ではちょっとこういうのがあるんじゃないかなとって、踏み込もうとするんだけど、個人情報保護だというふうな話が行政のほうからも聞かれるということで、なかなかタッチできないところがあるというような話を聞くことがあるんですが、村としてはこのことでどのような対応が望ましいと思っておられますか。例えば個人情報保護条例と民生委員の活動の整合性というんですかね、そういうところはどこを捉えているんでしょうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 先ほど答弁した要支援台帳システムのほうに約1,200名の方々が登録されております。その方々のうち、情報を公開の許可をもらった方が約400名いらっしゃいます。民生委員の方々、地域の見回りいろいろやっております。民生委員で対処できるところは民生委員で。議員がおっしゃっていたとおり個人情報とか、拒む方々はやはり民生委員から私たち役場の包括職員、社会福祉協議会と一緒にやって対処しています。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 今の数字の中で1,200名のうち400名はいいですよ。個人情報を提供しますよというふうな話、3分の1なんですけれども。多分、皆さん個人情報法という言葉に惑わされて、何か全ての情報が持っていかれてしまうんじゃないかなという変な懸念をされるところを皆さん持っているのかなというふうに思っております。その辺も万が一、いざというときにはそれが役に立つんだということをぜひ説明しながらもっと多くの方々の援助につながるようにしていただければと思っております。人命保護の救出に対しては個人情報条例で何ら縛られるものではないと思っておりますし、どの条項においても、そのことを禁じる、要する

に人命救助を禁じる条項はないと思うんですね。ぜひその辺もそれをするために個人情報保護を持ち出すことがないように、その辺はちゃんとやっていただきたいなと思っております。ぜひ個人情報保護条例を逃げの口実にしてはほしくはないなと思っておりますので、ぜひ取り組みの強化をよろしくお願ひしたいと思ひます。

去った2月25日に吉の浦会館において、第4回中城村の社会福祉大会が、このパンフレットなんです、行われたんですが、実に24年ぶりでしたかね、24年ぶりに開催だということで、大変意義深い大きな大会になったのかなと思ひております。この大会のスローガンが「誰も孤立させない共存・共生の村」というふうになっておりますので、今後、そのスローガンを中心にして、本村における地域福祉の取り組みの強化が図られるものと私自身考えておりますので、誰も孤立させないために具体的な取り組みをぜひ取り組んでいただきたいなと思ひております。よろしくお願ひします。2番については以上でございます。

続きまして、先に公衆トイレについて行いたと思ひますが、先ほど課長答弁の中で、トイレの現状ということで、村内で17カ所あるということだったんですが、というのは今、久場地区において、この久場グラウンドは村の所有ですよ。その中にちょっとトイレがどうしても必要だという住民からの要請があるんですね。そこにトイレを村の持ち物なので、村でそこにトイレをつくっていただけることはできないのかなという問い合わせがあります。それについてどうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答へします。

トイレを設置してくれという要望ですけれども、きょう初めて議員から聞いていますので、ただその1号公園はスポーツセンターをつくるときにトイレがあったんですよ。これをスポー

ツセンターをつくる時に条件として、今のスポーツセンター内のトイレを利用するというところで、問題はないということで撤去していますので、新設のトイレを要望した場合、補助事業として該当しないということになりますので、厳しいかなと思ひています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 当時と今とではまた状況は刻一刻と変わっていきますので、その辺もはなからもうだめだというふうには思わないで、考えていただいて、お互いにそういう話をしながら、やはり地元でも幾らぐらいの負担をしてくれとか、そういう話はできると思ひますね。ぜひその辺も検討しながら、今後取り組んでいけたらなど、地元のほうからもそういうふうにありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今、久場のグラウンドを村長ごらんになったかどうか分からないんですけども、ごらんになりましたか。すごくきれいになっているんですよ。周りが花いっぱい本当に赤やら黄色やら、緑もすごい花鉢があちこちにあって、それは村の100歳会の皆様、頑張つて今こういう環境整備、美化活動にすごく力を入れているということをお伝えしたいんですけども、ぜひ村長も今度、ついでと言わずに足を運んで見ていただければ、すごいなということを実感できるんじゃないかなと思ひております。本当にきれいになっています。これはグラウンドだけではなくて、久場の周辺いろいろきれいになっていますので、ぜひその辺のほうも認めていただいて、またその要望にも応えていただければなと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

では最後に、吉の浦発電所、地元三者協議会についてなんですが、先ほど課長が答弁なさつておりましたが、これは趣旨目的というのは三者協議を重ねながら、地域の環境をよくしていこうという協議会だということなんです、大

まかに言えば、細かいことはいろいろありはするんですけども、ちょっときつい質問になると思うんですけども、答えていただきたいと思います。この地元、泊、久場において、地元三者協議会の機械が地元住民に認知されているというふうに認識しておりますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

地元で認知されているかという御質問ですが、村としては自治会長兼村が委託しております事務委託者を通じて地域の代表をとということです、当然、地域からの協議もなされた委員がこの三者協に委員としてなされているということとを理解しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 課長、おっしゃるとおりなんですよね。地域を代表して皆さんここに地元の代表として集まっているわけなんです。しかし悲しいかな、実情は地元自治会においては一部少数の人たちでしか、情報共有が図られておらず、ほとんどの住民はどんなことが話題となり、協議されているのか理解しておりません。この協議会有ることさえも知らない住民が多数いることも、また事実であります。今度協議会委員の方々にお聞きしてみたいと思いますが、地元でちゃんと協議がなされているのかということとをちゃんと確認してもらいたいと思います。今回、この次年度予算の中に久場自治会への防災装備品の予算が計上されておりますが、この予算要請が同協議会からの要請だと聞きましたが、これは間違いありませんか。休憩。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時55分）

~~~~~

再開（10時56分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

これは自主防災組織という補助金だということで理解してお話しいたしますけれども、今、中城村には奥間自治会の自主防災組織がもう既に立ち上がっております。今、議員がおっしゃる久場からの要請があるかということについては、久場の方からぜひ立ち上げたいという要請はございます。今、自主防災組織の補助金に80万円、次年度予定していますけれども、これはプール、村の全体を含めた、どちらが正式に立ち上がるかまだわかっていけませんので、これは久場ということではなく、立ち上がったところには補助金を充てるということでございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 もう一遍確認したいのですが、これは久場というふうに決まっていることではないんですか。というのは、私は久場とどこか2カ所に配分されるものだというふうに聞いていたんですが、それは私の勘違いでしょうか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

正式な要請はありませんので、お話があるということは聞いております。先ほど申し上げましたけれども、正式に立ち上がれば久場のほうにこの補助金が回るということになります。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 なぜこういう質問をしたかという、冒頭にも述べたように今、こういう自主防災組織の立ち上げであったり、防災装備品の購入であったり、そういう話が全くこの地元では協議されていないということです。

1回もそういう協議はなされていないにもかかわらず、そういう話が行政のほうに上がっていったら、それで予算がつくということに関しま

して、ちょっと自分自身納得のいくところがありませんので、それで今回、この質問をさせていただいたわけなんです。これは元に戻って三者協議会の持ち方というのを、私は以前にもその中で疑問があって、提議したことがあるんですけども、あくまでも先ほど話されたように課長がおっしゃったように、その自治会長というのは、この地域の代表であり、その地域を代弁するものだというの、これは間違いないと思うんですね。そういうことが地域を代弁する方が、その地域ではそういう協議も何も持たれずにそういうことが起こってくるということは、ちょっとおかしな話ですので、今後、この三者協議会の方向性というのはもっと見直されるべきではないのかなと思っております。地域住民の話し合いであったり、協議の場がなくて地元の意向を推しはかることがあってはならないと考えております。地元自治体において、しっかりとした協議がなされ、それをもって同協議会に挑む。企業誘致に際してのさまざまな問題点であったり、課題点を協議し、三者の思いを共有し、お互いの取り組みを建設的に話し合い、地域と企業の輪を図り、地域生活環境整備の構築に努めていく、そのことが本当の意味での協議会の形だと私は考えております。今後ともこの吉の浦発電所三者協議会の継続を考えているのであれば、ぜひそのような開かれた協議の場としていただくように要望いたします。実際そのような協議の場であれば、私としても三者にとっても必要な協議会だというふうに認識しておりますので、ぜひその辺、皆さんでよく検討なさって協議していただきたいと思っております。以上であります。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣徳正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時01分）

~~~~~

再開（11時11分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、新垣善功議員の一般質問を許します。

14番 新垣善功議員 こんにちは。議長からの許可を得ましたので、これから通告書に基づきまして、質問をいたします。

それでは第1点目、新庁舎建設についてです。新年度予算に新庁舎建設のための基本設計等の費用が計上されています。建設場所の決定もなされない中で予算計上しているについては、私としては、時期尚早ではないかと。これにつきましては、先日も議員から質問があったと思います。それと 村民や議会にも説明し、議会の同意を得てから計上すべきであると考えているが、なぜ早く理由があるのかどうか、村長の答弁を願います。

それから施政方針について。その中で墓地対策・基地対策・防災対策・行政組織の強化の推進等のこれまでの具体的な取り組みと今年の取り組みについて伺います。

3点目は、中部南地区火葬場建設問題についてでございます。平成28年2月23日の新聞紙上で知りましたが、5市町村の協議会は解散することと載っていました。これは間違いないかどうか、そして今後の地元への対応はどのように考えているか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、総務課。

大枠2番につきましては、それぞれ企画課、住民生活課、総務課。

大枠3番目につきましては、企画課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、議員御質問の大枠3番の火葬場建設について。首長会議での検討委員会解散というのは間違いないかという、御質問ですの

で、あえて答弁をさせていただきますが、間違  
いございません。その場に私ももちろんおりましたし、新聞での発表のとおりでございます。  
詳細につきましては、また担当課のほうでお答  
えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 それでは新垣善功議員  
の大枠1について、お答えいたします。

大枠1については、 が関連するため、ま  
とめて御説明をいたします。議員も御承知のと  
おり、老朽化し危険が高まる現庁舎から、少し  
でも早い時期に庁舎の建設を実現するため、励  
行して基本設計、それから実施設計等の部分を  
次年度中に着手したいというふうに考えており  
ます。計上をさせていただいている次第ですけ  
れども、建設場所については、基本設計の発注  
前には村の考えをまとめ、村民の皆様、村議会  
に御説明し、御理解をいただきながら、早期の  
建設着手に向け準備を進めてまいりたいと思  
います。

大枠2の施政方針について、総務課のほうで  
は防災対策。防災対策に関しては平成25年度よ  
り毎年3月11日に地震、津波、避難訓練及び防  
災講演の実施、6月には土砂災害の防災訓練を  
実施して、村民の防災意識の向上に取り組ん  
でまいりました。今年度に入りまして、6月7日  
には奥間地区で訓練を実施いたしまして、今年  
3月11日屋宜地区、添石地区の防災訓練も実施  
してございます。また、自主防災組織の設立や  
運営を支援するため、訓練資金や資材購入のた  
めに資金の補助金も新設しております。さらに  
村内コンビニエンスストア等にAEDを設置し、  
人命を救う「時間」と「場所」のさらなる拡充  
に取り組んでまいりました。ハード対策といた  
しましては、平成24年度に当間地区及び屋宜地  
区・久場地区に、平成25年度に津覇地区に津波  
避難のための避難路を整備しております。平成  
28年度の取り組みといたしましては、防災拠点

施設の整備や、災害時に自力で避難することが  
困難な方々への支援のため、災害時要援護者支  
援システムの機能強化を実施予定であります。  
さらに、防災基盤整備の一環として、災害時等  
の避難経路の表示板を設置するとともに、防災  
情報を迅速かつ確実に村民に伝達できるよう、  
防災行政無線のアナログ子局をデジタル子局に  
移行するための実施設計を行います。

続きまして、行政組織の強化の推進等につ  
きましては、沖縄県町村会及び中部広域市町村  
圏事務組合における各種研修を中心に職員を派  
遣しております。それに加えましてリーダー的  
人材育成及び県を初めとする他の団体とのネッ  
トワークづくりのため、沖縄県市町村会へ職員  
の派遣を行っております。また女性リーダー育  
成等の県外研修への派遣を初め、近隣市町村の  
合同による講師を招いての職員研修を実施して  
まいりました。平成28年度の取り組みといたし  
ましては、女性職員の職業生活における活躍の  
推進に関する法律に基づき、引き続き女性リー  
ダー育成の研修派遣やこれまで研修派遣を継続  
するとともに組織内の横断的連携及び協力体制  
強化のため、職場内研修や近隣市町村合同研修  
を実施し、行政組織の強化を図ってまいりたい  
と考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 仲村盛和。

住民生活課長 仲村盛和 新垣善功議員の質  
問にお答えいたします。

墓地対策については、村墓地基本計画に基づ  
き、墓地区域外への個人墓設置の抑制に努めて  
います。具体的取り組みとしまして、看板の設  
置、パトロール、地域住民からの通報等による  
現場での指導を行っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 墓地対策について、お  
答えいたします。

本村へ隣接する宜野湾市に普天間飛行場があ  
ることから、墓地対策につきましては本村にお

いても最大の課題であると認識をしております。そのため本村は、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会いわゆる軍転協に加盟し、米軍基地から発生する諸問題について、調査研究、研修を行うとともに、日米両政府の関係機関に対し、諸問題解決の促進に関する各種要請を行っております。また、普天間飛行場を離発着する米軍機が、昼夜を問わず本村上空を飛行し、村民は騒音被害と墜落の危険性にさらされております。これまで、沖縄防衛局に対し、騒音被害や夜間10時以降の飛行など「航空機騒音規制措置に関する日米合意」の違反について、抗議や改善要求を行っております。今後につきましても、軍転協とともに、米軍基地から派生する諸問題の改善等につきまして、日米両政府の関係機関に対し要請を行うとともに、普天間飛行場の危険性の除去と同飛行場の県外・国外への移設を訴えていきたいと考えております。

次に、(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設検討について、お答えいたします。平成28年2月22日、(仮称)中部南地区火葬場、斎場建設検討に係る5市町村長会議を開催いたしました。首長会議という組織は、元々、存在しておりませんが、(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設検討委員会は、2月22日をもって解散をいたしました。解散したことによりまして、火葬場・斎場建設の検討が「白紙」になっております。今後は、絞り込まれておりました安里地区区民に対し、会議の結果につきまして、説明を行いたいと考えております。できるだけ早目に説明を行いたいと考えておりますが、日程につきましては、現在、調整中でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 では再質問につきましては、3番からさせていただきます。

3番、1番、2番ということで、組みかえして再質問させていただきます。

まず第1に、(仮称)中部南地区火葬場・斎

場建設問題についてでございます。先ほど答弁もありましたように、先月の22日ですか、解散ということでありまして。私もこれは新聞紙上で知ったわけでございますが、どうして我々議会も新聞紙上でしか情報が得られないということと、この白紙撤回になった理由はなんですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議会への説明という話がありましたけれども、私は去った12月の議会でもこの場でお話をさせていただいております。答弁の中で今後の方向性のお話をさせていただきました。何らかのちょっと表現は覚えていませんが、区切りをつけるべき時期にきていると。議員からもこの場でもう撤回しますという答弁をしてはどうかというぐらいの非常にある意味、中に入った答弁と質問にも12月には答えておりますので、それを踏まえて、2月の正式に首長会議の中で、私は12月の議会で言った答弁と同じようなことを実際に実現と言いますか、実際にやったわけでございます。ですから議会の説明云々というよりも私の考えはもう12月の段階では、既に皆さんも御承知だと認識した上で、首長会議に臨んで、今回の解散という結果になりました。それと白紙撤回の要因という話がありましたが、これも議会の中でずっと言い続けておりますけれども、財政的な問題、いうならば補助金の確定があつて、初めてこれは住民にも説明と言いますか、賛否を問うという部分では補助金が確定してからと。いうなれば今までのことは現地、安里区民への説明も含めて、経過説明であつて、決して賛成だとか、反対を問うたものではございませんので、それが今回、補助金がもうずっと確定しない状態で、これまでどおり前にも進めない状態になるということは、間違つたメッセージがこれは村民にいくものを防ぐという意味でも、今回しっかりとけじめをつけるべきではないかということで、解散に至つたわけでご

ざいます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 村長、財政のめども立たないままに、皆さん方は5市町村の村長協議会では進めてきていると。これはある意味では皆さん方の計画に対する未熟あるいは勉強不足ではないかと。物をつくるのはやはり皆さん方、いつも何か事業を起こすには予算確保が先決だと思うんですよ。それに基づいて計画をつくり、そして絞り込まれたと、この建設場所につきましては、15カ所から3カ所、3カ所から1カ所に絞り込んだということは、これは皆さん方と地域住民との解釈の相違だと思うんですよ。誰が見ても、決定としか思えないような絞り込みだと私は認識しているわけです。それと仮に財政があったらそのまま推進する予定だったんですか。村長に伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

同じような答弁になりますけれども、推進ということではないです。いうならば財政が、補助金がもし確定したということであれば、その段階で説明をするわけですから、こういう場所が絞り込まれて補助金も確定いたしました。さあ、住民の皆さん、あるいは議会の皆さん、どうでしょうか。こういう材料がそろいました。ということで、それからの問題であって、今の火葬場の問題はそれ以前の話で、それがまるで村が推進しているだとか、誘致をしているだとかという間違ったメッセージ性があるがために、こういうぐあいになってきたと私は思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 今、村長がおっしゃったように、なぜそうなったかですよ。前もって説明すべきでしょう、皆さんから地域に対しては。そこら辺ちょっと行き違いというか、誤解というか、今までその推進協議会で進めた

ことが全く地域住民には伝わらなくて、秘密主義で進めてこられたことか。2年前に新聞にすっぱ抜かれて、それからいろいろ地域も騒いだわけですね。そういうことからしても、皆さん方が秘密主義で進めた結果、そういうふうになったのではないかと思います。当初から住民に対しては説明をすべきだったと私は考えていますけれども。それと皆さん方は推進してきたわけでしょう。予算も200万円議会も認めて推進してきました。火葬場建設については、私たちは反対ではありません。総論ではみんな賛成ですよ。必要性は感じてはいます。ただ、協議会の進め方と住民に対する説明というのは並行してこななければならないと思いますよ。私は皆さん方のプロセスのボタンのかけ違いがそういう結果を招いたんじゃないかと思います。そういう意味でも、私はこれは浜田村政の失政ではないかと考えております。それに対して、地域住民に対する説明を約1カ月過ぎていますよね。その時点で、さっと早目に説明会を開いて、村独自の単独で安里区民に対しての説明と謝罪をするべきではないかと思えますけれども、それについて村長はどのように考えていますか。必ず5市町村でなければ皆さん方は謝罪はしないつもりなのか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

確かに1カ月を過ぎました。説明が遅れていることに対しましては、大変申しわけないというふうなことで考えております。現在、5市町村の中で、その説明会について、その日程等を調整しているところでございます。今、議員からの御質問の中に独自で説明会をするべきではないかというふうなことがございますので、村としてもこれを独自でやるべきか。あるいはいつごろやるべきかというふうなことで検討をしたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 検討ではなくて、言ったことはちゃんとさっさとやってほしいね。村長、独自で行ってわびて、説明すればいいんじゃないですか、謝罪。しかし、謝罪するだけではこの問題は解決しないと見ていますがね。安里地域のコミュニティーを皆さん方は破壊してしまった。壊してしまった。それを今後どのような方法で、安里区のコミュニティーの再構築をどのように考えているか、村長の考えをお聞きします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の破壊というのが、私のほうではしっくりきませんけれども、議論がそこであって、安里の区民の中で、私がそこに入っていったわけはありませんけれども、聞いた話ではいろいろ自治会の中でいろいろな話があったというのは、聞いてはおりますけれども、これは議論の中であってのものであって、この火葬場の問題で、私ども行政がもちろんそれは地域コミュニティーの維持というのは大変大事なものだとは認識はしておりますから、できることはやらせていただきますけれども、今のそれが全部破壊されたという部分については、私の気持ちの中では、今回、確かにいろいろなことで安里の皆さん方にとっては、一部の方々なのか、全部の方々なのかは別にして、確かにいろいろなことがあったと思いますけれども、それについては、しっかり今回の説明会でも安里の方々に説明をしていきたいなと。我々ができることはしっかりやっていきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 しっかりと単独でもいいから、早目に地域に足を運んでいただいて、謝罪とそれから地域のコミュニティーの再構築に努めてもらいたい。それと今後、火葬場問題をどのように捉えているのか。必要性はみんな感じているわけですよね。今後、どのように火

葬場建設を進めていくのか。もう全くやらないのか。村長の考えをお聞きします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今回の火葬場の建設につきましては、ある意味一石を投じたとは思ってはおります。今議員がおっしゃるとおり総論は皆さん賛成だという。これはアンケートの調査にもありますし、今議員がおっしゃったとおりでもございます。果たして各論になったときには、今回のような、もちろんこれは財政的な問題もそうですし、一部の方々、あるいはどれぐらいの方々かはわかりませんが、反対の意見というのは当然出てくるものだというのは、一石を投じた結果、わかったことではございますし、かといってではそういうことだからもう全て諦めるのかというものとは違うと思うんですね。ただ、もうすぐどこかにまたやりましょうかということにはならないと思いますけれども、少し落ち着いてそれから機運が高まらないとちょっと厳しいかもしれないというのが実感でございます。やはり総論では皆さん賛成ですけれども、果たして例えば地域のどこかが私どもでやりたいですけれども、どうですかみたいな話があれば、これは機運の高まりだと思ってもいいとは思いますが、我々もその辺の村民との対話も重ねながら機運の高まりがどこまであるのかを見極めることが大事ではないかなと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 火葬場建設については、これは総論賛成、各論は今後の地域の皆さんの理解と協力ができないと思うんです。それは皆さん方、今度学習したわけでしょう。安里地区で、こういうものだ。だから最初からその地域とも、あるいは住民とも膝を交えて最初から情報を公開し、そして地域の考え方、意見を十分聞きながら、そして問題点、課

題を一つ一つクリアしていく。急いでやるのではなくて、時間をかけてやればできないことはないと思いますよ。そして場所の問題、そういうことを十分今後の行政運営に生かしていただいて、火葬場問題については、一応終わりといいたします。

それから次は、庁舎建設についてでございます。これについても、きのう、おととい、先週からありますけれども、これは場所も決定しない前から、基本計画を発注するというのは場所も決めて、そして住民とも話し合って、住民の意向を聞いてからやるか。検討委員会で場所は3カ所、候補地を挙げてありますが。この前の答弁を見ますと、基本計画、第四次基本構想、基本計画に基づいて、この3カ所に区域を決めて、エリアを決めて、3カ所指定したと思えますけれども、今問題になっているのが、防災拠点としての役場の建設も考えないといけないわけですね。この第四次基本構想というのは、3・11東日本大震災の以前につくられたものですよ。その前までは一極集中ということで、行政は1カ所にまとめたほうが良いという考えでありましたけれども、今は逆なんですね。そういう危機管理に対しては、できるだけ分散しておいて、こっちがダメだったらこっちに移すとか、そういう考え方に変わってきているわけです。私は場所の決定につきましては、村民の使いやすい利便性を考えてやるべきだと思うんですけれども、皆さん方はプロジェクトチームをつくって云々と言っていますけれども、その建設場所を決めるのは、村民に任せていただけたら。そして、議会の同意。3分の2の同意がとれるのかどうか。村長、考えをお伺いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今議会でも、答弁させていただきましたけれども、場所の決定は、今議員がおっしゃる検討委員会に私が諮問をいたしまして、そこから答

申がまいりました。これは村民の代表の皆様方と学識経験者の皆さんとで決めていただいたことに、これは答申にのっとって私がやろうというのは議会でもお話をさせていただいたと思います。その答申によって、吉の浦公園一帯でやらせていただくということで、村としましては、その確固たる場所、きちんとこの箇所でやりますというのは、村の庁内で決めて、その場所を決めて、そして基本計画をそこにのせて、住民の皆さんや、議会の皆さんの同意を得たいという考えでございますので、またひとつお話しておきたいのは、場所を決めるといっても、村有地ではないものですから、相手のあることですので、ある程度、ここで私たちの思いでこの場所だとなっても、多少の流動性があるというのは御理解をいただきたいなと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 まず場所は決めてからしか、私は基本設計はできないと見ていますよ。その場所の地形によって、基本設計も変わってくるはずですよ。そして皆さん方は実施設計、ボーリング調査も全部入れてありますよね、それでいいのかどうか。村長も協働のまちづくり、村づくりと言っているんでしょう。村民の意向も聞くべきじゃないですか。議会から3名の代表が出ているから議会にはこれで説明ができたと思って。諮問でやったものについては、これでいいのかどうかは村民に対して、説明をすべきだと思いますよ。その説明もまだない。議会にもない。予算を上げてくる。予算を上げる前に、議会には説明すべきだと私は思いますよ。そして、自治法第4条3項にはうたわれているでしょう。3分の2以上の同意がないと皆さん方は場所は決定できないはずよ、先ほども言ったように、住民との話し合い、コミュニケーション、そして情報を収集して、村民の意向にのっとって役場建設はやるべきだと私は考えております。それとこれはもう中城村に

とっては50年に一度の本当に大きな事業ですよ。ほかの事業とは違うはずですよ。それをなぜ村民の意見を聞こうとしないんですか、皆さん方は。私はこういうのはまさしく今、浜田村長が進めているのは、村民不在ですよ。議会無視ですよ。軽視ですよ、皆さん方の今のやり方は。それは火葬場問題もそうですよ。住民をないがしろにして、物事を進めるといのは、私は失敗を繰り返すと思うんですよ。火葬場問題で皆さん方は失敗して、何を学んだんですか。その学んだことを今度の庁舎問題でもそうですよ。建設問題についても大いに生かすべきだと思うんですよ。役場職員の中で、内部で場所を決める作業を進めるといのは、私はナンセンスだと思うんですよ。まず場所は本当に村民の交通の利便を考えて、村民に決定させるべきですよ。石垣市や八重山でもやっている住民投票も辞さないぐらいやらないといけないんじゃないですか。大事な事業ですよ。そういう意味で村長、住民投票する考えはありますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほども少し触れましたけれども、村有地で庁舎建設をしようということではないんです。我々は村有地を持っていませんから、今石垣市の話が出ましたけれども、あれはこの場所とこの場所とはっきりしているところにどっちがいいですかという住民投票です。我々が今住民投票をしたくてもできる状態ではありませんし、ましてや石垣市だったと思いますが、八重山の石垣市との比較にはならないと思いますし、だからそういう意味では住民投票の必要性は感じていません。何度も言いますが、場所は検討委員会から答申を受けました。その中で決めていきます。これは住民の意思を私は尊重しているつもりですし、私どもの庁舎内である程度の意見をまとめて、そして場所が確定した段階で基本設計、基本設計がある程度ない

と住民への説明もできないわけですよ。基本設計の中で、いうならば基本設計ですから、これから住民の方々の意見を聞いて、じゃあこの場所でこういう建物でこういうものまで保管しましょうだとか、いろいろな意見が出てくると思っていますので、そこで住民の方々に参画をしていただくということで、私は先ほどから火葬場の失敗と話をしましたけれども、失敗だとは思っていません。先ほど言いましたように、一石を投じてこの火葬場問題もいろいろな方々が総論の中でやったものが結果的に補助金がなくて、白紙に戻ったということですので、その辺はまた議員とは少し色合いが違うかもしれませんが、御理解をいただきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 村有地がないから場所云々と言いますが、場所は決めればそこを皆さん方はこの土地を買う努力はすべきじゃないですか。どこにも村有地はありませんよ。これからつくる場所であっても、決めてから、地権者との交渉に入って、固めていくべきことが皆さん方の仕事だと思いますよ。今、村長が言って決めても土地を買えるかという自信はありますが、土地が買えるかどうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員と言っていることは私は同じことだと思っていますよ。場所を決める。これは相手がいることですから、地主がいることですから、当然、そこで場所が決まっても、ここで本当に建てられるかどうかというのは、地主との交渉ですよ。地主との交渉を早くやらないといけません。そして早くやった段階である程度、護佐丸歴史資料館のときもそうでしたけれども、ある程度の内諾を得た段階で、基本設計に入っていく。基本設計に入るといことは、地主にとっても税金の控除になるわけですから、その辺の

話をしながら煮詰めていく。ですから言っていることは同じだと認識しております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 事業認定を受けるにも必ずこの土地を買わないといけないということはないでしょう。

道路建設なんかをする場合でも皆さん方は都市計画でもって指定したら、そこは事業認定を受けるためにその図面は地主の売るといことがなくても、皆さん方はこの事業認定は出せるわけでしょう事業認定は、違いますか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（11時48分）

~~~~~

再開（11時48分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 今の質問にお答えします。

庁舎建設の場合、事業認定を受ける必要があります。資料館も事業認定を受けてます。公共施設の道路整備については、事業の認可を受けていますので、事業認定は必要ないです。今回の役場建設について、まず基本設計を入れて、基本設計が固まったら県の土地収用の手続を行ない、事業認定を申請し認定後税の控除が受けられるということになります。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 まず場所の選定を村民にさせてくださいよ。これを見ますと、あなた方は議会説明会を5月の末にやるというんですけれども、できるの。今から基本設計つくって、基本設計がないと説明会ができないという話ですよ、皆さん方の話は。先週からの話は、答弁の中ではそうなっているでしょう。基本設計をもとに村民への説明会という話をしていますよ。これはできるの。来月までに基本設計が。このスケジュール表を見てもわかるように、5

月の住民説明会をするときに基本設計はできていないはずよ、いずれにせよ、こういう大きな事業ですので、村にはもう本当にさっきも言ったように50年に一度の事業ですので、村民を網羅した、あるいは検討委員会の中で検討されたことが本当にいいのかどうかは、村民に説明会を持って、それから場所を決定し、それから予算計上をしていくべきではないかと思えますよ。この予算についてもこれは結局は基金からの取り崩しですので、いつでも取り崩すことができますよ。臨時会を開いて、補正をやればいいでしょう。そして今必要なのは、1億円ではなくて、基本設計の2,000万円ですか。2,304万9,360円あれば基本設計ができるはずですよ。なぜ実施設計まで今予算計上するのか。そしてボーリング調査も入っていますよね、1,128万6,600円、場所を役場の職員が決めるのではなくて、検討委員会で上がったものを村民に諮ればいいわけでしょう。課長会議でも決められないのを、係長以下の皆さん方ができますか。やはり住民、村民が使いやすい交通の利便なところと、そして職員の仕事がしやすいようにというのが、大きな目標ですよ。なぜ予算を急いで計上するか、私はこれには疑問を感じているわけです。それとこの基本設計は一括して基本設計、実施設計、ボーリング調査は一括して発注するんですか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、基本設計、実施設計については、別にするか、一緒に発注するかはまだ決まってございません。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 村長にお伺いいたします。今回、庁舎建設をするんですが、この入札の方法、業者選定のほうはどのように考えていますか。那覇市やあるいはうるま市ですか、単なる今までのような一般競争入札でやるのか、

あるいはほかの方法、プロポーザル方式でやるのかどうか、そこら辺ははっきりしてください。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

ずっと以前から、これは情報収集もしているところでありましてけれども、決定事項ではないものをここで言うのは大変申しわけないんですが、あえて言わせていただきますけれども、これまでの流れからすると、恐らく一般競争入札はないだろうなと思ってはおります。規模といい、今までのその流れ的な先ほど議員がおっしゃったように県の入札の状況などを見ても、プロポーザルのほうが一番わかりやすく、そしてこれからつくる庁舎にはあっているんじゃないかなと思っていますので、ただ一般競争ということになると、日本国中全部からできるということになりますので、この辺の規制的部分はやらなくちゃいけないかなとは思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これは全国からするのは無理ですよ、村長。私が言うのは、今指名競争入札で業者選定を皆さん方やっていますよね。指名競争入札をやっているわけでしょう。今、この指名競争入札でも結局は地元業者もいろいろ不満があるわけですね。今までの見ても、愚痴が多すぎる。村内業者の皆さん方からいろいろな意見がありますよ。そういう意味でも指名競争入札ではなくて、那覇市やうるま市がやっているような方法でやらないと今までの公正・公平が保たれないと思うんですよ。そういう意味でもひとつ考えていただいてやってもらいたい。ぜひこの庁舎建設につきましては、住民に早目に説明し、場所を住民に村民に決定させてできないかどうか。検討委員会に諮問したものに基づいてやればいいことだよ。そして議会にも説明をして、議会で皆さん方は3分の2、今取れる自身はあるの。これは予算をつ

ても議会で場所の選定の同意をとることができなければ皆さん方のそれはおじゃんになるんですよ。そういう意味で村長、最後の答弁を。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

重ねた答弁になるかもしれませんが、我々がしっかりと場所を選定して、それを議員の皆さんや村民の皆さんに同意を得ながら、理解をしてもらっていく。そのために誠心誠意説明できるような資料と、そしてこの場所がどうしていいのか。この場所に選定した理由はどうなのかも含めて、根拠も含めて、議員の皆さんや村民の方々に理解を求めていくつもりでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 村長、議員の立場で3名の村長の行政運営を見てきたんですけれども、これほど住民不在、議会軽視をしている村政運営はないと見ていますよ。火葬場の件もこの庁舎建設の件でも。あなたの公約の中には協働のまちづくりとあんなにうたっているのに、なぜ村民をもっともその中城村のこういう大事なものに参加させるようなことをしないのかどうかね、そういうシステムづくりをしないのかどうか、非常に疑問に思うんですよ。まさしく本当に住民不在、もっと議会と強調性を持つべきではないかと思うんですよ、議会とは。皆さん方は口でよく議会は両輪の如くという言葉がよく出ますけれども、その意味は何なのかですよ。そういうことでこの庁舎問題については、もっと住民の意見を聞いて、そして説明会を早く持ってやってもらいたいと、その意味でも私はまだこの予算計上については時期尚早だと考えておりますので。

それと最後に、早目に安里区民に対しては説明会を単独でもいいですよ。5市町村と調整する必要はないですよ、もう。5市町村の首長から見れば彼らは痛くもかゆくもない。一番大事

なのは単独での謝罪とそれから今後のコミュニティーの再構築に向けて、皆さん方は対策をとっていくべきだと私は考えております。強くそのことを指摘して、今後そういう住民不在、村民不在やあるいは議会軽視したような行政運営は謹んでいただきたい。指摘して終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（12時00分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、金城 章議員の一般質問を許します。

7番 金城 章議員 こんにちは。金城 章一般質問を行います。通告書を読み上げますので、ぜひよろしくをお願いします。今回の質問も、ほかの議員と同じ質問がありますが、ぜひよい御答弁をお願いします。

1．庁舎建設について。 庁舎建設場所は決定したか。 庁舎建設においてどのような複合施設を考えているか。 庁舎施設内において、救急車両の待機場を設置する考えはないか。

2．12月の一般質問であります。平成27年12月議会において、一般質問にて建設工事等における検査体制について伺います。これも12月議会に時間がなくて、説明等いろいろな件ですが、また公共工事の検査体制について、少し伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

3．中城城跡についてです。本年度の世界遺産中城城跡の整備の計画等の取り組みについてであります。どういうのがあるかです。

4．東西道路についてです。国道329号より国道330号への道路についてですけれども、これは村独自で取り組めるものではないんですけれども、国・県との協議とか、また要望とかそういうのがあったどうか、計画はどうかを

お聞かせください。

5．補助金について。予算において補助金等の内容に村当局よりどのような指導を行っているか。

6．貧困対策についてです。現在社会的に貧困が問題となっているが、村当局の取り組みはどのようなことをやっているか。この貧困問題も各議員からやはり質問が多い問題でありますけれども、重複しますけれども、ぜひ答弁よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番につきましては、総務課のほうで。

大枠3番につきましては、教育委員会、

大枠4番につきましては、都市建設課、

大枠5番につきましては、企画課、

大枠6番につきましては、福祉課のほうで答弁をさせていただきます。

私のほうでは、大枠6番の貧困対策、本議会でも多く取り上げられておりますけれども、きょうの新聞でも御承知のとおり、中城村におきましては、いち早くと言いますか、私自身が県の貧困対策協議会の委員でもありましたので、その部分につきましては、広く深くかかわっていきたいとの思いで設置も早めておりますし、またこの問題は貧困イコール子育て支援も含めた部分にもかかわってまいりますので、しっかり協議を重ねながら施策を打っていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 世界遺産中城城跡の整備の取り組みについて、金城 章議員の大枠3のについて、お答えします。

平成28年度は、これまでの工事で最も大規模となる一の郭城壁（西の郭に面した城壁）の解体を行います。解体で取り壊した部分は、平成

29年度に積み直す予定であります。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 それでは金城 章議員の大枠1番と大枠2番について、お答えいたします。

まず大枠1番について。庁舎建設については、何名かの議員の方々から質問がございましたので、重複するところがあると思いますけれども、御了承お願いいたします。庁舎建設については、現在、検討委員会よりいただいた答申を踏まえ、どの地域が最適か、さまざまな角度から検討を重ねている最中です。次年度に向け、早急に具体的な場所についての考えを示したいというふうに思っております。それから について。庁舎建設の基本計画において、複合施設の計画がないということで、現在のところそういう考えは今ございません。それとあわせて についても、庁舎の施設設備については、実際に設計に入った段階で、具体的な検討を行う必要があるとは思いますが、ただ、先ほども申し上げました基本計画において、そういう計画がありませんので、現在のところ考えてないというところでございます。

それから大枠2番、検査体制についてです。検査体制については、現在、ハード面の課長に検査員をお願いして、検査をしているという状況です。また、育成のために年2回ほど、沖縄総合事務局などで行われる工事検査チームの勉強会に職員を参加させています。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 金城 章議員の大枠4について、お答えします。

年1回行われる沖縄総合事務局開発部建設部と中部市町村会との懇談会において、村としても、宜野湾横断道路の前倒し実施を要望しての意見交換会をしていますが、総合事務局の見解としては、普天間飛行場の跡地利用が決定しないことと基地返還後のネットワーク計画であり

ますので、国道330号から国道329号を前倒し実施するのは、困難であるとのことでしたので、時間を要すると思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 補助金について、お答えいたします。

補助金自体が各課にまたがりますので、企画課のほうでは、考え方について答弁をさせていただきたいと思っております。補助金等の内容につきまして、中城村補助金等の交付に関する規則により補助金等の交付に関する事項を定め、補助金に係る予算の執行の適正化を図っております。補助金等の目的、内容及び経費の配分、使用方法、補助事業等の完了予定期日と事業遂行に関する計画について、適切であるかどうか。また新規の補助金制度を活用する場合に、その必要性及び効果に加え、後年度以降の財政負担についても十分に検証し、予算の妥当性などを確認しております。補助金による効果が村民及び団体の育成、発展に寄与し、その活動が活発に行われているか、村民の経済活動などのさまざまな活動に活力を与えているのか、村民による村づくりの発展を図るものとなっているかを判断し、予算措置を行っているところでございます。交付につきましては、もろもろの書類を元に補助金の使用目的、補助金の成果等各種補助対象者に対し、指導、助言等が行われているものと考えております。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

中城村も子供貧困対策として、貧困対策の連絡会議を設置してあります。子供支援専門嘱託員を配置し、子供の貧困の現状把握に努め、学校や地域、関係機関との情報共有により本村の実態を把握します。対象となる子供を支援につなげるための相談調整を行います。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 それでは再質問をさせ

ていただきます。

大卒の2番から移りたいと思います。平成27年度の12月議会でやりました。歴史資料図書館の件で、12月議会で質問しましたけれども、現場を直接見たときに本当にショックでありました。これは下地がコンクリートできた上に石積み張りなんですよ。それでコンクリートの下地もありながら、これぐらいの積み方しかできないということは、本当にショックでありました。それもJVで村外の大きな会社がやられていることで、その施工能力はあったと思いますが、その出来、村民からは、「何でできた物に文句つけるのか」という話もあったんですけども、あえて私は検査のふぐあいではどうだったのかな。進めていく段階で実際にはこれは指摘できて、やはり施工能力がないところが要するにやったのかどうなのか、はっきりわかりません。できばえとしては、壊せとは言えないものですよ。しかし、検査体制をしっかりとすることで、それがまた本当にこれからはいいものができるんだと思います。次に3番の城跡の工事もありますけれども、その城跡の件にも、この石積みはつながってくるものだとは私は思っておりますので、それで12月議会からこの質問をしております。これを見てこの角隅のゆがみとか、石の模様であったら納得はできるんですけども、石のゆがみとか、平面でもでこぼこの積み方とか、でき上がったものに文句をつけて、心は痛いんですけども、このぐらい本当に立派に仕上げてもらいたい、このものは。これは12月議会で生涯学習課長は城跡の一の郭を、城跡の見ばえをそのまま移したということで、この石積みができたとしますので、仕上がったもの、検査も終わっていますけれども、ぜひ今後、石積みに関してはまた護佐丸歴史資料図書館ということで、城跡にもかかわりますので、この石積みに関しては土木業者、建設業者がこの許可を持っています。確かに、入札の許可は。しか

し、本当の専門職である石積みですので、そこはもう少し指名のあり方とか、そういうのは考えていただきたい。次の3番の先ほど今年度からの工事ですね、解体工事とそういう面でも考えていかないといけない。本当は平等で指名するのもいいことだと思いますけれども、そのことによって、こういうできばえの本当に、私は見た瞬間、ショックでこのことは言わないと、いけないと思って、今本当に12月から質問していますけれども、ぜひこれはもう一度検討して、これはちょっと教育委員会でのこれからの管理になる歴史資料館ですけども、これは見てどう思ったか、どなたか。この石積みを見て、仕上がり等の感じを、どなたか答弁できますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

今、議員がおっしゃるように専門的でありましても、私もある程度、城跡の石積み等を見たことがあります。先ほどもおっしゃっているように今回の護佐丸図書館ですが、石張りという形で、一応工事はしているみたいですが、今後、その中で少し隙間があるなということで、できるだけそれはないようにということで、都市建設課とも調整をしたつもりであります。城跡に関しては、あくまで石張りではなく、石積みですので、城跡に関しては、せっかくの世界遺産を取り壊すんですから、全くそのように復元しないとイケません。ですからある程度、特色的な技術のある方々、それに十分配慮して城跡に関しては、石積みに関してはやっていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ、遠目では見た目はいいですよ、これは。潮垣線からはまだそういうのは見えずに、しかしながら各隅々は塩垣線からも、でこぼこのものが見えるものです

から、ぜひこの3番においても城跡、ぜひ本当の専門職を県内に4社か5社しか、多分石積みができる業者がないと思います。ぜひ、入札許可の問題ではなくて、本当の専門業者を入れて、世界遺産の中城城跡を本当に保存して行って、また再生していければと思います。

次に、2番の検査対象ですけれども、やはり各課長そういうハード面を見ていらっしゃるから感じていることは重々わかっておりますが、まだ設計と施工には皆さん関心を持つんですけれども、設計の段階で意外と不備があった場合、何も取り組めない、そこで専門職の要するに設計担当とか、このハード担当は専門職を置くべきだと思うんですけれども、どういう考えをお持ちなのか。この検査体制でこの専門職で取り組むのはできるのかどうか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ではお答えいたします。

ただいまの質問は設計段階の話だというふうに理解して申し上げます。基本的にこのハード面については、1級施工管理士とかそういう職員を配置をしております。と同時に実施設計については専門のコンサル等とも契約をしながらその把握をしているわけで、今の設計及び発注部分で、素人がやっているという意識は今のところございません。ただ発注業務については一般業務ですので、これは事務的な業務ですので、その部分については事務職が対応している部分もございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 副村長が言っていることは1級施工管理士ですか、そういう管理を委託しているのはわかります。しかし、この最後の出来高により、施工のミスによるもの今回の石積みは施工のミスですね。私が指摘したのは施工のミス。施工の出来高が悪い。構造的なものがミスとして、多分検査の対象になってくるはずですが、この見ばえ等はもうこれは

出来高の悪さとしか言いようがないですけれども、そのことについては、この歴史資料館もそうですが、これから庁舎建設も始まります。設計と管理が今一緒になってくるのが、そこが私は前から少し話していますけれども、その体制が少し見直しが必要じゃないかなと思うんですね。総務省からも多分その指摘があると思いますけれども、2年前ですか、あったと思いますけれども、設計と設計管理は別にしなさいということがあったと思います。この体制もぜひ今後、考えていかないと施工業者だけではなくて、設計もぜひ管理等はちゃんとやらないといけない。これを取り上げるかと言いますと、今議会、庁舎建設の質問が多いですけれども、大事な庁舎建設が始まりますので、ぜひこの管理も。1番の庁舎建設にもかかわってくるんですが、この建設体制について、庁舎は今後どういう設計依頼をするのか、どうなのかも質問がありましたけれども、どういう設計委託をする予定なのかだけ、重複しますけれども、ぜひよろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 新垣親裕。

総務課長 新垣親裕 設計の部分なんですけど、先ほど村長からお話があったように、現在の流れとしましては、プロポーザル方式ということになるかと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 プロポーザルをちょっと調べてみますと、八重瀬町も確かにプロポーザルにて庁舎建設はやっています。今議会では基本計画の予算とか、庁舎設計の予算とかもいろいろ別の議員で問題になってはいますが、私はこの設計のプロポーザルのあり方も、八重瀬町はJV指名のプロポーザルらしいんですよ。1社だけではなくて3社の。それで指名して、このメンバーを組み、それでプロポーザルをやると、そういう設計委託で発注しております。こういうふうには村内業者がこれだけ大きい庁舎

建設の設計にかかわれるかで、私の感覚では2社ぐらいしか、この大きい設計にはかかわれないんだと思いますけれども、トップで行くのであれば。ぜひ皆さん、こういう考えがあるということはどういう考えか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

これも恐らくで大変申しわけないんですが、プロポーザルとなりますと、プロポーザルの力量、規模、そういった面で考えますと、恐らくですが村内業者の提案できる提案能力というのは限られてくると思います。かと言って、村内業者がかかわってこないということになると、やはりせっかくの庁舎建設ですから、それも問題だと思しますので、どちらか例えばJVでやるにしろ、A、B、Cいろいろありますけれども、村内業者がかかわるような形の指名競争プロポーザルと言いますか、名称はちょっとはつきりわかりませんが、プロポーザルにしても村内業者が何らかの形でかかわっていくような形態をとらなくてははいけないだろうなとは今のところ思っております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 1番、2番を行ったり来たりですけれども、このプロポーザルの要するに検査体制ですね、要するに設計プロポーザルのこれをどのように審査するのか、計画をどのように計画しているのかどうかだけ。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

実際問題として、まだプロポーザルになるだろうなという段階でございますので、プロポーザルになってからの今の御質問であれば、お答えできるのですが、まだきょう現在の段階では恐らくプロポーザルであるだろうなという段階でございますので、今言った込み入ったと言いますか、細かいところまでは答弁できかねますので、御勘弁をお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 村長、答えにくいかと思えますけれども、今議会でこの庁舎建設が一番もめているのは、やはり場所だけですよね。実際に護佐丸歴史資料図書館では、その件は全然もめませんでした。しかし、八重瀬町でも少し場所決定では検討委員会でやはりもめたそうでありまして。しかし、場所は検討委員会で決めて、そこで基本計画もやって住民説明会を行ったと、八重瀬町は。これはこのあり方で進めるべきで、私もこのように進めていただきたいと本当に私はお願いしたい。私は、議員になって当初からこの建設問題を取り上げてきました。6年目であります。あの当時、その15年前から庁舎建設の計画はあったと思えますけれども、議員も執行部もこの議論は一応してきたと思うんですよね。検討委員会で決めて、今まで決めて進んでいたと。それをできる前に基本計画ができ上がって、議会には説明をしていた、それで進めていたと思っております。私は当初から庁舎建設は質問して、その当時は予算の問題の確保できなかったらうと、まだ予算が厳しいからということで、その当時、南小学校建設、この護佐丸歴史資料図書館の建設、いろいろありました。そこに予算がかかるので、庁舎建設まで、また基金もあの当時、1億5,000万円ですか、やっと積み立てて今回3億円近くになりますけれども、それで寄附がありまして、10億円。予算はもうでき上がったと。早目早目に進めていかないと、今以上に場所を選定して、住民から案をもらって、それもいいことでもありますよ。やはり住民参加というのはいいことでもあります。私が逆に懸念しているのは、このぼろい庁舎、老朽化した庁舎ですね、皆さんは震災で津波とか、いろいろ話は皆さん議論はしますけれども、逆として地震が起きた場合、この大きな津波が来た場合、一番最初に崩れるのは、この庁舎ですね。私はそう思って

おります。この庁舎が潰れたときの災害は一番大きい災害だと、私はそれしか思っておりません。それで早目の庁舎建設、用地決定も執行部でしっかり決定して、それで基本計画も立て、住民に説明すると。それで、ぜひこういうことがありますよということを説明して、早目に進めていただきたい。今、ぼろい庁舎の工事をやっていますけれども、これも防水工事とか、構造的に窓とか、いろいろな面がふぐあいで補修工事を入れていますよね。これではとまらないですよ。これで計画もそうですけれども、この基本計画は何年かかるとラインで出ていますけれども、そうではなくて、これはもっと早目早目に進めていくべきだと私は思っております。これは各個人、いろいろ意見はありますがけれども、災害のときに本当にこの庁舎が潰れたら皆さん方の中城村で一番優秀な人材が集まった役場の職員の被害が多い。これは相当の問題になってくるね。この役場の庁舎がもし潰れた場合、誰の責任になりますか。答えられますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

責任云々というのは、議員の気持ちの表れだと思いますので、あえてお話をさせていただきますと、議員と全く同じ考えです、私も命にかかわることだと思っています。中城村の将来にかかわる問題でもありますし、命にかかわる問題でもありますし、また先ほど来、工程表のこれはちょっと長すぎるのではないかというようなニュアンスのお話もありました。私もそのとおりだと思っていますよ。できる限り前倒しでできるような形で、この工程表は長めにとつてあると自分では思っております。できるだけ前倒しができるような形で早目に進めていきたいですし、また場所をしっかりと決定させていただいて、この基本設計も基本計画との違いも出てきますので、例えば基本計画にはなかったようなものも、村民の皆さんの意見を聞きながら、あ

るいは議員の皆さんの意見を聞きながら、こういうものも取り入れようとか、基本設計は大きさと。平米数とか、そういうものは大体決まってくると思いますが、その中にも先ほど御質問にもあります例えば複合施設がどうか、救急関係はどうかとかというのものも、そのときにも私は議論のテーブルにはのせていいものだと思っておりますので、その設計部分に関してはいろいろな方々に意見を聞きながら、よりよい庁舎をつくっていかうと思っております。それに向けて、早目に場所も決定して頑張っていきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 確かに今の村長からの答弁のとおり、もっと早目に進めていただきたい。場所決定も答申で上がったものですから、そこから絞り込んで庁舎建設もそこに基本計画を立てて説明したほうが私は早目の建設だと思います。先ほど言ったようにこれがまた場所の選定にてこずって1年、2年、東北の震災以来、津波の話はするんですけども、この建物が崩れる話はどなたもしないですね。沖縄に、もし中城村に津波が来るんでしたら、その前にこの庁舎が潰れるぐらいの地震だと私は思うんですよ。だから先んじて庁舎は建設しないと、特に先ほどから同じ繰り返しになりますけれども、6年も取り組んでやっと庁舎基金もできたかなと思ったら、また場所選定、一から始めたらとんでもないことだなと。答申を受けとめて、皆さんで本当に吟味して決定し、それから住民に説明して、この場所にこういうのができますよということを説明して、先ほど私が言った複合施設、救急車両の待機場とか、そういうのをまた住民から受けて、取り入れて設計に生かして、基本設計の計画を上げて、初めて住民からの要望はこういうところを飲んで行くものだと思っております。この八重瀬町も全く同じ考えで進んでいます。基本計画を上げて、住民説明

会を開いた。住民からの要望というのは、このホールを別の近隣市町村の庁舎を見て、この入り口のホールが狭い。向こうより大きくしてほしいとか、駐車場が向こうの現庁舎は足りないから駐車場を広くとって欲しいとか、そういう要望とか、いろいろな住民が使える会議室もほしいんですけども、こういうのは検討できますかとか、そういうのが上がってきて、この庁舎の建設に至っている。この住民説明会ではそういう問題を取り上げたほうがいいんじゃないかと思います。15年前から庁舎建設の予定はあって、庁舎建設基金を積立ながら、あと何年待ちますか。村長の手腕として、皆さんと一緒に検討して本当に決めて、先ほど来、同じことの繰り返しになりますけれども、これではなくて私は9月議会にも質問しました。12月議会にも質問しました。平成27年度中に場所を決定すると答弁がありましたよね、総務課長も答弁もそうしているはずです。村長も。それで決定ができなかったから、私は欲を言えば基本計画は年度内に終えるのかなと思っていました。1月に発注して、3月にはもう基本設計の計画ができ上がってくるなと思いましたね。そのことはぜひ気持ちの上で、ぜひ考えて早目の取り組みをお願いしたい。この津波対策も、今現在、今ある3カ所に絞り込まれましたけれども、そこは2カ所は津波対策、1カ所は土砂災害ですね。中城村においては、この土砂災害のほうが高頻度が高いんですよ。津波災害もどこと言って、場所は吉の浦に公共施設を集約するのは、私の前からの希望であります。どうしてかと言いますと、吉の浦でいろいろな大会とか、今は体協の行事が多いんですけども、吉の浦会館を利用してのいろいろな会議とか、講演会とか、こういうのがあった場合、歴史資料館だけでは足りないような気がする。逆をいってその逆に災害避難場所はそういうところに集約して、庁舎の上に設定したほうがいいのではないかと。津

波のときに山手のほうに逃げると、これは間に合わないですね、多分。庁舎の上、歴史資料館の上、そのほうが一番早いものだと考えております。ぜひこの救急車両の待機場も、ぜひ今度から考えて、また取り入れていただきたい。庁舎建設もできることならば、来年度から着工できるぐらいの設計の進み方ぐらい、その威力で取り組まないと庁舎建設もいつになるかわからないと思いますけれども、村長もう一言。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

全く議員と同じでございます、私も。なるべく早くやれることが村民にとっても、役場にとってもいいことだと思っていますし、そのために今回1億円の設計費用の計上もさせていただきました。私ども可能性がある限り、しっかりそこに向かって、設計を早めて実施設計もできるだけ早く発注できるように、そして村民の皆さんの意見を集約して、議会の承認も得ながら、同意も得ながらしっかり進めていきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ早目の取り組み、今年度の予算が早目の執行ができるように、ぜひお願いしたいと思います。

続いて、4番の東西道路ですね。国道329号から。先ほど課長からは毎回の如く、東西道路も330から329への道路も希望してありますけれども、国と県の事業ではあります、やはり市町村から要望を出さないと、これが進んでいかないということを聞いております。私も二度ほど総合事務局へ行って、少し話し合ってきましたけれども、やはり要望をぜひ上げていただきたい。これがサンライズ協議会において、329バイパスができますよね。それにあわせて実際、東西道路330までの道路を計画して、国と県で協議し、できないかどうか。このサンライズ協議会では、この329だけを上げておりますけれ

ども、東西道路も普天間飛行場の返還後と言ったら何年になるかわかりませんね。今はこれが早目の返還と言っておりますけれども、これが本当に何年になるか、そこまで待つのかどうか、解体だけでも20年かかると言われていますので、普天間飛行場は、それから計画して、本当にできるかどうかだよ。ここにいるメンバーが生きている間にできるかの問題。結局計画を上げないと、ぜひサンライズ協議会と一緒にあって、協議会の道路網の推進、そこで本当に一緒になって、この東西道路も取り組んでいただきたい。今議会でもいろいろ火葬場問題、地滑りのところ、安里地区の火葬場問題のところも白紙になりましたけれども、安里中央からこの地滑り地域をトンネルで抜いて、若南西に抜く、それから宜野湾市の330、上原に上げる。その計画でも以外と勾配がなく、いい計画だと思うんですけども、この火葬場計画が白紙になりましたので、そういう計画も、ぜひ頭に置いて、この東西道路を考えていただけないものかどうか、答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の御質問は、本当にもう数度にわたって、国や県と交渉している案件でございます。議員おっしゃるとおり普天間飛行場の移設問題との絡みがあるものですから、であれば移設後に普天間飛行場内の道路は通るといって、それまでできるところまでできないかというような話になども、具体的な話などもやっていますけれども、なかなか遅々として進まないというのが現状でございます。普天間飛行場も今、政府は5年以内の返還という話もしていますので、それに向けて、もし可能であればその辺の話もしながら、何度も何度もやはりこれは足を運んでやらなくてはならない案件だなとは思っております。今のトンネルでの施工のやり方にも含めて、施工のやり方はいろいろある

と思いますけれども、トンネルの話もよく出ます。そういう意味ではこれからまだまだ諦めずにやっつけていこうと思っております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ進めていただきたいと思っております。

それでは次に移りたいと思っております。補助金です。今回、この補助金は今回の安心こども基金2億5,000万円ですか、その予算の件ですけれども、ぜひ本議会でも前に話しましたけれども、こういった施設をつくる時に、私は反対ではありません。大賛成であります。しかし、この中身で村がそういうふうに議会でも予算を諮りますし、その中身において、この保育士問題、今国でも取り上げられて給料の問題が取り上げられて、保育士の不足も問題になっています。しかし、まだ臨時職員が各認可園に多いんですよ。村の吉の浦保育園もしかりですけれども、多いです。これからは正職にぜひ一人でも、二人でも多めの設定。これは基準内をクリアしていると思っております。しかしそうではなくて、基準内以上に、ぜひ認可園として取り組んでいただけないかなと、そういう指導ができるのかどうか、だけ。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

確かに認可保育園の中の職員を見てみましたら、臨時職員のほうが正職員を上回っている状況であります。県と私たち中城村は正職員を60%以上にしようという指導を行っていますが、法的な根拠がなく指導ということになります。平成25年度よりは平成26年度、平成26年度よりは平成27年度と少しずつではありますが、正職員の数も各施設もふえてきている状況ではあります。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひこういった協力をぜひお願いして、まだ各園60%に届いていない

と私はっております。ぜひ正職がふえる中で、やはり仕事がちんと安定した中で安心して仕事ができると思います。

最後に貧困対策ですね、今議会ほとんどの皆さん、多くの皆さんからの質問にありましたけれども、この貧困対策は本当にこれから繊細に取り組んでいくべきものだと思っておりますので、ぜひ子供たちに差しさわりのないように取り組んでいただきたい。1つだけちょっと教育長に伺いたいと思います。教育長就任のときに教育格差は経済的な面で格差が出るのかという質問を最初に質問をしたと思います。それで教育長も4年になりますけれども、こういった取り組みとか、そういうまた経済格差が貧困につながっていくものだと思っておりますけれども、そういう教育委員会で取り組んだことだけ教えていただきたい。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

教育総務課の貧困対策事業としましては、高等学校進学率の向上、学力向上を目的に中学校に学校支援員2人を配置いたします。授業の内容としましては、授業中の生活指導（教室に入らない生徒の指導、放課後の学習支援）が学力向上指導員とともに学習指導を行う予定であります。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ、またきょう言ったことはぜひ早目の取り組みをお願いします。ぜひ庁舎建設に関しては早目の取り組みを希望いたしますして、一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で、金城 章議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩（14時20分）

~~~~~

再開（14時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

続いて、新垣貞則議員の一般質問を許します。

6番 新垣貞則議員 それでは通告書に基づいて、新垣貞則一般質問を行います。

大枠1番です。久場地区第1児童公園の施設整備について。野球場バックネット・遊具などの施設整備について。バスケットボールコート半コートの設置について。「公園長寿命化対策事業」での取り組みについて。

大枠2番です。子どもの貧困対策について。

子どもの貧困率とは。子どもの貧困支援の推進に関する法律の基本理念は。就学援助制度とは。子どもの貧困対策についてです。

大枠3番です。吉の浦公園を活用して村民のスポーツ人口を普及するビジョンは。キャンプ誘致しての効果（中城村へのメリット・デメリットは。）一括交付金を活用して本村のスポーツ振興を図る取り組みは。吉の浦公園を子供からお年寄りまで憩える施設にするためのビジョンは。以上、簡潔な答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課。

大枠2番につきましては、福祉課と教育委員会。

大枠3番につきましては、企業立地・観光推進課と教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、本議会でも幾つか取り沙汰されております子どもの貧困についてですが、議会答弁でもやりましたけれども、最重要課題として、この子どもの貧困問題には取り組んでいこうということで、庁内一致してこの案件に取り組む所存でございます。議員の皆様方の協力も得ながら中城村の子供たちがしっかりと将来を担えるような環境づくりに邁進していきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣貞則議員の大枠2の
と大枠3の について、私から答えます。

大枠3の については、生涯学習課長から答
えさせます。

大枠2の 学校教育法第19条「経済的理由に
よって、就学困難と認められる児童・生徒の保
護者に対して、市町村は必要な援助を与えなけ
ればならない。」と規定されております。

大枠3の これまで一括交付金を活用しクラ
ブハウス、体育館内のシャワー・トイレの整備、
陸上競技場の芝生管理等を行ってまいりました。
今後も一括交付金を活用しながら施設の充実を
図るとともに、各種育成団体との連携を図りな
がら各種スポーツ教室等を開催し、スポーツの
振興に努めたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 大枠1の から
について、お答えします。

について。野球のバックネットに関しては、
支柱の腐食が激しく、転倒等重大な事故につな
がるため、先週、撤去を終えています。二、三
年前までは、地域の少年野球チームが練習して
いましたが、現在はそのような利用もない状況
ですので、利用上、必要であれば、本格的な
バックネットとはいかないまでも、移動式の
ネットやフェンス等の代替で設置を考えていま
す。遊具に関しては、現在新設は財政的にも厳
しい状況であり、現在あるものを修繕等で対応
していきたいと思っております。

について。委員のこの質問は初めて聞きま
した。現在バスケットボール施設は1カ所あり
ますので、今後、コートの新設計画としては予
定はしておりません。

について。公園長寿命化対策事業は、一件
当たり3,000万円以上が対象となるため、小規
模な物に関しては、現状通り、維持管理の範囲
において、修繕してまいります。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣貞則議員の質問に
お答えします。

大枠2番の 子供の貧困率とは、国民一人一
人の所得を試算し順番に並べた場合に、真ん中
の人の所得の半分にも届かない人で、一般的な
水準の半分も満たない水準で暮らしていること
です。国の子供の貧困率が16.3%（6人に1
人）、県の子供の貧困率が29.9%（3人に1人）
となっています。

基本理念として。1.子供の貧困対策は、
子供などに対する教育の支援、生活の支援、就
労の支援、経済的支援等の施策を、子供の将来
がその生まれ育った環境によって左右されるこ
とのない社会を実現することを旨として講ずる
ことです。2.子供の貧困対策は、国及び地方
公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、
関連分野における総合的な取り組みとして行わ
れなければならないことでもあります。本村も
「子供貧困対策連絡会議」を3月16日に行っ
ております。子供支援嘱託員を配置し、子供の貧
困の現状把握に努め、学校や地域及び関係機関
との情報共有により本村の実態を把握に努めま
す。必要に応じて子供の支援につなげていき
たいと思っております。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長
屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 新垣貞
則議員の大枠3の の御質問にお答えしたいと
思います。

キャンプ誘致効果の中城村へのメリット、デ
メリットというのは、前からもお話していると
おり、数字ではなかなか示すことは困難であり
ます。キャンプ誘致の方向性を述べながら答弁
したいと思っております。沖縄県は、日本で唯
一の亜熱帯気候性に恵まれ、年間を通して温暖
な気候により、数多くのスポーツキャンプが行
われている現状であります。ここ中城村のごさ
まる陸上競技場においては、平成22年度にト

ラックを全天候型、フィールドはサッカー競技仕様に改装したことで平成25年度から、「Jリーグのサッカーキャンプが実施されるようになりました。スポーツキャンプの効果は、中城村に連日村民はもとより、県内外からの見学者が訪れて来ております。また、マスメディアによるキャンプの様子を地元及び全国に放映されたということもありまして、平成27年度のキャンプ期間中に訪れた見学者は、1万8,000人余に上っております。さらにレンタカー数も474台にふえており、中城村の観光振興や地域活性化に寄与しているものと考えております。さらに、スポーツ選手を普段テレビ等でしか見られないことが、中城村でキャンプを行うことによって身近に見られるということもあり、子供たちに夢が広がる事業ではないかと思っております。ちなみに、今年1月、中城中学校サッカー部が沖縄県中学校（U-14）サッカー大会において、これは83チームが参加しておりますが、ベスト8になりました。中城村からプロ野球選手も誕生しております。将来の話で申しわけございませんが、中城村から「Jリーガーの誕生」、それからオリンピック選手が誕生することも夢ではないような気がいたしております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

議員がおっしゃいますビジョンとありますけれども、ビジョンいわゆる構想・理想ですかね、生涯学習の計画について、お答えいたします。

これまでも吉の浦公園は、子供から高齢者までの幅広い年齢層の方々に活用されております。一般の利用者を初め、各団体、サークルでの活用やグラウンドゴルフ、ゲートボール大会、子供たちの遠足など利用はさまざまであります。今後も健康・体力づくりのためや運動やスポー

ツの場として利用を図りながら、施設の充実化や各種団体との連携した各種スポーツ教室の開催など、誰もが、いつでも、気軽に運動・スポーツを行える環境づくりに取り込むことで、村民皆が憩える公共施設となるように努めていきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは大枠1番から再質問をしたいと思います。

久場地区の児童公園は、久場区民の憩いの場で子供たちの遊び場の施設です。都市公園事業におけるストックマネジメント、長寿命化計画とありますが、どういう意味ですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

ストックとは財産。つまり公園やその施設そのものであります。マネジメントは運用。つまりストックマネジメントは公園運用という言葉で考えてください。公園のストックマネジメントを行う上で、維持管理の方針を明確化し、対策の時期、内容を最も低いコストで実施するために整理するのが、長寿命化計画です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、都市建設課長からありましたように、公園の施設の維持管理において、子供を初め、利用者の安全確保を最優先する場合も多く、このような施設については、より厳密な施設の安全性や機能が失われないように予防していくことが求められます。ストックマネジメントにおける公園施設の分類に劣化や損傷を未然に防止しながら、長持ちさせるべき施設。機能しなくなった段階で取りかえる施設に分類されます。先ほど都市建設課長からありましたがバックネットも老朽化して、危険ですので、取りかえられてやっています。早急な対応、大変御苦労さまでした。それで久場自治会長から久場第1児童公園バックネット取りかえまたは修繕依頼の文書で要請がありました。

その対応についての回答はどのように答弁なされましたか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

去年、久場の自治会からバックネットの撤去等の話、それと新設ということがありましたけれども、自治会のほうにはバックネットは老朽化が進みつつありますので、これは撤去しますという約束はしました。ただ新設については、地域の方々からも今野球していない状況があるものですから、もう簡易的なバックネットを置いてやっていこうかなと思っています。そういうふうに久場自治会長とは話はしています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 公園管理者は公園における遊具の安全確保に関する指針などにに基づき、施設の安全確保のために必要となる点検、消耗品の交換や施設の更新などを含めた維持管理が行われる必要があります。久場児童公園の遊具は子供たちの遊び場と親子の絆の場所であります。国土交通省公園施設長寿命化計画策定事業補助金として、遊具の補助額は幾らですか。それと補助率はどのようになっていますか。遊具は老朽化していますので、そういう計画はないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

遊具は消耗品・部材等の修繕は通常の維持管理の範囲で対応していきます。ただし、工具・部材の損傷と維持管理での修繕ができない場合は撤去することになります。久場1号公園のような街区公園、小規模な公園については、公園事業の補助がないことと、長寿命化による補助は3,000万円以上の案件に限られることや直近の会計検査においても既存の施設の更新については、厳しく指摘を受けております。新規の遊具施設に関しての整備は厳しいと考えています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 児童公園は区民の集まる場所で親子と子供たちの憩いの場です。そういうことでそういった取り組みをぜひ考えてもらいたいなと思っています。そういった補助メニューとか、多分探せばあると思いますので、そこもまた調査しながらやってください。私が聞いているのは、バスケットコートは設置できますかねということです。なぜかと言ったら、新都心とか、公園の中ではバスケットボールが設置されていますけれども、この中で設置されますかねということの質問です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

公園長寿命化事業では、もともとある施設、遊具の公園長寿命化計画の補助はありますけれども、新設の補助事業は公園事業では該当しないです。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 久場PTA会長からの児童公園、バスケットボールがあったら小学生、中学生のスリーワンバスケットボール交流大会をやりたいとか要請があります。それで昔は公民館にバスケットボールコートがあり、そこで中学生、高校生、青年会と一緒にバスケットボールをやって、その結果、中城中学校が沖縄一になり、輝かしい伝統を残しました。そこからお互い同士のコミュニティが養われていました。村のほうでそういった施設でバスケットボールコートができるんだったら、そこから村づくりが発展すると思いますので、そういったこともそういったメニューがあるんだったら、昔の先輩方はそこで交流を深めてバスケットを通して地域づくりをやっていきますので、そういったメニューも考えたほうがより具体的に子供から小学生、中学生がみんな遊びますので、そこが部落、地域の発展につながりますので、そういったメニューも探してもらいたいなと思っています。それと地方公共団体などにより

長寿命化計画に基づいて、都市公園の計画的な維持管理の取り組みを支援するため、公園施設の長寿命化計画に関する基本的な考え方、計画策定の手順及び内容を具体的に示した公園施設長寿命化計画策定指針案を作成するとありますが、久場第1児童公園はどういった策定を考えていますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

現在、平成29年度の公園長寿命化計画の中で6カ所遊具の申請を今、県のほうに行っている最中です。ただ先ほども答弁しましたけれども、あくまでもある施設を撤去して公園長寿命化計画にのっかってやっていきますので、それと補助率が2分の1、50%補助なものですから、3,000万円あるとすれば、1,500万円の単費が出ます。これは財政的にも担保を取られますので、その辺の担保なしには新規の事業は厳しいかなと思っています。いずれにしろ、ことしでこの遊具がどうなるか、ことしいっぱいで決定する運びになっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 3,000万円のお金を使って、できない部分がありまして先ほどおっしゃった維持管理の遊具をちょっと調べて、木で腐食していますので、危険性もあるものですから、撤去ではなくて児童公園というのは、子供たちの遊び場ですので、遊具がないとだめですので、そこをまた撤去したら、修繕でもよろしいですので、そういった計画をぜひつくってもらいたいと思います。それで公園管理費は今後、久場自治会と調整をしながらバックネットの問題、それから遊具の問題、バスケットのコートの施設の問題とかありますので、そこら辺またそういった計画の策定の中で一緒に調整をしながら進めてください。

次、大枠2番ですね。子供の貧困対策について、 から まで一括で質問します。

全国では6人に1人の子供が貧困のもとで暮らしており、さらに深刻なことに育児放棄を含む児童虐待の対応件数は年間7万件に及んでいます。放課後、塾に行けない子供がいる一方で、放課後は塾にも行けず、家に帰っても誰もいない子供たちもいます。塾に行ける子供とそうではない子供の学力の差が大きく異なってきています。貧困の子供たちは学校では周りの学年についていけず、不登校になったり、自分自身の自信を失い、将来の展望を失うケースもあります。そのために子供貧困対策は重要であります。子供の貧困対策の推進に関する法律の基本理念は先ほど福祉課長から答弁がありましたように、4つの支援がありますので、教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援、経済的支援があります。この4つの支援について、お伺いします。教育の支援として、認定こども園があります。認定こども園とは、どのような施設ですか。そして本村には幾つありますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

認定こども園とは、どういったものかということですが、認定こども園とは就学前の児童の教育、保育を提供する、いわば幼稚園と保育所のよさを両方合わせ持った施設であります。そこで都道府県から認定された施設になります。中城村内には南上原に2施設ございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 沖縄県では子供貧困対策の資料からですが、県では5施設ありますね。その中に中城村は中城村南幼稚園・保育園ですね。それからクリスチャン教育センター幼稚園、2施設あります。沖縄県の中で5施設ある中で、2施設は中城村にありますので、非常にすばらしいことだなと思っています。村長を初め、課長、職員の努力に敬意を表します。

この認定こども園の施設は父子家庭、母子家庭や所得の低い親に対しての保険料の減免などがありますか。もし保険料の減免の措置がない場合は減免する考えはありますか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（14時58分）

~~~~~

再開（14時58分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

認定こども園の保育料は減免制度ではなくて、所得に応じて、その保育料を決めていきます。ですから所得の低い方は低い保育料となります。このような制度でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 次に、就学援助制度について質問します。

準要保護の小学生、中学生に対し、衛生日用品の学校用品代、給食費、その補助額は国基準額75%から平成28年度は国基準額に拡充し、支給しています。本村は先ほど村長から答弁がありましたように貧困対策に非常に前向きに取り組んでおります。それで準用保護者からの皆さんからも大変喜ばれています。次に平成28年度の各学校の要保護、準用保護者は何名いますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 お答えいたしますけれども、平成28年度ということがありますけれども、平成28年度はこれからまた申請になりますので、平成27年度でお答えしたいと思います。平成27年度のまず要保護世帯は中学校で3名、小学校で2名、計5名となっています。準要保護の世帯は中学校で65名、小学校で106名、合わせて171名となっています。その中で給食費の未納者ですけれども、1月末現在で中学校16名、小学校16名となっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 平成27年度各学校の要保護、準用保護以外の一般の保護者の給食費の未納者は小学生何名、中学生何名、合計何名いますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。教育総務課長 名幸 孝 それではお答えします。

準用保護、要保護以外の方々の未納でありますけれども、1月末現在で中学校108名、小学校176名、計284名の未納者がいらっしゃいます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今の教育総務課長からの答弁にありましたように一般の保護者の給食費未納者は284名います。保護者には給食費、学校用品代を補助する就学援助制度を知らない人が多いのでは。さらに申請書類は窓口担当者自身が書類の行政用語は一般の人に読みにくいと思うと漏らすほどであります。中学校の先生が世間体を気にして申請しない人もいます。本村の要保護、準用保護の申請はどのようになっていますか。そして年何回実施していますか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。要保護、準用保護の申請は各児童・生徒に説明書を配付しまして、学校が教育委員会で申請書を受け取ります。申請書を受け取りますと、学校に申請することとなっております。申請は最初は6月末で受け付けいたします。その後は、随時受け付けをしております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 先ほど教育総務課長からの答弁がありましたように、申請は学校の事務室に行っています。それで私が聞きたいのは、年1回なのか、年2回なのかというのがちょっと聞きたいです。それをちょっと答弁お願いしていいですか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。  
最初1回は6月に受け付けております。その後は随時受付しております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 那覇市の例なんですけれども、就学援助制度を多くの人に申請しやすくするため、提出先は学校の事務室と教育委員会窓口提出しています。4月に申請できなかった人のために、10月にも那覇市は申請を受け付けています。教育委員会窓口にも那覇市は提出をやっていきます。なぜかと言ったら、学校で申請ができない親もいるものから、そういった意味で那覇市のほうは教育委員会の窓口にも提出していますけれども、本村は貧困対策について、そういった取り入れる考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えします。

現在の申請書の中に学校の意見を聞くということがあります。それで学校に提出してもらって、学校の意見を記入してもらってそれから教育委員会が受け取るということになっておりますので、現在は学校のほうに提出となっております。申請書のあり方について、これから検討はしていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 税務課長に伺います。先ほど給食未納者284名、この世帯の総所得証明を調べて、村民らが非課税の方を調べることは可能ですか。そして子供の貧困率として、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の割合の貧困率のデータを出すことは可能でしょうか。

議長 與那覇朝輝 税務課長 稲嶺盛昌。

税務課長 稲嶺盛昌 それではお答えいたします。

ただいま議員の御質問はおおむね2点だと確認いたします。まず給食費未納者の世帯の方々の村民税が非課税かどうかということですが、まず個人村民税に関しましては個人個人お一人お一人の課税かどうかというのは、すぐ調べることができます。しかしながら各世帯のこの世帯が非課税世帯かどうかというのは、この世帯ごとのおの個人個人のお父さんであったり、お母さんであったりおのの税情報を非課税かどうかを確認しないといけないために、一定の時間を要するものと考えます。あと1点は、子供の貧困率としての平均的な所得を下回る世帯で18歳未満がどれくらいいるかというデータができるかという御質問ですが、子供の貧困率の定義というものは先ほど福祉課長から御説明があったとおりでありまして、その統計のとり方につきましては、ちょっと数字のとり方で全国的にもいろいろあるかと思いますが、ただいま税務課において、その持っているデータの中でこの18歳未満を特定するとか、先ほど申したように、その世帯が非課税かであるかというのを一定の抽出条件をつけてやるということはちょっと現実的には厳しいかと考えております。ただし、システム上いろいろな例えば各校区ごととか、津覇小学校、中城小学校とかいろいろな抽出条件を入れていくと、そういったのは後々、将来的に事業の種類によっても可能かと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 給食費未納者284名の世帯の家庭は非課税世帯に該当するかもしれませんが。生活に困って給食費が払えないのか、実態を調査することによって、就学援助制度に該当する人もいますので、調査分析をしてください。一生懸命働いても給食費や学校品代や制服の購入費が出せない家庭もあります。就学援助制度がないと通常の義務教育も受けられない。義務教育は子供の可能性や尊厳を守る

基本としてのどの子にも保障されなければならない。子供が遠慮や引け目を感じなくて済むような仕組みが必要です。だから就学援助制度を充実させることによって、子供の貧困対策につながりますので、そういうことで調査研究をよろしくお願いします。

次に県の子供貧困対策支援員の配置事業として、中城中学校に2人配置します。小学校でもいじめ、不登校の問題を解決するために県の子供貧困対策支援配置事業を活用して支援員を配置する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。  
教育総務課長 名幸 孝 それではお答えします。

中学校に次年度から学校支援員として2名配置いたします。どういったことをやるかといいますと、沖縄県は中学校の学力が低いためにこの貧困対策事業に高校の進学率アップと学力向上を目的とした事業も加味されております。そこで中城村では授業中における教室に入らない子供たちの指導、放課後の学習指導を主体として、この学校支援員を配置していきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 子供貧困対策支援員が子供の貧困に関する各地域の現状を把握し、学校や学習支援、施設、居場所づくりを行うNPOなどの関係機関との情報共有や子供支援につながるための調整をし、居場所づくりの準備を行っています。那覇市は子供の居場所の運営支援事業として、不登校、引きこもり支援、就労支援などを実施する団体への業務委託金や補助金を交付して居場所を運営しています。どういった内容かと申しますと、学習塾と業務委託契約を交わして、子供の学習支援に努めています。本村も取り入れるべきではないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 ただいまの質問に中学校の部分でお答えします。

村では一括交付金の事業として放課後パワーアップ事業ということで中学校へ学力向上支援員を3名配置しております。その中で保護者に向けて募集を行い、希望者は全てこの放課後の学習教室に参加できると、つまり無料塾に準ずるものが既にあるものと捉えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 子供たちが貧困ということがあるものですから、学校では少しレッテルが張られているということで、学校の中で貧困対策という学習支援ができないから、那覇市は塾との業務委託契約を結んでいるんです。子供たちが貧困対策ということで、集まって10名ぐらい学校の中で勉強したらレッテルが張られるということで、そういうわけで那覇市は塾との業務契約をやっていますので、これも本村に適用できるか、できないかはわかりませんので、一応調査してまずはできるものだったらそういった業務委託契約をしながら、この子供たちの貧困対策の子供たちに学習支援を取り入れたらどうかという思いですので、一応参考にやってください。

次に生活支援について伺います。子供貧困対策として、子育て支援コーディネーターを配置しますが、どういった対策をするつもりですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

福祉課のほうに配置する子供支援専門嘱託員としてお答えします。

専門嘱託員は、子供の貧困の現状把握に努め、学校や地域及び関係機関との情報共有により、本村の実態を把握します。対象である子供を教育委員会が実施する学習支援、食事の提供、生活の指導につなげていくことであります。周りの子供たちから貧困と悟られないように気をつ

けながら支援していきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 子育て支援コーディネーターに求められているのが妊婦健診や乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん事業、乳児家庭全戸訪問などの既存の事業でそういった課題が掘り起こせるかが、家庭の課題等を見抜く力と丁寧なかかわりが支援側に求められています。子育て支援コーディネーターのそういったのを少し参考にしながらこういった事業を進めてください。それで保護者への就労支援ということで、ひとり親世帯の親に対して、仕事に有利な資格、取得のための授業費用や養成期間、就業中の生活費の助成及び就職への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の貸し付けとして、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等職業訓練貸付金事業などの就労事業がありますけれども、そういった事業はどういった内容でしょうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

就労準備支援事業としまして、県のほうで行っていますが、社会とのかかわりに不安がある。ほかの人とのコミュニケーションがうまくとれず、直ちに就職につけない方々に6カ月から1年間のプログラムに沿って就労支援に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行うこととあります。中城村は社会福祉協議会に生活困窮者支援事業を委託しておりまして、現在、2月までに300件の相談が寄せられています。そのうち生活困窮に関する相談が117件、必要に応じてフードバンクや緊急物資の支援、法外援護金の支給ということを実施しています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 就職の困難者、それから生活困窮者、生活保護受給者及び準用保護者に対する就労支援として中城村就職・生活支援

パーソナル・サポート・センター（仮称）です。それを設置して、人材は子育て支援を充てて、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労訓練事業、一時生活支援事業、生活困窮世帯の子供の学習支援などに充てたら貧困対策につながると思います。中城村就職・生活支援パーソナル・サポート・センター（仮称）です。そういったものを設置する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 中城村就職・生活支援パーソナル・サポート・センターは、中部福祉事務所が管轄となっており、中部の町村は福祉事務所が窓口であります。現在、先ほども述べましたとおり社会福祉協議会に事業を委託しており、生活困窮者に関する相談が117件、そのうち6件はパーソナル・サポート・センターのほうへつないで支援を行っています。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、福祉課長から答弁がありましたように、那覇市とか沖縄市とかそういった大きいところがこういったのをやっています。支援員を配置してできないものかなという提案です。こういったものができたら少し貧困対策の親たちの就職につながるんじゃないかなと思っていますので、今おっしゃっているのは那覇市とか沖縄市がやっています。中城村でもそういったものができたらちょっと就職につながるんじゃないかなということですので、それで秋吉春子氏、シングルマザーのフォーラムおきなわ代表の談話にひとり親世帯の貧困率を確実に下げることができる施策として、4カ月に支給されている児童手当を毎月支給することが上げられています。調査で家賃の支払いを滞納している世帯は4世帯中1世帯にも上がった。就労収入が低く、児童手当で何とか暮らしているのに、4カ月に一度の支給ではそれ以外の3カ月はひとすら我慢している。支給月は一気に滞納を支払うことの繰り返しで、毎月の家

計管理に苦しむ現状である。毎月の支給の実施に向けて検討してほしいという談話がありました。本村は毎月の支払いの取り組みは可能でしょうか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

児童手当は国の制度であります。児童手当法の中で支給月は2月、6月、10月とうたわれていますので、各月の支給は困難だと思います。県のほうに問い合わせはしてみたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 あくまでもそういった困っている親からの提言です。そういった形で困っている人たちの実際にやっている人たちの提言ですので、それも先ほど福祉課長からありましたように県と調整して、村が県を動かす。村が国を動かすかもしれませんので、一応はそういった提案です。これも参考になさってください。貧困とは、経済的な貧しさと孤立による困難があわせられる言葉です。貧しさを学校や地域が解消することは正直なところ難しい。これは社会や制度で手を入れていかなければいけない。しかし、困っていることは学校や地域の力で解決することが可能であります。憲法第26条に全て国民は法律の定めるところに、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するとあります。そして、子供貧困対策の推進法の第1条目的に、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、貧困の状況にある子供たちが健やかに育成される環境を整備するとあります。貧困対策として、先ほど言った教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援などを行政、学校、家庭、それから福祉、地域が一丸となって取り組むことによって、一步一步子供貧困対策につながると思いますので、そういうことで今後、今からのスタートですので、少しみんなで課題を見つけて貧困対策に取り組んでいきましょう。

次、大枠3番にいきます。吉の浦公園を活用しての村民のスポーツ人口を普及するビジョン。キャンプ誘致の効果ということで、メリット、デメリットです。U-14九州中学校交歓サッカー大会に出て、中城中学校が準優勝しました。素晴らしい結果だと思います。サッカーキャンプを誘致しての効果が表れて、そして去年から高江洲先生というサッカー専門の先生が来ている。そういった指導力もあったおかげだなと思っています。それで先ほど企業立地・推進課長からありましたように将来的にはJリーグの選手を育成したいという素晴らしい夢だなと思っています。それで、中城中学校の生徒たちが将来、プロサッカー選手になるためにサッカーを誘致した監督や選手からサッカー教室、講演会などを開催する。名古屋グランパス春季キャンプ記念講演会が3月10日南風原町立中央公民館で名古屋グランパス社長の久米一正氏の講演会が開催されました。選手は常に注目され、子供たちの夢を裏切らない存在であるべきとし、挨拶や身だしなみなどの規律こそが重要だとした。プロ選手こそ言いわけをせず、自分自身に負けない精神を持つことが重要と説明する。南風原町に感謝するとともに、2016年のシーズンの飛躍を誓った。本村もプロ選手からのサッカー教室とか、こういった講演会を開催することはできないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えしたいと思います。

サッカー教室やキャンプ誘致した監督の講演ということですが、本村においては平成25年度からサッカーキャンプを実施しております。今年で3年目になります。この間、本村の小学生チーム、FC護佐丸クラブというのがあります。それから中城中学校サッカー部もあります。そういうチームを対象にサッカー教室やトレーニ

ングマッチにおいてのお手伝い、それから握手会、写真撮影会など中城村でしかできない地域特性というんですか、フレンドリー的に我々のほうは選手と子供たちが触れ合っているということは今までやって来ておりますので、これからも続けていきたいと思っております。ただ講演会については、御検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 サッカーキャンプ期間中、サッカーの練習を終えたら午後5時から午後5時半ごろにはごさまる陸上競技場の正面は鍵をかけて村民が利用できないようにしています。陸上競技場は午後5時から中城中学校陸上部や小学生の陸上クラブが練習をやっています。それで大人の皆さんも仕事を終えてからジョギングや陸上練習をやっています。なぜごさまる陸上競技場の正面の鍵を閉めるのか、理由を説明してください。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

この件については、正面スタンドの正面がメインゲートですか、そこの扉だと思います。当然、公園を管理する者としては開放ではありませんけれども、やはり門は閉めておかないといけません。というのは、そこに例えば不審者が入るとか、バイク等が入ると困ります。ですから今後、管理棟の1カ所は開放してもらって、そこからトラック内に誘導したいと思っています。毎日、ほとんど中学校のサッカー部、そして陸上部が使っていますので、それに関しては、しっかりまた調整して、その場所から入るということ、指示したいと思っております。それと同時に一般の皆さんにもいわゆる掲示ですね、開放で使ってもいいんですけれども、管理棟側から入ってくださいということで誘導したいと

思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 のほうに行きたいと思っております。一括交付金を活用しての本村のスポーツ振興を図る取り組みです。教育長に伺いますので、一括交付金を活用して、棒高飛びのマットを整備し、練習したおかげで中城中学校の島袋 滴君が九州中学校陸上競技大会において、九州で3位の成績をおさめました。高校生では新垣大志君、浦添工業3年生、津覇出身です。彼も棒高跳びでチャンピオンです。またごさまる陸上競技場を整備したおかげで、山内りやさん、中城中学校3年生が100メートルで沖縄1位になりました。上原忠雄先生、現在、本土の実業団大学生を沖縄合宿へ斡旋している先生が吉の浦公園ウォーキングコース1,200メートル、600メートルの全天候型コースにしたら、大学生、実業団の陸上部も合宿可能だと約束してくれました。サッカーキャンプ期間中はごさまる陸上競技場が利用できない場合は、中城村の子供たちは全天候型のコースの練習ができます。将来の中城村を背負う子供たちの競技力の向上を図る意味からも一括交付金を活用して吉の浦公園1,200メートル、600メートルウォーキングコース全天候型コースにする考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘。

生涯学習課長兼生涯学習係長 新垣一弘 お答えいたします。

これまでも先ほどの答弁にもしましたように、今まで施設、そして野球場の照明灯を一括交付金を使って整備をしまいいりました。現在、ウォーキングコースということで、今質問されていますけれども、12月の議会でしたか、その時点でもその質問はあったと思っております。その中で恐らく一括交付金ですから、目的合致ですか、それも十分精査して合致するのであればその道

もあるし、そしてまたその中でお互い財政的にこれが負担がかからないように村としてもこれは順序というのがあります。どれからやっていくのか、やはり教育委員会としては、ウォーキングコース、それも必要だと思います。順次追って検討したいと思います。

それとあと1点ですけれども、今、全体的に吉の浦公園に関しては、建物、東屋、そういうのが老朽化しまして、建てかえの時期に来ているのではないかと私は思っています。それも十分に含めて検討させていただきます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 ですね。吉の浦公園は、子供からお年寄りまで憩える施設にするためのビジョンです。一括交付金を活用してキャンプ誘致して、施設を整備する。施設を整備したら村民のスポーツ普及振興を図る。新都心や県総合運動公園、全天候型ウォーキングコースではたくさんの方がウォーキングやジョギングを楽しんでいます。吉の浦公園もウォーキングコースを全天候型にすると中城中学校陸上部だけではなく、各部活動の生徒たちの競技力の向上にもつながることは間違いなしです。小学生も同じだと思います。高齢者の方々は、膝の負担も軽くなり、ウォーキングやジョギングをする人がふえると村民の健康増進が図られると思います。人間で一番大切なのは健康です。健康で生き生きと暮らせるほど素晴らしい宝物はないと思います。

それで最後に、村長に伺います。一括交付金を活用して健康村中城村、村長の施政方針、住みたい村、住みよい村、住み続けたい村づくりに邁進できると思います。健康づくり、住みたい村づくりのために、いつでも誰もが手軽にできるウォーキングコースを全天候型コースにする考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

気持ちは十分伝わっております。今までもキャンプ誘致に係るいろいろなスポーツ振興、スポーツ施設の整備をやってまいりました。それが結果的に村民の健康増進につながっているという事実が現にありますので、今議員がおっしゃるように端的にジョギングコースを取り上げて、そこを整備するということになる、やはり一括交付金の対象にはならないのかなと単純に思います。その延長線上でスポーツの振興、キャンプ誘致も含めたスポーツの振興の結果、ジョギングコースの全天候型につながって、それで村民の健康増進につながるという。いうなれば道筋的な部分をこれから十分検討していく価値はあると思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 吉の浦公園のウォーキングコースを全天候型にすることによって、たくさんの方が、ウォーキング、ジョギングをなさいます。そうすることによって、「とよむ中城村」につながり村民のスポーツ普及振興が図られ、住み続けたい村づくりになります。村民のための施設、村民が利用しやすい環境整備をやる。城をつくったらそこに人を集めて、人づくりをやらないといけません。人こそ大切。人こそが中城村の未来をつくる、中城村の素晴らしい未来をつくるには人材育成なくして、中城村の未来はなし。常に村民が住んでよかった、住みたい村をつくるためには結の心が大切。スポーツにはその力があります。「結の輪の中で人が育つ」、「結の輪が人を育てる」この吉の浦公園を子供からお年寄りまで、憩える施設にするためには、行政の皆さんの力が必要です。ぜひ今後とも行政の皆さんと一緒に村民福祉のために努めていきましょう。

最後に生涯学習課長には、長年の間、役場業務にかかわり、生涯学習課長として社会、文化、体育、生涯教育に御尽力なされたことに対して敬意を表します。御苦労さまでした。また、退

職後も健康には留意なされて、今後とも行政で培った知識と経験を活用して、村民福祉のために頑張ってください。これで私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（ 1 5 時 3 9 分 ）

## 平成28年第1回中城村議会定例会（第23日目）

|                                                 |                 |                       |         |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成28年3月7日（月）    |                       |         |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成28年3月29日 （午前10時00分） |         |         |
|                                                 | 閉 会             | 平成28年3月29日 （午後1時34分）  |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（ 出 席 議 員 ）                      | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 石 原 昌 雄               | 9 番     | 新 垣 徳 正 |
|                                                 | 2 番             | 外 間 博 則               | 10 番    | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 大 城 常 良               | 11 番    | 新 垣 光 栄 |
|                                                 | 4 番             | 欠 員                   | 12 番    | 新 垣 博 正 |
|                                                 | 5 番             | 仲 松 正 敏               | 13 番    | 仲 座 勇   |
|                                                 | 6 番             | 新 垣 貞 則               | 14 番    | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 7 番             | 金 城 章                 | 15 番    | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 8 番             | 伊 佐 則 勝               | 16 番    | 與那覇 朝 輝 |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                       |         |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 12 番            | 新 垣 博 正               | 13 番    | 仲 座 勇   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                 | 議 事 係 長 | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 |                 |                       |         |         |
|                                                 |                 |                       |         |         |
|                                                 |                 |                       |         |         |
|                                                 |                 |                       |         |         |
|                                                 |                 |                       |         |         |
|                                                 |                 |                       |         |         |
|                                                 |                 |                       |         |         |
|                                                 |                 |                       |         |         |

## 議 事 日 程 第 9 号

| 日 程  | 件 名                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第 1 号 中城村行政不服審査会条例                                        |
| 第 2  | 議案第 3 号 中城村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例            |
| 第 3  | 議案第 14 号 中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例                         |
| 第 4  | 議案第 22 号 平成 28 年度中城村一般会計予算                                  |
| 第 5  | 議案第 23 号 平成 28 年度中城村国民健康保険特別会計予算                            |
| 第 6  | 議案第 24 号 平成 28 年度中城村後期高齢者医療特別会計予算                           |
| 第 7  | 議案第 25 号 平成 28 年度中城村土地区画整理事業特別会計予算                          |
| 第 8  | 議案第 26 号 平成 28 年度中城村公共下水道事業特別会計予算                           |
| 第 9  | 議案第 27 号 平成 28 年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算                        |
| 第 10 | 議案第 28 号 平成 28 年度中城村水道事業会計予算                                |
| 第 11 | 陳情第 1 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情   |
| 第 12 | 意見書第 4 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書 |
| 第 13 | 発議第 1 号 専決処分事項の指定について                                       |
| 第 14 | 決議第 1 号 閉会中の所管事務調査について                                      |
| 第 15 | 決議第 2 号 閉会中の議員派遣について                                        |
| 第 16 | 意見書第 1 号 日米地位協定の見直しに関する意見書                                  |
| 第 17 | 意見書第 2 号 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書                                |
| 第 18 | 意見書第 3 号 米軍人による女性暴行事件に関する意見書                                |
| 第 19 | 決議第 3 号 米軍人による女性暴行事件に関する抗議決議                                |

議長 與那覇朝輝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 議案第1号 中城村行政不服審査会条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正 皆さん、おはようございます。それでは読み上げて委員会審査の報告を行います。

平成28年3月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会

委員長 新垣博正

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号 | 件名           | 審査の結果 |
|-------|--------------|-------|
| 議案第1号 | 中城村行政不服審査会条例 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第1号 中城村行政不服審査会条例の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 中城村行政不服審査会条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号 中城村行政不服審査会条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第3号 中城村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正

平成28年 3月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会

委員長 新垣 博 正

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号 | 件 名                                      | 審査の結果 |
|-------|------------------------------------------|-------|
| 議案第3号 | 中城村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第3号 中城村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 中城村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号 中城村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第14号 中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 議案第14号の審査の結果を読み上げて報告したいと思います。

平成28年 3月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会

委員長 新垣 徳正

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件名                         | 審査の結果 |
|--------|----------------------------|-------|
| 議案第14号 | 中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第14号 中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第14号 中城村護佐丸歴史資料図書館の設置及び管理に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正

平成28年 3月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

総務常任委員会  
委員長 新垣 博 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名             | 審査の結果 |
|--------|-----------------|-------|
| 議案第22号 | 平成28年度中城村一般会計予算 | 原案可決  |

なお、その委員会審査経過の中で、委員より下記のとおり意見がありましたので報告します。

- ・ 2款1項1目1節の嘱託員報酬（2,400千円）については、警察官OBを採用し職員をサポートする旨の説明があったが、業務内容が不透明との意見がありました。
- ・ 2款1項4目13節の新庁舎基本設計等委託費（100,000千円）については、予定地が確定していない段階であり、基本設計費等の計上は時期尚早との意見がありました。
- ・ 1款1項1目9節（県外旅費）議会の政策立案能力と議案審議に資するため、所管事務調査費分を計上し綿密かつ積極的に調査能力を高める必要があるとの意見がありました。

以上、3点の意見をつけ加えて報告いたします。

議長 與那覇朝輝 これにて委員長報告を終わります。

次に、本案に対しては新垣善功議員、また大城常良議員及び仲松正敏議員より、お手元に配付しました修正動議が提出されております。したがって、これを本案と合わせて議題とします。

まず初めに、新垣善功議員から説明を求めます。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 おはようございます。それでは議案第22号に対しての修正動議について提出いたします。お手元に配付してある文書を読み上げて提出提案といたします。

平成28年 3月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

発議者 中城村議会

議員 新 垣 善 功

賛成者 中城村議会

議員 外 間 博 則

議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算に対する修正案

議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中「6,621,442千円」を「6,521,442千円」に改める。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

(歳入)

(単位：千円)

| 款      | 項       | 金額        |
|--------|---------|-----------|
| 18 繰入金 |         | 38,348    |
|        |         | 438,348   |
|        | 2 基金繰入金 | 38,347    |
|        |         | 438,347   |
| 歳入合計   |         | 6,521,442 |
|        |         | 6,621,442 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項 | 金額      |
|-------|---|---------|
| 2 総務費 |   | 829,816 |
|       |   | 929,816 |

| 款       | 項       | 金額        |
|---------|---------|-----------|
| 2 総務費   | 1 総務管理費 | 660,209   |
|         |         | 760,209   |
| 歳 出 合 計 |         | 6,521,442 |
|         |         | 6,624,442 |

提案理由といたしまして、新庁舎建設については喫緊の課題で、早期に建設しなければならないことは十分認識していますが、新庁舎建設は村にとっては50年に一度の最重要事業で、村民、議会に対しての説明もなく、また建設場所も決定していない中、基本設計委託料1億円を計上することは時期尚早である。建設場所については、村民や議会に対して説明会を開催し、村民や議会の意見、要望等を聴取し、それに基づき決定した後に早目に発注していくべきであり、村民や議会に説明のないまま予算計上する

ことは到底理解できない。まさしく村民不在、議会軽視であると思います。その意味からも提案しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 次に、大城常良議員より修正動議が出されております。

議員の説明を求めます。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算に対する修正動議を読み上げて提案いたします。

平成28年 3月29日

中城村議会  
議長 與那覇 朝輝 殿

発議者 中城村議会  
議員 大 城 常 良  
賛成者 中城村議会  
議員 安 里 ヨシ子

議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算に対する修正案

議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中「6,621,442千円」を「6,619,042千円」に改める。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

(歳入) (単位：千円)

| 款      | 項       | 金額        |
|--------|---------|-----------|
| 18 繰入金 |         | 135,948   |
|        |         | 138,348   |
|        | 2 基金繰入金 | 135,947   |
|        |         | 138,347   |
| 歳入合計   |         | 6,619,042 |
|        |         | 6,621,442 |

(歳出) (単位：千円)

| 款     | 項       | 金額        |
|-------|---------|-----------|
| 2 総務費 |         | 927,416   |
|       |         | 929,816   |
|       | 1 総務管理費 | 757,809   |
|       |         | 760,209   |
| 歳入合計  |         | 6,619,042 |
|       |         | 6,621,442 |

提案理由といたしまして、議案第22号の2款1項1目1節、嘱託員報酬について、警察OB、相談役、嘱託員は、村役場関係機関におけるクレーム対応時相談及び巡回パトロール、警察の連携、相談、その他防犯灯の相談とありますが、中城村において事件・事故、あるいは防犯の件数等を考えると、喫緊に必要性があるとは思えません。さらに議会への説明もないままに予算計上され、予算計上をする前に議会に対して説明してから計上するのが筋だと認識いたしまして、修正動議を出した次第でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 次に、仲松正敏議員より

出されました修正動議についての説明を求めます。

仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 皆さん、おはようございます。議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算に対する修正案を読み上げて提出いたします。

平成28年 3月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

発議者 中城村議会

議員 仲 松 正 敏

賛成者 中城村議会

議員 仲 座 勇

議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算に対する修正案

議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中「6,621,442千円」を「6,622,207千円」に改める。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

(歳入)

(単位：千円)

| 款      | 項       | 金額        |
|--------|---------|-----------|
| 18 繰入金 |         | 139,113   |
|        |         | 438,348   |
|        | 2 基金繰入金 | 139,112   |
|        |         | 438,347   |
| 歳入合計   |         | 6,622,207 |
|        |         | 6,621,442 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項 | 金額      |
|-------|---|---------|
| 1 議会費 |   | 101,380 |
|       |   | 400,615 |

| 款       | 項     | 金額        |
|---------|-------|-----------|
| 1 議会費   | 1 議会費 | 101,380   |
|         |       | 400,615   |
| 歳 出 合 計 |       | 6,622,207 |
|         |       | 6,624,442 |

提案理由といたしまして、地方分権が進む中、議会機関である議会は多様な市民の多様な意見をより把握して、これまで以上の公平性、公正性、透明性及び信頼性のある議会運営や開かれた議会づくりを推進する必要がある。村民への情報の提供と共有化を図りながら、村民の積極的な参加を求め、議員同士が自由闊達な討議を通し、論点や課題を明らかにし、村民本位の立場をもってその執行を監視し、さらには課題可決のために政策立案、政策提言を積極的に行って改革の取り組みを行うものである。

以上、御提案します。また具体的な項目の詳細や金額の修正につきましては、添付されております資料を参照していただきたいと思ひます。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で修正動議の説明を終わります。

これから委員長報告及び3つの修正案に対する質疑を行います。

まず初めに、委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時28分）

~~~~~

再開（10時28分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

委員長報告に対する質疑を自席のほうで行いますので、よろしくお願ひします。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 質疑を行いたいと思ひ

ます。

議案第22号、2款1項1目1節、嘱託員報酬について質疑をしたいと思ひます。障害対策委員報酬ということで警察OBの相談役と言ひますが、那覇市や沖縄市同様、中城村に必要なという要望が村内の住民からあったのか。また村役場、関係機関に対し警察を介するクレームがあったのか伺ひます。これは委員会の中でそういう話が出たのかどうか。それも伺ひます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（10時29分）

~~~~~

再開（10時30分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正 お答えします。

委員会の中では住民からのクレームの訴えとかというのは、審査の中では出ておりません。事例等も、特にそれは審査の中では議論をしておりません。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の委員長の答弁に關しまして、そういう要望がないにもかかわらずその予算を通したということに關しては、どういふ判断でその予算を通されたのか。そこを伺ひていいですか。

議長 與那覇朝輝 総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正 お答えします。

当局からの説明では、今回の予算、あと施政

方針等でも触れられておりますが、子供の貧困対策、あるいはまた大人も含めての貧困対策等々で家庭訪問とか地域を回る機会がふえることが想定されているという説明でありました。そして、夜間についても訪問をする時間がこれまでどおりふえるだろうと。村長も議会答弁の中で、町の施政じゃなくて、一步踏み込んで貧困に対する救済措置ができないか対策を講じていくために職員をサポートするという役割を担うというような説明は受けております。以上です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 私が一番この問題で懸念しているのは、どうしても予算が先になってしまって、議会に対しての説明責任が果たされていないということが、私は一番危惧しているわけなんです。何事に対しても、我々議会議員というのは説明をしていただかないと、村民に対しても説明がつかないし、村民からの付託を受けている以上は、我々も村民に対してはどういう状況でこうなったという説明が必要だと思いますので、ぜひそこも踏まえてのこれからの議会、委員会態勢に備えても、ぜひ十分認識していただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

次に、新垣善功議員より提出されました修正案に対する質疑を行います。

金城 章議員。

7番 金城 章議員 平成28年度庁舎建設の件であります。提出者の議員は、庁舎建設は喫緊の課題と言っております。なぜそういう修正案を出したのか。また現庁舎が老朽化しているのは重々承知の上だと思いますが、この場所決定も基本計画、基本設計がないままには、場所決定してから基本計画、基本設計をすぐに行

わないといけないと思います。その上で基本計画が進む中で、早急にまた実施設計に移らないといけないと考えますが、その件についてまたどういうふうに取り組む予定なのか、ぜひ場所が決まったら早期に基本設計に取り組んでいただきたいと思います、質問いたします。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 答弁します。

これは、建設についてはお互い議員、みんな一緒だと思います。喫緊の課題だというのは認識しておりますが、やはりプロセスというのかな。それを踏まえてほしい。ちゃんとそういう基本検討委員会で、そういう諮問を受けた検討委員会の中でちゃんと報告書もある。その報告書についても議会に何の検討委員会の報告もない、村民に対してもない。やはりそういう大きな事業をする場合は、これは当然、村民や議会には説明を求めていくべきだと思いますし、そして設計する場合、場所がどこであるかはわからないで基本設計できるのかどうか。その地形によって全然違ってくると思うんです。基本設計も。別に基本設計だけの予算だったら、私は認めていたかもしれませんが、これの中に総括、みんな包括化して建設基本設計及び実施設計、そしてボーリング調査まで全部入っているんですよ。全部認めることになる。もう建設を認めてしまうことになるんです。やはり場所の設定については、議会の同意も3分の2の同意を得ないといかないし、もし同意が得られなかった場合は全部おじゃんになるんです。だから、それは事前に、お互いに綿密に議会とも協調しながら、村民とも協調しながらその建設は進めるべきだと思います。それで時期尚早だということです。以上です。

議長 與那覇朝輝 傍聴席は静かにお願いします。金城 章議員。

7番 金城 章議員 今、新垣議員がおっしゃったのは、場所を決定して基本計画ですよ

ね。行政も場所決定と同時に基本計画、基本設計はやらないといけないと私は思っております。それに庁舎建設は15年前から基金も積み立てて、これまでずっと取り組んできた課題であります。どうして今、この建設基金が積み上がった段階でこの設計、実施設計の予算を、場所が決定しないということで今修正案を出すのか。場所の決定も答申から上がって何力所かに絞られたと思います。その中からの選定でありまして、住民に説明会は、実際、別の町村でも決定して、基本計画もでき上がった段階で住民説明会を行っている現状でありますけれども、今までそういう場所を議会で選定したりとか、そういう議論をこれまでどうして出さなかったのか。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 議会は住民から付託されていますので、一応、住民が場所を決めてほしい。それはこれから住民がこの役所というのは使うし、住民が便利な場所、交通の便利な場所、そういうのを住民に選んでもらって議会で同意するかは、またお互いの中でやるべきであって、確かに委員がおっしゃる建設については15年前、新垣村長のときから当然ありました。しかし、財政がない、ないということで延び延びになってきました。しかし、今回、なぜ急に出てきたのか。その要因は何なのかというと、私の考えですが、これは沖縄電力から寄附があったから基金が10億円になったわけです。であるならば、この沖縄電力からの寄附は事前に予知していたことと思うんです。そうであれば、もっと前から場所だけは決定できたと思います。そういうことです。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 確かに今の答弁のとおり、場所は決定できたと思います。それ以前に今議会でこの予算を出す前は、予算はやはり執行部が上げてきたのは基金ができ上がったから出してきた。しかし、場所も検討委員会で絞ら

れたことは皆さん、多分重々承知のことと思います。一部の議員しか知らないということではなくて、この庁舎建設は以前からずっと話し合いに出ているものであります。ぜひこの修正案を撤回してもらいたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 我々は庁舎をつくるということは15年前から課題だということは十分認識しています。しかし、諮問機関である検討委員会で行われた経過報告も何もなし。議会に報告がない。それでいいのかどうか。我々も別に反対ではない。手順を踏んで、しっかりとお互いに議会と行政は両輪のごとくと言いながら、もう相談もなくどんどん出してきたら困ると。やっぱり両輪のごとくいくんだったら、事前に、お互いに議会にも、村民にも話し合っ、協働のまちづくりをするのが当然だと思うんです。口では協働のまちづくりと言いながら、やっていることは私は逆だと思う。まさしく村民不在であり、我々議会を軽視しているとした言いようがないと思っております。撤回はできません。以上。

議長 與那覇朝輝 以上で金城 章議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算に関する修正動議について、私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

先ほどからお話を聞いている限り、今回の1億円という庁舎建設にかかる建設費用、そのことが大分問題になっていると思っておりますが、ちょっと確認したいことがあります。この1億円という金額が問題なのか。それとも先ほどから言われるように、議会軽視ということが問題なのかということに関しましてお答えいただけますか。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 ですから、私はつくることには問題ないと、反対ではないんです。ただ、そういうプロセスを踏んでほしいと。行政単独でどんどん進められたら困るんですよ。特にこの庁舎建設のものは、やっぱり村民の交通の利便、いろんなものを考えてやらないと、村民に本当に役に立つような場所につくってほしい。利便性のあるところに。それだけです。だから、この予算についてもこの中に実施設計やボーリング調査は全て入っているんですね、ほとんど。であるならば行政当局が言うように、もし説明する、基本設計だけだったら、これは私は賛成したかもしれません。基本設計だったら。我々にそれを説明するために。それもないまま一括してやるというのはいかがなものかと思うし、そしてまた今回、課長会議の中で3回も開いてやったんだけど、決めきれなかったと。それとまた今度はプロジェクトチームをつくっていくと。役場をつくるのに、なぜ行政だけでつくるんですか。これは村民も議会も、三者一体となった取り組みで私はつくるべきだと思って、今回、今出している予算、計上しているものについては削除してもらって、この基金というのはいつでも取り崩せますので、説明して場所が決定した時点で臨時会を開いて、そして取り崩して計上しても別に私は遅くはないと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 善功議員がおっしゃることも、全くそのとおりだと私も認識はしているんですが、皆さんはよく総論賛成、各論反対という話をされますが、まさにそのとおりかなと思っています。この1億円、先ほど傍聴席のほうからも1,000円ではないんだ、1億円だよという声もありましたが、この1億円というものは、この庁舎建設に関しましての1億円でございます、それだけのものが設計の段階でか

かるということでございます。そして、先ほど基金の話もありましたが、これはずっと以前から私たちの先輩議員でありますとか、その方々からもそういう話が、早目の庁舎建設は要望されてきていたと聞いております。それで今基金のめども、その電力関係からの寄附もあったということで、その基金のめども立ったということで、執行部のほうはその予算を計上してきたと思うんです。だったら、この1億円を今修正動議をかけて3,000万円にしたときに、後々この1億円というのはかからないで済むのかということになりますと、多分そうではないと思うんです。結局、またその1億円は同じように上がってくるわけなんですから、喫緊を要するということでありましたら、それほどそこに目くじらを立てるほどのことではないかと私自身は思っているんですね。この庁舎自体が、本当にもう皆さんよく御存じのように、この議場もそうなんです、あちこちでひび割れがあったりとか、本当に早期の建設に取りかかる必要があると思います。そのことからして、早目のそういう予算計上になったのではないかなと私自身は思っておりますので、そこで皆さんと共通認識として持って、ぜひその予算は通していただきたいなと私自身は思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 やっぱり世の中でこういう物事をやるときには手順等を踏んでいかないと、後で問題が起きてからはどうしようもないんです。ですから、しっかりとみんなの同意を得ながら、議会の同意も得ながら、ちゃんとしないと、ただ総括的に答弁、行政当局が答弁しているように、基本設計をつくってからやりますということを言っていますが、これは信用するしないの問題じゃなくて、やはりちゃんと場所も決めて、議会の同意も得て、それから村民にも説明をして、村民のある程度の同意を

得る。100%賛成というのにはあり得ないと思いますが、しかし、そういうのを踏まえてちゃんとやらないと、後で取り返しのつかないことになっちゃうんですよ。これはまさしく火葬場の建設の問題もそうですよ。私はあれもそういうプロセスをしっかり踏んでおれば、そんな大きな問題にはならなかったと考えております。ですから、今後は行政も議会も両輪のごとくというのであれば、協調性を持っていかないと、もう行政単独でどんどん進めてもらったら困ると。我々議会としてはそれをチェックする機関ですので、そしてちゃんと自治法にもうたわれているように、同意をとらなきゃいけないんですよ。もし仮にこれが予算を上げて同意がとれなければどうなるんですか、皆さん。そういう意味でも、我々もそれは反対しているわけではないんです。手順を踏んでやってもらえれば異存はないです。これはいつでも取り崩しできる予算ですので、基金ですので、あなたが心配しているようなことはないと思います。我々も決して建設に絶対反対というわけではありません。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣徳正議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 それでは議案第22号平成28年度中城村一般会計予算に対する修正動議について質疑をしていきます。

今、発議者の方は村民の意見がとられていないというお話をしておりましたけれども、実際に庁舎建設委員会というのを走らせて、それに基づいて村民の一部の意見とはいえども、通常はこういうパターンで委員会を走らせて答申をするわけです。諮問をするわけです。そこら辺について委員はどのようにお考えですか。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 今、委員がおっしゃることは当然のことです。諮問については異論

はありません。その後が問題だということです。検討委員会で検討した結果をなぜ説明しないか、それだけの問題ですよ。以上。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 そうすることで、答申については新聞にも載っていたとおり、当局からも一部答申については3カ所の案が出ましたという答申を得ましたと、具体的にここですよと出てきたら、ここですよで決まっていたかもしれないけれども、今回は3カ所に絞られたという答申がありました。それをこの議会でも報告されているんです。だから、実際報告はしているわけです。

次に基本計画についてももう少し聞いてみたいと思いますけれども、こういう公共工事の場合においては、基本計画というのをつくっておかないと、当事者である地主、地権者とか、そういうところに交渉に行けないわけです。要するに、仮了解もとれない、基本計画がなければ、その土地代を収用したときに所得税の控除が受けられなくなるわけです。ですから、当然、基本計画は一番最初につくっていくということになるわけです。今回、1億円を全部削るということは、基本計画をするなというニュアンスにもなります。あるいはおくらせるということになるわけです。だから、そういうことも含めると、これを丸々削ること自体はおかしいと思いますが、どうですか。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 説明は基本計画をつくってから説明を言っていますけれども、そういう説明をするための基本計画だったらいいですよ。なぜあえて実施計画まで、ボーリング調査まで入れていくのか。基本設計をつくる場合でも、やはり場所がどこだということは決めないと、つくられるんですかね。そして、今おっしゃった地主との交渉についても場所が決まらないと、どこの地主と交渉するんですか。やは

り場所を決めて、この場所によっては道路のいろんな周囲の環境、状況もありますから、それに沿ったように設計をすべきであって、設計はまず場所がないと設計ができないと私は思います。まずは建設場所を決めてから、ちゃんとした設計をして地主とも交渉をすれば、それでも私は大丈夫だと考えております。ですから、最初からこの実施設計とかボーリング調査まで全部入れてしまっているものから、基本設計の分だけだったら賛成した可能性がありますよ。しかし、一旦戻してから改めて出していただきたいということです。

議長 與那覇朝輝 石原昌雄議員。

1番 石原昌雄議員 場所の決定が先ということですが、確かに場所の決定は先になると思います。もう今、当局に対しては答申が出て、3カ所から選んでほしいという答申がもう出ているわけですから、当然3カ所から選ぶと。その選んだ場所について、早速にしても基本計画を走らせないとできないわけですから、当然基本計画が必要になります。そういう面で、今回の全部削除というのはいかがなものかと思って質疑を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で石原昌雄議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

仲座 勇議員。

13番 仲座 勇議員 質疑をさせていただきます。

やっぱり提出者の考えが正解だと思っています。と言いますのは、説明にもありましたけれども、15年ぐらい前から提案されて、前の首長のときはなかったのに、予算ができたからそんなに急ぐことはないんじゃないかという考えをしています。場所ももう決まっているんです。答申で3カ所に絞られたということは聞いていますけれども、そこも含めてやっぱり議会説明、住民への説明が大事だと思いますし、そういう

時間にまだ余裕といいますか、時間はまだ十分あると思います。私も修正動議に賛成ということで、以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 先ほど石原委員から、答申が出ているということですがけれども、答申が全てではないと私は思うんです。答申が出たからには、その答申が正しいかどうかは、やっぱり議会にも、住民にも説明して、そして了解を取るべきじゃないかと考えております。決して建設に反対ではない。そしてその基本設計をするもの、だからプロセスというのを大事にしてほしいと。手順を、手続を。行政というのは、これは法律に基づいて行政を執行しないとけないし、そのためにいろんな法律や条例があるわけですから、その手順を踏んでいただければ別に建設については異存ではないということです。ただ、今回のこれについては一旦は収めておいて、それから臨時会を開いてぱっぱとやっていけば、そんなに急いでやる必要はないと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 ほかに質疑はありませんか。

討論は後で設けてありますので、質疑でやっていただきたいと思います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。休憩します。

休憩(10時57分)

~~~~~

再開(11時07分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

次に、大城常良議員から提出されました修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

次に、仲松正敏議員から提出されました修正

案に対する質疑を行います。

金城 章議員。

7番 金城 章議員 中城村の一般会計予算の修正案に質疑をいたします。

この76万5,000円の増ですが、これはどういう計算でそうなったのか。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 これは今まで所管事務調査費というのはなかったわけです。いろいろ全国各自治体でこの議会改革という、いろんな議論がされております。自分たち議員もいろいろ研修をしてきた経緯から、本村もぜひこれまで途絶えていた所管事務調査を行い、議会改革に、村民に開かれた議会を目指すということで、今回、ぜひ調査を行うという意味で計上しております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 計上はよくわかります。この76万5,000円を計上した、要するにどうしてこの金額になったかだけ。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（11時12分）

~~~~~

再開（11時12分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 これは1委員会、各常任委員会5名と、それに事務局1人、計6名ですかね。それを例えば東京のほうに研修に行くと、2泊3日の予定での計算になっております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 まだ委員会ごとにこの所管事務の行動、何をすることがまだ決まっていない状態でどうなるか。また議論をして、逆に補正で考えられないものなのか。また3委員会、その所管の方法さえまだ決まっていないときにこの予算が計上されて、また全議員で検討

して議論をしてからその予算を上げてもいいんじゃないかと思えますけれども。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 先ほどの76万5,000円、これは今言った人数でやると確かに少しオーバーします。しかし、それは余ったら余ったでまた基金に入ると。それからまだそういう所管の提案内容もない中ということですけども、所管事務調査というのはいろいろ各3常任委員会ですね。それから議運の中で議論をするのは当然であります。これはいろいろ案を出して、それを議長に出して、それを議長のお許しが出来ればそれができると思えますけれども。

議長 與那覇朝輝 以上で金城 章議員の質疑を終わります。

新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 それでは議案第22号平成28年度中城村一般会計予算に対する修正動議について質疑を行います。

今回、この修正した繰入金ですね。繰入金の中の2項、基金繰入金になっています。これはたしか人材育成基金だと思いますけれども、この内容を周知しているか。これは規則では中城村に在住、または中城村の学校等へ在学する者が次の各項のいずれかに該当するときは予算の範囲内において助成を行うものとする。この予算からの繰り入れはちょっとまずいのではないかということです。そしてもう一つ、先ほどプロセスと言っているんですけども、この所管事務調査に関しては、私たちが政務調査をやったときにしっかりとした条例、それから規定をつくって、特別委員会をつくってちゃんとした手順でこれは予算化してきました。いきなりぼんと修正動議をして予算を変えれというのは、ちょっといかがなものかと。その件に関して、もう一度この上げてきた趣旨がどういう趣旨で上げてきたのか。私も、確かに所管事務は必要だと思います。これは大賛成です。議員の資質

向上のために。このプロセスを踏まないで、何でもこういう予算の修正動議までかけて、上げてまで、それで子供たちの人材育成基金から取り崩して議員のために入れないといけないのか、その辺の所見を伺います。

議長 與那覇朝輝 光栄議員、1問目は財政調整基金からの繰り入れですので、質疑を認められません。

新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 この基金の件に関しては取り消します。その財政調整交付金に関しては先ほど言われたように、政務活動費の私たちは交付に関する条例をしっかりとつくって、そして規定をつくってやってきました。もし所管事務調査費を計上するのであれば、しっかり委員会をつくって、プロセスを踏んでやるべきではないか。その辺の所見を伺います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 ただ、この議会改革等に早急にその所管事務調査を行い、本村の議会改革をする必要があると。議会改革の本来の目的は、議会制民主主義をより時代に合った形に成熟させることである。その現代の地方議会に求める要素として、まず1つ目に開かれた議会。それから2つ目に自立と議会。3つ目に効率的な議会。そこで議会基本条例ですね。の主旨を生かしながら、既存の地方議会制度の行いにおいて、時代に合った適合した議会を目指すということで、今回その動議を提出いたしました。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 思いはわかるんですけども、先ほど言われたようにプロセスを踏んで、ちゃんと条例をつくって、規約もつくって、個別で特別委員会で議論をして上げたほうが私はスムーズに通るのではないかと考えておりますので、もう一度考えてください。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣光栄議員の質

疑を終わります。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時22分)

~~~~~

再開(11時23分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは議案第22号の修正案に対して質疑を行います。

所管事務調査に係る費用を捻出するというような答弁でありましたが、我々議会のほうでは所管事務調査については、費用は議会費予算に定める費用弁償の範囲内とすると明記されております。それを修正しない状態で予算を勝手に計上することは、議会そのものを無視するような手続になると思いますが、その認識はいかがでしょうか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(11時24分)

~~~~~

再開(11時25分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 先ほど述べた議会基本条例も制定されていない。それで今回は会議規則にのっとって提案したということでありませう。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それであれば、そういった取り決め事項というのを改めていくという手続を踏まえるということは、基本だと私は思っております。

もう1点、閉会中の議員の派遣については、

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会、2. 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会、3. 本議会主催による議員研修会となっています。これは基本的には県内、あるいは村内を想定されている議員の研修であります。そういったものも修正とか、あるいはまたつけ

加える文言というのは、やはり全協なり、また光栄議員が先ほど言いましたように、特別委員会を立ち上げて、しっかりと議論をして、文言を調整して、全会一致を諮ってこれらは議決すべき案件だと私は思いますが、その点に対して多数決でも乗り切るといような考え方があるのかどうかを伺います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 多数決で決行するとか、強行するとか、そういう考えはありません。例えば、おっしゃるように全協に諮って、その委員をつくるという手順でこれからまた考えていきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 多数決ではないというのであれば、この案件は取り下げのべきだというふうに私は認識します。ぜひ取り下げの考えがないかどうか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 その件に関しては、議員皆さんの、全員の考えを反映させる意味で、議決による判断といたします。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣博正議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず委員長報告に賛成の発言を許します。委員長報告に対する発言、討論ありますか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

続いて、新垣善功議員からの修正案に賛成の発言を許します。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 新垣善功議員から出されました修正案に関して、賛成の立場で討論いたします。

本委託料は、議会に対し一切の説明もないままに予算化され、さらに建設検討委員会から出された答申にもある。議会、村民への情報公開と意見収集に努め、議理解を得ながら場所の選定も含め進めてほしいとの答申書も無視し、村民の付託を受けている議会も軽視していると言わざるを得ない。以上で賛成の討論を終わります。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。賛成の討論です。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

続きまして、大城常良議員からの修正案に賛成の発言を許します。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 大城議員の修正動議について、それにつきましては提案理由の説明の中にもあったとおりでございます、私もそれに賛成する立場です。果たして、今これが必要かどうか。お互い議会はその必要性和、本当にこれを検討する、予算を検討すべきであって、議会が、行政側が計上したからこれを追認するということがいかなものかと思っております。よって、私は大城議員の修正動議に賛成します。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 大城議員から出されたその修正動議に対して、私は賛成の立場であります。

これは先ほどのお話でも、クレームが今まで一度もない中を、今後はクレームがあるというふうに想定しているのか。巡回パトロールとおっしゃっていますけれども、何のための巡回パトロールなのか。大変疑問であります。警察との連携、相談とあります。これは防犯関係が主なものになってくるんじゃないかなと。教育委員会、学校とか、そういったものに学校教育、

そういったものに権力の介入を許さないというのが私たちの方針でありますので、何もその警察のOBじゃなくしても、いろいろと相談できる人はいると思います。職員と一緒にパトロールをするという話ですけれども、職員をサポートするという名目もあるんですが、このパトロールに対して誰を対象にしているのか、そういったもので子供たち、子供の貧困とかそういったものについて取り締まりをするというイメージが拭えませんが、私はこれを権力介入と思っておりますので、大城議員の出された修正動議に賛成をいたします。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで討論を終わります。  
以上で大城常良議員からの修正案に対する討論を終わります。

続いて、仲松正敏議員からの修正案に賛成の発言を許します。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 仲松正敏議員から出されました修正動議に対して、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

所管事務調査は、常任委員会の中では必要であり、委員会の専門的な知識を高めるためにも予算措置をしていたいただき、調査に支障が出ないようにしていただきたい。以上であります。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算について採決いたします。

まず本案に新垣善功議員から提出された修正案について、起立によって採決いたします。修正案に賛成の方は起立願います。

(賛否同数)

議長 與那覇朝輝 採決の結果、賛成・反対

が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決いたします。

議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算に対する修正案については、議長は否決とします。したがって、新垣善功議員から提出された修正案は否決されました。

次に、大城常良議員から提出された修正案について、起立によって採決いたします。修正案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議長 與那覇朝輝 「起立少数」です。したがって、大城常良議員から提出された修正案は否決されました。

次に、仲松正敏議員から提出された修正案について、起立によって採決いたします。修正案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議長 與那覇朝輝 「起立少数」です。したがって、仲松正敏議員から提出された修正案は否決されました。

お諮りします。本案の委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第22号 平成28年度中城村一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第23号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 読み上げて報告いたしたいと思います。

平成28年 3月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名                   | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第23号 | 平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算 | 原案可決  |

以上です。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第23号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号 平成28年度中城村国民健康保険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第24号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 読み上げて報告いたしたいと思います。

平成28年 3月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳 正

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                     | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第24号 | 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決  |

以上です。

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第24号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号 平成28年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第25号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章 では、読み上げて報告にかえます。

平成28年 3月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会  
委員長 金城 章

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                      | 審査の結果 |
|--------|-------------------------|-------|
| 議案第25号 | 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計予算 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第25号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第25号 平成28年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第26号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章 読み上げて報告にかえます。

平成28年 3月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会  
委員長 金城 章

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                     | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第26号 | 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第26号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第26号 平成28年度中城村公共下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第27号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章 読み上げて報告にかえます。

平成28年 3月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会  
委員長 金城 章

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                        | 審査の結果 |
|--------|---------------------------|-------|
| 議案第27号 | 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第27号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号 平成28年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第28号 平成28年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章 読み上げて報告します。

平成28年 3月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

建設常任委員会  
委員長 金城 章

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                | 審査の結果 |
|--------|-------------------|-------|
| 議案第28号 | 平成28年度中城村水道事業会計予算 | 原案可決  |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから議案第28号 平成28年度中城村水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成28年度中城村水道事業会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第28号 平成28年度中城村水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 陳情第1号及び日程第12 意見書第4号については関連しますので、一括審議にしていきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、日程第11 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情及び日程第12 意見書第4号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書を一括議題とします。

本件について、委員長の報告及び委員長の趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正 文教社会常  
任委員会に付託されました陳情案件1号につき

まして、読み上げて報告をいたしたいと思いま  
す。

平成28年3月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳正

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記

| 受理番号  | 付託年月日 | 件名                                                | 審査の結果 |
|-------|-------|---------------------------------------------------|-------|
| 陳情第1号 | 3月7日  | 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情 | 採択    |

続きまして、採択に伴って意見書第4号を読み上げて報告したいと思います。

意見書第4号

平成28年3月29日

中城村議会  
議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

文教社会常任委員会  
委員長 新垣 徳正

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予  
後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

提案理由

本委員会に付託された、陳情第1号を採択するにあたり、意見書を提案する旨、委員会にて決定したため。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の  
相談可能な窓口などの設置を求める意見書（案）

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられることによって、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じます。この突然の動きによって、文字通り脳は頭蓋骨内で跳ねまわされ、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内に科学的な変化を生じます。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もあります。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見えるあるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、集中力の低下等、複数かつ多彩であり、また症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数ヶ月間発症しないこともあります。（一般的な認識の「意識消失」は、脳しんとうの中で10%以下（IRB脳震盪ガイドライン）でしか見られません。）

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁などが発症した場合、症状が消失するには数ヶ月かかることがあり、まれには、永続的な身体的、感情的、神経的、または知的な変更が発生します。さらに、脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなりますし、死に至る場合（セカンドインパクト症候群）もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきです。

この病態は、Scat2やScat3において客観的な診断方法が確立されており、既に、国際オリンピック委員会を始め、FIFA、IIHF、IRB、F-MARC等で採用され、PocketScat2に於いては各種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標として使用されています。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、更には平成25年12月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より、「スポーツによる脳損傷を予防

するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまい、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安・不便・孤独を感じ、最悪うつ状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発症障害とみなされ見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかの二者択一になっているのが現状でございます。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査の遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、最悪家庭の崩壊へと陥っている家族も多く、事故調査を蔑ろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

そこで、国におかれましては、上記の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く要望します。

## 記

### 脳しんとう及び軽度外傷性損傷への対応について

#### 1 教育機関での周知徹底と対策

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、PocketSCAT2 の携帯を義務付けること。

併せて、むち打ち型損傷、若しくは頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけでなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

#### 2 専門医による診断と適切な検査の実施

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRIだけではなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、Scat3(12歳以下の場合はChildScat3)を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

#### 3 周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応の出来る職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

#### 4 園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止

保育園・幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し迅速に事故調査及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2016年3月29日  
沖縄県中城村議会

(宛先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休憩(12時10分)

~~~~~

再開(12時11分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情は委員長報告のとおり採択されました。

続いて意見書第4号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第4号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書は原案のとおり採択されました。

休憩いたします。

休 憩（ 1 2 時 1 4 分）

~~~~~

再 開（ 1 2 時 1 4 分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

日程第13 発議第1号 専決処分事項の指定  
についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

建設常任委員長 金城 章。

建設常任委員長 金城 章

発議第1号

平成28年3月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 建設常任委員会

委員長 金城 章

専決処分事項の指定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

（提案理由）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項で、特に指定した事項について村長に専決処分させることができることになっており、議会運営上及び行政執行上能率的運用を図るため本案を提出する。

専決処分事項の指定について

中城村議会の権限に属する事項中、次の事項は、地方自治法第180条第1項の規定により、村長の専決処分事項に指定する。

- 1 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明  
を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（ 1 2 時 1 8 分）

~~~~~

再開（12時20分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号 専決処分事項の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、発議第1号 専決処分事項の指定については原案のとおり採択されました。

日程第14 決議第1号 閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。
新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員

決議第1号

平成28年3月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣 貞 則

賛成者

中城村議会議員 新垣 博 正

中城村議会議員 仲 松 正 敏

閉会中の所管事務調査について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

閉会中の所管事務調査について

本議会は閉会中に、下記の所管事務調査を実施することを決議する。

1, 調査の目的

(1) 常任委員会

本村及び他市町村の実態を調査し、村政の伸展に寄与することを目的とする。

(2) 議会運営委員会

議会運営の実態を調査し、議会の円満かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

2, 調査事項

常任委員会

- (1) 行財政運営等に関する事項
- (2) 学校教育及び社会教育に関する事項
- (3) 監査及び選挙に関する事項
- (4) 福祉等に関する事項
- (5) 環境衛生等に関する事項
- (6) 健康保険等に関する事項
- (7) 商工観光の振興に関する事項
- (8) 農林水産業の振興及び農地等に関する事項
- (9) 土地開発等に関する事項
- (10) 住宅、道路及び河川等に関する事項
- (11) 都市計画等に関する事項
- (12) 上下水道整備等に関する事項
- (13) 安全・安心・防災に関する事項
- (14) その他上記以外の村政に関する事項

議会運営委員会

- (1) 定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項
- (2) 議会会議規則、委員会条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

3, 時期及び方法

平成28年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については各委員会において、それぞれ決定する。

4, 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

平成28年 3月29日
沖縄県中城村議会

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 先ほどの動議でもありましたが、この所管事務調査とは何ですか。これを決議する必要があるのか。予算もないのに、皆さん方は。あなたもそれに反対した1人として、所管事務調査費の計上については。これはどういう意味ですか。これを決議する必要はないと私は見えています。皆さん方は反対したでしょう。所管事務調査には。よく考えてよ、みんな。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(12時25分)

~~~~~

再開(12時25分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 閉会中の所管事務調査ということでありまして。今後、私たちも少しそういった勉強をしながらやっていこうということで、議会費、予算の定める費用弁償の範囲内ということをやっています。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 最後の調査費用は、議会費予算の定める費用弁償の範囲内とするとあるが、これは当然ですよ。当然だと思いますよ。だから、予算がないからお互いは予算を計上しようということで修正動議を出したわけ。当然、それは予算の範囲内でしかお互いは活動できませんよ。違いますか。だから、今予算書には費用弁償がないから、それを計上してやろうとしたら、皆さん方が反対したでしょう。あなたも。これはどう説明するのか。そして、それは議決する必要はないと見えていますけれども。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(12時27分)

~~~~~

再開(12時28分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 この件に関しては、議会運営委員会とかそういった全協でも一応決定してやっています。それで先ほど話したように、特別委員会を設けてそういった調査をやっています。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(12時28分)

~~~~~

再開(12時29分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 ただいまの質疑に対しては、県内の旅費に関する回答です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 県内の、どういうのをやろうとしているのか、皆さん方は。調査は。予算はどこにあるのか。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(12時30分)

~~~~~

再開(12時33分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 そういう矛盾したものだとは私には考えているけれども、提案者としてはどう考えているのか。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 先ほど言ったように、これは学校とかそういったときの委員会の費用弁償とかであります。それで先ほど言ったように、そういった県外のほうも特別委員会を立ち上げてやったほうがいいと思っております。

議長 與那覇朝輝 以上で新垣善功議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 質疑をいたします。

4番の調査費用ということがあるんですけども、その議会費、予算の定める費用弁償の範囲内ということがあるんですが、今聞いてみたら500円ということであるんですけども、これはいつごろから決められた500円なのか、そのほうもわかるのであれば答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩（12時33分）

~~~~~

再開（12時34分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 中城村議会議員の報酬及び費用弁償などに関する条例に載っています。別表1です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 ただいま別表にあったということなんですが、これは例えば中城村内で小学校に行った、あるいはまたどこかで調査をしたということと、恐らく次はまた那覇に行って調査をして戻ってきたという場合も同じ費用弁償だと思うんです。県内は全部一緒なのか、それは間違いなく一緒ですか。ほとんどもう費用弁償は500円ということ。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 間違いなく500円です。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、委員会から所管事務調査費についてということで500円が出ていますけれども、これはやっぱり近いところ、遠いところとそれぞれあると思いますので、ぜひひとつ近いところは500円でこれは別に構わないんですが、遠いところに行った場合にはそれなりに費用弁償は必要ではないかと思ってい

るので、そこはまた検討してお願いしたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております決議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 ただいまの決議に賛成の立場で討論しましょうね。というのは、こういう所管事務調査をする場合は、確かに費用弁償は1日1日当500円ついていますが、これはあくまでも基本的には県内ですね。我々議員の質を高めるためにも、県外費用までも計上すべきだと私は考えております。しかし、今回予算に修正をかけたんだけど、否決されましたが、やはり今後はお互い真剣にこの所管事務調査については考え、議会の質を上げるように努めていくことを要望いたしまして、賛成します。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員 私も本件に関しましては、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

先ほどから皆さん議論をなされているように、我々議員は個人の部分と、それと各常任委員の部分がございまして、それぞれ皆さん、それなりの活動は今までやってきていると思っておりますが、

今回、とてもすばらしい提案がなされているのではないかと思います。その活動をなお一層強固なものにするためにも、その活動費というのはどうしても必要不可欠なものがあるのかと  
思っておりますので、その部分は今後、議員一人一人、そして議会においても検討を重ねながら、その方向性で進めていただければと思っておりますので、この件に関しましては賛成ということで答弁いたしたいと思いました。以上です。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから決議第1号 閉会中の所管事務調査  
についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第1号 閉会中の所管事務調査については原案のとおり採択されました。

日程第15 決議第2号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。  
新垣徳正議員。

9番 新垣徳正議員

決議第2号

平成28年3月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣 徳正

賛成者

中城村議会議員 新垣 光栄

中城村議会議員 大城 常良

閉会中の議員派遣について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

閉会中の議員派遣について

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを決議する。

記

- 1, 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会  
(平成28年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
- 2, 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会  
(平成28年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
- 3, 本村議会主催による議員研修会  
(平成28年度中に開催される諸研修会)

平成28年 3月29日  
沖縄県中城村議会

以上です。  
議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明  
を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(12時44分)

~~~~~

再開(12時49分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま
す決議第2号は、会議規則第39条第3項の規定
によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、決議第2号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから決議第2号 閉会中の議員派遣につ
いてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、決議第2号 閉会中の議員派遣に
ついては原案のとおり採択されました。

日程第16 意見書第1号 日米地位協定の見
直しに関する意見書を議題といたします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣博正議員。

12番 新垣博正議員

意見書第1号

平成28年 3月29日

中城村議会
議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 議員 新 垣 博 正

賛成者

中城村議会 議員 安 里 ヨシ子

中城村議会 議員 外 間 博 則

日米地位協定の見直しに関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

提案理由

日米地位協定は、昭和35年に締結されて以来、50年以上もの間改正されてなく、これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされているものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から村民・県民の生命・財産と人権を守るためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

日米地位協定の見直しに関する意見書（案）

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、31の都道府県に131施設、約10万2千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約74%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、環境問題、並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後70年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に締結されて以来、50年以上もの間、1度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月29日

沖縄県中城村議会

あて先

内閣総理大臣・外務大臣・防衛大臣・内閣官房長官・
沖縄及び北方対策担当大臣・外務省沖縄特命全権大使・沖縄防衛局長

以上です。

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩（12時55分）

~~~~~

再開（12時57分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

大城常良議員。

3番 大城常良議員 本意見書に賛成の立場で討論をいたします。

平成27年11月11日に、全国町村議長会で初めて日米地位協定見直しの特別決議が採択されました。我が沖縄県においては、全国の74%の米軍基地が集中しており、米軍による犯罪事故、航空機の騒音、さまざまな環境問題、さらには

米軍人、軍属による犯罪が全く後を絶ちません。1960年に地位協定が締結されてから56年もの間、改正されていない現状で、事件・事故が起こるたびに運用改善というその場しのぎの対応で、県民、村民の不安と怒りは増すばかりであります。県民、村民の生命・財産・人権を守るためには、まだまだ不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しを強く求め、早急な対応を望みたいと思えます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第1号 日米地位協定の見直しに関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第1号 日米地位協定の見直しに関する意見書は原案のとおり採択されました。

日程第17 意見書第2号 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

金城 章議員。

7番 金城 章議員

意見書第2号

平成28年3月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 議員 金城 章

賛成者

中城村議会 議員 仲 座 勇

中城村議会 議員 外 間 博 則

### 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

#### 提案理由

沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、必要な道路網が計画的かつ着実に整備されるよう  
要求する必要があるため。

### 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書（案）

沖縄県においては、昭和47年の復帰以降4次にわたる振興計画により着実に道路整備が進められ、道路は、県民の暮らし、経済、文化等、あらゆる分野の向上・発展に大きな役割を果たしてきたところである。

また、平成15年には沖縄都市モノレールが開業したものの、依然として陸上交通のほとんどが道路交通に大きく依存している状況である。

このため、那覇空港・那覇港等の広域交流拠点に連絡する幹線道路ネットワークの構築及び慢性的な都市部の交通渋滞への対応とともに、観光振興・地域活性化の支援、災害対策など、増大・多様化する交通需要への対応が求められており、なお一層の道路網の体系的整備と質的向上が必要である。

については、今後とも「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、引き続き必要な道路が計画的かつ着実に整備されるよう、下記事項について特段のご配慮を強く要望する。

記

1. 那覇空港等広域交流拠点や主要拠点へのアクセス性を向上させ、産業振興や人、物の交流の迅速化を図るため、那覇空港自動車道（小禄道路）、沖縄西海岸道路、名護東道路（数久田～許田間）、南部東道路及びスマート・追加インターチェンジ等ハシゴ道路ネットワークの早期整備
2. 都市部における交通渋滞を緩和し、環境改善や健全な市街地の形成を図るため、国道329号西原バイパスを始めとする幹線道路の整備や主要交差点の改善整備
3. 大型MICE施設の建設位置がマリントウン地域に決定したことに伴い、更なる交通需要が見込まれるため、国道329号西原バイパスの北伸に位置する、（仮称）中城バイパスの早期事業化及び整備促進
4. 中北部地域までの定時・定速の公共交通ネットワークを形成するため沖縄都市モノレールについて、首里駅から沖縄自動車道までの延長整備促進
5. 離島における生活圈域の広域化、一体化を促し、定住化の促進を図るため離島架橋等の整備促進
6. 沖縄は台風常襲地帯であり、過去の電柱倒壊等の甚大な被害を踏まえ、防災機能の向上を図るとともに、質の高い観光・リゾート地の形成を図るための無電柱化、美しい道路景観の創出・保全、良質な道路緑化等の推進

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月29日

沖縄県中城村議会

あて先

内閣総理大臣・国土交通大臣・財務大臣・内閣官房長官・  
沖縄及び北方対策大臣・沖縄総合事務局長

議長 與那覇朝輝 これで提出者の趣旨説明  
を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（13時06分）

~~~~~

再 開（13時07分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております
意見書第2号は、会議規則第39条第3項の規
定によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書第2号 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第2号 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書は原案のとおり採択されました。

日程第18 意見書第3号 米軍人による女性

暴行事件に関する意見書及び日程第19 決議第3号 米軍人による女性暴行事件に関する抗議決議については関連しますので、一括審議にしていきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第18 意見書第3号 米軍人による女性暴行事件に関する意見書及び日程第19 決議第3号 米軍人による女性暴行事件に関する抗議決議を一括議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 それでは意見書第3号、そして決議第3号を一括して提案いたします。

意見書第3号

平成28年3月29日

中城村議会

議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会 議員 新 垣 光 栄

賛成者

中城村議会 議員 仲 松 正 敏

中城村議会 議員 外 間 博 則

米軍人による女性暴行事件に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

提案理由

村民、県民の人権・生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するため。

米軍人による女性暴行事件に関する意見書（案）

去る3月13日、沖縄県警は同日未明に那覇市内のホテルで発生した女性暴行事件について、キャンプ・シュワブ所属の米海軍1等水兵を準強姦罪の容疑で緊急逮捕した。女性に対するこのような行為は、肉体的、精神的苦痛を与えるだけでなく、人間としての尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪である。

沖縄県における復帰後の米軍構成員等による犯罪件数は、平成27年12月末時点で5896件にも上り、本村議会は、事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に強く抗議してきたところである。それにもかかわらず、今回、またもやこのような事件が発生したことは、米軍における再発防止への取り組みや軍人への教育のあり方が機能していないと言わざるを得ず、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、本村議会は、村民、県民の人権・生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

1. 被疑者に対する厳正な対応と、被害者への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
2. 米軍人・軍属等の綱紀粛正、人権に関する教育の徹底を図るとともに、村民、県民が安心して生活できる、実効性のある抜本的な再発防止策を講じること。
3. 日米地位協定の抜本的な見直しを行うとともに、在沖米軍基地を整理・縮小すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月29日
沖縄県中城村議会

（宛先）

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣
防衛大臣 沖縄及び北方担当大臣

決議第3号

平成28年3月29日

中城村議会議長 與那覇 朝輝 殿

提出者

中城村議会議員 新垣 光 栄

賛成者

中城村議会議員 仲 松 正 敏

中城村議会議員 外 間 博 則

米軍人による女性暴行事件に関する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由

村民、県民の人権・生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するため。

米軍人による女性暴行事件に関する抗議決議（案）

去る3月13日、沖縄県警は同日未明に那覇市内のホテルで発生した女性暴行事件について、キャンプ・シュワブ所属の米海軍1等水兵を準強姦罪の容疑で緊急逮捕した。女性に対するこのような行為は、肉体的、精神的苦痛を与えるだけでなく、人間としての尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪である。

沖縄県における復帰後の米軍構成員等による犯罪件数は、平成27年12月末時点で5896件にも上り、本村議会は、事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に強く抗議してきたところである。それにもかかわらず、今回、またもやこのような事件が発生したことは、米軍における再発防止への取り組みや軍人への教育のあり方が機能していないと言わざるを得ず、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、本村議会は、村民、県民の人権・生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

1. 被疑者に対する厳正な対応と、被害者への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
2. 米軍人・軍属等の綱紀粛正、人権に関する教育の徹底を図るとともに、村民、県民が安心して生活できる、実効性のある抜本的な再発防止策を講じること。
3. 日米地位協定の抜本的な見直しを行うとともに、在沖米軍基地を整理・縮小すること。

上記のとおり決議する。

(宛先)

米国大統領 米国国防長官 米国国務長官
駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官
在沖米海軍艦隊活動司令部司令官 在沖米国総領事

以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(13時15分)

~~~~~

再開(13時15分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第3号 米軍人による女性暴行事件に関する意見書に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 ただいまの意見書第3号について、賛成の立場で討論をいたします。

米軍人による女性暴行事件で被害を受けた女性に対して、本当に肉体的・精神的な苦痛は大変なものがあり、激しい憤りを感じます。このような女性の人権を無視した事件はたびたび繰

り返され、今度の事件も氷山の一角であると思っています。米軍はこのような事件が繰り返されるたびに、綱紀肅正を呼びますが、一向に改善されない。基地あるがゆえに県民の命や財産が脅かされている。私は全ての基地を撤去する以外にそういった事件はなくならないと思っております。意見書に賛成であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 続きまして、大城常良議員。

3番 大城常良議員 本意見書に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

3月13日に那覇市内で起きた米海軍兵による暴行事件は、女性の尊厳を踏みにじる蛮行であり、強い憤りを覚える。県民女性の人権をじゅうりんし、植民地意識で沖縄に駐留する米兵は沖縄に要らない。復帰後、米軍構成員などによる犯罪件数が2015年末で5,896件にも上がる。また、在沖米軍による女性に対する暴行事件の摘発件数も昨年未までに129件、147人と後を絶たない。潜在的な事件を考えると、どれほどになるのか。3月21日の新聞報道にも60年前米兵暴行、姉の屈辱を胸に辺野古へという報道がなされました。男性は問う。沖縄は日本ですか。戦後71年、事件・事故のたびに綱紀肅正、再発防止を強く抗議してきたが、全く機能しておらず、激しい怒りを禁じ得ない。事件に対し満身の怒りを込めて抗議し、旅行者、県民、村民の安心・安全な日常の暮らしを守るためにも、実効性のある対策を強く求め、抗議します。以上

です。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから意見書第3号 米軍人による女性暴行事件に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第3号 米軍人による女性暴行事件に関する意見書は原案のとおり採択されました。

続いて日程第19 決議第3号 米軍人による女性暴行事件に関する抗議決議に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから決議第3号 米軍人による女性暴行事件に関する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、決議第3号 米軍人による女性暴行事件に関する抗議決議は原案のとおり採択されました。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 議長、動議を求めたいと思います。提出いたします。よろしいですか。

総務常任委員会に付託中の請願第1号について、本請願は1年以上にわたり、何の音沙汰もなく閉会中継続審議という形で過ぎてまいりましたが、私は議会に対し、住民の意思を反映させ、重要な問題を審査し、住民の願望である請願の趣旨の実現に努めるよう、議会がどのような判断、あるいは請願に対しどういう結果を出すのか、そこが第一だと思います。請願に対し賛成議員3名は甚だ遺憾であり、受け入れられるものではありません。なぜ議題に上げないのか、伺いたいと思います。よって、会議規則第47条第1項の規定によって、委員会の中間報告を求めたいと思います。以上です。

(「賛成」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 ただいま大城常良議員から総務常任委員会に付託中の請願第1号について、委員会の中間報告を求めることの動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しております。

お諮りします。この動議を日程に追加して議題にすることに御異議ありませんか。

(「異議あり」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 異議がありますので、提出された動議について採決いたします。

提出されました中間報告を求める動議について、賛成の方は起立願います。

(賛否同数)

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休憩(13時27分)

~~~~~

再開(13時27分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これは議題に載せるかどうかの動議ですので、採決の結果は賛成・反対が同数であります。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決いたします。

請願第1号について、議長は否決と採決いたします。

休憩します。

休憩（13時28分）

~~~~~

再開（13時31分）

議長 與那覇朝輝 再開します。  
大城常良議員。

3番 大城常良議員 ちょっと現状までの流れを教えていただきたいんですけども、これは委員会の委員長にできますか。今までの流れをどういう状況で今回議題に出さなかったのか、そこまで聞けるのであればお願いしたいんですけども。

議長 與那覇朝輝 委員長はどういうお考えでしょうか。

総務常任委員長 新垣博正。

総務常任委員長 新垣博正 総務常任委員会では審査をしておりませんので、審議未了という形をとらせていただいております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これは請願というのは陳情と違って、それだけ重要な問題を村民から出されているわけで、それを審議未了というのは甚だ遺憾であるんですけども。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 皆さん、新聞報道と今議会の村長の答弁、副村長の答弁等にも正式にありましたとおり、白紙撤回、そして検討委員会そのものも解散したということになれば、願意がなくなったと、願意は満たされたものだという解釈になるので、今議論をするテーマがもうなくなったというのがこの請願であります。よって、請願は願意が自動的に満たされている

ものですから、我々が審査するテーマがもうなくなったということで、審議未了という形になっております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これは議会として、どうしても村民、それから賛成議員3名もいるなかで審議を尽くしたとは全然見受けられない。ただ、成り行きを待って、そこで終わったから請願も終わりですというふうな捉え方しかできないものですから、請願が出たのであればこれを採択、不採択するのは当然の話であって、そういうものはきちりやっていただきたいと私は思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 この請願は総務常任委員会に付託された以上は、総務常任委員会に取り扱いの権限があるものだと私は解しております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 だから、最初で総務常任委員会で、恐らく採決があったと思います。その中で不採択ということで、全然これは、我々もこういうふうな長い間待っているわけでもありませんし、委員会で採択、不採択出たのであれば、そこで即決していただきたかった。それで終わります。

議長 與那覇朝輝 これで日程を終了します。  
休憩します。

休憩（13時31分）

~~~~~

再開（13時33分）

議長 與那覇朝輝 再開します。

お諮りします。会議規則第45条の規定により議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉 会（ 1 3 時 3 4 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 新 垣 博 正

中城村議会議員 仲 座 勇